

平成 24 年度

外務省政策評価書

(平成 23 年度に実施した施策に係る評価書)

平成 24 年 8 月

外 務 省

目 次

[総括・概要]

平成 24 年度の政策評価の概観と評価の改善点	3
評価結果一覧	11

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

基本目標Ⅰ 地域別外交

I—1 アジア大洋州地域外交	19
I—2 北米地域外交	55
I—3 中南米地域外交	71
I—4 欧州地域外交	83
I—5 中東地域外交	101
I—6 アフリカ地域外交	117

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組	129
Ⅱ—2 国際経済に関する取組	159
Ⅱ—3 国際法の形成・発展に向けた取組	181
Ⅱ—4 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	193

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

Ⅲ—1 海外広報，文化交流	201
Ⅲ—2 報道対策，国内広報，IT 広報	215

基本目標Ⅳ 領事政策

Ⅳ—1 領事業務の充実	233
-------------	-----

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

V—1 外交実施体制の整備・強化	249
V—2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	255

基本目標Ⅵ 経済協力

Ⅵ—1 経済協力	263
Ⅵ—2 地球規模の諸問題への取組	271

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

Ⅶ—1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	285
Ⅶ—2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	291
Ⅶ—3 国際機関を通じた地球規模諸問題に係る国際貢献	297

政府開発援助に係る未着手・未了案件

(1) 未着手案件

ビシャカパトナム港拡張計画【インド】	305
地方部インターネット利用拡充計画【ベトナム】	307

(2) 未了案件

地中海道路建設計画【モロッコ】	309
コロンボ市配電網整備計画【スリランカ】	311
次世代航空保安システム整備計画【フィリピン】	313
アッパーコトマレ水力発電計画【スリランカ】	315
リハビリ・維持管理体制改善計画（水資源分野）【インドネシア】	317
サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）【ベトナム】	319
遼寧省鞍山市総合環境整備計画【中国】	321
山西省西龍池揚水発電所建設計画【中国】	323
アスタナ上下水道整備計画【カザフスタン】	325

[成果重視事業に関する政策評価]

○国際機関邦人職員の増強（Ⅱ—1—5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現）	329
○在外選挙人登録推進（Ⅳ—1 領事サービスの充実）	331
○領事業務の業務・システムの最適化事業（Ⅳ—1 領事サービスの充実）	337
○内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築（Ⅴ—2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革）	339
○在外経理システムの整備（Ⅴ—2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革）	341

[事前評価]

(1) 無償資金協力	344
(2) 有償資金協力	345
(3) 規制	346

[総括・概要]

平成 24 年度の政策評価の概観と評価の改善点

1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること（外務省設置法第 3 条）であり、平成 23 年度においても、限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

政策評価制度は、その実施により、効率的で質が高い行政、成果重視の行政、国民に対する行政の説明責任の徹底を実現することを目指しています。今年度より、この政策評価の目的の実現に向けた取組を前進させるため、全府省一律に目標管理型の政策評価を導入することとなり、当省も同評価を取り入れることとなりました（下記 3（4）参照）。

今年度の政策評価においては、目標管理型の政策評価を導入したことに伴い、測定指標として定量的な指標を可能な限り設けましたが、その多くは外交政策の一側面を示す指標であり、施策の進捗状況全般を示すものではありません。政策の効果については、むしろ定性的な説明を中心とせざるを得ない場合が多く、定性的な測定指標を設定するとともに、「施策に関する評価結果」において外部要因などその他の考慮すべき点も分析、勘案した上で、総合的に評価を行いました。

外務省による政策評価については、下記 2 において概要を説明します。平成 24 年度政策評価書における評価の枠組みと改善点は 3 を参照願います。

2 外務省の政策評価

（1）政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成 9 年 12 月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成 13 年 1 月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入されました。同

年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）」が制定され、平成14年4月1日から施行されました。この法律によって、すべての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられました。

(2) 政策評価に関する基本的方針（基本計画・実施計画）

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成14年度から政策評価を実施しています。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」（現行の計画期間は平成20年度から平成24年度まで。以下「基本計画」。）及び「平成24年度（平成23年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」（平成23年4月1日から24年3月31日までに実施した施策を対象。以下「実施計画」。）を定めています。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されています。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めています。この基本計画は、5年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開等の基本的事項等を定めています。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標等を定めています。

(3) 外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、基本的には一次評価を個別の施策を所管する各部局（以下「施策所管部局」）が実施し、その二次評価を評価総括組織（考査・政策評価官、官房総務課、会計課及び総合外交政策局総務課、政策企画室）が担当することになっています。

ア 施策所管部局

施策所管部局は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する外交政策について、年度末の時点で1年を振り返って自己評価を行います。施策所管部局は、主に過去1年間の取組実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進ちょく状況を中心に分析、評価します。

イ 評価総括組織（考査・政策評価官、官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課、政策企画室）

考査・政策評価官室は、施策所管部局が実施した評価について助言・調整を行いつつ、取りまとめ作業を行います。取りまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課、会計課、総合外交政策局とともに、施策所管部局の評価結果に対する総合的な審査を行います。

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、評価の客観性を確保するために、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省でも、平成15年度から、政策評価法第3条第2項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ（AG）」（注）を設置しています。AGよりは、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改定について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取しています。今回の政策評価書作成に関しても、4月及び7月に同会合を開催し、今回の政策評価より導入される目標管理型の政策評価について意見を聴取し、個々の施策の評価について所見を述べていただきました。

また、AGメンバーより個々の施策評価について、所見の聴取を行い、同所見を評価書に掲載しています（評価書における「学識経験を有する者の知見の活用」欄参照）。

（注）AGメンバーは以下のとおり。

秋月 謙吾	京都大学大学院	教授
稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院	教授
添谷 芳秀	慶應義塾大学法学部	教授
中西 寛	京都大学大学院	教授
福田 耕治	早稲田大学政治経済学術院	教授
山田 治徳	早稲田大学大学院	教授

3 平成24年度政策評価書における評価の枠組みと改善点

（1）基本計画

今回の政策評価は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「基本計画」（平成23年3月31日改定が最新のもの）に基づき実施されています。この「基本計画」は、以前の「基本計画」の内容をおおむね踏襲しながらも、規制の事前評価、政策評価と予算との連携^{（注）}等、政策評価をめぐる最近の動向も取り入れたものとなっています。

（注）予算のPDCAサイクルを確立し、政策評価の結果を予算編成に反映できるよう組み立てており、外務省の政策評価においては、政策評価の体系（基本目標－施策）と予算書・決算書の表示科目（項－事項）を合致させること

となっています。

(2) 平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画の概要

外務省は、平成 23 年 4 月、「平成 24 年度（平成 23 年度を対象とした）政策評価実施計画」を公表しました。今回の政策評価は、この実施計画に基づいて行われています。実施計画は、前年度に引き続き政策評価と予算との連携を念頭に作成しました。また、平成 24 年 4 月に、目標管理型の政策評価の導入に伴う必要な改定を行いました。

(3) 政府開発援助（ODA）に関する政策評価

政府開発援助（ODA）に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価は、①ODA の基本政策（国別及び、重点課題別の援助政策等）を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり、外務省では政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています。

一方、政策評価書では、政策評価と予算との連携を踏まえ、ODA 全体についての評価を行いました（施策 VI-1）。また、従来同様、政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロにより事後評価が義務づけられている ODA に係る未着手・未了案件についても、当該案件の貸付を引き続き実施するか、貸付を中止するかを明らかにする形の評価を行いました。

外務省以外にも、ODA の実施機関である JICA（独立行政法人国際協力機構）や ODA 関係省庁が ODA に関する評価をそれぞれ実施しています。

（参考：ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページ・アドレス）

外務省→ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

JICA→ <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(4) 目標管理型の政策評価の導入

ア 目標管理型の政策評価の概要

平成 24 年 3 月 27 日に目標管理型の政策評価の導入が政策評価各府省連絡会議で決定され、外務省においても同政策評価を導入することとなりました。

目標管理型の政策評価とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施

策」レベルの政策の事後評価をいいます。同政策評価は、施策レベルの政策全般をカバーして政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、事後に達成状況を確認して当初の想定を検証するもので、PDCA サイクルを通じたマネジメントの向上や説明責任の徹底に資することのできる特質を有しています。

目標管理型の政策評価の導入による主な改善点は次のとおりです。

- (ア) 事前（施策の実施前）の施策目標の公表及びその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）の整理等を目的とした事前分析表を導入したこと
- (イ) 焦点を絞った重要情報の提示による分かりやすい評価の推進等を目的とした政策評価書を導入したこと
- (ウ) 統一性及び一覧性を確保するため、事前分析表及び政策評価書とも各府省共通の標準様式となっていること

なお、目標管理型の政策評価は、政策評価書については本年度より、また別途取りまとめる事前分析表については、平成 24 年度に実施する施策を対象とするものからの導入となります。

イ 施策レベルの評価の実施

従来課室単位の具体的施策レベルを基本として行っていた評価を、おおむね部局単位の施策レベルの評価に改めました。

なお、Ⅴ－１～２については、課室単位での評価がそのまま施策レベルの評価となっています。また、Ⅶ－１～３の拠出金・分担金の評価についても課室による評価となっています。拠出金・分担金の評価は、全ての国際機関への拠出金・分担金を政務及び安全保障分野のもの、経済及び社会分野のもの及び地球規模の諸問題に係るものの３つの分野に分け、各分野の拠出金・分担金を施策としてまとめて評価しています。評価は各分野の拠出金・分担金より、主な拠出金・分担金を毎年度順次取り上げ評価することにより、各分野の全体の評価に代えています。

ウ 「標準様式」の評価シートの導入

目標管理型の政策評価の導入に伴い、評価書を「標準様式」に従ったものとししました。「標準様式」については、次の総務省のホームページを参照願います。

www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56002.html

4 評価の結果

施策所管部局による自己評価の結果は以下のとおりでした。目標管理型の政策評価は施策レベルでの評価であり、基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－１～３）、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ（うち、Ⅵ－２）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して評定を行いました。

施策レベルの評価では、「北米地域外交」、「中南米地域外交」、「アフリカ地域外交」、「国際法形成・発展に向けた取組」、「報道対策・国内広報・IT広報」、「領事政策」、「地球規模の諸問題への取組」の各施策につき、積極的な評価が行われました。

具体的施策レベルで見た場合、昨年度に引き続き、施策を巡る厳しい状況により、「朝鮮半島の安定に向けた努力」、「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」、「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」の３つの具体的施策については、「一定の進展」があったとの評価にとどまりました。

また、東日本大震災に際し、世界各国の政府及び国民から多大な支援がなされ、アジア大洋州局、北米局を始めとする多くの施策所管部局が関係国との連帯、協力関係を確認することができたとの評価を行いました。また、東日本大震災により発生した風評被害を押しやるための対策を広報文化交流部及び外務報道官組織が中心となって実施し、成果を上げることができた旨の評価を行うとともに、引き続き対策を実施する必要があるとの方針を示しています。

（施策レベルの評価）

施策数	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展見られず」
20	—	7	13	—	—

（具体的施策レベルの評価）

具体的施策数(注)	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展見られず」
56	—	25	28	3	—

（注：具体的施策のない施策については、具体的施策の１つとして数えている。）

5 今後の改善点

今回の政策評価では、目標管理型の政策評価の導入に伴い、可能な限り、定量的な測定指標を設け、また、年度ごとの目標もできるだけ具体的なものとなるよう工夫しました。今後とも、更なる工夫により、外交政策を国民の皆様により分かりやすく説明するよう努めるとともに、政策評価が有する意義（国民への説明責任（アカウンタビリティ）の推進や業務の自己改革のための一助）について、省員の認識を深め、より質の高い政策評価が実施されるようにしていきたいと考えます。

【評価結果】一覧

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

目標管理型の政策評価は施策レベルでの評価であり、基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－１～３）、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ（うち、Ⅵ－２）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して評価を行いました。

基本目標Ⅰ：地域別外交

施策Ⅰ－１	アジア大洋州地域外交	★★★★☆
Ⅰ－１－１	東アジアにおける地域協力の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－２	朝鮮半島の安定に向けた努力	★★★☆☆
Ⅰ－１－３	未来志向の日韓関係の推進	★★★★☆
Ⅰ－１－４	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	★★★☆☆
Ⅰ－１－５	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－６	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－７	南西アジア諸国との友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－８	大洋州地域諸国との友好関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ－２	北米地域外交	★★★★☆
Ⅰ－２－１	北米諸国との政治分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－２	北米諸国との経済分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－３	米国との安全保障分野での協力推進	★★★☆☆

施策Ⅰ－３	中南米地域外交	★★★★☆
Ⅰ－３－１	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	★★★★☆
Ⅰ－３－２	南米諸国との協力及び交流強化	★★★★☆

施策Ⅰ－４	欧州地域外交	★★★★☆
I－４－１	欧州地域との総合的な関係強化	★★★★☆
I－４－２	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	★★★★☆
I－４－３	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	★★☆☆☆
I－４－４	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ－５	中東地域外交	★★★★☆
I－５－１	中東地域安定化に向けた働きかけ	★★☆☆☆
I－５－２	中東諸国との関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ－６	アフリカ地域外交	★★★★☆
I－６－１	TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進	★★★★☆
I－６－２	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	★★★★☆

基本目標Ⅱ：分野別外交

施策Ⅱ－１	国際の平和と安定に対する取組	★★★★☆
Ⅱ－１－１	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	★★☆☆☆
Ⅱ－１－２	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	★★★★☆
Ⅱ－１－３	国際平和協力の拡充、体制の整備	★★★★☆
Ⅱ－１－４	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	★★★★☆
Ⅱ－１－５	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現	★★★★☆
Ⅱ－１－６	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	★★☆☆☆
Ⅱ－１－７	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	★★★★☆
Ⅱ－１－８	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	★★★★☆
Ⅱ－１－９	科学技術に係る国際協力の推進	★★★★☆

施策Ⅱ－２	国際経済に関する取組	★★★★☆
Ⅱ－２－１	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	★★★★☆
Ⅱ－２－２	国際経済秩序形成への積極的参画	★★★★☆
Ⅱ－２－３	重層的な経済関係の強化	★★★★☆
Ⅱ－２－４	経済安全保障の強化	★★★★☆
Ⅱ－２－５	海外の日本企業支援	★★★★☆

施策Ⅱ－３	国際法の形成・発展に向けた取組	★★★★☆
Ⅱ－３－１	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	★★★★☆
Ⅱ－３－２	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆
Ⅱ－３－３	経済・社会分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆

施策Ⅱ－４	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	★★★★☆
--------------	--	--------------

基本目標Ⅲ：広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ－１	海外広報，文化交流	★★★★☆
Ⅲ－１－１	海外広報	★★★★☆
Ⅲ－１－２	国際文化交流の促進	★★★★☆
Ⅲ－１－３	文化の分野における国際協力	★★★★☆

施策Ⅲ－２	報道対策，国内広報，IT広報	★★★★☆
Ⅲ－２－１	適切な報道機関対策・国内広報の実施	★★★★☆
Ⅲ－２－２	効果的なIT広報の実施	★★★★☆
Ⅲ－２－３	効果的な外国報道機関対策の実施	★★★★☆

基本目標Ⅳ：領事政策

施策Ⅳ－１	領事政策	★★★★☆
Ⅳ－１－１	領事サービスの充実	★★★★☆
Ⅳ－１－２	海外邦人の安全確保に向けた取組	★★★★☆
Ⅳ－１－３	外国人問題への対応強化	★★★★☆

基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ－１	外交実施体制の整備・強化	★★★★☆
施策Ⅴ－２	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	★★★★☆

基本目標Ⅵ：経済協力

施策Ⅵ－１	経済協力	★★★★☆
施策Ⅵ－２	地球規模の諸問題への取組	★★★★☆
Ⅵ－２－１	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	★★★★☆
Ⅵ－２－２	環境問題を含む地球規模問題への取組	★★★★☆

基本目標Ⅶ：分担金・拠出金

施策Ⅶ－１	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	★★★★☆
施策Ⅶ－２	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	★★★★☆
施策Ⅶ－３	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	★★★★☆

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

基本目標 I 地域別外交

施策 I - 1 アジア大平洋地域外交

施策名	アジア大洋州地域外交
施策の概要	<p>1 東アジアにおける地域協力の強化 日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 (1) 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けて取り組む。 (2) 拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けて取り組む。</p> <p>3 未来志向の日韓関係の推進 (1) 政治分野の対話を促進する。 (2) 人的交流を拡大する。 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題に取り組む。 (4) 日韓間の懸案（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等）に対応する。 (5) 経済関係緊密化のための各種協議等（日韓経済連携協定（EPA）を含む）を推進する。 (6) 安全保障分野における協力を推進する。</p> <p>4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 (1) 日中間においては、幅広いレベル及び分野において対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の深化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄にもともに貢献していく。 (2) 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、互惠的・相互補完的な経済関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。</p> <p>5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 (1) メコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。 (2) 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。 (1) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 (2) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 (3) 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力</p> <p>7 南西アジア諸国との友好関係の強化 (1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。 (2) 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進する。 (3) 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施する。</p> <p>8 大洋州地域諸国との友好関係の強化 アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランド（NZ）との様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裏における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成24年5月に行われる第6回太平洋・島サミットの準備を行う。</p>
達成すべき目標	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること</p> <p>1 東アジアにおける地域協力の強化 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること</p> <p>2 朝鮮半島の安定に向けた努力 日朝間の諸懸案を包括的に解決すること、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること</p>

3 未来志向の日韓関係の推進

良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、及びこれを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること

4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、及び日モンゴル関係を強化すること

5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

我が国はメコン河流域5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進すること、及び各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ること

6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること

7 南西アジア諸国との友好関係の強化

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること

8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること

- ① ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係強化
- ② 国際場裡での我が国に対する支持確保
- ③ 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築

施策の 予算 額・執 行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)		2,379,373	2,262,731	1,977,899
補正予算 (b)			△13,361	671,349	474,458	—
繰越し等 (c)			140,749	△671,349		
合計 (a+b+c)			2,506,761	2,262,731		
執行額 (千円, d)			2,401,982	2,078,004		

施策に
関係する
内閣の
重要
政策
(施政
方針演
説等の
うち主
なもの)

1 東アジアにおける地域協力の強化

- ・第178回国会所信表明演説(平成23年9月13日)
(近隣諸国との二国間関係の強化)部分
- ・第179回国会所信表明演説(平成23年10月28日)
「ASEAN諸国との諸会合にも参加し、豊かで安定したアジアの未来を共に拓くための関係強化の在り方を議論します。」
- ・第180回施政方針演説(平成24年1月24日)
(アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策)部分
- ・第180回国会外交演説(平成23年5月24日)
(アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)部分

2 朝鮮半島の安定に向けた努力

- ・第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月23日)
「北朝鮮の核及びミサイルの問題は、国際社会全体にとっての脅威であり、その解決に向けた北朝鮮の具体的な行動を引き続き求めます。特に、拉致問題は、基本的な人権の侵害という普遍的な問題であり、国際社会全体にとっての重大な関心事項。日本は、各国との連携も強化しながら、すべての被害者の一日も早い帰国に向けて全力を尽くします。日朝関係については、日朝平壤宣言に則って、諸懸案の解決を図り、不幸な過去を清算して、国交正常化を追求していきます。これに向けた対話を行うため、北朝鮮の前向きな対応を求めます。」
- ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)
「今後の北朝鮮の動向については、昨年末の金正日国防委員会委員長の死去を受けた情勢変化を冷静に見極め、関係各国と緊密に連携しつつ、情報収集を強化し、不測の事態に備えて、引き続き万全の態勢で臨みます。拉致問題は、我が国の主権に関わる重大な問題であり、基本的人権の侵害という普遍的な問題です。被害者全員の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組みます。日朝関係について

は、引き続き日朝平壤宣言に則って、核、ミサイルを含めた諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を図るべく努力していきます。」

3 未来志向の日韓関係の推進

・第180回国会玄葉外務大臣外交演説(平成24年1月24日)

「韓国は、基本的価値を共有する最も重要な隣国です。難しい問題が起きることもありますが、日韓両国が未来志向の考えの下で、大局的な見地から協力する必要があります。両国間関係を更に重層的で強固なものとするべく、引き続き首脳・閣僚を含む両国の人的往来や文化交流を活発化させます。竹島問題は、一朝一夕に解決する問題ではありませんが、いうまでもなく、韓国側に対して、受け入れられないものについては受け入れられないとしっかりと伝え、粘り強く対応していきます。」

「さらに、日韓・日豪交渉を推進し、日EUの早期交渉開始を目指すとともに、ASEAN+3かASEAN+6といった経済連携の枠組み作りにも積極的に貢献してまいります。」

4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「また、アジア太平洋地域での安定と繁栄は、中国の建設的な役割なしには語れません。これまでに首脳間で、幾度となく日中両国の「戦略的互惠関係」を深めていく方針を確認してきました。これからは、その内容を更に充実させ、地域の安定した秩序づくりに協力を深めていく段階です。国交正常化四十周年の機を捉え、人的交流や観光促進を手始めに、様々なレベルでの対話や交流を通じて、互惠関係を深化させていきます。」

・政策推進の全体像(平成23年8月15日閣議決定)

2. 日本再生に向けた再始動 II. 新たな成長へ向けた国家戦略の再設計・再強化 国と国の絆の強化
「(前略)…日モンゴルEPA…(中略)の交渉開始に向け積極的に取り組む。」

5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

・外務大臣による外交演説(平成24年2月28日)「フルキャスト・ディプロマシー」の展開と協力フロンティアの拡大

「日本は、ミャンマーの持続的発展と民主化、国民和解の進展のために、国際社会において主導的な役割を果たしていく考えです。」

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)(アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序の形成)

「今年は日メコン首脳会議を日本で開催し、メコン地域諸国との協力を一層深化させます。」

「昨年末のミャンマー訪問では、政府首脳に対し、民主化・国民和解に向けた最近の動きを評価し、政治犯の釈放を含む更なる努力を強く求めました。」

6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「これらの(注:アジア太平洋の)国々との協力関係を強化する」

・新経済成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

第3章(3)「アジア経済戦略」他

・包括的経済連携に関する基本方針(平成22年11月9日閣議決定)

・「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく人の移動検討グループ設置(平成22年11月15日国家戦略担当大臣決定)

7 南西アジア諸国との友好関係の強化

・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「…インド、…など主要各国の首脳と個別に会談し、個人的な信頼関係を築きながら、二国間関係を進展させてまいりました。今後とも…関係の強化に努めます。」

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「インドとは、昨年末の野田総理の訪問の成果を踏まえ、「戦略的グローバル・パートナーシップ」を更に発展させます。」

「アフガニスタンの安定を図る上で、パキスタンを含む周辺地域の安定も重視していきます。」

・インド世界問題評議会(ICWA)主催 野田総理大臣講演『人と人の「絆」に基づく「戦略的グローバル・パートナーシップ」』(平成23年12月28日)

「国際社会の中で、アジア地域の力が増大し、新たな秩序が生まれつつあります。今後、基本的価値と戦略的利益の共有に立脚した両国(注:日本とインド)のパートナーシップを更に深化・成熟させ、広くアジア、ひいては国際社会に貢献していくことが、我々の使命であります。」

・玄葉外務大臣による外交演説「フルキャスト・ディプロマシー」の展開と協力フロンティアの拡大(平成24年2月28日)

「…日本はパキスタンにおいて、円借款とゲイツ財団の資金の組み合わせを活用したポリオ撲滅事業という画期的な資金活用を始めたところです。これはいわば、パキスタンで成果が出た分だけ、返済はゲイツ財団が行うという、そういう仕組みを作り上げたということでもあります。」

・第18回国際交流会議「アジアの未来」野田総理大臣スピーチ(平成24年5月24日)

「域内のルールメークの基盤となるのが、開放的な地域協力です。ASEANとの間で進めている域内の連結性強化の取組はその一例であり、これを、改革が進んでいるミャンマーを経て、成長著しい南アジア地域まで繋げることによって、更なる地域の発展が期待できます。」

・第18回国際交流会議「アジアの未来」玄葉外務大臣スピーチ(平成24年5月24日)

「ASEANの連結性については、4月に東京で日本・メコン地域諸国首脳会議を開催いたしましたけれども、ミャンマーも含めメコンの連結性を強化していく方針が合意をされて、陸の回廊がインド洋、更に成長著しい、南アジア地域までつながる可能性も見えてまいりました。」

8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

・第180回国会施策方針演説(平成24年1月24日)

「近隣諸国との二国間関係の強化を同時並行で進めることが我が国外交の基礎体力を高めます。既に、米中だけでなく、韓国、ロシア、インド、オーストラリアなど主要各国の首脳と個別に会談し、個人的な信頼関係を築きながら、二国間関係を進展させてまいりました。今後とも、北方領土問題など各国との懸案の解決を図りつつ、関係の強化に努めます。」

・第179回国会施政方針演説(平成23年10月28日)

「先般の日韓首脳会談では、経済連携協定の実務者協議を加速することで合意しました。更に今後、日豪交渉を推進し、日EU、日中韓の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加についても、引き続きしっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出します。」

施策に関する評価結果	アジア大洋州地域外交							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
施策に関する評価結果	1 東アジアにおける地域協力の強化							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) (参考指標) 日・ASEAN間の貿易(総額) (単位:億ドル)	基準値	実績値					目標値
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—
		1,583	2,139	2,470				—
	年度ごとの目標値			—	—	—	—	
	(2) ASEANを中心とする各種地域協力の進展						年度ごとの目標	
	基準	—	首脳・外相会談等を通じた、ASEANを中心とする各地域協力枠組みにおける協力の強化					
	施策の進捗状況(実績)	23年度	1年を通じて継続的に、日・ASEAN、ASEAN+3、東アジア首脳会議(EAS)の各枠組みにおいて、地域協力が具体的に進展した。東日本大震災を受けて4月に開催された日・ASEAN特別外相会議は、日・ASEAN間の強い連帯の一層の深まりを示す歴史的な会議となった。日・ASEAN首脳会議では、ASEAN連結性強化、防災協力、青少年交流分野での協力強化を表明し、また「パリ宣言」及び行動計画を採択するなど、日・ASEAN関係が強化、発展した。ASEAN+3首脳会議では、金融協力の重要性について一致した他、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)協定署名に高い評価が示されるなど、実務協力が進展した。米露の初の正式参加となった東アジア首脳会議(EAS)では、参加国の間で海洋について協力・対話を進めることで一致するなど、従来からの実務分野の協力に加え、政治・安全保障分野において大きな進展があった。				ASEANを中心とする各種地域協力を強化する。	
		24年度					同上	
		25年度					同上	
		26年度					同上	
27年度						同上		
目標	—	首脳・外相会談等を通じた、ASEANを中心とする各地域協力枠組みにおける協力を具体的に推進する。						
(3) 日中韓三か国協力の進展						年度ごとの目標		
基準	—	首脳・外相会談等を通じた、日中韓三か国における協力の強化						
施策の進捗状況(実績)	23年度	日中韓三国間協力については、9月に日中韓協力事務局がソウルに設立されるなど、1年を通じて継続的に協力が進展した。5月に日本で開催された日中韓サミットでは、経済連携、観光、環境、文化交流など幅広い分野で三国間協力を進めること等を内容とする首脳宣言を発出するとともに、原子力安全、再生可能エネルギー等、防災の分野で個別に成果文書を発出した。				日中韓三か国協力を強化する。		
	24年度					同上		
	25年度					同上		
	26年度					同上		
	27年度					同上		

目標	—	首脳・外相会談等を通じた、日中韓三か国における幅広い分野での協力を強化する。	
(4) 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展			年度ごとの目標
基準	—	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力の強化	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	アジア協力対話(ACD)では、第10回外相会合がクウェートにて開催され、ACDが10周年を迎えたことを受け、貿易・投資、金融、文化、エネルギー、教育、環境、防災、食料安全保障等の分野において引き続き協力を強化していく重要性を確認した。	首脳・外相会談等を通じた、各地域協力枠組みにおける協力を強化する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	首脳・外相会談等を通じた、アジア対話協力(ACD)などの各地域協力枠組みにおける協力を強化する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>アジア太平洋地域は、近年世界的に最も成長著しい地域である一方、安全保障上の不安定要因を抱えている。我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくことは重要である。</p> <p>そのために、日米同盟を外交の基軸としながら、地域の諸国と連携しつつ、日・ASEAN、ASEAN+3、EAS等の様々な枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化していくことは有効である。特に、統合を進め、成長するASEANは、日本さらにはアジア太平洋全体の安定と繁栄にとって重要性を増しており、引き続きASEANを重視しながら地域協力を進めていくことが有効である。</p> <p>測定指標(1(2)、(3)、(4))のとおり、特に上記の地域協力の枠組みにおいてEAS首脳宣言や日・ASEAN間の「バリ宣言」等各種共同声明が発出されるなど、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。このように「東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること」との目標に向けて、相当な進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>限られた予算や人的資源を活用し、上述のとおり施策に大きな進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったといえる。</p> <p>【課題】</p> <p>(1) 地域の安定と繁栄の確保に向け、幅広い分野における具体的な地域協力の取組を進展させていく。具体的には日・ASEAN、ASEAN+3、EAS、日中韓等様々な枠組みを活用して協力をより一層強化していく。</p> <p>(2) 平成27年までの「ASEAN共同体」の実現を目指し統合努力を進めているASEANに対し、連結性強化や防災協力、青少年交流等の分野における協力を推進しつつ、格差是正、均衡のとれた発展についても支援を行い、日・ASEAN関係を一層強化・深化させていく。</p> <p>(3) 今後10年間のASEAN+3協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」に沿って、食料安全保障、金融協力等の広範な分野でASEAN+3協力を引き続き推進する。</p> <p>(4) EASについては、東アジア地域の包括的な経済連携(RCEP)、アジアの広域開発などを通じて、域内の経済連携、インフラ整備、人の交流を促進するとともに、防災、海上安全保障、エネルギー、教育等の分野で具体的な協力を推進していくとともに、米露の参加によって地域の全ての主要国が参加するフォーラムとなったEASを、地域の共通理念や基本的なルールを確認し、具体的協力につなげる首脳主導のフォーラムとして発展させていく。</p> <p>(5) 日中韓協力については、平成23年9月にソウルに設立された日中韓協力事務局も活用しつつ、今後とも経済、環境、防災など幅広い分野における日中韓三国間の未来志向の協力を進めていく</p> <p>(6) 重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、我が国が重視する環境への取組を積極的に発信する。</p>	

【今後の方針】

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、既存の枠組みを活用し、「開放的で多層的なネットワーク」を強化していく。

施策に関する評価結果	2 朝鮮半島の安定に向けた努力			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」		
測定指標	(1) 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展		年度ごとの目標	
	基準	—	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。	
	施策の進捗状況（実績）	23年度	北朝鮮は、平成22年11月に安保理決議第1718号及び1874号や六者会合共同声明に違反するウラン濃縮計画の存在を公表したことに加え、平成24年4月には類似の安保理決議に違反して「人工衛星」と称するミサイルを発射するなど、核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっていない。我が国は米国や韓国を含む関係各国と緊密に連携し対応した。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などの関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。	
	(2) 拉致問題解決や日朝関係の改善に向けた進展		年度ごとの目標	
	基準	—	国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。	
	施策の進捗状況（実績）	23年度	平成20年6月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、同年8月の日朝実務者協議においては、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意した。しかしながら、同年9月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。今後とも粘り強く取り組む必要がある。 他方、拉致問題解決に向けては、国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下、外交上の機会を捉え、拉致問題を提起し、国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。具体的には我が国の積極的な外交努力により、12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が過去最多の123か国の賛成で採択され、また、5月のG8ドーヴィル・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられた。	日本独自の取組に加え六者会合、首脳会合等で米国、韓国などをはじめとする関係各国と北朝鮮の抱える懸案事項に関する共通認識を構築する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
27年度			同上	
目標	—	国際社会と連携しつつ拉致問題の解決に向けた動きを前進させる		

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際社会の不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため全力を尽くして取り組む必要がある。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。</p> <p>測定指標（２（１）～（３））及び以下に示すとおり、施策を巡る厳しい状況にも関わらず、「核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けて取組む。拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けて取組む。」との目標に向けて一定の進展が見られた。</p> <p>（１）</p> <p>ア 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、北朝鮮は平成24年４月に「人工衛星」と称するミサイルを発射するなど引き続き挑発行為を繰り返しており、情勢は依然として緊迫している。北朝鮮は、平成22年３月、韓国哨戒艦沈没事件を引き起こし、さらに11月下旬には韓国延坪島を砲撃し、民間人を含む韓国人４名を死亡させた。また、同月、訪朝した米国人科学者にウラン濃縮施設や「軽水炉」の建設現場を案内するなどして、ウラン濃縮計画を公表した。このように、北朝鮮の挑発行為は依然として日本を含む地域全体の平和と安定に対する重大な脅威となっている。特にウラン濃縮計画を含む北朝鮮の核開発は、安保理決議第1718号及び第1874号や平成17年の六者会合共同声明に違反しており、国際社会全体の平和と安定を脅かすものである。</p> <p>イ これらの北朝鮮の行為は決して容認できるものではない。哨戒艦沈没事件に対しては、平成22年７月に哨戒艦の沈没をもたらした攻撃を非難する旨の安保理議長声明が採択された。また北朝鮮のウラン濃縮計画の公表及び延坪島の砲撃を受け、12月には日米韓外相会合が開催され、北朝鮮の行為を強く非難し、北朝鮮の挑発的行為には三か国全てが結束して対応することが確認された。また、４月のミサイル発射後も国連安保理でこれを強く非難する議長声明が発出された。このように、我が国は、関係国と連携しつつ、北朝鮮に対して毅然とした対応をとることで、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すことができた。こうした点は国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を改めて示す上でも役立った。</p> <p>（２） 拉致問題については、①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合や米国・韓国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に5月のG8ドーヴィル・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言に拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられ、一定の成果があった。なお、日朝関係については、平成20年８月の日朝実務者協議で合意された拉致問題に関する全面的な調査を開始するよう繰り返し要求しているものの、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。</p> <p>上記取組を実施する上で、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、投入資源に見合った成果が得られた。</p> <p>【課題】</p> <p>拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して国交正常化を図る必要がある。六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けて、関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安保理決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施していく必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。諸懸案の解決に向け関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施し、北朝鮮に対して、諸懸案の解決に向けた具体的な行動をとるよう求めていく。</p>
-------------------	-------------------	---

施策に関する評価結果	3 未来志向の日韓関係の推進								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」							
測定指標	(1) 日韓首脳会談の開催回数 (電話会談除く)		基準値	実績値					目標値
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
			4	4					—
	年度ごとの目標値			基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
	(2) 未来志向の日韓関係の構築					年度ごとの目標			
	基準	—	「シャトル首脳外交」等を通じた、良好な日韓関係の更なる深化						
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	平成23年には3度の電話会談を含む計7回の首脳会談、2回の電話会談を含む計7回の外相会談がそれぞれ行われた。民間分野での交流も活発に行われるなど、官民を問わず日韓間の対話・交流が深化した。					首脳・外相会談等の実施を通じ、政治分野のみならず安保・文化面などを含めあらゆる分野における関係を深化させる。	
		24年度						同上	
		25年度						同上	
		26年度						同上	
27年度							同上		
目標	—	「シャトル首脳外交」等を通じ、あらゆる分野における、良好な日韓関係を更に深化させる。							
(3) 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与					年度ごとの目標				
基準	—	アジア地域の安定に向けた二国間の連携・協力							
施策の進捗状況 (実績)	23年度	日本と韓国の間には、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力（アフガニスタン、パキスタン）、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会等が実施された。さらに、北朝鮮等を念頭に置いた日韓の安全保障分野における協力も進められた。					首脳・外相会談等の実施を通じ、アジア地域の安定等に向けた二国間の連携・協力を推進する。		
	24年度						同上		
	25年度						同上		
	26年度						同上		
	27年度						同上		
目標	—	アジア地域の安定に向け二国間で連携・協力する。							
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>日韓両国は、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった基本的価値を共有する最も大切な隣国関係にあり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の関係を構築していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、環境協力、開発協力、海賊対策、テロ対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、ひいては国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。</p> <p>平成23年には、5月の日中韓サミット、9月の国連総会の場に加え、10月と12月に双方が行き来する形で李明博大統領との間で日韓首脳会談が行われたことに加え、2回の電話会談を含む7度の外相会談も行われ、様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話が進展した。日韓間の人の往来は毎年500万人近くまで達しており、前年に続き東京とソウルで同時に開催された「日韓交流おまつり」は、東京で約6万人、ソウルで約4、5万人が来場するなど、民間分野での交流も活発に行われた。10月の日韓首脳会談において、日韓通貨スワップの総額を700億ドルに拡充</p>							

することに一致し、日韓EPAについても可能な限り早期に交渉再開に合意できるよう交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行っていくことで一致するなど、EPA交渉締結交渉再開に向けた一定程度の前進も見られた。以上に鑑み、未来志向の日韓関係の強化に向けて、進展があったものと評価できる。(測定指標3(1)～(3))

限られた予算や人的投入資源を活用し、上述のとおり施策に着実に進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題】

(1) 「シャトル首脳外交」の着実な実施に努める必要がある。

(2) 竹島問題等日韓間の懸案については、我が国の立場を主張し、粘り強い努力を継続するとともに、各種交流事業の拡充に一層努めながら、大局的な観点から未来志向の日韓関係の強化を図る必要がある。

(3) 北朝鮮の拉致問題や核・ミサイル問題における日韓間の連携・協力を更に強化する必要がある。

(4) 日韓EPA交渉の早期再開に向け、引き続き努力していく必要がある。

【今後の方針】

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

施策に関する評価結果	4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」							
測定指標	(1) 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）	基準値	実績値					目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—	
		9（日中） 6（日モ）	8（日中） 2（日モ）						
	年度ごとの目標値	/	8回程度（日中） 2回程度（日モ）	同左	同左	同左	同左	/	
	(2) 日中における「戦略的互惠関係」の充実に向けた取組					年度ごとの目標			
基準	22年度	<ol style="list-style-type: none"> 1 頻繁なハイレベル往来の実現 2 海洋における協力の具体的進展 3 日中経済関係の発展 4 民間交流の活発化による国民感情の改善 5 各種条約・協定の締結に向けた協議の実施 6 東日本大震災を受けた協力の進展 					/		
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>日中関係は、平成23年に入り8回にわたる首脳会談・懇談（電話会談を含む。）、外相会談や戦略対話等の様々な政府間対話を積み重ね、12月末には野田総理大臣が中国を訪問するなど着実な進展を見せた。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災に際しては、中国から物心両面にわたる温かい支援が寄せられたほか、5月に行われた日中韓サミットの際には、温家宝総理が被災地を慰問した。海洋の分野では、12月の野田総理訪中の際に、両首脳が「日中高級事務レベル海洋協議」の立上げに合意したほか、日中海上捜索・救助（SAR）協定の締結に原則合意するなど、大きな成果を得た。経済分野では、幅広い分野での協力を更に進め、互惠的経済関係をグレードアップすることで一致しており、例えば、拡大する日中経済関係を金融面から後押しするための、日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化等についても一致した。また、各種交流事業も幅広く行っており、平成22年5月の両国首脳間の合意に基づき、平成23年6月には北京で、10月には東京で日中映像交流事業が行われた。また、11月には、領事分野でも日中受刑者移送条約の第2回締結交渉が行われた。これら二国間関係のみならず、地域・地球規模の課題についても日中両国で対話及び協力を強化することで一致しており、様々な分野での協力を行った。</p>							
	24年度						<ol style="list-style-type: none"> 1 政治的相互信頼を増進する。 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 3 東日本大震災を契機とした日中協力を推進する。 4 互惠的経済関係をグレードアップする。 		

			5 両国国民間の相互理解を増進する。 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。
	25年度		上記1, 2, 4, 5, 6と同じ
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	日中「戦略的互惠関係」を一層深化させる。	
(3) 日モンゴル関係の着実な進展			年度ごとの目標
基準	22年度	1 ハイレベル対話促進, 経済関係促進, 人的交流・文化交流の活性化, 地域・地球規模課題への取組における連携強化の推進 2 日モEPA締結に向けた協議の推進	
施策の進捗状況(実績)	23年度	日モンゴル関係は、平成22年11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化、特に、両国間の戦略的対話の促進、経済分野における互惠的・相互補完的な関係の強化を目指し、1月には玄葉国家戦略担当大臣(当時)がモンゴル訪問、7月にパリにおいて松本外務大臣(当時)とザンダンシャタル外交・貿易大臣との間で外相会談を行った他、外交関係樹立40周年の節目の年である平成24年に入り、1月に一川防衛大臣(当時)のモンゴル訪問、3月にはバトボルド首相が訪日(実務訪問賓客)する等、ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。3月のバトボルド首相と野田総理との首脳会談では、経済連携協定(EPA)交渉開始に合意した他、モンゴルの鉱物資源開発等、経済分野における幅広い両国の協力について意見交換が行われる等、多くの成果があった。	1 ハイレベル対話促進, 経済関係促進, 人的交流・文化交流の活性化, 地域・地球規模課題への取組における連携強化を推進する。 2 日モEPA締結に向けた協議を推進する。
	24年度		1 同上 2 日モEPA締結に向けた交渉を推進する。
	25年度		上記1と同じ
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	日モ関係を一層深化させる。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>日中関係は、経済関係や人的交流がますます緊密化して相互依存関係が深まり、日中双方にとりもっとも重要な二国間関係のひとつとなっている。日中両国は、世界第二、第三の経済大国として、戦略的互惠関係を更に深めるべく、政治的相互信頼の増進や東シナ海を「平和・協力・友好」の海とするための協力、東日本大震災を契機とした日中協力、互惠的経済関係の強化、両国国民間の相互信頼の増進等の二国間関係の強化のみならず、北朝鮮問題や国際経済・金融情勢等の地域・グローバルな課題に対する対話・協力の強化といった分野においても具体的な取組を行うことが必要である。</p> <p>モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアアースを豊富に有しており、資源外交の有力な相手国として、また国際場裏におけるパートナー国としての重要性が増しており、政治的及び経済的關係のさらなる強化が必要である。</p> <p>上記測定指標(4(1)～(3))及び以下に示すとおり、東日本大震災の影響で日中間の人的往来についてはやや減少したものの、平成23年度全体としては、目標の達成に向けて一定の進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>日中関係は、平成23年に入り8回にわたる首脳会談・懇談(電話会談を含む。)、外相会談や戦略対話等の様々な政府間対話を積み重ね、12月末には野田総理大臣が中国を訪問するなど着実な進展を見せた。</p>	

温家宝総理の来日（平成23年5月：日中韓サミット）や野田総理の訪中（同年12月）等のハイレベル交流に加え、海洋分野では「日中高級事務レベル海洋協議」の立上げ合意、日中海上捜索・救助（SAR）協定への原則合意（ともに12月の野田総理訪中時）等を達成した。また経済分野では、日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力の強化や、省エネ・環境分野における一層の協力の推進、日中社会保障協定の早期締結に向けた協議の加速化に一致した。日中間のオープンスカイの早期実現や観光、知的財産の保護などについても、協力を推進していくことで一致した。また、領事分野でも日中受刑者移送条約の第2回締結交渉が行われた（11月）。

平成23年の日中間の人的交流は、全体として約499万人（日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計）で来日者・訪中者の合計は、東日本大震災の影響により前年比約40万人減少しているものの、青少年の相互訪問は4,000人規模で実施され、同年12月には、日中両国は「日中青少年交流活動に関する覚書」に署名し、平成24年に5,000名規模の青少年交流を促進すべく努力することで合意した。また、経済においても、平成23年の日中貿易額（香港を除く）は5年連続で日米貿易額を上回っており、経済関係は平成23年においても拡大した。

モンゴルとの間では、平成22年11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に一致した「戦略的パートナーシップ」の構築の具体化、特に、両国間の戦略的対話の促進、経済分野における互恵的・相互補完的な関係の強化を目指し、平成23年1月には玄葉国家戦略担当大臣（当時）がモンゴル訪問、7月にバリーにおいて松本大臣（当時）とザンダンシャタル外交・貿易大臣との間で外相会談を行った他、外交関係樹立40周年の節目の年である平成24年に入り、1月に一川防衛大臣（当時）のモンゴル訪問、3月にはバトボルド首相が訪日（実務訪問賓客）する等、ハイレベルの対話の機会が頻繁にもたれた。3月のバトボルド首相と野田総理との首脳会談では、経済連携協定（EPA）交渉開始に合意した他、モンゴルの鉱物資源開発等、経済分野における幅広い両国の協力について意見交換が行われる等、多くの成果があった。

日台関係は非政府間の実務関係として維持されている中、平成23年も、9月に交流協会と亜東関係協会との間で民間投資取決め、11月にオープンスカイを実現する民間航空取決めが署名され、実務関係が大きく進展した。また、3月の東日本大震災に際しては、台湾の緊急援助隊28名が現地で捜索活動にあたった他、台湾各界から約200億円の義捐金、560トンの緊急援助物資が届けられる等、破格の支援を受け、双方の友好感情増進に大きく寄与した。

また、上述のとおり資源の投入量に見合う適切な成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題】

平成24年は日中国交正常化40周年、平成25年は日中平和友好条約締結35周年という節目の年である。これらの機会をとらえ、戦略的互恵関係の一層の深化を図るとともに、関係が緊密になる中で生じうる問題に対し、両国が大局的観点から適切に処理していく必要がある。

また、双方の国民感情は、引き続き大幅に改善の余地がある状況が続いており、周年事業等の機会を活用し、人的・文化交流、特に次世代を担う青少年を対象とした交流や行事を活発に行い、相互理解、信頼を増進して、国民感情の改善を図っていくことが重要である。

日・モンゴル関係については、平成22年11月に合意した「戦略的パートナーシップ」構築に向け、ハイレベル対話促進、経済関係の促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていくことが重要である。特に平成24年は、鉱物資源開発における協力や日・モンゴルEPA交渉のプロセスを通じた互恵的・相互補完的経済関係の構築を目指しつつ、両国外交関係樹立40周年の節目の年を、一層の関係強化の契機とする必要がある。

【今後の方針】

日中関係については、平成23年12月の野田総理訪中の際に、野田総理から表明した「日中国交正常化40周年に際する日中『戦略的互恵関係』の一層の深化に向けた6つのイニシアティブ」（①政治的相互信頼の増進、②東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力の推進、③東日本大震災を契機とした日中協力の推進、④互恵的経済関係のグレードアップ、⑤両国国民間の相互信頼の増進、⑥地域・グローバルな課題に関する対話・協力の強化）に基づく協力と交流を着実に進め、「戦略的互恵関係」の一層の深化、両国国民間の相互理解の増進を図っていくことを重点として考えている。

日・モンゴル関係については、平成24年3月のバトボルド首相訪日に際して行わ

れた野田総理との首脳会談の成果を踏まえ、「戦略的パートナーシップ」構築の具体化、特に、経済連携協定交渉プロセスの円滑な開催、鉱物資源開発における協力の進展を通じた経済関係の強化を目指すとともに、外交関係樹立40周年を通じた両国国民の相互理解・信頼醸成の深化を目指す。

施策に関する評価結果	5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」					
測定指標	(1) 外交青書に記載のある要人往来数（政務官レベル以上）	基準値	実績値				目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		30	31				—
	年度ごとの目標値		基準値と同程度	同左	同左	同左	
	(2) 要人往来を通じた二国間関係の強化				年度ごとの目標		
基準	—	様々なスキームを通じての各種会談・協議等の実施					
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>玄葉外務大臣のミャンマー訪問（12月）、インラック・タイ首相（3月）、トンルン副首相（8月）、ズン・ベトナム首相（10月）、ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外相（10月）の訪日等多くのハイレベルの対話を通じて、着実に成果を上げた。特に、本年は東日本大震災に際し、メコン地域諸国の政府及び国民から物資、義援金等の多大な支援がなされたこともあり、会談等を通じて二国間の連帯、協力関係を確認することが出来た。また、メコン地域では大規模な洪水被害が発生し、タイなどでは我が国企業も大きな被害を受け、我が国が復旧、復興及び今後の治水対策を積極的に支援したことは、必要性、有効性、効率性の観点からも有益であった。</p> <p>（第4回日メコン首脳会談（4月21日於：東京）にて、平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。）</p>				要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施する。要人往来、会談等を通じて、政治経済分野等における二国間関係を強化する。	
	24年度					「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。	
	25年度					上記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日メコン協力をより推進させる。	
	26年度					同上	
	27年度					同上	
	目標	—	様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。				
	(3) 経済協議の実施と貿易投資環境の整備				年度ごとの目標		
基準	—	各種投資委員会、フォーラムの実施					

施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>二国間の経済対話の枠組みを通じて、インフラ海外展開、貿易投資環境の整備の促進及び資源の安定供給の確保において成果をあげた。我が国は、日タイ・日越経済連携協定の下での各種小委員会、日カンボジア官民合同会議等を開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて、同地域への日本企業の進出を一層促進するため二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論が進んだ。</p> <p>(第4回日メコン首脳会談(4月21日 於:東京)にて、平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。)</p>	<p>各種投資委員会、フォーラムの着実な実施を通じて、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。</p>
	24年度		<p>「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。</p>
	25年度		<p>上記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日メコン協力をより推進させる。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	<p>各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。</p>	
(4) メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>首脳、外相会談等を通じた日メコン協力の強化する。我が国のメコン地域開発支援により、ASEAN統合を促進する。アジア大洋州地域の重要なプレイヤーであるASEAN全体と我が国との関係を強化する。</p>	
施策の進	23年度	<p>第4回日メコン外相会議(7月21日 於インドネシア・バリ)においては、今後の日メコン協力の重要課題として、特に環境・気候変動、官民連携を通じた投資等の促進、及び、脆弱性対策に関する協力を取り上げた。第3回日メコン首脳会議(11月18日 於インドネシア・バリ)においては、「行動計画63」のフォローアップを行い、未達成部分(特に脆弱性支援)を抽出することで、新たな行動計画の策定を目指すことで合意、共同声明を採択した。これらに加え、グリーン・メコンフォーラム(6月24日 於タイ・バンコク)等の開催を通じて、日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認した。</p> <p>(第4回日メコン首脳会談(4月21日 於:東京)にて、平成27年までの日メコン協力の新たなビジョンを定めた「東京戦略</p>	<p>日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じて協力関係を強化する。日メコン協力の著しい進展を踏まえ、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認する。また、大規模な洪水被害に見舞われたタイの復旧、復興を継続的に支援することにより、メコン地域諸国との協力関係を一層強化するのみならず、同地域における我が国企業の経済活動を支援する上でも、有効・効率的に実施する。</p>

状況 (実績)		2012」を採択した。①メコン連結性の強化、②投資や貿易の促進、③人間の安全保障及び環境の持続可能性の確保という3本の柱を策定。）	
	24年度		「東京戦略2012」にて策定された新たな3本の柱を具体化し、中長期的な視点より協力を実施するため、閣僚級会合にて新たな行動計画を策定する。
	25年度		上記の新行動計画に基づき、中長期的な視点から日メコン協力をより推進させる。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>メコン地域は90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民流出の源であり、アジア地域でもっとも不安定な地域の一つであった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、2015年のASEANの統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。</p> <p>上記測定指標5（1）～（3）及び以下に示すとおり、政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進すること、及び貿易投資環境の整備、メコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ることとの目標に向け相当な進展が見られ、施策は有効に実施された。</p> <p>（1）メコン地域諸国との要人往来を通じて、政治経済分野等において二国間関係が強化された。特に、本年は東日本大震災に際し、メコン地域諸国の政府及び国民から物資、義援金等の多大な支援がなされたこともあり、会談等を通じて二国間の連帯、協力関係を確認することが出来た。また、メコン地域では大規模な洪水被害が発生し、タイなどでは我が国企業も大きな被害を受け、我が国が復旧、復興及び今後の治水対策を積極的に支援したことは、二国間関係の強化との観点からも有益であった。</p> <p>（2）経済協議については、我が国は、日タイ・日越経済連携協定の下での各種小委員会、日カンボジア官民合同会議等を開催するとともに、メコン地域における官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて、同地域への日本企業の進出を一層促進するため二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論が進んだ。</p> <p>（3）メコン地域開発については、第3回日メコン首脳会議、第4回日メコン外相会議、グリーン・メコンフォーラム等を開催し、日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認した。また、上記（1）のとおり、大規模な洪水被害に見舞われた同地域の復旧、復興を支援することにより、メコン地域諸国との協力関係を一層強化したのみならず、同地域における我が国企業の経済活動を支援する上でも、効果的であった。</p> <p>限られた予算や人的投入資源を活用し、上述のとおり施策に着実な進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p>	

【課題】

平成21年に採択された「東京宣言」に代わる平成27年までの新たな日・メコン協力の柱の具体化，また，日本企業のグローバル展開の要のひとつとなっているメコン地域に対し，中長期的な視点から，協力を進めるため，具体策の着実な実施が必要である。

【今後の方針】

今後ともメコン地域諸国5か国との友好関係の強化，経済関係の緊密化に取り組むとともに，これらの国々の発展を支援することを通じて，2015年のASEANの統合を支援し，地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

施策に関する評価結果	6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) 要人の往来数（日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）	基準値	実績値					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		14	21	—	—	—	—	—
	年度ごとの目標値		基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
	(2) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進						年度ごとの目標	
	基準	—	要人往来、各種協議、会談、招へい等の実績					
	施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>ユドヨノ・インドネシア大統領の訪日（6月）やアキノ・フィリピン大統領の訪日（8月及び9月）、玄葉外務大臣のシンガポール・マレーシア・インドネシア歴訪（10月）、ラモス＝ホルタ東ティモール大統領の訪日（1月）、グスマン同首相の訪日（3月）など具体的成果（例：6月のユドヨノ・インドネシア大統領訪日時の3つの閣僚級協議の定期開催の合意、9月のアキノ・フィリピン大統領訪日時の「戦略的パートナーシップ」の確認等）のある要人往来を数多く実施した。また、ASEAN関連首脳会議及び同外相会議、APEC首脳会議及び閣僚会議等の国際会議の機会に、数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し、二国間関係の強化を進めた。そのほか、マレーシア（10月）及びフィリピン（3月）との次官級協議、インドネシア（11月）及びフィリピン（3月）とのPM協議、フィリピンとの海洋協議（9月）等の政策対話を実施した。また、閣僚、国会議員、実務担当者から学生まで、幅広いレベルで招へい事業を実施し、二国間の対話・交流・協力を強化した。</p>					1 首脳級を含む要人往来による二国間関係を強化する。 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話を強化する。
		24年度						同上
		25年度						同上
		26年度						同上
27年度							同上	
目標	—	要人往来、各種協議、会談、招へい等を実現し、各国との対話・交流・協力を強化する。						
(3) 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化						年度ごとの目標		
基準	—	EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進						
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>インドネシア、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの間でEPAの下での分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシアEPA及び日・フィリピンEPAに基づき受け入れた看護師候補者のうち47名、介護福祉士候補者のうち36名が国家試験に合格した（平成21年度は看護師試験で16名）。国家試験合格者数を増加させるべく、訪日前研修を実施した。</p> <p>インドネシアとの間では、ジャカルタ首都圏のインフラ整備と投資環境整備のためのマ</p>					1 インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済連携（EPA）を着実に実施する。 2 法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。	

施策の進捗状況 (実績)		<p>スタープラン作成を進めているほか、中部ジャワ石炭火力発電所を日系企業が受注した。</p> <p>マレーシアでは、我が国が円借款や教員派遣を通じて支援するマレーシア日本国際工科院 (MJIT) が9月に開校した。</p>	
	24年度		<p>1 インドネシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済連携 (EPA) を確実に実施する。</p> <p>2 法的枠組みの整備等を通じた二国間関係を強化する。</p> <p>3 日・インドネシアEPA、日・フィリピンEPAに基づく看護師及び介護福祉士候補者受入れについては合格率の更なる向上のための施策を講じる。</p>
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化を促進する。	
(4) 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力			年度ごとの目標
基準	—	東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス平和構築への積極的関与等による平和構築に関する支援・関与、災害対応支援、民主主義の普及・定着への貢献等	
施策の進捗状況	23年度	<p>東ティモールの国づくりへの継続的な支援 (国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) への軍事連絡要員 (自衛官2名) 派遣、経済協力・平和構築人材育成事業の継続的実施、約53億円にのぼる初の円借款供与等) やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与 (国際監視団 (IMT) への開発専門家派遣、ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施 (J-BIRD)、国際コンタクトグループ (ICG) への参加を通じた和平交渉支援) 等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。インドネシアとの間では、3月にARF災害救援実動演習 (DiREx) を両国で共催した。また、12月にミンダナオ島北部を襲った台風により死者1,200名を超える甚大な被害が生じたことを受け、2,500万円相当の緊急援助物資を供与するとともに、200万米ドルの緊急無償支援協力を実施した。さらに、バリ民主主義フォーラムにおいては、岡田総理特使が民主主義の普及に関するスピーチを行った上、同フォーラムに対する具体的協力として、同フォーラムの一環として行われたエジプト民主化支援セミナーに協力するなど地域における民主主義の普及・定着に貢献した。</p>	<p>1 東ティモールの国づくりを支援する。</p> <p>2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。</p> <p>3 地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。</p>

(実績)	24年度		<p>1 東ティモールの国づくりを支援する。特に大統領選挙及び国民議会選挙が行われることを踏まえ、選挙監視団の派遣等、平和裡で円滑な選挙の実施のための支援を行う。</p> <p>2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。</p> <p>3 地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。特に、バリ民主主義フォーラムサミットが初めて開催されること、我が国としても一層積極的に関与する。</p>
	25年度		<p>1 東ティモールの国づくりを支援する。</p> <p>2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスを支援する。</p> <p>3 地域・国際的課題への対応のための協力・支援を実施する。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	平和構築に関する支援・関与、災害対応支援、民主主義の普及・定着への貢献等を実施する。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値をおおむね共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。</p> <p>また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場、さらには大きなインフラ需要が見込まれるなど、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有する。さらに、インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。</p> <p>一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。</p> <p>上記測定指標（6（1）～（3））及び以下に示すとおり、「各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること」との目標に向け、相当な進捗があり、施策は有効に実施された。</p> <p>（1）要人往来及び友好関係の強化</p> <p>ア 首脳間の往来・対話については、野田総理大臣がインドネシアを訪問（ASEAN関連首脳会議）するとともに、ユドヨノ・インドネシア大統領の実賓訪日（平成23年6月）、アキノ・フィリピン大統領非公式訪日（平成23年8月）及び公実賓訪日（平成23年9月）、ラモス＝ホルタ東ティモール大統領（当時）訪日（平成24年1月）、シャナナ・グスマン東ティモール首相訪日（平成24年3月）が行われた。また、国際会議の場を活用して、リー・シェンロン・シンガポール首相（平成23年11月）との会談が行われた。</p> <p>イ 外相間の往来・対話については、外務大臣がシンガポール、マレーシア、インドネシア（二国間訪問及びASEAN関連外相会議）を訪問して外相会談を実施するとともに、マルティ・インドネシア外相訪日（平成23年11月）、ダ・コスタ東ティモール外相の实賓訪日（平成24年3月）が行われた。また、国際会議の場を活用して、マルティ・インドネシア外相（平成23年7月）、シャンムガム・シンガポール外相（平成23年6月及び10月）、デル・ロサリオ・フィリピン外相（平成23年7月及び11月）との会談が行われた。</p>	

ウ 地域の平和と安定を支援する観点から、インドネシアが主催するバリ民主主義フォーラムへの協力（選挙訪問団派遣）、東ティモールの国づくりへの継続的な支援（大統領選挙への監視団派遣（平成24年3月）、初の円借款供与（平成24年3月））、ミンダナオ和平プロセスへの積極的関与（開発専門家派遣、経済協力の実施、和平交渉支援）を行っている。

（2）EPAの着実な実施を含む経済分野での関係緊密化

ア 成長著しい東南アジア諸国との関係強化の観点から、日系企業の支援を含む経済外交を進めており、インドネシアでは、中部ジャワ石炭火力発電所の受注という成果が得られたほか、首都圏投資促進特別地域のマスタープランに係る調査及び報告書の作成作業を進めている。また、マレーシアでは9月にマレーシア日本国際工科院（MJIT）が開校し、中長期的な親日派育成及び、ASEANにおける日本式工学教育の拠点として人材育成と地域の発展に資するほか、ブルネイとの間でのLNG契約延長交渉の妥結、国づくり支援を開始した。

イ EPAについては、相手国との間で分野別小委員会での協議を行い、経済関係を強化した。インドネシア及びフィリピンからの看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、看護師47名、介護福祉士36名が国家試験に合格しており、前年の看護師16名合格から増加した。

上述のとおり施策に相当な進展が見られ、予算等の投入資源に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題】

（1）要人往来については、引き続き我が国から東南アジア島嶼国各国への要人訪問をより頻繁に実現することが課題である。

（2）経済面では、インフラ需要が多いこの地域において、日系企業を支援する枠組みの強化、個別案件での支援に引き続き取り組むことが必要である。EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験合格率の向上や協定見直しに向けた作業を進める必要がある。

（3）地域の安定や我が国の安全保障を確固たるものとするべく、いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化していく必要がある。また、同様の観点から、自然災害への対応（東日本大震災を踏まえた知見の共有を含む）、民主主義の普及・定着のための取組（バリ民主主義フォーラムへの積極的関与）、地域統合の推進（BIMP-EAGAとの協力強化）等、国際的・地域的課題に対応するための協力・連携を引き続き強化していく必要がある。

【今後の方針】

各国との関係強化を進めるために、首脳・外相レベルを含めた幅広い対話・具体的な協力に取り組むとともに、インフラ海外展開やEPAの円滑な実施や見直しを進める。

施策に関する評価結果	7 南西アジア諸国との友好関係の強化							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) 要人往来数（外交青書に基づく）	基準値	実績値					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		11人	11人				—	
	年度ごとの目標値		—	基準値と同程度	同左	同左	同左	
(2) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化		年度ごとの目標						
基準	—	各種会談・協議等を通じた日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化						
施策の進捗状況（実績）	23年度	野田総理のインド訪問、クリシュナ外務大臣の訪日に加え、国際会議等様々な機会を活用し、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。具体的には、12月の野田総理のインド訪問を含む3回の首脳会談や、10月の日インド外相間戦略対話を含む2回の外相会談を実施した他、4月に外務次官対話、4月及び2月に外務次官級政務協議、12月に日米印協議を行うなど、各種協議を実施した。特に、野田総理のインド訪問時には、政治・安全保障面で、海上安全保障分野での協力を強化することで一致した他、経済面では、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）に関する協力の進展など、多くの具体的成果を挙げるとともに、「国交樹立60周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン」を発出し、日インド関係をより一層強化するため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことで合意した。					1 日インド首脳会談を成功裏に実施する。 2 日インド外相間戦略対話を成功裏に実施する。	
	24年度						同上	
	25年度						同上	
	26年度						同上	
	27年度						同上	
	目標	—	各種会談・協議等を通じ日インド戦略的グローバルパートナーシップを強化する。					
(3) 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進		年度ごとの目標						
基準	—	首脳・外相会談及び各種協議、並びに閣僚級及び戦略的実務者招へいや21世紀青少年大交流計画などの交流事業の実施						

施策の進捗状況（実績）	23年度	野田総理のインド訪問（12月）や、ジグミ・ケサル・ブータン国王王妃両陛下（11月（国賓））、ティンレイ・ブータン首相（9月）、クリシュナ・インド外相（10月（外賓））、シュレスタ・ネパール副首相兼外相（1月）、ナシーム・モルディブ外相（同月）の訪日や、菊田政務官のスリランカ・ブータン訪問（5月）、中野政務官のモルディブ訪問（南アジア地域協力連合SAARC首脳会議出席（11月））をはじめとするハイレベルの要人往来が実現した。また、国連総会等の国際会議の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることが出来た。事務レベルの協議についても、インド、パキスタンとの安全保障、経済等の分野での各種協議等を行うなど、各国との二国間協議を着実に実施した。さらに3件の閣僚級招へい、9件の戦略的実務者招へいを実施したほか、21世紀青少年大交流計画（JENESYS）プログラムを通じて、700人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日するなど、重層的な招へい事業を実施した。	首脳、閣僚級の要人往来、各種会談・協議及び交流事業を着実に実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	首脳・外相会談及び各種協議、並びに交流事業を実施する。	
（4）南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施			年度ごとの目標
基準	—	災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等の実施	
施策の進捗状況（実績）	23年度	8月に大洪水が発生したパキスタンに対して、JICAを通じた3,500万円相当の緊急援助物資の供与や、国連機関と協力し、1,000万ドルの緊急無償を行うとともに、平成23年1月から2月にかけて洪水被害が発生したスリランカに対しては、テント等の救援物資の供与や国際機関やNGOを通じた支援を実施した他、9月に道路及び灌漑施設の復旧のため70億円の円借款の供与を決定した。また、域内各国の経済・社会開発への支援に関して、11月にパキスタン、3月にインドに対してポリオ感染拡大防止・撲滅のための無償資金援助や、1月にバングラデシュに対して母子保健の状況改善のための50億4,000万円を限度とする円借款の供与を通じた支援を行うほか、ODAの供与等を通じて、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。また、11月のSAARC首脳会合に参加し、同地域の平和と繁栄に向けた様々な取組を指示する旨表明した。さらに、3月には、第5回日SAARCシンポジウムを開催した。	1 災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。 2 南西アジア地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上

	目標	－ 災害への人道・復旧支援、開発及び民主化支援等を実施する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、また、我が国にとってはシーレーン（海上交通路）上の要衝に位置し地学的な重要性を有するほか、約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっている。特に年率8%を上回る経済成長を遂げているインドは、12億を超える人口を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配と行った我が国と共通の価値を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での更なる関係強化が求められる。</p> <p>一方、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロ等の課題を抱え、また、洪水や地震等の自然災害にも脆弱である。こうした状況の中、我が国が南西アジア地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築を支援し、さらにはしばしば発生する自然災害に対して迅速な人道・復旧支援を行うことは、同地域の安定と繁栄に資するものであると同時に、我が国にとっても極めて重要である。</p> <p>上記測定指標（7（1）～（4））及び以下に示すとおり、「南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること」との目標に向けて相当な進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>平成23年度は、野田総理のインド訪問（平成23年12月）や、ジグミ・ケサル・ブータン国王王妃両陛下（同11月）、ティンレイ・ブータン首相（同9月）、クリシュナ・インド外相（同10月）、シュレスタ・ネパール副首相兼外相（平成24年1月）、ナシーム・モルディブ外相（同月）の訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、国際会議等の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を行った。更に、安全保障、経済等の分野で次官級協議や局長級対話等を実施したほか、各種招へいや21世紀青少年大交流計画（JENESYS）プログラムを通じて、国会議員や青少年等の様々なレベルでの交流を促進した。</p> <p>新興国として国際社会で発言力を強めるインドに関しては、野田総理のインド訪問時に、政治・安全保障面で、海上安全保障分野での協力を強化することで一致した他、経済面では、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）に関する協力の進展、インド南部のインフラ整備など、多くの具体的成果を挙げるとともに、「国交樹立60周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン」と題する共同声明を発出し、日インド関係をより一層強化するため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことで合意した。また、外務次官対話、外務次官級政務協議や第1回の開催となった日米印協議など、事務レベルでも様々な協議が実施された。</p> <p>テロ対策の重要国であるパキスタンに関しては、平成23年9月の国連総会の機会に外相会談を行い、地域の安定やテロ対策、両国の経済関係強化などについて意見交換を行った。また、前年に引き続き、同年8月に同国南部で発生した大洪水に際し、JICAを通じた3,500万円相当の緊急援助物資の供与や国連機関と協力し1,000万ドルの緊急無償支援を行った他、同年9月にはポリオ拡大防止・撲滅のための無償資金援助を実施した。</p> <p>内戦終結後、国民和解や復興に取り組むスリランカに関しては、平成23年5月に菊田外務大臣政務官（当時）がスリランカを訪問し、ラージャパクサ大統領やピーリス外相らと会談し、国民和解等に向けて更なる努力を働きかけ、同国の取組を支援する旨を伝達した。また、平成23年1月から2月にかけて同国で発生した洪水被害に際し、テント等の救援物資を供与するとともに、国際機関やNGOを通じた支援を実施したほか、同9月に道路及び灌漑施設の復旧のため70億円の円借款の供与を決定した。</p> <p>近年、日本企業の進出が増加しているバングラデシュに関しては、平成23年8月のムヒト財務大臣、同9月のカーン商業大臣の訪日など、経済関係のハイレベルの要人往来が実現した。</p> <p>内戦終結後、新憲法制定を始めとする民主化・和平プロセスに取り組むネパールに関しては、シュレスタ副首相兼外務大臣の訪日の際に、玄葉外務大臣から、同国の和平プロセスの早期完了と民主主義の定着を重視しており、同国の取組への支援を継続したい旨を伝達した。</p>	

平成23年に外交関係25周年を迎えたブータンに関しては、同年5月に菊田外務大臣政務官がブータンを訪問し、9月にはティンレイ首相及びペンジョール上院議長が訪日した。また、同年11月にはご成婚間もないジグミ・ケサル国王及びジツェン・ペマ王妃両陛下が東日本大震災後初の国賓として訪日され、宮中行事、国会演説、被災地訪問等を通じ、同国に対する国内の理解や親近感が高まり、様々なレベルで両国関係の一層の深化を促す気運を高めた。

以上のように投入資源量に見合った成果が得られたことから、施策は適切かつ効率的に実施された。

【課題】

・南西アジア諸国との間で要人往来や各種協議、招へい・交流事業を継続し、良好な二国間関係を引き続き維持するとともに、政治、経済、文化等多分野における協力関係を更に深化させる。特に、インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化に努める必要がある。

・南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力の継続、特に、パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着、国民和解への支援を継続していくことが重要である。また、経済・社会開発への支援や、洪水・地震等の自然災害への迅速な人道・復旧支援も実施していく必要がある。

【今後の方針】

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種協議、経済協力等を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南西アジアの安定と繁栄に向け民主化定着・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

施策に関する評価結果	8 大洋州地域諸国との友好関係の強化							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) 要人の往来数		基準値	実績値			目標値	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			34	11				—
	年度ごとの目標値			11件程度	基準値と同程度(太平洋・島サミットの年)	基準値と同程度(太平洋・島サミット中間閣僚会合の年)	11件程度	基準値と同程度
	(2) 大洋州地域各国との友好協力関係の深化				年度ごとの目標			
	基準	—	1 ハイレベルでの要人往来を通じた関係強化 2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化					
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>要人往来 ギラード豪首相(4月), ジェンキンス豪連邦下院議長(5月), エマーソン豪貿易相(10月), マッカーリーNZ外相(8月), プナ・クック諸島首相(6月), ポリエPNG外務貿易移民相(4月), ナイラティカウ・フィジー大統領(6月)が来日するとともに, 我が方からは, 山花外務大臣政務官の訪豪(8月), 中野外務大臣政務官(当時)(11月), 山口外務副大臣の訪NZ(9月), 菊田外務大臣政務官(当時)の訪ミクロネシア(7月)を実施した。</p> <p>年度中の主な進捗事項 ・日・PNG投資協定(4月) ・第6回太平洋・島サミット開催に向けた有識者会合(5月, 7月, 8月, 10月, 11月) ・日・クック諸島外交関係開設に係る署名(6月) ・日豪経済連携協定(EPA)交渉第13回会合(12月) ・日豪経済連携協定(EPA)交渉第14回会合(2月)</p>			豪州及びNZとハイレベルでの要人往来を実現する。 太平洋島嶼国との関係では, 平成24年度に開催される第6回太平洋・島サミットに向けた協議を実施する。		
		24年度				第6回太平洋・島サミットを成功裏に開催する。		
		25年度				豪州及びNZとハイレベルでの要人往来を実現する。		
		26年度				同上		
27年度					同上			
目標	—	ハイレベルでの要人往来を通じた関係を強化する。太平洋・島サミットプロセス等を通じ, 太平洋島嶼国との関係を強化する。						

施策に関する
評価結果

評価結果に関する
総括

【総括】

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国には、親日的な国が多く、国際社会での協力や水産資源の供給の面で、日本にとって重要なパートナーである。太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連改革等、国際場裏において我が国の考えに対し有力な支持を得るために極めて重要である。

上記測定指標 8 及び以下に示すとおり、「豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること」との目標に向け相当な進展があり、施策は有効に実施された。

日本と豪州は、共に米国の同盟国であり、基本的価値と戦略的利益を共有するアジア太平洋地域における戦略的パートナーである。近年、日豪関係は貿易・投資関係のみならず、安全保障分野も急速に進展している。安全保障分野では、4月にPKOや国際緊急援助活動における我が国自衛隊と豪州軍の協力を促進する日豪物品・役務相互提供協定(ACSA)が国会で承認されるとともに、日豪政府間の秘密情報の共有を促進する日豪情報保護協定に関する交渉が妥結した。経済分野では、日豪EPAの第13回及び第14回交渉を開催した他、ギラード首相来日に際して発出された首脳共同ステートメントにおいては、オーストラリアから日本へのエネルギー・鉱物資源の安定供給の継続が保証され、一層の協力関係の強化が達成された。

東日本大震災においては、豪州から緊急支援及び資金援助を含む支援が寄せられた。豪州は、緊急捜索・援助隊72名及び救助犬2匹を被災地に派遣した。また空軍の保有する輸送機C-17全4機のうち出動可能な3機全てを日本に派遣した。また、豪州政府から日本赤十字を通じて1000万豪ドル(約8億円)の義援金等が寄付された。さらに震災の翌月には、公式実務賓客としてギラード豪首相が外国首脳として初めて被災地を訪問し、被災者を激励した。

また日本とNZも互いにアジア太平洋地域の先進民主主義国の一員として基本的価値を共有しており、良好な二国間関係を維持している。平成23年度は、気候変動、アフガニスタンや太平洋島嶼国における協力、TPP協定交渉など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。東日本大震災においては、NZは、52名からなる救助隊を被災地に派遣した。また、NZ政府からは、日本赤十字を通じて100万NZドル(約6000万円)の義援金が送られた。豪、NZとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア太平洋地域の平和と安定や資源の安定確保に資する。

太平洋島嶼国・地域とは、平成24年5月に開催の第6回太平洋・島サミットに向けての準備プロセスが進められたほか、6月には、プナ・クック諸島首相が来日し、外交関係開設の書簡への署名と交換が行われるなど、様々な要人往来を通じ、日本と太平洋島嶼国の関係が一層強化された。

上述のとおり限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、投入資源量に見合った成果が得られたことから、施策は効率的に実施された。

【課題】

豪州及びNZとは、これまでの対話の結果を着実に実施するとともに、協力分野を拡充することにより、二国間関係のより一層の強化に努める必要がある。

太平洋島嶼国との関係では、平成24年5月に開催する第6回太平洋・島サミット開催後のフォローアップを視野に入れつつ、太平洋島嶼国地域の安定と発展に向けた貢献やハイレベルでの要人往来の強化を通じ、友好協力関係を深化させ、国際社会における我が国の取組への支持を確保する必要がある。

【今後の方針】

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。我が国として豪州、NZ及び太平洋島嶼国との協力関係をより強化していく。特に第6回太平洋・島サミット開催後のフォローアップを以てこれら国との協力関係強化を効率的且つ効果的に実施していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○測定指標の設定、および施策に関する評価結果の記述とも、おおむね妥当である。とりわけ、「課題」の記述は的確である。ただ、アジア太平洋外交の場合、対象国による外交課題や問題の性質の違いが大きいことが必要に応じてもう少し強調されてもよいだろう。</p> <p>○一定の進展が見られるとの評価は妥当と考える。ただし、北朝鮮との関係において金正日総書記の死去および本年4月のミサイル（ロケット）発射に伴う対応が適切であったかの評価、また、韓国との関係で歴史、領土問題をめぐる対応の評価等が必要ではないかと思われる。</p> <p>○「測定指標」のうち、年度ごとの目標の記述に具体的施策間で相違がある。望ましい記述は、I-1-4のように年度ごとの目標が具体的であり事後に検証可能な記述である。一方で、I-1-1のように、年度ごとの目標が「強化する」を「同上」としたのでは目標達成に向けて進展があったのかどうかを検証できない。</p> <p>「施策に関する評価結果」の記述では、「目標達成に向けて一定の進展があった」と同等の記述をしている中にも、その進捗が異なると感じるものがある。たとえば、I-1-2「朝鮮半島の安定に向けた努力」の記述からは「進展」は読みとれず、また、国民感覚からいっても「進展がなかった」と記述すべきところではないか。一方で、I-1-4については、「一定の進展があった」ということが評価の記述から読み取れるところである。</p> <p>○施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば「関係各国」や「各種」、「等」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。また「要人の往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容（e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数）のような中間成果については測定可能ではないか。</p> <p>「交流計画」の参加者に対し意識調査等を行い、参加前と参加後のわが国に対する印象の変化を測るなどの試みが必要ではないか。</p> <p>評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるといった点での指標の活用が望まれる。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>1 東アジアにおける地域協力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日・ASEAN特別外相会議（概要）（平成23年4月9日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j_ASEAN/tgk_1104.html ・ 日・ASEAN外相会議（概要）（平成23年7月21日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j_ASEAN/gaisho_1107.html ・ 第14回日・ASEAN首脳会議（概要）（平成23年11月18日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j_ASEAN/shuno_14th.html ・ 日・ASEAN共同宣言（バリ宣言）（概要） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j_ASEAN/pdfs/bali_declaration_jp_g1111.pdf （仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/j_ASEAN/pdfs/bali_declaration_jp_1111.pdf （英文）http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/ASEAN/conference/pdfs/bali_declaration_en_1111.pdf ・ 第14回ASEAN+3首脳会議（概要）（平成23年11月18日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/ASEAN+3/shuno_14th.html ・ 第12回ASEAN+3外相会議（概要）（平成23年7月21日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/ASEAN+3/gaisho_1107.html ・ 東アジア首脳会議（EAS）参加国外相協議（概要）（平成23年7月22日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/gk1107.html ・ 第6回東アジア首脳会議（概要）（平成23年11月19日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/shuno_6th.html ・ 互恵関係に向けた原則に関する東アジア首脳会議（EAS）宣言 （仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/shuno_6th_gokei.html （英文）http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/eas/pdfs/declaration_1111_2.pdf ・ ASEAN連結性に関する東アジア首脳会議（EAS）宣言 （仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/shuno_6th_ASEAN.html （英文）http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/eas/pdfs/declaration_1111_1.pdf ・ 第4回日中韓サミット（概要）（平成23年5月22日） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/jck_gaiyo.html <成果文書> 首脳宣言 （仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/declaration.html （英文）http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/declaration.html <p>原子力安全協力</p>
----------------------------------	---

- (仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/nuclear_safety.html
- (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/nuclear_safety.html
- 再生可能エネルギー及びエネルギー効率の推進による持続可能な成長に向けた協力
- (仮訳) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/energy.html>
- (英文) <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/energy.html>
- 防災協力
- (仮訳) http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jck/summit2011/disaster_management.html
- (英文) http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/jck/summit1105/disaster_management.html
- ・日中韓首脳会議(概要)(平成23年11月19日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/ASEAN_11/jck_1111.html
- ・申鳳吉(シンボンギル)日中韓協力事務局長の玄葉外務大臣への表敬訪問(平成24年4月26日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/4/0426_02.html
- ・アジア協力対話(ACD)第10回会合(概要)(平成23年10月)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/hamada-k/kuwait1110.html>

2 朝鮮半島の安定に向けた努力

- ・平成24年版外交青書
- ・HP掲載の下記資料
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html (基礎データ)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html (日朝関係)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/index.html (六者会合(北朝鮮の核問題等))
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai/index.html (北朝鮮の核問題)

3 未来志向の日韓関係の推進

- ・平成24年版外交青書
- ・外務省HP掲載の下記資料
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> (基礎データ)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf> (最近の韓国情勢)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf> (最近の日韓関係)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf> (韓国経済の現状と日韓経済関係)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html> (要人往来)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html> (要人略歴)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html> (首脳・外相会談等)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html> (日本と韓国間の交流)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html (日韓経済連携協定)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html> (竹島問題)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html (日本海呼称問題)

4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

- ・外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- 中国:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>
- 中国における「元気な日本」キャンペーン:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/genkinanihon/index.html>
- 2012年日中国交正常化40周年記念事業 日中国民交流友好年～新たな出会い、心の絆～:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/jc40th/index.html>
- モンゴル:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/moNGOlia/index.html>
- 日本・モンゴル外交関係樹立40周年:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/moNGOlia/jm40/index.html>
- 台湾:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html>
- 香港:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/index.html>
- マカオ:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/index.html>
- ・平成24年版外交青書(外交青書2012)

5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

- 【メコン】
- ・グリーン・メコン・フォーラム(概要)(平成23年6月24日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/gmf1106.html
- ・日メコン外相会議第4回会合(概要)(平成23年7月21日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/1107_kg.html
- ・メコン河下流域開発(LMI)閣僚級フレンズ会合(概要)(平成23年7月22日)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/lmi_1107.htm

- ・メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム第2回日メコン全体会合（概要）（平成23年11月11日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/kanminf/gaiyo_2011.html
- ・日本・メコン地域諸国首脳会議第3回会合（概要）（平成23年11月18日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi03/s_kaigi03.html
- 【タイ】
- ・日・タイ外相会談（概要）（平成23年4月9日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/jth_gk.html
- ・菊田外務大臣政務官のタイ訪問（概要）（平成23年5月23－25日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/thailand1105/gaiyo.html>
- ・菊田外務大臣政務官の国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）第67回総会への出席
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/5/0520_08.html
- ・タイ医療支援チーム（第2チーム）の菊田外務大臣政務官表敬（平成23年6月3日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0603_07.html
- ・ポラメティ・タイ国家経済社会開発庁副長官による中野外務大臣政務官表敬（平成23年9月27日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/nakano/thailand_1109.html
- ・タイにおける洪水被害に際する山根副大臣とウィラサック在京タイ大使の会談（平成23年10月20日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1020_05.html
- ・日・タイ外相会談（概要）（平成23年11月11日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/apec_2011/j_thailand_1111.html
- ・日・タイ首脳会談（概要）（平成23年11月18日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/ASEAN_11/thailand_1111.html
- ・玄葉外務大臣とキティラット・タイ副首相の会談（平成23年11月28日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/11/1128_06.html
- ・キティラット・タイ副首相の野田総理表敬（平成23年11月28日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1111_thailand.html
- ・日・タイ外相電話会談（平成23年12月23日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1223_01.html
- ・インラック・タイ王国首相の公式実務訪問（概要と評価）（平成24年3月7日－9日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/visit/1203_gai.html
- ・日・タイ首脳会談・総理主催夕食会（概要）（平成24年3月7日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1203_thai.html
- 【ベトナム】
- ・チュン・ベトナム外務次官による松本外務大臣表敬（概要）（平成23年4月9日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/jvi_hk.html
- ・グエン・フー・ビン駐日ベトナム社会主義共和国大使による伴野外務副大臣表敬（平成23年4月28日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0428_04.html
- ・ホアン・チュン・ハイ・ベトナム副首相と松本大臣との会談（概要）（平成23年5月25日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/5/0525_04.html
- ・チュオン・タン・サン・ベトナム共産党書記局常務の訪日（平成23年6月1－4日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/5/0527_04.html
- ・松本外務大臣とチュオン・タン・サン・ベトナム共産党書記局常務の会談（概要）（平成23年6月1日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0601_07.html
- ・チュオン・タン・サン・ベトナム共産党書記局常務による菅総理大臣表敬（平成23年6月2日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/vietnam_1106.html
- ・日・ベトナム外相会談（概要）（平成23年7月22日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1107/vietnam_gk1107.htm
- ・高橋外務副大臣のベトナム訪問概要（平成23年8月10－12日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/takahashi/vietnam1108/gaiyo.html>
- ・ハイ・ホーチミン市党委書記の藤村官房長官表敬（概要）（平成23年10月12日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/vietnam_1110.html
- ・山口外務副大臣のベトナム訪問（概要）（平成23年10月19－21日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/yamaguchi-t/vietnam1110.html>
- ・グエン・タン・ズン・ベトナム社会主義共和国首相の来日（平成23年10月30日－11月2日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/pm_1110/index.html
- ・日・ベトナム首脳会談（平成23年10月31日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/vietnam1110/gaiyo.html
- 【カンボジア】
- ・日・カンボジア外相会談（概要）（平成23年4月9日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/jca_gk.html

- ・日・カンボジア外相電話会談（平成23年12月23日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1223_02.html

【ラオス】

- ・ポンサワット・ラオス国家主席府付き大臣と松本外務大臣との懇談（概要）（平成23年4月9日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/jla_ko.html
- ・トンレン・ラオス副首相兼外務大臣夫妻の外務省賓客訪日（概要）（平成23年8月2-4日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/visit/thongloun_sisoulith1108.html
- ・松本外務大臣とトンレン・シースリット・ラオス副首相兼外務大臣の会談（平成23年8月2日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/8/0802_03.html
- ・トンレン・シースリット・ラオス副首相兼外務大臣による菅総理大臣表敬（平成23年8月3日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/lao_1108.html
- ・玄葉外務大臣とソムサワート・ラオス副首相との会談（平成23年11月28日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/11/1128_07.html
- ・ソンプー・ラオス日本友好議員連盟会長一行と中野外務大臣政務官との懇談（概要）（平成24年2月22日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/nakano/laos_1202.html
- ・トンシン・タンマヴォン・ラオス人民民主共和国首相の来日（平成24年3月14日～18日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/visit/1203.html>
- ・岡田副総理によるトンシン・タンマヴォン・ラオス首相表敬（平成24年3月15日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/laos_1203.html
- ・日・ラオス首脳会談（概要）（平成24年3月16日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1203_laos.html

【ミャンマー】

- ・ミョー・ミン・ミャンマー外務副大臣による松本外務大臣表敬（概要）（平成23年4月9日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/ASEAN1104/jmy_hk.html
- ・日・ミャンマー外相会談（概要）（平成23年6月6日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_matsumoto/hungary1106/j_myanmar_gk.html
- ・菊田外務政務官のミャンマー訪問（概要）（平成23年6月27-29日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/myanmar1106/gaiyo.html>
- ・菊田外務大臣政務官とミャンマー政府要人との会談（平成23年6月28日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0628_09.html
- ・ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣の来日（平成23年10月20-22日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1014_02.html
- ・藤村官房長官とワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣との会談について（概要）（平成23年10月20日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/myanmar_1110.html
- ・日・ミャンマー外相会談及びワーキング・ディナー（概要）（平成23年10月21日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/myanmar1110.html
- ・日ミャンマー首脳会談（概要）（平成23年11月18日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/ASEAN_11/myanmar_1111.html
- ・玄葉外務大臣のミャンマー訪問（結果概要）（平成23年12月25-26日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/myanmar1112.htm

6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

- ・外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp>)

7 南西アジア諸国との友好関係の強化

【インド】

- ・日インド首脳会談（概要）（平成23年9月23日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/visit/1109_sk.html
- ・野田総理夫妻のインド訪問（概要と評価）（平成23年12月28日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/india_1112/gaiyo.html
- ・共同声明「国交樹立60周年を迎える日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けたビジョン」（平成23年12月28日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/india_1112/joint_statement_jp2.html
- ・インド世界問題評議会（ICWA）主催 野田総理後援『人と人の「絆」に基づく「戦略的グローバル・パートナーシップ」』（平成23年12月28日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/2011/1228icwa.html>
- ・野田総理とインド首脳等との懇談（平成24年3月27日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/india_1203.html
- ・日インド外相会談（概要）（平成23年6月6日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/visit/1109_sk.html

- ・ 第5回日インド外相間戦略対話（概要）（平成23年10月29日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_gemba/india_1110.html
 - 【パキスタン】
 - ・ 日パキスタン外相会談（概要）（平成23年9月20日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/visit/1109_gk.html
 - 【スリランカ】
 - ・ 菊田外務大臣政務官のスリランカ、ブータン及びブルネイ訪問（概要）（平成23年5月3日～8日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/visit1105/gaiyo.html>
 - 【ネパール】
 - ・ 日ネパール外相会談（平成24年1月31日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/1/0131_02.html
 - ・ 藤村官房長官とシュレスタ・ネパール副首相兼外相との会談（平成24年2月2日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>
 - 【ブータン】
 - ・ 菊田外務大臣政務官のスリランカ、ブータン及びブルネイ訪問（概要）（平成23年5月3日～8日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kikuta/visit1105/gaiyo.html>
 - ・ 日ブータン首脳会談（平成23年9月26日）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/1109_bhutan.html
 - ・ ジグミ・ケサル・ブータン王国国王王妃両陛下の国賓来日（平成23年11月15～20日）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/visit/jigme1111/index.html>
- 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化**
- ・ 平成24年度版外交白書

担当部局名	アジア大洋州局	作成責任者名	地域政策課長 伊従 誠	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	---------	--------	----------------	----------	---------

施策 I - 2 北米地域外交

施策名	北米地域外交				
施策の概要	<p>1 北米諸国との政治分野での協力推進 (1) 日米、日加政府間（首脳・外相レベルを含む）での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 (2) 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。</p> <p>2 北米諸国との経済分野での協力推進 (1) 米国 ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化する。 イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取組む。 ウ 個別経済問題に対処する。 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。</p> <p>3 米国との安全保障分野での協力推進 (1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 (2) 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 (3) 日米地位協定についての取組を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること</p> <p>1 北米諸国との政治分野での協力推進 日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること</p> <p>2 北米諸国との経済分野での協力推進 日・北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること</p> <p>3 米国との安全保障分野での協力推進 日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。もって我が国の安全保障を確保すること。</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	229,635	231,188	341,993	292,519
	補正予算 (b)	0	0	0	
	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b+c)	229,635	231,188		
	執行額 (千円, d)	183,749	164,061		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主要なもの）	<p>1 北米諸国との政治分野での協力推進 ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) 「…私は、アジア太平洋地域の安定と繁栄を実現するため、日米同盟を基軸としつつ、幅広い国や地域が参加する枠組みも活用しながら、この地域の秩序とルールづくりに主体的な役割を果たしていくことが我が国の外交の基本であると考えます。…(中略)…日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸にとどまらず、アジア太平洋地域、そして世界の安定と繁栄のための公共財です。21世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていかなければなりません。」 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「21世紀の国際環境の変化に対応し、アジア太平洋地域での豊かで安定した秩序作りに資する日米同盟の在り方について、不断に検討し続けていきます。日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域と世界の安定と繁栄のための公共財です。日米両国は様々なレベルで信頼関係を深めてきました。これに基づき、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に日米同盟を一層深化・発展させます。」</p>				

2 北米諸国との経済分野での協力推進

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域と世界の安定と繁栄のための公共財です。日米両国は様々なレベルで信頼関係を深めてきました。これに基づき、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に日米同盟を一層深化・発展させます。」

・第178回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(平成23年9月13日)

「日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財であることに変わりはありません。半世紀を越える長きにわたり深められてきた日米同盟関係は、大震災での「トモダチ作戦」を始め、改めてその意義を確認することができました。首脳同士の信頼関係を早期に構築するとともに、安全保障、経済、文化、人材交流を中心に、様々なレベルでの協力を強化し、21世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていきます。」

3 米国との安全保障分野での協力推進

・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)

「特に、日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸にとどまらず、アジア太平洋地域、そして世界の安定と繁栄のための公共財です。二十一世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていかなければなりません。普天間飛行場の移設問題についても、日米合意を踏まえ、引き続き沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、誠実に説明し理解を求めながら、沖縄の負担軽減を図るために全力で取り組みます。」

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「また、安全保障面においては、昨年の「2+2」の結果に基づき、幅広い分野での具体的協力を推進していきます。その際、在日米軍が、我が国に必要な抑止力の確保に不可欠な役割を担っていることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編については、沖縄の皆様の御理解を得るべく政府として全力を挙げて取り組んでいく考えです。沖縄の負担軽減については、これまでも米軍属に対する裁判権の行使に関する運用について、日米合同委員会において新たな枠組みに合意するなど、努力を重ねて参りました。引き続き一つ一つ目に見える成果を積み重ねていく決意です。」

施策に関する評価結果	北米地域外交	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

施策に関する評価結果	1 北米諸国との政治分野での協力推進		
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	
測定指標	(1) 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展		年度ごとの目標
	基準	22年度	<p>日米両首脳間では、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を更に深化・発展させていくことで一致しており、二国間のみならず、アジア太平洋地域における課題、さらにはグローバルな課題について、緊密に連携した。</p> <p>日加首脳間では、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携を確認した。</p>
		23年度	
	施策の進捗状況（実績）	24年度	<p>日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢、グローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。また、9月の野田政権発足以来、日米両政府は、3回の首脳会談、7回の外相会談をはじめ、様々なレベルにおいて、累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を中心に、日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致してきており、12月には、玄葉大臣の二国間の文脈での訪米を実現、二国間の課題に加え、アジア太平洋地域情勢やグローバルな課題について意見交換を行った。</p> <p>カナダについては、種々の国際会議の機会をとらえ、3回の首脳会談、2回の外相会談を実施するとともに、3月のハーパー首相訪日の際には、首脳間で青少年交流及び科学技術協力等を含む日加共同成果を発表した。</p>
		<p>日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。</p> <p>日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。</p>	
		<p>日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。特に、北朝鮮、ミャンマーなどといったアジア太平洋地域における課題、さらには、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題などのグローバルな課題のにつき緊密に連携する。</p> <p>日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。特に、日加物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉を進める。</p>	

	25年度		日米同盟を21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、引き続き、日米間で緊密に協力していく。 日本とカナダの間では、政治・平和及び安全保障分野における協力関係を更に深化・発展させ、引き続き、日加間で緊密に協力していく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	日米同盟を、21世紀にふさわしい形で更に深化・発展させる。 カナダとの緊密な連携をより一層強化する。	
(2) 日米・日加間の相互理解の進展			年度ごとの目標
基準	—	重層的な日米・日加の交流・対話の実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>(1) 在米・在加日系人との交流 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を招へい。さらに、米国については、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者(いわゆる新1世)を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代(学生)5名を招へいし、日本人としてのアイデンティティ意識の増進及び対日理解の促進に寄与した。</p> <p>(2) 日米桜寄贈百周年事業 日米桜寄贈百周年を迎える平成24年、米国では、タイダル・ベイソンの景観整備、全米桜植樹プロジェクト、全米桜祭り(於:ワシントンDC)等が行われ、本邦においても、日米桜フェスティバル(於:恵比寿)や日米交流作文コンクール等の記念事業を実施したほか、事業認定を通じた国内イベントとのタイアップなども行った。</p> <p>(3) マンスフィールド研修計画 平成8年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、23年度は第16期生5名が研修を開始。</p> <p>(4) 日米・日加外交官交流 23年度は、米国国務省職員1名及び加外務貿易省職員1名が外務省で勤務。また、外務省職員1名を米国国務省に派遣。</p>	日米・日加間でより重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米間では、平成24年日米桜寄贈百周年事業の成功に向け着実に準備作業を進める。
	24年度		より重層的で効果的な交流・対話事業を実施する。日米桜寄贈百周年事業の成功を受け、更なる交流の機運を高める。
	25年度		日米・日加間でより重層的な効果的な交流・対話事業を実施する。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 米国</p> <p>(1) 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための共有財産である。また、日米安保体制を中核とした日米同盟は、冷戦後も依然として不安定な要素が存在するアジア太平洋地域において、日本及び同地域の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を担っている。これらの点をかんがみれば、我が国と米国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の緊密な連携を一層強化することは必要不可欠である。</p> <p>(2) 測定指標1及び以下に鑑み、23年度においては米国との政治分野での協力が一層推進され、目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。</p> <p>ア 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し（平成23年度は、首脳会談3回、首脳電話会談5回、外相会談7回、外相電話会談6回を実施）、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢やミャンマーなどのアジア太平洋地域情勢、そしてアフガニスタン、パキスタン、イランといったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。</p> <p>イ 平成23年9月の野田政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人的交流を中心に、日米同盟を21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくことで一致してきており、このような日米同盟の更なる深化・発展のため、首脳・外相会談を始めとする個別の会談の際に、各分野における具体的中身につき意見交換が積み重ねられた。</p> <p>ウ この他、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招へいし、民間有識者等様々なレベルでの日米間の対話・交流の強化を行った。23年度も、昨年に引き続き米国から元戦争捕虜（POW）を招へいし、玄葉外務大臣への表敬をはじめ、政府関係者への表敬機会や各地方都市での一般の方々との交流機会等を設け、日米両国民の幅広い層におけるより深い相互理解と信頼関係の構築に貢献した。</p> <p>エ 特に日米桜寄贈百周年を迎える平成24年、米国では、タイダル・ベイスンの景観整備、全米桜植樹プロジェクト、全米桜祭り（於：ワシントンDC）等が行われ、本邦においても、日米桜フェスティバル（於：恵比寿）や日米交流作文コンクール等の記念事業を実施したほか、事業認定を通じた国内イベントとのタイアップなども行い、日米交流の歴史を再確認するとともに、一層の日米交流の機運の上昇に貢献した。</p> <p>2 カナダ</p> <p>(1) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。</p> <p>(2) 測定指標1及び以下の理由に鑑み、平成23年度においてはカナダとの政治分野での協力が一層推進され、政策の目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。</p> <p>ア 平成23年5月のG8ドーヴァル・サミットの際に日加首脳会談、平成23年7月のASEAN関連外相会議の際に日加外相会談が行われたのに続き、同年9月の国連総会の際には野田政権発足後初の日加首脳会談が行われた。</p> <p>イ 更に、平成24年3月には、ハーパー首相の訪日（ベアード外相も同行）が実現し、日加首脳会談、外相会談をそれぞれ行うとともに、首脳間で青少年交流及び科学技術協力等を含む日加共同成果を発表し、日加関係の緊密さを証明するとともに、今後も日本とカナダの緊密な連携を一層強化していく両国の姿勢を象徴するものであった。</p> <p>ウ また、政治面以外でも、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施した。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したことにより、両国政府間の緊密な連携を一層強くすることができた。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p>
-------------------	-------------------	---

【課題】

1 米国

日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、日米同盟を安全保障、経済、文化・人的交流を中心に21世紀にふさわしい同盟関係に更に深化・発展させていくため、日米間で緊密に協力していく必要がある。

2 カナダ

我が国の国益に合致した成果を得るためには、引き続き、普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG8のメンバーであるカナダとの協力を推進する必要がある。

【今後の方針】

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

施策に関する評価結果	2 北米諸国との経済分野での協力推進	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
測定指標	(1) 米国との経済分野での協調の深化	
		年度ごとの目標
施策の進捗状況(実績)	基準	22年度
	22年度	<p>世界経済の情勢変化が進む中、日米が、両国経済のみならず、アジア太平洋地域経済、世界経済の新たな成長を実現し、地球規模の課題に対処するため、経済分野における協力をさらに強化した。具体的には、11月の日米首脳会談の際に、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」を発出し、この一環として、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブを立ち上げた。また、10月の日米外相会談では、レアアース等戦略資源の安定供給確保について協力していくことで一致し、更に、オバマ政権が推進している高速鉄道計画への日本の技術の導入を図るため、ハイレベルから積極的な働きかけを実施したほか、超電導リニアに関する日米協力の推進にも取り組んだ。</p>
23年度	<p>(1) 4月の日米外相会談後の共同記者会見で、震災後の復興に向けた官民パートナーシップを進めていくことを発表し、米国主導のトモダチ・イニシアティブの立ち上げ及び運営を支援した。</p> <p>(2) 11月のホノルルAPECの際の日米首脳会談において、両首脳は、アジア太平洋地域の経済統合実現のための協力を日米で共に進めていくことで一致、野田総理から、日本政府として、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした旨伝達、オバマ大統領からは、日本の決定を歓迎する旨の発言があった。これを受け、2月には、米国との協議を開始した。</p> <p>(3) 日米経済調和対話の下で、日米両政府は平成23年2月から翌年1月にかけて、①日米双方の経済・貿易政策に関する情報交換、②日米二国間経済協力関係の更なる促進、③地域・グローバル課題への連携、④貿易円滑化、ビジネス環境の整備、及びその他の個別案件への対応を議題として多岐にわたる項目について協議を行い、同取組の主な成果を確認する「協議記録」を公表した。具体的な成果の一例として、1月、両政府は、法的拘束力のない、情報通信技術（ICT）サービスについての貿易に係る原則を共同で策定した。</p> <p>(4) 個別通商問題への対応により、以下のような成果が見られた。</p> <p>ア 米国産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局（OIE）基準への整合等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行っている。</p> <p>イ 郵政改革問題については、保険市場の自由化等について累次の要請があるが、我が方としては関係省庁と連携しつつ、WTO協定を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの基本的立場を説明の上、協議を行ってきている。</p>	<p>日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。</p>

	24年度		日米間の各種の経済対話等を進め、クリーンエネルギー・イニシアティブ、グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する協力、トモダチ・イニシアティブ等の協力を推進し、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。
	25年度		日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	1 日米首脳会談・外相会談等の機会を捉えた具体的成果を積み上げる。 2 日米間の各種経済対話を実施する。	
(2) カナダとの経済分野での協調の深化			年度ごとの目標
基準	22年度	日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア・太平洋地域におけるパートナー及びG8のメンバーとして幅広い分野で緊密に協力しており、経済分野においては日加次官級経済協議、日加貿易投資対話、協力作業部会等の実施、科学技術、エネルギー・鉱物資源分野等の個別の協力を促進した。具体的には、11月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致したことを受け、平成23年2月には、日加EPAの可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで2度の共同研究会合が開催されるなど、両国の経済関係強化に向け着実な進展を得た。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	(1) 5月のG8ドーヴィルでの菅総理大臣とハーパー首相との首脳会談、9月の国連総会での野田総理大臣とハーパー首相との首脳会談、また12月の両首脳による電話会談において、日加EPA共同研究を早期に終了し、交渉開始に向けて取り組むことで一致、これを受けて3月に、約1年間に亘る共同研究を経て、共同研究報告書を発表し共同研究は終了した。 (2) 3月の日加首脳会談において、両首脳は、EPA交渉を開始することで一致するとともに、天然ガスを含むエネルギー・鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取り組みを進めることについても一致した。	日加経済枠組みの下、平成19年10月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、日加EPAの共同研究の早期終了を含め個別の協力を強化していく。
	24年度		日加EPA交渉の開始及び交渉の進展に努める。また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取り組みを進める等、個別の協力を強化していく。

	25年度		日加EPA交渉の進展に努める。 また、天然ガスを含むエネルギー、鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取り組みを進める等、個別の協力を強化していく。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	－	1 日加EPAを前進させる。 2 日加間の各種経済対話を実施する。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】 1 米国 （１）日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深化のために不可欠な要素の一つである。BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等を活かしつつ、世界経済の成長に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活動を一層促進させる上で不可欠である。多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。 （２）測定指標２及び以下に鑑み、23年度においては米国との経済分野での協調・協力が一層推進され、目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。 平成23年４月の日米外相会談後の共同記者会見で、震災後の復興に向けた官民パートナーシップを進めていくことを発表、同パートナーシップは、米国政府等が主導し、日本政府が支援する「トモダチ・イニシアティブ」へと発展し、この下で被災地をはじめとする日米の青年交流やクリーンエネルギー、起業等に関する協力が進められている。また、平成23年11月のホノルルAPECの際の日米首脳会談においては、両首脳が、アジア太平洋地域の経済統合実現のための協力を日米で共に進めていくことで一致、野田総理から、日本政府として、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした旨伝達、オバマ大統領からは、日本の決定を歓迎する旨の発言があり、これを受け、平成24年２月には、米国との協議を開始した。 また、日米経済調和対話の下では、平成23年２月から翌年1月にかけて、多岐にわたる項目について協議を行い、同取組の主な成果を確認する「協議記録」を公表した。	
		2 カナダ （１）カナダは、我が国にとって農産品等資源の安定的な輸入先となっている。最近ではエネルギー資源確保の観点からその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきたが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれており、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。 （２）測定指標２及び以下に鑑み、23年度においてはカナダとの経済分野での協調・協力が一層推進され、目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。 平成24年３月に、約１年間に亘る共同研究を経て、日加EPA共同研究報告書が発表された。同月には、日加首脳会談において、野田総理とハーパー首相が日加EPA交渉を開始することで一致した。さらに、同会談では天然ガスを含むエネルギー・鉱物資源分野における民間による協力促進のために政府間でも更なる取組を進めることについても一致するなど、二国間関係の更なる活性化と深化に向け着実な成果が得られた。	
		3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別経済問題の政治問題化の回避や日米・日加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係を円滑にマネージするとともに協調・協力を進め、日米・日加経済関係をより一層強固なものとするべく努めた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。	

【課題】

世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国・カナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米・日加それぞれの取組が我が国の経済成長及び復興、ひいては世界経済の成長につながるよう対北米地域経済政策を強化していく必要がある。

経済面において日米関係を強化・発展させることは両国及びアジア太平洋地域の成長・繁栄のみならず、日米同盟の深化の観点からも極めて重要である。日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するという目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。

カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、農産品の安定的な供給、エネルギー資源の確保といった観点からも重要性が高まっている。そのような中、次官級経済協議や貿易投資対話等の実施を通じ、日加経済枠組みに基づく個別の協力を促進するとともに、日加EPA交渉の前進により二国間関係の更なる活性化と更なる深化を図る必要がある。

【今後の方針】

米国に関し、日米間の各種の経済対話・協力等を進め、二国間経済関係を更に深化させるとともに、アジア太平洋地域の経済統合をはじめ世界の経済的課題に関する協力を強化していく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成23年3月から約1年間に亘る共同研究の結果を踏まえ、日加EPA交渉の開始に向けた取組を含め個別の協力を強化していく。

施策に関する評価結果	3 米国との安全保障分野での協力推進			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	(1) 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進		年度ごとの目標	
	基準	—	地域の安全保障環境の認識を共有し、右に基づく、同盟深化の協議プロセスにおいて幅広い分野における日米安保協力の推進。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	日米両国は6月に日米安全保障協議委員会を開催し、この際に発表された共同発表において、日米安保50周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として、日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。	日米間で緊密な協議を実施し、幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、一層日米安保体制の信頼性を向上させる。
		24年度		4月及び昨年6月に発出した日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに、多様な事態に対応できるよう幅広い分野における安全保障・防衛協力を推進することで、日米安保体制の信頼性を向上させる。
		25年度		日米間で緊密な協議を実施し、幅広い分野における日米安保協力を着実に推進することで、一層日米安保体制の信頼性を向上させる。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	日米間で緊密に協議し、より一層日米安保体制の信頼性を向上させる。	
	(2) 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展		年度ごとの目標	
	基準	—	日米両国の緊密な協議のもと在日米軍の再編の着実な実施及び日米地位協定についての取組	
		23年度	在日米軍の再編については、6月の日米安全保障協議委員会において、引き続き在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施していくことを確認し、普天間飛行場の移設について、その代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することを確認した。また、これらの合意においては、「ロードマップ」を補完し、沖縄の負担軽減のための措置について合意するとともに、普天間飛行場の代替の施設の建設と在沖海兵隊の移転について、平成26年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。さらに、2月には、日米両政府は、米軍再編をできるところから開始していくため、在沖縄海兵隊の移転及びその結果として生じる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設の進展から切り離すことについて日米間で公式な議論を開始した。	在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に努め、在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。

施策の進捗状況 (実績)		<p>日米地位協定については、11月に、日米地位協定上、米側に第一次裁判権のある米軍属の公務中の犯罪について、一定の場合に日本側が裁判権を行使することを可能とする新たな枠組みに日米合同委員会で合意した。また、12月には、公の催事における飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤はいかなる場合であつても公務として取り扱わないよう、日米合同委員会合意を改正した。また、10月及び12月には、嘉手納飛行場の騒音軽減のため、同飛行場で実施予定であつた岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練を、また、2月には、嘉手納飛行場所属の米軍航空機による訓練をグアム等に移転し、一定の効果が得られた。</p>	
	24年度		<p>4月及び昨年6月に発出した日米安全保障協議委員会（「2＋2」）共同発表の着実な実施に向けた協議を継続するとともに、再編計画の調整を踏まえ、可能なところから在日米軍再編を進めていく。また、このような取組を通して、在日米軍の活動がその施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。</p>
	25年度		<p>在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に努め、在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。</p>
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	<p>在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。在日米軍の活動が在日米軍の施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保する。</p>
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 日本周辺地域においては、北朝鮮情勢等安全保障環境が厳しさを増している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、日米安保体制を中核とする日米同盟を深化させるとともに在日米軍の安定的な駐留を確保していくことが必要である。</p> <p>2 日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、（1）安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、（2）在日米軍再編等の着実な実施及び（3）日米地位協定についての取組を行うことが有効かつ重要である。また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制を中核とする日米同盟の深化にとり有効である。</p>	

3 上記測定指標3及び以下にかんがみ、23年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、目標達成に向けて進展があったと考える。

日米両国の同盟深化の協議プロセスについては、日米両国平成23年6月に日米安全保障協議委員会（「2+2」）を開催し、この際に発表された共同発表において、日米安保50周年を契機に進めてきた日米同盟深化のための協議プロセスの成果として、日米間の共通の戦略目標の見直し・再確認を行うとともに、安全保障・防衛協力、在日米軍再編、震災対応といった幅広い分野における具体的な進展と今後の協力の方向性を確認した。安全保障・防衛協力に関しても、日米は平成23年6月の「2+2」において、幅広い分野における協力を深化・拡大していくことで一致した。具体的には、警戒監視等運用面での協力、弾道ミサイル防衛（BMD）、拡大抑止、宇宙、サイバー、三か国間・多国間協力、人道支援・災害救援、情報保全、装備・技術協力等の分野において、これまでの協力の成果を確認するとともに、今後の方向性を示した。特に、弾道ミサイル防衛に関しては、共同開発を進めている能力向上型迎撃ミサイルSM-3ブロックⅡAについて、将来米側から第三国移転の要請があった場合に、日本が事前同意を付与し得る場合の判断基準を明確化した。

在日米軍の再編については平成23年の「2+2」共同発表をもって、「ロードマップ」を補完した。引き続き在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施していくことを確認し、普天間飛行場の移設に関しては、その代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置し、滑走路の形状をV字型とすることを確認した。また、これらの合意においては、沖縄の負担軽減のための措置について合意するとともに、普天間飛行場の代替施設の建設と在沖海兵隊の移転について、平成26年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。さらに、平成24年2月には、日米両政府は、在日米軍再編に関し、抑止力を維持しつつ、できるだけ早期に沖縄の負担を軽減するために、在沖縄海兵隊の移転及びその結果として生じる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場移設の進展から切り離すことについて、日米間で公式な議論を開始した。

日米地位協定については、平成23年11月に、日米地位協定上、米側に第一次裁判権のある米軍属の公務中の犯罪について、一定の場合に日本側が裁判権を行使することを可能とする新たな枠組みに日米合同委員会で合意した。また、同年12月には、公の催事における飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤はいかなる場合であっても公務として取り扱わないよう、日米合同委員会合意を改正した。また、同年10月及び12月には、4月に発効したHNSIに係る特別協定に基づき、嘉手納飛行場の騒音軽減のため、同飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の米軍航空機による訓練を、また、平成24年2月には、嘉手納飛行場所属の米軍航空機による訓練をグアム等に移転し、一定の効果が得られた。

以上のような施策は日米安全保障条約の信頼性向上、在日米軍の安定的駐留に大きく資するものである。

4 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた成果を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題】

引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保していく必要がある。

【今後の方針】

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

学識経験を有する者の知見の活用

（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）

○おおむね妥当。ただ、米国とカナダに対する外交を一括して評価しているところに違和感が残る。日本外交が目標とすべきことも両国との間では異なるのではないか。

○普天間基地問題と米軍再編問題を切り離したことは評価できる。しかし全体としては過去の懸案が継続しているわけであり、問題の処理を急ぐ必要がある。また、TPPやエネルギーに関する協力も具体化を急ぐべきである。

○「測定指標」の記述の中で、「基準」の記述について具体的施策間で相違がある。望ましくは、1-2-1（1）のように基準年度における具体的な状況を記述するものである。

「施策に関する評価」の「目標達成状況」や「総括」の記述の中には、基準→進捗状況→達成状況→課題→今後の方向性のロジックができていないところがある。たとえば、1-2-3について、「目標の達成に向けて進展があった」とされているが、果たしてそうか。「基準」の記述が簡略化されていることと年度ごとの目標が具体的でないために判断しかねる。むしろ、【総括】の記述を見る限り、「一定の進展があった」として、その分、ほとんど記述のない【課題】と【今後の方向】を充実させることが望まれる。

○施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば「様々」や「累次」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。また「交流事業」や「記念事業」などについては、参加者数の定量化は容易であり、「相互理解の進展」の割合についても意識調査等を行うことで把握に努めることが望ましいと思われる。

なぜ「米国における対日世論調査」の結果が用いられていないのか。重要な成果指標足りうと思われる。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるといふ点での指標の活用が望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><u>1 北米諸国との政治分野での協力推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・首相官邸 ホームページ ・外務省 ホームページ ・「平成24年版外交青書」 <p><u>2 北米諸国との経済分野での協力推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年版外交青書」 ・外務省 ホームページ <p><u>3 米国との安全保障分野での協力推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年版外交青書」 ・外務省 ホームページ
---------------------------	---

担当部局名	北米局	作成責任者名	課長 吉田 朋之	政策評価実施時期	平成24年 4月
-------	-----	--------	----------	----------	----------

施策 I - 3 中南米地域外交

施策名	中南米地域外交																																						
施策の概要	<p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定(EPA)等の法的枠組の運用や政府間等の対話を通じた中米・カリブ諸国との経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する中米・カリブ諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進</p> <p>(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <p>(1) 経済連携協定(EPA)や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化</p> <p>(2) 国連改革や気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進</p> <p>(3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び日ブラジル社会保障協定、子弟の教育問題等への取組の側面支援</p>																																						
達成すべき目標	<p>中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること</p> <p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体(カリコム)諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じ、中南米全体との関係を強化すること</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <p>南米諸国との経済関係を強化すること、国際場裏における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること</p>																																						
施策の予算額・執行額等	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> <th style="text-align: center;">23年度</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">予算の状況 (千円)</td> <td style="text-align: center;">当初予算 (a)</td> <td style="text-align: right;">106,873</td> <td style="text-align: right;">103,414</td> <td style="text-align: right;">85,520</td> <td style="text-align: right;">80,071</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正予算 (b)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰越し等 (c)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(a+b+c)</td> <td style="text-align: right;">106,873</td> <td style="text-align: right;">103,414</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行額(千円, d)</td> <td style="text-align: right;">91,008</td> <td style="text-align: right;">74,979</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>						区分		21年度	22年度	23年度	24年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	106,873	103,414	85,520	80,071	補正予算 (b)	-	-	-	-	繰越し等 (c)	-	-	-	-	合計(a+b+c)	106,873	103,414	-	-	執行額(千円, d)		91,008	74,979	-	-
区分		21年度	22年度	23年度	24年度																																		
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	106,873	103,414	85,520	80,071																																		
	補正予算 (b)	-	-	-	-																																		
	繰越し等 (c)	-	-	-	-																																		
	合計(a+b+c)	106,873	103,414	-	-																																		
執行額(千円, d)		91,008	74,979	-	-																																		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <p>・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)</p> <p>「アジア太平洋の世紀がもたらす「チャンス」。それは、言うまでもなく、世界の成長センターとして、これからの世界経済の発展を牽(けん)引していくのがこの地域であるということです。この地域の力強い成長を促し、膨大なインフラ需要や巨大な新・中間層の購買力を取り込んでいくことは、我が国自体に豊かさと活力をもたらします。日本の再生は、豊かで安定したアジア太平洋地域なくして、あり得ません。」</p> <p>・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)</p> <p>「・・・中南米・・・各地域の新興国へのトップセールスを自ら先頭に立ってやります。」</p> <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <p>・第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日)</p> <p>「ことは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。」</p> <p>「また、国際社会で存在感を高めるブラジル、メキシコなど新興国を初めとする中南米諸国とは、資源開発を含む経済分野を中心に関係を深めていきます。」</p> <p>・第177回国会外交演説(平成23年1月24日)</p> <p>「国際社会で存在感を飛躍的に増大させているブラジル、メキシコ等の新興国をはじめとする中南米諸国との間でも更に連携・協調を深めていきます。」</p>																																						

施策に関する評価結果	中南米地域外交						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」					

施策に関する評価結果	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」					

測定指標	(1) 中米カリブ地域諸国との首脳会談と外相会談の実施数		基準値	実績値			目標値	
			21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			7	6				—
	年度ごとの目標値		基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
	(2) 貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化					年度ごとの目標		
基準	22年度	メキシコとの間で、EPAによる更なる貿易拡大に向け協議した。また、その他中米諸国との間で経済交流促進のための対話を進めた。						
施策の進捗状況(実績)	23年度	メキシコとの間で平成20年9月以降行ってきたEPA改正議定書の交渉を終了し、9月に署名(同議定書は平成24年4月に発効した。)。また、中米との間の経済交流促進に向けての議論を深めた結果、各国において現地評議会を立ち上げつつある。カリブに関しては、11月、官民合同経済ミッションを派遣し、そのフォローアップに努めた。						
	24年度				日墨EPAの円滑かつ効果的な運用のため、メキシコと各種委員会を通して協議を重ねる。中米諸国との間で経済関係強化のための現地協議会を立ち上げる。平成23年度のカリブへの官民合同ミッション派遣のフォローアップを引き続き行う。			
	25年度				日墨EPAを円滑かつ効果的に運用するためにメキシコ側と協議を重ねると共に、中米カリブ諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。			
	26年度				同上			
	27年度				同上			
目標	—	日墨EPAを円滑かつ効果的に運用するためにメキシコ側と協議を重ねると共に、中米カリブ諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。						
	(3) 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化							
基準	22年度	地域会合等も活用し、バイ、マルチの双方から、気候変動等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。						

施策の進捗状況 (実績)	23年度	中米カリブ諸国との間で要人往来等の機会を活用し、気候変動や国連改革等につき我が国の立場への理解・支持を求めた。また、ポストMDGsの議論やNPD1につき、特にメキシコと緊密に協力した。	気候変動、国連改革等について、中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。
	24年度		気候変動、国連改革等について、中米カリブ諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。ポストMDGsの議論やNPD1につき、特にメキシコと緊密に協力する。
	25年度		バイ、マルチの双方を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	バイ、マルチの双方を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。	
(4) 要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展			年度ごとの目標
基準	22年度	国家元首から若手外交官までの多岐にわたるレベルで人物交流を行った。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	ア 我が国からは、山根外務副大臣（9月）と山花外務大臣政務官（当時）（5月：マルチリー大統領就任式出席）がハイチを訪問し、二国間関係強化のため同国ハイレベルと意見交換を行った。また、1月には山根外務副大臣がニカラグア、キューバ、グアテマラを訪問し、各国ハイレベルと会談を行った。 イ 中米・カリブ諸国からは、12月、チンチージャ・コスタリカ大統領がカスティージョ同国外相、ゴンサレス貿易大臣、クルス科学技術大臣と共に来日し、天皇陛下が御会見された他、野田総理との間で首脳会談を実施した。また、メキシコより、ラミレス下院議長（6月）、ゴンサレス上院議長（1月）が来日し、横路衆院議長を始めとする国会関係者と会談した。この他、中米カリブ諸国から多数の閣僚が来日すると共に、FEALAC若手行政官招へいやカリコム若手外交官招へいの枠組において多数の若手行政官を我が国に招へいした。 ウ 11月にホノルルにおいて行われたAPEC閣僚会合において玄葉外務大臣がエスピノサ・メキシコ外務大臣と会談した他、同月カンヌで行われたG20サミットにおいて野田総理がカルデロン・メキシコ大統領と懇談した。	日本と中米カリブ地域の間での政府要人の往来を達成するとともに、積極的に若手外交官を招聘する。
	24年度		同上
	25年度		重層的なレベルでの人物交流を引き続き強化する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	重層的なレベルでの人物交流を引き続き強化する。	

(5) 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化		年度ごとの目標
基準	22年度	日・カリコム外相会議、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じて、マルチでの影響力の強化を図った。
施策の進捗状況 (実績)	23年度	7月に我が国において第14回日本・中米「対話と協力」フォーラムが開催され、中米諸国との間で二国間関係のみならず、国際場裏における協力強化について活発な意見交換を行った。また、8月には山花外務大臣政務官(当時)が第5回FEALAC外相会合に出席し、我が国のアジア・中南米に対する政策を発信すると共に、外相会合に出席していた多数の中南米諸国閣僚と会談を行った。その他、FEALAC及びカリコムの枠組において多数の若手行政官を我が国に招へいし、アジアと中南米の交流強化に貢献した。
	24年度	FEALAC高級実務者会合、FEALAC環境ビジネス会合、日本・中米「対話と協力」フォーラム等を通じ、中南米諸国との関係を強化すると共にアジアと中南米の間の協力を促進する。
	25年度	FEALACや日本・中米「対話と協力」等のマルチのフォーラムを引き続き積極的に活用する。
	26年度	同上
	27年度	同上
	目標	—
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に5.9億人の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPAや投資協定、官民連携した市場開拓等経済関係の強化を図ることが重要。また、33か国が地域国際機関等を軸にまとまっており、国際社会において一定の影響力を有している。我が国が、グローバルな課題に取り組む上で中南米地域と協力関係を強化するために首脳・外相レベルの交流及び事務レベルでの対話を活発に行うことは重要。</p> <p>2 大震災の影響も有り、測定指標ではハイレベルの会談こそ少なかったとの結果となったが、以下のとおり平成23年度には、当該年度における本件施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。なお、限られた予算の中、投入資源に見合った成果が得られ、効率的であった。</p> <p>(1) 経済関係の進展 メキシコとの間で平成20年9月より交渉を行ってきたEPA改正議定書が発効(平成24年4月)したことは、両国間経済関係にとり非常に大きな進展であった。日メキシコEPAについては、改正議定書の発効の他にも、平成24年2月にフェラーリ・メキシコ経済相が我が国を訪問し、EPA合同委員会が開催された。EPAの効果もあり、我が国自動車産業のメキシコへの進出が拡大している。また、中米との関係では、有識者等から成る経済交流促進のためのワーキングチームを発足させ、協議を行っている。更にカリブ地域へは官民合同経済ミッションを派遣した。</p>

(2) 国際場裏における連携

チンチージャ・コスタリカ大統領、ラミレス・メキシコ下院議長、サントス・ニカラグア外相等の来日や山根副大臣、加藤政務官の中南米訪問を通じ、中南米諸国との国際場裏における協力について活発な意見交換を行い、協力強化に進展が見られた。特に気候変動、安保理改革、ポストMDGs、NPD1等の分野において積極的に連携することができた。

(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進

平成23年度は、チンチージャ・コスタリカ大統領やラミレス・メキシコ下院議長を筆頭に多数の閣僚が訪日した他、アジア中南米協力フォーラム (FEALAC) の枠組においてアジア8か国、中南米9か国より計17名の若手行政官を、カリコム若手外交官招へいの枠組においてカリブ諸国7か国より若手外交官を我が国に招へいし、政治・経済のみならず文化面においても積極的な交流を図った。

(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係の強化

平成23年7月に我が国は第14回日本・中米「対話と協力」フォーラムを主催し、中米諸国から次官級の出席を得た他、山花外務大臣政務官（当時）がブエノスアイレスで開催された第5回FEALAC外相会合に出席し、我が国の中南米との協力につき説明すると共に、多数の中南米諸国からの出席者と会談を行った。

【課題】

平成23年を通し、中南米では相次いで地域・準地域機構が誕生する等、政治・経済状況に変化が見られる。かかる変化を常に把握し、中米カリブ諸国との間で経済関係及び国際場裏での協力関係を強化していく必要がある。

【今後の方針】

中南米地域全体の動きを的確に把握し、要人往来等の交流も活用しながら、中米カリブ諸国との経済関係と国際場裏における協力関係を更に強化していく。

施策に関する評価結果	2 南米諸国との協力及び交流強化							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	基準値	実績値					目標値
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		5	8				—	
	年度ごとの目標値		基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
(2) 南米諸国との経済関係強化の進展		年度ごとの目標						
基準	22年度	ペルーとのEPAが交渉完了、コロンビアとの投資協定が実質合意に至ったほか、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名した。						
施策の進捗状況(実績)	23年度	ペルーとのEPAが発効、コロンビアとの投資協定が署名に至ったほか、コロンビアとのEPA共同研究を開始した。また、メルコスールと我が国との対話の枠組みを立ち上げることに合意した。					日・ペルーEPA及び日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続きを進めるとともに、南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。	
	24年度						日・コロンビア投資協定の早期発効に向けた手続、日・コロンビアEPA共同研究の早期終了に向けた取り組みを進めると共に、引き続き南米諸国との間の経済交流促進に向けての議論を深める。また、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。	
	25年度						交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。また、発効済みの協定の円滑かつ着実な運用に努める。	
	26年度						同上	
	27年度						同上	
目標	—	交渉を終えた二国間の経済関係協定の早期発効を目指すとともに、南米諸国との間で経済交流促進のための対話を引き続き促進していく。						
(3) 南米諸国との国際場裏における協力の強化		年度ごとの目標						
基準	22年度	所管する4か国の首脳訪日を始めとして、バイ、マルチ双方の機会において、気候変動等我が国の立場への理解・支持取り付けのための働きかけを行った。						
施策の進捗状況	23年度	サントス・コロンビア大統領(9月)、ピニェラ・チリ大統領(3月)の訪日をはじめとし、アルゼンチン外務大臣(4月)、ブラジル外務大臣(4月)、コロンビア外務大臣(9月及び2月)、チリ外務大臣(3月)の訪日や、松本外務大臣(当時)のメルコスール首脳会談出席及びブラジル訪問等の我が国要人の南米訪問の機会を捉え、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行い、協力関係が強化された。					国連改革、環境・気候変動、軍縮不拡散等について、南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。	

	(実績)	24年度		国連改革、環境・気候変動、軍縮不拡散等について、南米諸国に対して我が国の立場への理解・支持を求める。	
		25年度		バイ、マルチの双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。	
		26年度		同上	
		27年度		同上	
	目標	—	バイ、マルチの双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。		
	(4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展				年度ごとの目標
	基準	22年度	ブラジルとの間で、第3回司法作業部会を開催したほか、社会保障協定への署名を行った。		
	施策の進捗状況(実績)	23年度	逃亡犯罪人問題、我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。「不処罰は許さない」との観点から、司法作業部会等における協議を通じブラジル政府に対し国外犯処罰規定の適用を要請している案件のフォローを引き続き実施した。さらに、3月1日に発効した日・ブラジル社会保障協定について、厚生労働省及び在京大使館・総領事館と協力し、在日ブラジル人に対する事前説明会を実施した。	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し、対話の機会の構築に向けて取り組む。	
		24年度		南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に関し、二国間条約の締結に向けた協議を含め、対話の機会の構築に向けて取り組む。	
		25年度		南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、司法作業部会等の対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。	
26年度			同上		
27年度			同上		
目標	—	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、司法作業部会等の対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。			
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裏において伝統的に友好協力関係を構築してきた。この外交資産を維持・強化し、かつ、積極的に活かしていくことが必要である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的に補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国人は約30万人であり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。南米諸国との協力及び交流の強化のためには、EPAその他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効である。なお、限られた予算の中、投入資源に見合った成果が得られ、効率的であった。</p>			

	<p>2 測定指標及び下記のとおり、本件施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>(1) 日・ペルーEPAの発効、日・コロンビア投資協定署名、日・コロンビアEPA共同研究の実施等の経済関係協定締結に向けた取組において著しい成果を達成した。また、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。</p> <p>(2) サントス・コロンビア大統領、ピニェラ・チリ大統領をはじめとするハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裏における協力が進んだ。</p> <p>(3) 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、司法分野作業部会における協議を通じ、両国法制度等への相互理解が更に進んだ。また、日・ブラジル社会保障協定は平成24年3月に発効した。</p> <p>【課題】</p> <p>(1) 世界的にも高い経済成長率を誇る南米諸国に日本の企業の関心が高まる一方で、南米諸国の間に外資系企業国有化、輸入規制及び資源管理強化といった保護主義の兆しが見られる中で、南米諸国との間での経済関係協定締結や対話を通じた投資・ビジネス環境の安定を引き続き確保していく必要がある。</p> <p>(2) 南米諸国の国際社会における発言力の高まりや太平洋同盟及びラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）といった新たなサブリージョナルグループの設立の動き等を踏まえつつ、引き続き国連総会等の国際会議の場、また、地域国際機関等との対話の場等において、グローバルな課題における日本の立場への支持取り付けを行っていく必要がある。</p> <p>(3) 首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を実現し、二国間の対話・交流を深め、一層の関係強化を図る必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の強化を加速し、国際場裏での更なる関係強化、相互理解の一層の進展を目指す。</p>
--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○中南米地域の国際政治上の重要性は高まることが予想され、日本は従来のメキシコ、ペルー等諸国との緊密な関係に加えて、ブラジル、アルゼンチン等の大西洋岸諸国とも関係をより緊密にすべきであろう。また日系人人口との交流はさらに推進されるべきである。</p> <p>○「測定指標」に関する記述、「施策の評価」に関する記述については、各記述の対応関係、ロジックともにバランスが取れている。</p> <p>○施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば「関係各国」や「各種」、「等」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。また「首脳・外相会談」や「要人往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容（e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数）のような中間成果については測定可能ではないか。</p> <p>「人物・文化交流事業」の参加者に対し意識調査等を行い、参加前と参加後のわが国に対する印象の変化を測るなどの試みが必要ではないか。</p> <p>評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。</p> <p>東日本大震災時における各国からの支援に対し、言及が無いのはなぜか。これも日頃の外交活動の賜物ではないか。</p>
------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日・メキシコEPA改正議定書の署名 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/9/0923_01.html ・日・メキシコEPA合同委員会の開催 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/2/0223_02.html ・フェラーリ・メキシコ経済大臣の訪日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/2/0223_06.html ・ラミレス・メキシコ下院議長の訪日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0608_02.html ・チンチージャ・コスタリカ大統領の訪日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/costarica/visit/pm1112.html http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/costarica11208.html ・第14回日本・中米「対話と協力」フォーラム http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/12/1208_06.html ・第5回FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）外相会合 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kaigi/FEALAC/FEALAC_2011.html ・山根外務副大臣のニカラグア、キューバ、グアテマラ訪問 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/yamane/guatemala1201.html ・山花外務大臣政務官のハイチ訪問 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/yamahana/us-haiti1105/gaiyo.html ・山根外務副大臣のハイチ訪問 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/yamane/haiti1109/gaiyo.html ・カリコム若手外交官招聘 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/kato/caricom1202.html <p>2 南米諸国との協力及び交流強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日・チリ外相会談（平成22年4月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/4/0426_05.html ・日・エクアドル首脳会談（平成22年9月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/ecuador_1009.html ・日・エクアドル外相会談（平成22年9月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/9/0906_01.html ・日・ブラジル外相会談（平成22年9月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/visit/1009_gk.html ・日・コロンビア外相会談（平成22年9月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/colombia/visit/1009_gk.html ・日・チリ首脳会談（平成22年11月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/APEC_10/chile_sk.html ・日・チリ外相会談（平成22年11月） http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/APEC_10/ch_gk.html ・日・ペルー経済連携協定の交渉完了に関する共同声明 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/kk_ks.html（外務省南米課作成，平成22年11月14日） ・日本・ボリビア共同声明 （http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201012/08nichibolivia.html，外務省南米課作成，平成22年12月8日） ・日・コロンビア投資協定の実質合意 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1222_03.html（外務省南米課作成，平成22年12月22日）

担当部局名	中南米局	作成責任者名	中米カリブ課長 野口 泰	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	------	--------	-----------------	----------	---------

施策 I - 4 欧州地域外交

施策名	欧州地域外交																																																						
施策の概要	<p>1 欧州地域との総合的な関係強化 (1) 欧州地域（各国，欧州連合（EU），北大西洋条約機構（NATO），欧州安全保障協力機構（OSCE），欧州評議会（CoE））との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。 (2) 欧州各国との社会保障協定，租税条約，刑事共助条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。 (3) 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 (1) 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 (2) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 (3) 人的・知的交流，民間交流を維持・促進する。</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 (1) 首脳会談，外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。 (2) 平和条約締結交渉の推進，四島交流，四島住民支援事業等を実施する。 (3) 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に，エネルギー，極東・東シベリア開発や，ロシア経済近代化における互恵的な協力を着実に進展させる。 (4) 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。 (5) 防衛当局間のハイレベル交流，部隊間交流，外交・防衛当局間での協議を実施する。治安当局間による交流を実施する。 (6) 各種招へい事業，交流事業等を実施する。</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 (1) 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・推進する。 (2) 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 (3) 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・推進する。</p>																																																						
達成すべき目標	<p>基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関，ロシア，中央アジア・コーカサス諸国との関係を強化すること</p> <p>1 欧州地域との総合的な関係強化 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し，協力関係，法的枠組み，人的ネットワークを構築し，欧州地域との関係を総合的に強化すること</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好的関係を継続・促進すること，並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 領土問題を解決して平和条約を締結し，日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに，幅広い分野における日露関係を進展させること</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること，中央アジア地域内協力を促進すること</p>																																																						
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1686 427 1736">区分</th> <th data-bbox="427 1686 592 1736">21年度</th> <th data-bbox="592 1686 807 1736">22年度</th> <th data-bbox="807 1686 1023 1736">23年度</th> <th data-bbox="1023 1686 1449 1736">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1736 427 1809"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1736 427 1809" rowspan="4"> 予算の状況 (千円) </td> <td data-bbox="427 1736 592 1809"> 当初予算 (a) </td> <td data-bbox="592 1736 807 1809"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="807 1736 1023 1809"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="1023 1736 1449 1809"> 1,119,646 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1809 592 1883"> 補正予算 (b) </td> <td data-bbox="592 1809 807 1883"> 0 </td> <td data-bbox="807 1809 1023 1883"> 0 </td> <td data-bbox="1023 1809 1449 1883"> 0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1883 592 1957"> 繰越し等 (c) </td> <td data-bbox="592 1883 807 1957"> 0 </td> <td data-bbox="807 1883 1023 1957"> 0 </td> <td data-bbox="1023 1883 1449 1957"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1957 592 2031"> 合計 (a+b+c) </td> <td data-bbox="592 1957 807 2031"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="807 1957 1023 2031"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="1023 1957 1449 2031"> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="244 1809 592 1883"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1809 592 1883"> 執行額 (千円, d) </td> <td data-bbox="592 1809 807 1883"> 1,260,335 </td> <td data-bbox="807 1809 1023 1883"> 1,202,258 </td> <td data-bbox="1023 1809 1449 1883"> </td> <td data-bbox="1023 1883 1449 2080"> </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1736 427 1809" rowspan="4"> 予算の状況 (千円) </td> <td data-bbox="427 1736 592 1809"> 当初予算 (a) </td> <td data-bbox="592 1736 807 1809"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="807 1736 1023 1809"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="1023 1736 1449 1809"> 1,119,646 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1809 592 1883"> 補正予算 (b) </td> <td data-bbox="592 1809 807 1883"> 0 </td> <td data-bbox="807 1809 1023 1883"> 0 </td> <td data-bbox="1023 1809 1449 1883"> 0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1883 592 1957"> 繰越し等 (c) </td> <td data-bbox="592 1883 807 1957"> 0 </td> <td data-bbox="807 1883 1023 1957"> 0 </td> <td data-bbox="1023 1883 1449 1957"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1957 592 2031"> 合計 (a+b+c) </td> <td data-bbox="592 1957 807 2031"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="807 1957 1023 2031"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="1023 1957 1449 2031"> </td> </tr> </table>	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	1,355,684	1,307,567	1,119,646	補正予算 (b)	0	0	0	繰越し等 (c)	0	0		合計 (a+b+c)	1,355,684	1,307,567		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1809 592 1883"> 執行額 (千円, d) </td> <td data-bbox="592 1809 807 1883"> 1,260,335 </td> <td data-bbox="807 1809 1023 1883"> 1,202,258 </td> <td data-bbox="1023 1809 1449 1883"> </td> <td data-bbox="1023 1883 1449 2080"> </td> </tr> </table>	執行額 (千円, d)	1,260,335	1,202,258			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1736 592 1809"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="592 1736 807 1809"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="807 1736 1023 1809"> 1,119,646 </td> <td data-bbox="1023 1736 1449 1809"> 1,090,826 </td> </tr> </table>	1,355,684	1,307,567	1,119,646	1,090,826	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1809 592 1883"> 0 </td> <td data-bbox="592 1809 807 1883"> 0 </td> <td data-bbox="807 1809 1023 1883"> 0 </td> <td data-bbox="1023 1809 1449 1883"> </td> </tr> </table>	0	0	0		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1883 592 1957"> 0 </td> <td data-bbox="592 1883 807 1957"> 0 </td> <td data-bbox="807 1883 1023 1957"> </td> <td data-bbox="1023 1883 1449 1957"> </td> </tr> </table>	0	0			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1957 592 2031"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="592 1957 807 2031"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="807 1957 1023 2031"> </td> <td data-bbox="1023 1957 1449 2031"> </td> </tr> </table>	1,355,684	1,307,567			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 2031 592 2080"> 1,260,335 </td> <td data-bbox="592 2031 807 2080"> 1,202,258 </td> <td data-bbox="807 2031 1023 2080"> </td> <td data-bbox="1023 2031 1449 2080"> </td> </tr> </table>	1,260,335	1,202,258		
区分	21年度	22年度	23年度	24年度																																																			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1736 427 1809" rowspan="4"> 予算の状況 (千円) </td> <td data-bbox="427 1736 592 1809"> 当初予算 (a) </td> <td data-bbox="592 1736 807 1809"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="807 1736 1023 1809"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="1023 1736 1449 1809"> 1,119,646 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1809 592 1883"> 補正予算 (b) </td> <td data-bbox="592 1809 807 1883"> 0 </td> <td data-bbox="807 1809 1023 1883"> 0 </td> <td data-bbox="1023 1809 1449 1883"> 0 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1883 592 1957"> 繰越し等 (c) </td> <td data-bbox="592 1883 807 1957"> 0 </td> <td data-bbox="807 1883 1023 1957"> 0 </td> <td data-bbox="1023 1883 1449 1957"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1957 592 2031"> 合計 (a+b+c) </td> <td data-bbox="592 1957 807 2031"> 1,355,684 </td> <td data-bbox="807 1957 1023 2031"> 1,307,567 </td> <td data-bbox="1023 1957 1449 2031"> </td> </tr> </table>	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	1,355,684	1,307,567	1,119,646	補正予算 (b)	0		0	0	繰越し等 (c)	0	0		合計 (a+b+c)	1,355,684	1,307,567		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1809 592 1883"> 執行額 (千円, d) </td> <td data-bbox="592 1809 807 1883"> 1,260,335 </td> <td data-bbox="807 1809 1023 1883"> 1,202,258 </td> <td data-bbox="1023 1809 1449 1883"> </td> <td data-bbox="1023 1883 1449 2080"> </td> </tr> </table>	執行額 (千円, d)	1,260,335	1,202,258																																	
予算の状況 (千円)		当初予算 (a)	1,355,684	1,307,567	1,119,646																																																		
		補正予算 (b)	0	0	0																																																		
		繰越し等 (c)	0	0																																																			
	合計 (a+b+c)	1,355,684	1,307,567																																																				
執行額 (千円, d)	1,260,335	1,202,258																																																					
1,355,684	1,307,567	1,119,646	1,090,826																																																				
0	0	0																																																					
0	0																																																						
1,355,684	1,307,567																																																						
1,260,335	1,202,258																																																						

<p>施策に 関係す る内閣 の重要 政策(施 政方針 演説等 のうち 主なもの)</p>	<p>1 欧州地域との総合的な関係強化 ・第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日) 「日EU(EPA)の早期交渉開始を目指します。」 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「更に、日韓・日豪交渉を推進し、日EU(EPA)の早期交渉開始を目指すとともに、ASEAN+3やASEAN+6といった経済連携の枠組作りにも積極的に貢献してまいります。」</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 ・第177回国会外交演説(平成23年1月24日) 「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年のG8及びG20議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合(EU)等と緊密に連携します。」</p> <p>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 ・第174回国会所信表明演説(平成22年6月11日) 「日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、精力的に取り組みます。」 ・第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日) 「ロシアとは、資源開発や近代化など経済面での協力、そして、アジア太平洋地域及び国際社会における協力を拡大します。一方、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの日露関係の基本方針を堅持し、粘り強く交渉していきます。」 ・第177回国会外交演説(平成23年1月24日) 「ロシアとの関係では、最大の懸案である北方領土問題を解決すべく精力的に取り組んでまいります。同時に、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい日露関係を構築するために、あらゆる分野において関係を発展させるべく努力します。このような考え方に基づき、なるべく早い時期にモスクワを訪問し、ロシア側と実りある意見交換を行いたいと考えています。」</p> <p>4. 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 ・第177回国会外交演説(平成23年1月24日) 「特にレアアースを含む鉱物資源については、(中略)カザフスタン等との間で協力関係を強化することで一致しています。今後も、官民連携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化します。」</p>
---	---

施策に関する評価結果	欧州地域外交	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」

施策に関する評価結果	1 欧州地域との総合的な関係強化	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

測定指標	(1) ①政治・安保分野における協議・対話の実施回数 ②シンポジウム、セミナー等の開催回数 ③知的交流事業における派遣者数	基準値	実績値				目標値		
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—
			①8 ②2 ③4	①20 ②3 ③2	①10 ②5 ③4				—
		年度ごとの目標値		—	—	①12 ②3 ③3	同左	同左	

(2) 欧州地域との総合的な対話・協力の進展		年度ごとの目標
------------------------	--	---------

基準	—	日EU定期首脳協議やNATO, OSCE, アジア欧州会合 (ASEM)における協力といった欧州各国及び国際機関との関係強化	
----	---	--	--

施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>(1) EUとの関係では、5月の第20回日EU定期首脳協議で、日EU・EPA及び政治、グローバル、その他の分野別協力を対象とした拘束力を有する協定の交渉のためのプロセスを開始することに合意した。この他、日EU外相協議、日EU政務局長協議など、様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。</p> <p>(2) NATOとの関係では、5月に松本外務大臣(当時)がNATO本部を訪問、10月に日・NATO高級事務レベル協議を開催した他、12月のNATO外相会合(アフガニスタン会合)に参加して政治対話を実施した。また、NATOの基金を通じてアフガニスタン国軍の識字教育を支援した。</p> <p>(3) OSCEとの関係では、12月の外相理事会、5月のOSCEモンゴル共催会議及び2月のOSCEタイ共催会議に参加した。また、具体的協力として、OSCE選挙監視団に我が国から要員を派遣した。</p> <p>(4) 欧州評議会 (CoE) との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、様々な会合に積極的に参加した。また、11月にフランスにて開催されたサイバー犯罪対策に関する会議(オクトパス会議)に対する支援を行った。</p> <p>(5) アジア・欧州間の対話・協力においては、6月にブダペストで開催されたASEM第10回外相会合に参加し、非伝統的安全保障上の課題、地球規模の課題、経済・金融危機からの回復、地域情勢等に関し、有意義な意見交換を行うとともに、アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また、同外相会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し、外相会合の成功に向けてASEM諸国との連携・協力の強化を図った。さらに、アジア側調整国の一つとして調整国会合等に参加するとともに、10月には東京で全体高級実務者会合を開催し、主導的な立場で議論に貢献した。</p>	日EU定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。
--------------	------	--	-----------------------------------

	24年度		日EU定期首脳協議及びASEM第9回首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。
--	------	--	--

	25年度		日EU定期首脳協議及びASEM第11回外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。
	26年度		日EU定期首脳協議及びASEM首脳会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。
	27年度		日EU定期首脳協議及びASEM外相会合の実施をはじめとした政治対話を成功裡に実施する。
目標	—	欧州の各国及び国際機関との関係を強化する。	
(3) 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展			年度ごとの目標
基準	—	社会保障協定、租税条約、税関相互支援協定などの欧州各国との法的枠組みの整備	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	(1) 社会保障協定については、スイスとの社会保障協定が3月に発効した。また、スウェーデンとの間で政府間交渉を実施し(10月)、オーストリア、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。 (2) 租税条約(協定)については、マン島との租税情報交換協定(9月)、ケイマン諸島との租税協定(11月)、オランダとの租税条約、スイス及びルクセンブルクとの租税条約改正議定書(いずれも12月)が発効した。ポルトガルについては政府間交渉を実施し(6月)、署名を行った(12月)。この他、ジャージー及びガーンジーとの租税協定について署名を行い(12月)、リヒテンシュタインとの間で政府間交渉を実施し、協定の内容につき実質合意に至った(3月)。また、ドイツとの間で租税協定改正の政府間交渉を実施した(12月)。 (3) 税関相互支援協定については、ドイツとの間で11月に政府間交渉を実施した。イタリアとの協定が、平成24年4月に発効した。	欧州各国との租税条約及び社会保障協定等の締結・改訂に向けた作業を実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	欧州各国との法的枠組みを整備する。
(4) 人的ネットワーク構築の進展			年度ごとの目標
基準	—	日本の専門家の派遣等による知的交流の促進及び招聘プログラムの実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	(1) 2月にベルギーで「東アジアの安全保障」をテーマとする日EU共同シンポジウムを開催した。 (2) 「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州5か国に安全保障分野の専門家4名を派遣し、セミナー等を開催した。 (3) 3月に東京で「欧州債務危機と今後の欧州統合の行方」をテーマに有識者の参加も得て日EU政策策定者セミナーを開催した。	日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招聘プログラムを実施する。
	24年度		日EU共同シンポジウムや日本の専門家の派遣等による知的交流を促進し、また、招聘プログラムを実施する。
	25年度		同上

	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	人的交流を円滑に実施する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】 我が国と欧州地域とは、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有し、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。また、世界経済や気候変動、安全保障の問題をはじめとする地球規模の課題の解決を目指すに当たり連携・協力が不可欠であり、欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け包括的な関係強化を図ることが極めて重要である。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、「基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること」との目標の達成に向けて相当な進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>(1) 日・EU間では、第20回定期首脳協議において日EU関係を包括的に強化するために、日EU・EPA及び政治分野等に関する拘束力のある協定の交渉のためのプロセスを開始することに合意し、両協定の交渉の範囲及び野心のレベルを定めるための議論（スコーピング）が行われた。また、個別分野における日・EU協力案件についてのフォローアップや新規案件発掘のための作業を行った。</p> <p>(2) 安全保障分野においては、日・NATO高級事務レベル協議等を通じた政策対話を継続するとともに、アフガニスタンにおけるNATO・PRT（地方復興チーム）との連携やアフガニスタン国軍に対する識字分野での支援を実施した。また、NATO外相会合の際のアフガニスタン会合及びOSCE外相理事会への参加、OSCE選挙監視ミッションへの人的貢献等を通じて、NATO、OSCEとの間で平和構築分野における具体的な協力を推進した。</p> <p>(3) 法的枠組みに関しては、スイスとの社会保障協定、マン島との租税情報交換協定、ケイマン諸島との租税協定、オランダとの租税条約、スイス及びルクセンブルクとの租税条約改正議定書をそれぞれ発効させたほか、ポルトガル、ジャージー、ガーンジーとの租税協定にそれぞれ署名を行ったことにより、欧州諸国との法的枠組み整備が進展した。</p> <p>(4) 知的交流・草の根交流は、グローバルな世界における欧州とアジアをテーマとしたシンポジウムや日・NATO関係に関するセミナーを開催したことに加え、99名の欧州青少年、高校生の訪日交流を実施したことにより促進された。</p> <p>(5) アジアと欧州の対話に関しては、第10回ASEM外相会合及びその準備プロセスとしての全体高級実務者会合、経済、文化等各種分野にかかる専門家会合等への参加と協力を通じ、非伝統的安全保障上の課題や北朝鮮の核問題等アジア・欧州の共通の課題に関する議論に積極的に関与し、両地域の対話と協力の推進に貢献した。さらに、アジア側調整国の一つとして、主導力を発揮した。</p> <p>限られた予算及び人的資源を、不要不急の出張取り止め、テレビ会議の活用及び他の用務を兼ねた出張の調整等を通じ、効率的に活用することにより、上記のとおり施策が相当程度進展した。</p> <p>【課題】 リスボン条約発効後、新体制の発足により存在感を増すEUと、特に世界経済や、安全保障の問題、軍縮・不拡散、気候変動といった国際社会の喫緊の課題への対応において協力を一層促進する必要がある。また、平成22年に11年振りに新たな「戦略概念」（「新戦略概念」）を採択し、その役割を再定義したNATO及び11年振りに同年に首脳会合を開催したOSCE等との安全保障面での政策対話を促進し、平和構築分野における具体的な協力を推進する必要がある。さらに、日欧間の協力関係の基盤を強化すべく、法的枠組みの整備、知的交流を着実に進め、人的交流を拡充しなければならない。</p> <p>【今後の方針】 (1) 欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続・進展させる。 (2) 安全保障分野においては、グローバルな安全保障上の課題の解決と我が国を含む東アジアの安全保障環境に関する認識共有のため、あらゆるレベルでの政策対話及び具体的な協力を継続・進展させる。</p>	

	<p>(3) 法的枠組みの整備においては、引き続き条約・協定の早期締結・発効に向け交渉を継続・実施する。</p> <p>(4) アジア・欧州間の協力においては、調整国の一つとしてASEMの各種会合の成功に貢献し、関連する国際会議や各種専門家会合等への積極的な参加や、アジア欧州財団（ASEF）との協力を引き続き行っていく。</p>
--	---

施策に関する評価結果	2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) (参考指標) 首脳間・外相間協議の数		基準値	実績値			目標値	
			23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			38	38				—
	年度ごとの目標値			—	—	—	—	—
	(2) 政府間対話の進展						年度ごとの目標	
基準	23年度	要人往来や国際会議の機会に、政府ハイレベル間の対話を設定し、首脳会談を19件、外相会談を19件実施した。						
施策の進捗状況 (実績)	23年度	要人往来（菅総理の訪仏、ウルフ独大統領の訪日等）や国際会議（G20カンヌ・サミット等）の機会に、政府ハイレベル間の対話を設定し、首脳会談を19件、外相会談を19件実施した。また、日独150周年を迎えた独との関係では、皇太子殿下の訪独も実現した。						
	24年度					英・独等をはじめとする欧州諸国と可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。		
	25年度					可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	—	可能な限り多くの政府ハイレベル間の対話を実施する。						
	(3) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展						年度ごとの目標	
基準	23年度	次官級・局長級協議を33件実施し、これらの機会を通じて二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行った。						
施策の進捗状況 (実績)	23年度	V4（ヴィシエグラード4か国：チェコ、ポーランド、ハンガリー及びスロバキア）といった地域的枠組みとの対話や、次官級・局長級協議を33件実施、これらの機会を通じて二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行った。						
	24年度					頻繁な事務レベルの協議を通じて、環境分野等を中心に、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。		
	25年度					頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	—	頻繁な事務レベルの協議を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行う。						

(4) 民間の人的・知的交流の進展			年度ごとの目標
基準	23年度	有識者や一般市民，政府関係者等の参加を得て，シンポジウムや調査・研究等を15件実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。また，各国との周年関連事業を成功裏に実施した。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	民間の有識者や経済界，一般市民，政府関係者等の参加を得て，日バルト・セミナーや日独フォーラムなどのシンポジウム，日英関係強化に関する共同事業などの調査・研究等を15件実施し，民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。 また，日バルト三国新たな外交関係設立20周年及び日独交流150周年の関連事業を成功裏に実施した。	日バルト・セミナーや日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに，日バルト三国新たな外交関係設立20周年や日独交流150周年の関連事業を成功裏に実施する。
	24年度		日スペイン・シンポジウムや日独フォーラム等を通じて，民間の人的・知的交流を推進する。
	25年度		日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに，日本スペイン交流400周年を成功裏に実施する。
	26年度		日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて民間の人的・知的交流を推進するとともに，日スイス外交関係樹立150周年を成功裏に実施する。
	27年度		日英21世紀委員会や日独フォーラム等を通じて，民間の人的・知的交流の推進する。
目標	—	シンポジウム，調査・研究等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>EU加盟国をはじめとする欧州諸国と我が国は，民主主義，法の支配及び人権といった基本的価値を共有するパートナーである。我が国が，国際社会の平和と繁栄，またグローバルな課題の解決に貢献するためには，これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し，国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。</p> <p>我が国と西欧及び中・東欧諸国は良好な関係にある。また，上記測定指標のとおり，要人往来や国際会議等の機会を捉えての政府ハイレベル間の協議や民間レベルでの人的・知的交流等を通じて積極的な対話を行い，さらには共通の諸課題に関する政策調整を強化したことにより，これらの諸国との関係強化に相当の進展があった。</p> <p>こうした関係強化のためには，行政による政府間の対話や政策調整の促進，民間の知的・人的交流の支援が必要であり，相当の効果を上げられたと考えられる。</p> <p>また，政府間の対話については国際会議の機会等を活用し，また，事業については単価の見直し等によってコスト削減を図ったことにより，限られた資源を効率的に活用し，上記のとおり施策が相当進展することとなった。</p> <p>【課題】</p> <p>現状では，西欧及び中・東欧諸国からの活発な要人訪日維持されているが，それに比して日本側要人の訪欧はレベル・回数とも限られたものとなっている。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>国際会議等のあらゆる機会を利用して日本側要人の訪欧を追求し，政府ハイレベル間の対話の促進に努める。</p>	

施策に関する評価結果	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」		
測定指標	(1) 政治対話の深化		年度ごとの目標	
	基準	—	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話の成功裏の実施及び議員や議会対話の成功裏の実施	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>日露両政府間においては2回の首脳会談及び3回の外相会談を実施し、事務レベルでの協議や対話が活発に行われた。7月にはナルィシュキン・ロシア大統領府長官が訪日し、菅総理(当時)表敬及び同長官と枝野官房長官(当時)との会談が実現した。また、日露外務省事務方のトップによる日露戦略対話を11月に行い、日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。</p> <p>さらに、5月に伴野外務副大臣(当時)が訪露した際、対日議連の主要メンバーとの間で、東日本大震災、福島第一原発事故をめぐる日露間の協力に加え、議員交流の重要性について意見交換が行われた。</p>	首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を成功裏に実施する。議員や議会対話を成功裏に実施する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	首脳会談を始めとするハイレベル対話を実施するとともに、議会・議員間交流を進展させる。	
	(2) 平和条約交渉		年度ごとの目標	
	基準	—	平和条約締結交渉の継続、四島交流・四島住民支援事業等の実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>日露両国は、北方領土問題に関する協議を続けた。5月のG8ドーヴィル・サミットの際に行われた菅総理(当時)とメドヴェージェフ大統領(当時)との首脳会談では、日露両国は静かな環境下で領土問題についての協議を継続していくことで一致した。</p> <p>また、野田政権の発足後、11月のホノルルAPECにおいて野田総理とメドヴェージェフ大統領(当時)との首脳会談が行われ、両者は問題解決の必要性を再確認するとともに、お互いに相手を尊重しつつ、議論を続けていくことで一致した。玄葉外務大臣とラヴロフ外相との間では、9月の国連総会及び11月のホノルルAPECの際に外相会談が行われるとともに、1月に東京で行われた外相会談において、両国の立場は大きく異なるが、相互信頼の雰囲気が高まっていることを踏まえ、この問題を棚上げすることなく、静かな環境の下で両国間のこれまでの諸合意及び諸文書、法と正義の原則に基づき問題解決のための議論を進めていくことで一致した。</p> <p>領土問題解決に向けた環境整備の面では、精力的に世論啓発事業を行った他、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協</p>	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。	

		力、生態系保全等の分野においても協力が進展している。	
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	領土問題の解決に向けた協議を継続する。関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業を円滑に実施する。北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。	
(3) 貿易経済分野における協力の推進			年度ごとの目標
基準	—	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の成功裏の実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>日露経済関係は着実に拡大しており、日露貿易額は平成23年過去最高の約307億米ドルとなった。エネルギー分野では、日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト（サハリン・プロジェクト）が順調に進んでいるほか、日露両国企業により、ウラジオストクにおける液化天然ガス（LNG）のプラント建設等について共同調査が実施された。また、東日本大震災後、ロシアから日本に対し、LNGの追加的供給や東シベリアでのガス田開発等を含む提案が行われた。近く発効された日露原子力協定をはじめ、原子力分野の協力も進められている。</p> <p>エネルギー分野に加え、自動車、機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出も進んでいる。日本企業のロシアにおける活動を容易にするために、関係省庁とも連携しつつ、「貿易に関する日露政府間委員会」を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い、具体的プロジェクトの推進のための支援を強化している。また、9月にモスクワで「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」第2回会合を開催し、日露企業幹部の出席の下、省エネ、通信、医療分野について協議を行った。</p> <p>その他、日本センターが、両国企業へのビジネス支援活動や地域経済交流に貢献している他、将来日露経済交流の分野で活躍する人材の発掘・育成のため、経営関連講座、訪日研修、日本語講座などを実施している。</p>	貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合を成功裏に実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。
(4) 国際舞台における協力			年度ごとの目標
基準	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話の推進	

施策の進捗状況 (実績)	23年度	北朝鮮やイラン等の重要な国際問題につき、首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。また、アフガニスタンの問題については、麻薬取締官研修の実現へ向けた協力も行われた。	地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際舞台における協力を推進する。	
(5) 防衛・治安分野における関係の発展			年度ごとの目標
基準	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流の推進	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	防衛交流の分野では、9月にロシア海軍艦艇が訪日し、共同訓練を実施した。また、治安当局間では、10月に海上保安庁巡視船がサハリンを訪問し、ロシア国境警備局との間で日露合同訓練を実施した。	共同訓練及び相互訪問を成功裏に実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、及び治安当局間交流といった防衛・治安分野における関係を発展させる。	
(6) 文化・国民間交流の進展			年度ごとの目標
基準	—	文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業等招へい・交流事業等の推進	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。23年度には、2日間で延べ1万人以上の来客を集めた「J-FEST現代日本文化フェスティバル2011」がモスクワで開催されるなど、活発な文化交流が行われた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みの下で約450名の両国の青年が交流を行い、そのうち東日本大震災で被災した約80名の青少年をロシアへ派遣した。	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業を成功裏に実施する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】 アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中、日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けてあらゆる分野で協力と連携を深めることは、両国の戦略的利益に合致する。また戦後65年以上を経過してもなお未解決の	

ままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。

上記測定指標及び以下に示されているとおり日露関係をめぐる厳しい情勢にもかかわらず、領土問題解決に向けた環境整備に進展が見られ、「領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること」との目標の達成に向けて一定の進展があり、施策は有効に実施された。

平成23年度には2回の中脳会談及び3回の外相会談を実施する等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務省事務方のトップによる日露戦略対話を11月に行い、日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。

平和条約交渉について、日露両国は原則的な立場を主張し合いつつ、協議を続けた。5月のG8ドーヴィル・サミットの際に行われた菅総理（当時）とメドヴェージェフ大統領（当時）との中脳会談では、日露両国は静かな環境下で領土問題についての協議を継続していくことで一致した。

また、野田政権の発足後、11月のホノルルAPECにおいて野田総理とメドヴェージェフ大統領（当時）との中脳会談が行われ、両者は問題解決の必要性を再確認するとともに、お互いに相手を尊重しつつ、議論を続けていくことで一致した。玄葉外務大臣とラヴロフ外相との間では、9月の国連総会及び11月のホノルルAPECの際に外相会談が行われるとともに、1月に東京で行われた外相会談において、両国の立場は大きく異なるが、相互信頼の雰囲気が高まっていることを踏まえ、この問題を棚上げすることなく、静かな環境の下で両国間のこれまでの諸合意及び諸文書、法と正義の原則に基づき問題解決のための議論を進めていくことで一致した。

経済面については、日露経済関係は着実に拡大しており、日露貿易額は平成23年過去最高の約307億米ドルとなった。エネルギー分野では、日本企業が参加する石油・天然ガスのプロジェクト（サハリン・プロジェクト）が順調に進んでいるほか、日露両国企業により、ウラジオストクにおける液化天然ガス（LNG）のプラント建設等について共同調査が実施された。また、東日本大震災後、ロシアから日本に対し、LNGの追加的供給や東シベリアでのガス田開発等を含む提案が行われた。近く発効することが期待される日露原子力協定をはじめ、原子力分野の協力も進められている。

エネルギー分野に加え、自動車、機械製造等の分野で日本企業のロシア市場への進出も進んでいる。日本企業のロシアにおける活動を容易にするために、「貿易経済に関する日露政府間委員会」を通じてロシア政府に種々の働きかけを行い、具体的プロジェクトの推進のための支援を強化している。その他、日本センターが、両国企業へのビジネス支援活動や地域経済交流に貢献している他、将来日露経済交流の分野で活躍する人材の発掘・育成のため、経営関連講座、訪日研修、日本語講座などを実施している。

その他、国際場裡における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

限られた予算・人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおり活発な政治対話を行うとともに、幅広い分野での日露関係の進展を一層進めることができた。

【課題】

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい日露関係の構築に向けてあらゆる分野で協力と連携を深める必要がある。

領土問題解決に向けた平和条約交渉を、強い意思をもって継続する。領土問題解決に向けた環境整備を一層推進する必要がある。

【今後の方針】

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、政治、経済、文化、国際場裡での協力等あらゆる分野において協力と連携を深めていく。また、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針にのっとり、強い意思をもって平和条約交渉を行っていく。

施策に関する評価結果	4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」							
測定指標	(1) (参考指標) 中央アジア・コーカサス諸国との貿易額 (単位：億円)		基準値	実績値				目標値	
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—
			933	1,285	1,641				—
	年度ごとの目標値			—	—	—	—		
	(2) 各国との対話・交流等の進展					年度ごとの目標			
	基準	—	要人往来、政務協議及び招聘の実施						
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	ハイレベルの相互訪問（徳永外務大臣政務官（当時）のアルメニア及びアゼルバイジャン訪問、浜田外務大臣政務官のキルギス訪問、ババノフ・キルギス第一副首相の訪日等）、政務協議等を実施した。 また、「中央アジア青年招聘（招聘テーマ：運輸（陸上交通）」、「NIS外交官等招聘」を実施した。				要人往来、政務協議及び招聘を実施する。		
		24年度					同上		
		25年度					同上		
		26年度					同上		
27年度						同上			
目標	—	要人往来、政務協議及び招聘を実施する。							
(3) 「中央アジア+日本」対話の進展					年度ごとの目標				
基準	—	「中央アジア+日本」対話の実施							
施策の進捗状況 (実績)	23年度	12月、東京で「中央アジア+日本」対話・第6回高級実務者会合（SOM）が開催され、5分野で協力を深化させること、平成24年秋に東京で同対話の第4回外相会合を開催することが合意された。				「中央アジア+日本」対話SOMを実施する。			
	24年度					「中央アジア+日本」対話第4回外相会合を実施する。			
	25年度					「中央アジア+日本」対話SOMを開催する。			
	26年度					「中央アジア+日本」対話外相会合を開催する予定。			
	27年度					「中央アジア+日本」対話SOMを開催する予定。			
目標	—	「中央アジア+日本」対話を実施する。							
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、ロシア、中国などの重要諸国と隣接する地政学上大変重要な位置を占めている。この地域が民主化や市場経済化などの価値観を共有しつつ域外諸国とも協力して自立的に発展することは国際社会の安定にとり重要であり、我が国は域内諸国の民主化、市場経済化に向けての努力を引き続き支援すべきである。特に、同地域の安定はアフガニスタンの安定とも密接に関わっており、地域一体としての安定と繁栄のためにも我が国が域内各国との良好な関係を維持しつつ中央アジア地域内の協力を促進することは極めて重要である。また、同地域は豊富なエネルギー資源を擁し、その供給先の多角化を望んでいるところ、我が国がこれに応える施策を進めることは、我が国とこの地域の双方にとって有益となり得る。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、「中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること」との目標の達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。</p>							

- (1) ハイレベル訪問（徳永外務大臣政務官（当時）のアルメニア及びアゼルバイジャン訪問（5月）、ババノフ・キルギス第一副首相の訪日（8月）、浜田外務大臣政務官のキルギス訪問（本年1月）等）、各国外務省との政務協議が実施され、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が促進された。
- (2) 平成23年10月のキルギス大統領選挙にはOSCE監視団に我が国要員を派遣し、民主化努力に協力した。
- (3) 「中央アジア+日本」対話の枠組みでは、第6回高級実務者会合（SOM）を開催して5分野で強力を進めること及び平成24年秋に東京で同対話・第4回外相会合を開催することが合意された。

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記のとりの成果を上げることができた。また、その施策の実施に際しては投入資源の無駄をなくすよう努めた。

【課題】

- (1) 平成24年が我が国と中央アジア・コーカサス諸国との外交関係樹立20周年であることを活用して更なる関係強化を図る必要がある。
- (2) 中央アジア諸国については、2014年のアフガニスタンからの米軍撤退を見据え、地域協力の促進は地域全体の安定に資するとの観点も踏まえ、平成24年秋に東京で予定されている「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合において協力の深化を図ることが求められる。

【今後の方針】

- (1) 積極的なハイレベル訪問、政務協議の実施に努力する。
- (2) 「中央アジア+日本」対話・第4回外相会合の実施に向けて中央アジア諸国との関係を密にする。
- (3) 中央アジア周辺国情勢及び主要国の動向をフォローする。

学識経験者
の知見
の活用

（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）

○EUのユーロ危機に関する我が国の評価と対応について触れられていないが、それはまさにグローバルな問題であり、我が国のグローバル外交の重要課題でもあるはずなので、何らかの記述があつて然るべきではないか。

○「測定指標」については、「施策の評価結果」を具体的に説明できる指標が設定されていることが望ましい。たとえば、I-4-2では、【課題】、【今後の方針】に「日本側要人の訪欧」という記述があるのだから、測定指標にも当該数値がわかるもの（「日本側要人の訪欧数」）を記載すべきではないか。

「施策に関する評価結果」の記述では、特に、「一定の進展があった」とされる具体的施策の【課題】と【今後の方向】欄について、より具体的に記述を充実させる必要がある。I-4-3について望むところである。

○施策段階においては、事業レベルに比し定量的指標化が難しいことは事実であるが、たとえば「関係各国」や「各種」、「等」などの表現が用いられている部分については、定量化が可能ではないか。「シンポジウム、セミナーの開催数」については、参加者数もモニターすれば更に望ましい。参加者のこれら催しに対する評価についてモニターが行われればなお良し。また「要人の往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容（e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数）のような中間成果については測定可能ではないか。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><u>1 欧州地域との総合的な関係強化</u> 「EU情勢と日EU関係」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html) 「北大西洋条約機構(NATO)の概要」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/NATO/gaiyo.html) 「欧州安全保障協力機構(OSCE)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/OSCE/gaiyo.html)</p> <p><u>2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</u> 平成23年版外交青書 外務省ホームページ(各国・地域情勢: 欧州)</p> <p><u>3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展</u> 「われらの北方領土」2010年版 外務省ホームページ各ページ</p> <p><u>4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化</u> 平成23年版外交青書(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html)</p>
---------------------------	--

担当部署名	欧州局	作成責任者名	政策課 倉光 秀彰	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	-----	--------	--------------	----------	---------

施策 I - 5 中東地域外交

施策名	中東地域外交																																																																																																																																															
施策の概要	<p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</p> <p>(1) 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含め、国際社会と連携する。</p> <p>(2) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のため両者及び関係諸国に政治的な働きかけを行う。対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。</p> <p>(3) イラクの安定・復興に貢献する。</p> <p>(4) アフガニスタンの安定・復興に貢献する。</p> <p>(5) イランとの良好な関係を基盤とした働きかけを行う。</p> <p>(6) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。</p> <p>2 中東諸国との関係の強化</p> <p>(1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。</p> <p>(2) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。</p> <p>(3) 湾岸協力理事会（GCC）諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。</p>																																																																																																																																															
達成すべき目標	<p>中東・北アフリカ地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること</p> <p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</p> <p>中東平和を実現させ、イラク及びアフガニスタンの復興に貢献するとともに、イラン核問題に対処すること</p> <p>2 中東諸国との関係の強化</p> <p>対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること</p>																																																																																																																																															
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1037 419 1081">区分</th> <th data-bbox="419 1037 579 1081">21年度</th> <th data-bbox="579 1037 802 1081">22年度</th> <th data-bbox="802 1037 1026 1081">23年度</th> <th data-bbox="1026 1037 1450 1081">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> <td data-bbox="802 1249 1026 1305">/</td> <td data-bbox="1026 1249 1450 1305">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361">執行額 (千円, d)</td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	当初予算 (a)	164,146	155,935	123,630	136,254	補正予算 (b)	0	0	0	-	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	123,630	136,254	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> </table>	補正予算 (b)	0	0	0	-	0	0	0	-	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	0	0	/	/	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	/	/	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361">執行額 (千円, d)</td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </table>	執行額 (千円, d)	115,592	94,374	/	/	115,592	94,374	/	/	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1037 419 1081">区分</th> <th data-bbox="419 1037 579 1081">21年度</th> <th data-bbox="579 1037 802 1081">22年度</th> <th data-bbox="802 1037 1026 1081">23年度</th> <th data-bbox="1026 1037 1450 1081">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> <td data-bbox="802 1249 1026 1305">/</td> <td data-bbox="1026 1249 1450 1305">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361">執行額 (千円, d)</td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	当初予算 (a)	164,146	155,935	123,630	136,254	補正予算 (b)	0	0	0	-	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	123,630	136,254	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> </table>	補正予算 (b)	0	0	0	-	0	0	0	-	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	0	0	/	/	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	/	/	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361">執行額 (千円, d)</td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </table>	執行額 (千円, d)	115,592	94,374	/	/	115,592	94,374	/	/	<p>1 中東地域安定化に向けた働きかけ</p> <p>・第176回国会所信表明演説（平成22年10月1日） 「また、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題・・・国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致をいたしました。」</p> <p>・第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日） 「環境問題、保健・教育分野での・・・、包括的な中東和平、テロ対策やPKOを含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」</p> <p>2 中東諸国との関係の強化</p> <p>特に言及なし。</p>			
区分	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	当初予算 (a)	164,146	155,935	123,630	136,254	補正予算 (b)	0	0	0	-	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	123,630	136,254																																																																																																																										
当初予算 (a)	164,146	155,935	123,630	136,254																																																																																																																																												
補正予算 (b)	0	0	0	-																																																																																																																																												
繰越し等 (c)	0	0	/	/																																																																																																																																												
合計 (a+b+c)	164,146	155,935																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> </table>	補正予算 (b)	0	0	0	-	0	0	0	-																																																																																																																																							
補正予算 (b)	0	0	0	-																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	0	0	/	/																																																																																																																																				
繰越し等 (c)	0	0	/			/																																																																																																																																										
合計 (a+b+c)	164,146	155,935																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	/	/																																																																																																																																									
合計 (a+b+c)	164,146	155,935																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361">執行額 (千円, d)</td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </table>	執行額 (千円, d)	115,592	94,374	/	/	115,592	94,374	/	/																																																																																																																																							
執行額 (千円, d)	115,592	94,374	/	/																																																																																																																																												
区分	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1081 419 1137">当初予算 (a)</td> <td data-bbox="419 1081 579 1137">164,146</td> <td data-bbox="579 1081 802 1137">155,935</td> <td data-bbox="802 1081 1026 1137">123,630</td> <td data-bbox="1026 1081 1450 1137">136,254</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	当初予算 (a)	164,146	155,935	123,630	136,254	補正予算 (b)	0	0	0	-	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	123,630	136,254																																																																																																																										
当初予算 (a)	164,146	155,935	123,630	136,254																																																																																																																																												
補正予算 (b)	0	0	0	-																																																																																																																																												
繰越し等 (c)	0	0	/	/																																																																																																																																												
合計 (a+b+c)	164,146	155,935																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1137 419 1193">補正予算 (b)</td> <td data-bbox="419 1137 579 1193">0</td> <td data-bbox="579 1137 802 1193">0</td> <td data-bbox="802 1137 1026 1193">0</td> <td data-bbox="1026 1137 1450 1193">-</td> </tr> </table>	補正予算 (b)	0	0	0	-	0	0	0	-																																																																																																																																							
補正予算 (b)	0	0	0	-																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1193 419 1249">繰越し等 (c)</td> <td data-bbox="419 1193 579 1249">0</td> <td data-bbox="579 1193 802 1249">0</td> <td data-bbox="802 1193 1026 1249" rowspan="2">/</td> <td data-bbox="1026 1193 1450 1249" rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	0	0	/	/																																																																																																																																				
繰越し等 (c)	0	0	/			/																																																																																																																																										
合計 (a+b+c)	164,146	155,935																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1249 419 1305">合計 (a+b+c)</td> <td data-bbox="419 1249 579 1305">164,146</td> <td data-bbox="579 1249 802 1305">155,935</td> </tr> </table>	合計 (a+b+c)	164,146	155,935	164,146	155,935	/	/																																																																																																																																									
合計 (a+b+c)	164,146	155,935																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1305 419 1361">執行額 (千円, d)</td> <td data-bbox="419 1305 579 1361">115,592</td> <td data-bbox="579 1305 802 1361">94,374</td> <td data-bbox="802 1305 1026 1361">/</td> <td data-bbox="1026 1305 1450 1361">/</td> </tr> </table>	執行額 (千円, d)	115,592	94,374	/	/	115,592	94,374	/	/																																																																																																																																							
執行額 (千円, d)	115,592	94,374	/	/																																																																																																																																												
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）																																																																																																																																																

施策に関する評価結果	中東地域外交								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」							
施策に関する評価結果	1 中東地域安定化に向けた働きかけ								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」							
測定指標	(1) 中東和平実現の取り組みに係る我が国要人の往訪数及び中東和平関係諸国要人の往来数	基準値	実績値					目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—	
		4	6					—	
	年度ごとの目標値			基準値と同程度	同左	同左	同左		
	(2) 対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額（万ドル）	基準値	実績値					目標値	
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	—	
		6,887	10,560	5,862				—	
	年度ごとの目標値				約6,000	同左	同左		
	(3) 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び関係国との会議数（回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等）	基準値	実績値					目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—	
		4	4					—	
	年度ごとの目標値			6	同左	同左	同左		
	(4) 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果					年度ごとの目標			
基準	22年度	<p>4月にリーベルマン・イスラエル副首相兼外相を我が国へ招へいし、鳩山総理大臣（当時）との会談を実現した。また11月にはファイヤード・パレスチナ自治政府首相の訪日を実現させ、菅総理大臣（当時）との会談を行った。本招へいと同時に「中東和平についての我が国の立場」を表明した。我が国要人の往訪面では、8月、武正外務副大臣（当時）がイスラエル・パレスチナ・ヨルダン・エジプトを訪問し、中東和平に影響力を有する各国・地域の指導者に働きかけを行った他、飯村政府代表（中東和平担当特使）を頻繁に現地に派遣し、政府としてハイレベルでの働きかけを行った。</p> <p>対パレスチナ支援としては、7月には、パレスチナ国家建設支援のための日・パレスチナ・ハイレベル協議を行い、①中小企業支援・貿易促進、②農業、③観光、④地方自治、⑤財政化、⑥上下水、⑦保健の7分野での協力を注力していくことを決定した。「平和と繁栄の回廊」構想において、10月に、野菜市場・農産業団地間の道路事業が完工し、土地造成事業を開始した。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、10月に15億円、12月に10億円のノンプロジェクト無償資金協力を実施した。</p>					/		
	我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエル、パレスチナの共存共栄と域内協力の促進に向けて、①イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための支援、③信頼醸成、に取り組んでいる。	イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議、対パレスチナ支援、信頼醸成措置等を実施する。							

施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>①6月に伴野副大臣(当時)、1月に山根副大臣が現地を訪れイスラエル・パレスチナ両当事者に中東和平問題に関する我が国の立場を伝え、交渉の再開を呼びかけた。さらに、飯村政府代表が頻りにイスラエル・パレスチナをはじめ関係国を訪問し、直接交渉再開に向けたハイレベルの働きかけを行っている。要人の来訪では、2月にバラク・イスラエル副首相兼国防相を日本に招請し、野田総理及び玄葉外務大臣が中東和平問題を含む地域情勢について意見交換を行った。また、これまで地域の大国として中東和平問題に大きな役割を果たしてきたエジプトのアムル外相との間でも3月に同外相が訪日した際に、中東和平問題についての意見交換を行い、引き続きエジプトが役割を果たしていくことを求めた。</p> <p>②ジェリコ南部に農産業団地を建設し、西岸からヨルダンを通り湾岸諸国等に向けた農産加工品の物流を促進することをもってパレスチナの経済的自立を支援する「平和と繁栄の回廊」構想では、5月に第1ステージの土地の造成工事を終了し、3月には、ヨルダン川西岸で初の太陽光発電施設が同団地の一部に設置完了した。また、パレスチナ自治政府の厳しい財政状況にかんがみ、パレスチナ自治政府の経済社会開発努力の推進のために、10億円のノン・プロジェクト無償資金協力を実施した。さらに、西岸地区・東エルサレム、およびガザにおける人道状況改善のため、国連パレスチナ難民救済中東機関(UNRWA)に約1000万ドル、国連児童基金(UNICEF)に1580万ドルを供出した。</p> <p>③11月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を実施し、信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努めた。3月7日及び8日には、中東の民主化に関する有識者会議を開催。イスラエル・パレスチナを含む中東、アジア、欧米、国際機関から広く有識者を招待し、中東地域の変革の現状及び今後、中東和平等に及ぼす影響等につき議論を行った。</p>	
	24年度		当事者間を中心とした信頼醸成の分野に重点を置きつつ、我が国の中東和平支援を行う。対パレスチナ支援についても、パレスチナ自治政府の財政に資するような形をはじめとする支援を行う。
	25年度		イスラエル・パレスチナ両当事者とのハイレベル協議、対パレスチナ支援、信頼醸成措置等を実施する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。	

(5) イラク・アフガニスタンの復興の進展		年度ごとの目標	
基準	22年度	/	
	<p>イラク：イラクでは平成22年に主要政治勢力が参加する新政権が樹立した。治安状況は平成19年夏以降改善傾向にある。米軍は平成23年12月に撤退した。石油生産量は平成15年以前のレベルに回復し、欧米企業等が積極的に進出している。このような中、我が国は、アフガニスタン自身の治安能力向上、元タリバーン末端兵士の社会への再統合支援、アフガニスタンの持続的・自律的発展のための支援という協力方針の下、国際社会と連携しつつ、同国を積極的に支援した。</p> <p>アフガニスタン：平成21年11月に日本は新たなアフガニスタン支援策を発表した。そこでは①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②元タリバーン末端兵士の社会への再統合、③アフガニスタンの持続的・自律的発展のための支援の3つを柱とし、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成21年から概ね5年間で、最大約50億米ドル程度までの規模の支援を行うことを決定した。</p>		
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>イラク：11月、マーリキー首相が訪日し、野田総理と首脳会談を実施した。イラクとの関係を「新たな段階」に引き上げ、これまでの援助からビジネスへと日イラクの経済関係を転換し、日イラクの経済関係を抜本的に強化していくことで一致した。さらに、野田総理は、石油、通信及び保健の分野の新規4案件のために、約670億円（約7億5000万米ドル）の円借款の供与に必要な措置をとることを表明した。</p> <p>アフガニスタン：平成21年11月に発表した、同年から概ね5年間で最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については、平成24年3月までに、「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約9.14億ドル（内23年度は約2.8億ドル）、「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約1.76億ドル（内23年度は約500万ドル）、「アフガニスタンの持続的・自律的発展のための支援」に約14.87億ドルの計約25.76億ドル（内23年度は約5.7億ドル）の支援を着実に実施してきている。</p>	<p>イラク：イラク政府関係者招聘、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等を実施する。</p> <p>アフガニスタン：平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としないことを目指す。</p>
	24年度		<p>イラク：昨年度マーリキー首相訪日時に表明した円借款を着実に実施することにより、治安の安定を目指すとともに、日本企業の進出を促していく。</p> <p>アフガニスタン：東京会合での成果を踏まえ、引き続きアフガン支援を着実に実施していく。</p>
	25年度		<p>イラク：イラク政府関係者招聘、政策協議、日イラク経済関係強化の枠組み構築、日本企業進出支援等</p> <p>アフガニスタン：平成26年完了を目標に、平成23年7月に開始された治安権限の移譲に資する支援を中心に着実な支援実施に努める。アフガニスタンを自立させ、再びテロの温床としない。</p>

	26年度		同上
	27年度		イラク：同上 アフガニスタン：－
目標	－	イラク：イラクを中東における穏健・安定勢力として発展させる。 アフガニスタン：東京会合での成果をふまえアフガニスタン支援を着実に実施する。	
(6) イランの核問題への対処			年度ごとの目標
基準	22年度	我が国は、イランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、「対話」と「圧力」のアプローチを取り、政治レベルの対話や特使派遣も活用し、独自の関係に基づいた働きかけを行った。(他方、イランへの「圧力」が、イランとEU3+3との間の建設的な「対話」に必ずしも結び付いていない。)	
施策の進捗状況(実績)	23年度	イランとの伝統的な信頼関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン次官級協議を始めとし、イラン要人との会談の機会を捉え、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促した。また、12月には玄葉大臣からサーレヒ・イラン外相に問題解決を訴える書簡を送った。さらに、政治、軍縮、人権、領事分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行った。	「対話」と「圧力」のアプローチの下、国際社会と協調しながら問題の解決に努力していく。
	24年度		日・イラン定期協議(政治(次官級・局長)、人権、領事)を実施する。飯村政府代表によるイラン訪問、働きかけを実施する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	－	「対話」と「圧力」のアプローチの下、イランに対する働きかけを継続し、イランとEU3+3の間の信頼関係を醸成するとともに、問題の平和的・外交的解決を目指す。
(7) 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援			年度ごとの目標
基準	－	ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援の実施	
		ア エジプト 5月徳永外務大臣政務官(当時)が政変後最初の日本政府要人として訪問し、政府・各政党関係者と意見交換を行った。7月には、カイロで、日・エジプト戦略対話第一回次官級協議、日・エジプト人権対話第一会合を開催。11月以降実施された人民議会選挙においては、選挙関連のセミナー実施や選挙資材整備への協力を行った。 イ リビア 旧政権拠点のトリポリ陥落後、9月に医療支援として200万ドルの緊急無償資金協力を実施した。1月には、官民合同経済使節団をトリポリに派遣し、リビア復興事業への日本の参加の可能性について意見交換した。また、3月山根副大臣が革命後最初の日本政府要人として訪問し、政府・政党関係者と意見交換を行った。	－

施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>ウ チュニア</p> <p>10月の制憲国民議会選挙に際して浜田外務大臣政務官を団長とする選挙監視団を派遣したほか、同選挙に先立ち専門家3名を派遣し、日本の民主化経験等に関するセミナーを開催した。モロッコに対しても、選挙に関するセミナー等を開催し、同国の民主化を後押しした。</p> <p>エ シリア</p> <p>政権側による市民弾圧が継続していることから、5月に経済協力を見直し、9月・12月及び3月にはアサド政権に関係する個人及び団体に対し資産凍結等の措置を実施した。2月には難民・国内避難民等への支援として300万ドルを拠出した。</p> <p>オ その他</p> <p>5月のサミットにおいて立ち上げられたドーヴィル・パートナーシップの枠組みを通じて、国際社会と連携しつつ中東・北アフリカ諸国の改革と移行を後押ししている。9月の国連総会において野田総理は、10億ドルの円借款供与を表明。3月には、若年層の雇用創出及び民主化プロセス支援のため、関係国際機関を通じて総額約8000万ドルを拠出した。</p>	
	24年度		ドーヴィル・パートナーシップの枠組みや二国間支援を通じた中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力を支援する。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 中東和平</p> <p>中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的に重要な課題である。中東和平問題は、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題であり、我が国としても外交活動を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。</p> <p>測定指標1（1）から（4）及び以下が示すとおり、目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>中東和平に関しては、平成22年9月に開始されたイスラエル・パレスチナ間の直接交渉は、イスラエルが入植活動凍結を延期しなかったことと等により、中断した。かかる状況下で、我が国は、平成23年6月に伴野副大臣（当時）、平成24年1月に山根副大臣が現地を訪れイスラエル・パレスチナ両当事者に中東和平問題に関する我が国の立場を伝え、交渉の再開を呼びかけた。さらに、飯村政府代表によるイスラエル・パレスチナ要人に向けたハイレベルの働きかけや平成24年2月に来日したバラク・イスラエル副首相兼国防相に対しても野田総理及び玄葉外務大臣より我が国の立場を伝達した。これら我が国を含む国際社会の働きかけもあり、パレスチナ・イスラエル首脳間の書簡交換やパレスチナ和解の前進等一定の進展につながった。</p> <p>「平和と繁栄の回廊」構想では、平成23年5月に第1ステージの土地の造成工事を終了し、平成24年3月には、ヨルダン川西岸で初の太陽光発電施設が同団地の一部に設置完了。また、23年度は、パレスチナ自治政府の厳しい財政状況にかんがみ、パレスチナ自治政府の経済社会開発努力の推進のために、10億円のノン・プロジェクト無償資金協力を実施。さらに、西岸地区・東エルサレム及びガザにおける人道状況改善のため、UNRWAに約1000万ドル、UNICEFに1580万ドルを供出。平成23年11月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を実施し、信頼関係の構築と我が国中東和平政策の理解の深化に努め、平成24年3月にはイスラエル・パレスチナ双方を含む中東、アジア、欧米及び国際機関の有識者を招待し、中東地域の民主化の今後及び中東和平につき、議論を深めた。</p>	

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記のとおり進展があり、施策は効率的に執行されるとともに、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。

2 イラク

イラクは、我が国に対し安定的にエネルギーを供給する重要なパートナーであり、我が国企業の進出を後押しするためにも、行政が積極的に関わる必要性は高い。また、イラクの安定と平和は中東地域全体の安定につながるため、イラクの復興支援を行うことは重要である。

マーリキー・イラク首相訪日の際には、日イラクの経済関係を強化していくことで一致し、日イラク投資協定の原則合意に至るなどの有益な成果を挙げることができた。（測定指標1（5））

23年度におけるイラク復興支援に対する予算額は、22年度に比べ減少しているにも関わらず上述のとおり昨年度と同等もしくはそれ以上の結果を残しており、効率性・効率的は極めて高いと考えられる。

3 アフガニスタン

アフガニスタンの安定は国際社会の喫緊の課題であり、我が国の安全保障にも深く関わる問題であり、アフガニスタンの安定・復興のため我が国が支援を強化する必要性は高い。

測定指標1（5）のとおり日本の対アフガン支援額の累計は年々着実に増加しており、国際社会からも高い評価を得ており、有効性は高い。

また、予算額は年々減っている中、我が国の対アフガン支援は効果的に実施していることから国際社会の高い評価を得られている。

4 イラン

我が国が輸入する原油・LPGの8割以上、LNGの約2割がホルムズ海峡を通過していることを考え合わせれば、我が国の安定的なエネルギー供給を確保するため、外交的に働きかけを行う必要性は極めて高い。

我が国はイランと歴史的に培ってきたパイプを有しており、玄葉外相からの書簡送付等の様々な働きかけを実施し、サーレヒ・イラン外相からも返書を受け取っており、有効な活動を行っている。（測定指標1（6））

予算額は0.03億円とかなり少額であるが、右を効果的・効率的に活用し上述のとおり大きな成果を残すことができた。

5 いわゆる「アラブの春」でエジプト、チュニジア、リビア、イエメンの長期政権が崩壊し、これらの国々では選挙の実施や新内閣の発足など政治改革プロセスが進展しつつある。他方、シリアでは現在も各地で反政府デモが頻発し、政府側により市民への弾圧が続けられている。以上のような動きに対し、我が国は国際社会とともに、暴力の停止を呼びかけ、「法の支配」と表現の自由の確立に向けた自立的な改革を支援する形で関与してきており、中東・北アフリカ地域の平和と安定に寄与していくことが必要である。

測定指標1（7）及び以下に示すとおり、中東・北アフリカ地域の平和と安定に向けた、施策を有効に実施した。

（1） エジプト

平成23年5月徳永外務大臣政務官（当時）が政変後最初の日本政府要人として訪問し、政府・各政党関係者と意見交換を行った。7月には、カイロで、日・エジプト戦略対話第一回次官級協議、日・エジプト人権対話第一会合を開催。11月以降実施された人民議会選挙においては、選挙関連のセミナー実施や選挙資材整備への協力を行った。

（2） リビア

平成23年3月、深刻化するリビア情勢を受け、避難民支援として500万ドルの緊急無償資金協力を実施。旧政権拠点のトリポリ陥落後は、9月に医療支援として200万ドルの緊急無償資金協力を実施した。平成24年1月には、官民合同経済使節団をトリポリに派遣し、リビア復興事業への日本の参加の可能性について意見交換した。

（3） チュニジア

平成23年10月の制憲国民議会選挙に際して浜田外務大臣政務官を団長とする選挙監視団を派遣したほか、同選挙に先立ち専門家3名を派遣し、日本の民主化経験等に関するセミナーを開催した。モロッコに対しても、選挙に関するセミナー等開催し、同国の民主化を後押しした。

（4） シリア

政権側による市民弾圧が続いていることから、平成23年5月に経済協力を見直し、9月・12月及び平成24年3月にはアサド政権に関係する個人及び団体に対し資産凍結等の措置を実施した。平成24年2月には難民・国内避難民等への支援として300万ドルを拠出した。

(5) その他

平成23年5月のサミットにおいて立ち上げられたドーヴィル・パートナーシップの枠組みを通じて、国際社会と連携しつつ中東・北アフリカ諸国の改革と移行を後押ししている。平成23年9月の国連総会において野田総理は、10億ドルの円借款供与を表明。平成24年3月には、若年層の雇用創出及び民主化プロセス支援のため、関係国際機関を通じて総額約8000万ドルを拠出した。

これらの施策は限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、実施した。

【課題】

1 イスラエル・パレスチナ間では平成22年9月に直接交渉は再開されたが、2回目の交渉が行われたのを最後に、交渉が行われていない。両当事者及び国際社会により、直接交渉再開に向けた努力が続いているが、我が国も、国際社会と協力して、和平実現の環境作りに引き続き貢献していく必要がある。

2 イラクの治安情勢は、大幅に改善しつつあるものの、大規模連続爆発テロの発生等、依然予断を許さない情勢が続いている。米軍の撤収後は、イラク自身で安定を確保することが重要である。また、イラクの復興支援や経済・ビジネス関係強化の面では、我が国が引き続き役割を果たしていく必要がある。

3 アフガニスタンの復興は着実に進展しているが、今なお膨大な復興支援需要がある。また、治安は不安定の度合いを増しており、我が国を含む国際社会による支援が引き続き必要である。

4 イランの核問題に関する協議（EU3＋3とイランの協議）に進展が見られない中、問題の解決に向けた創造的な取組が重要となっており、我が国も、イランとの良好な関係を活用し、イランに対する積極的な働きかけを強化・継続する必要がある。

5 「アラブの春」で旧政権の打倒という目的が達成された国々では、反政府運動に参加していた諸勢力が今後選挙や政治改革を通して互いに利害調整をしながらも協力し、新たな政治体制を築くという困難な課題に取り組むこととなる。反政府運動の主要因となった高い失業率や経済格差等の問題を短期間で解決することは容易ではないため、新体制に対しても市民の不満が表面化する可能性があり、またイスラム政治勢力の台頭が新たな社会構築においていかなる影響を及ぼしていくのかについても不透明であることから、日本を含む国際社会はこれら国々の今後の動きを注視しつつ、民主化の実現、政治・経済社会改革の進展を支援していく必要がある。

【今後の方針】

「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

1 チュニジア、エジプトに端を発した民衆運動は、中東情勢が大きく動く歴史的変革期に入っていることを示す。これを我が国のみならず、世界の安定と発展のために導いていくためには、各国政府による政治、経済、社会改革が不可欠である。現在各国政府が進める改革努力を注視しつつ、改革のための支援を国際社会と協力して実施していく考え。また、リビアを始めとする戦闘、騒乱が発生している国への対応においては、国連、G8を含め、国際社会と連携していく。

2 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が必要である。両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。

3 イラクの安定と復興のため効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

4 アフガニスタンの安定と復興のため、平成21年11月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していくとともに、7月の東京会合に向けて国際社会と協力していく。

5 イランの核問題の解決に向けたEU3＋3とイランの協議の再開及び双方の信頼醸成に向け、イランとの良好な関係を活用し、独自の働きかけを継続していく。

施策に関する評価結果	2 中東諸国との関係の強化							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定指標	(1) 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、日アラブ女性交流、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)	基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		4	6					—
	年度ごとの目標値			基準値と同程度	同左	同左	同左	
	(2) 中東諸国との関係強化に係る要人の往訪・往来数	基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		20	16					—
	年度ごとの目標値			基準値と同程度	同左	同左	同左	
	(3) 経済条約の締結	基準値	実績値				目標値	
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		1	1					—
	年度ごとの目標値		1	2	2	2	2	
(4) 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化				年度ごとの目標				
基準	22年度	10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流(招へい)、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めた。						
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>11月にイスラエル・パレスチナ青年合同招へいを実施し、双方の信頼醸成を図った。2月に日アラブ女性交流事業として、日本女性法律家協会関係者がヨルダン、エジプト及びチュニジアを訪問し、訪問国の女性法律家協会等関係者との意見交換や施設の視察を実施した。2月29日及び3月1日、第2回「日本とイスラム世界との未来への対話」セミナーを、政府関係者、有識者、マスコミ関係者、青年、一般の参加も得てヨルダン(於:アンマン)で開催し、「若者たちに未来の展望を開く能力開発」をメイン・テーマに議論を深めた。同時にイスラム世界との対話を重視する我が国の姿勢をイスラム世界全体に発信する良い機会となった。3月7日及び8日には、中東の民主化に関する有識者会議を開催した。中東、アジア、欧米、国際機関から広く有識者を招待し、中東地域の変革の現状及び今後、中東和平方等に及ぼす影響等につき議論を行った。</p> <p>日本側からの往訪として、伴野外務副大臣(当時)のイスラエル、パレスチナ自治区訪問、浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問、山根外務副大臣のイスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン訪問、玄葉外務大臣のトルコ訪問、緒方JICA理事長(当時)のチュニジア訪問を実施した。中東諸国側からはケフィ・チュニジア外務大臣、ハッサン・ヨルダン計画・国際協力大臣、バラク・イスラエル副首相兼国防相、エル・オトマニ・モロッコ外務・協力大臣、アムル・エジプト外相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。</p>				中東和平青年招へい、日アラブ女性交流の実施、イスラム世界との未来対話のヨルダン会合開催、要人の往訪・往来による中東諸国との関係を強化する。		

	24年度		中東和平青年招へい、日アラブ女性交流の実施、未来対話東京会合開催、第3回日・アラブ経済フォーラム、要人の往訪・往来による中東諸国との関係を強化する。
	25年度		日アラブ女性交流の実施
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国と中東・イスラム諸国との相互理解を深化させる。	
(5) 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>1. 二国間投資協定 クウェートとの投資協定については、4月から計3回の交渉会合を開催し、11月には協定案につき実質合意に至った。</p> <p>2. 租税条約 (1) 平成22年2月に署名を行ったクウェートとの租税条約については、5月に我が国の国会承認を得て、発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかけた。 (2) サウジアラビアとの租税条約については、必要な両国の確認作業を了し、11月に東京において、前原外務大臣（当時）及びアッサーフ・サウジアラビア財務大臣との間で署名を行った。</p>	
施策の進	23年度	<p>1. GCCとの自由貿易協定交渉 平成21年から交渉が延期されているGCCとの自由貿易協定交渉は、9月にニューヨークにおいて行われた日GCC戦略対話において、外相レベルで交渉の再開が原則合意された。</p> <p>2. 二国間投資協定 (1) イラクとの投資協定については、平成23年1月に両国間で投資協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、9月から計3回の交渉を行い、11月には原則合意に至った。 (2) サウジアラビアとの投資協定についても、3月に東京において開催した技術専門家会合において、文言交渉の妥結を両国で確認している。 (3) また、3月には、サバーハ・クウェート首長の国賓訪日の機会に、野田総理とサバーハ首長の立ち会いの下、山根外務副大臣とジャーラッラー外務次官との間でクウェートとの投資協定が署名された。</p> <p>3. 租税条約 (1) サウジアラビアとの租税条約については、日本及びサウジアラビア両国の必要な国内手続を完了し、9月1日に発効した。 (2) オマーンとの租税協定については、11月に東京会合で交渉を行い基本合意に至った。</p>	クウェートとの投資協定締結をはじめとして各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。

捗状況 (実績)	24年度		<p>1. 二国間投資協定</p> <p>(1) 平成23年11月に原則合意に至ったイラクとの投資協定については、日イラク双方の必要な確認作業を経た上で、早期の署名を目指す。</p> <p>(2) サウジアラビアとの投資協定については、平成24年内の早期署名を目指す。</p> <p>(3) オマーンとの投資協定については、交渉開始を目指しオマーン側との予備的協議等を開始する。</p> <p>2. 二国間租税条約</p> <p>(1) 平成22年5月に我が国の国会承認を得たクウェートとの租税条約については、年度内の早期発効に向けてクウェート側の国内手続の進捗を働きかける。</p> <p>(2) 平成23年11月に原則合意に至ったオマーンとの投資協定については、日オマーン双方の必要な確認作業を経た上で、早期の署名を目指す。</p>
	25年度		各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	各種経済条約の締結に向け交渉を推進する。
(6) 中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施			年度ごとの目標
基準	22年度	カタールとの合同経済委員会の開催、大型インフラ輸出の支援・推進、要人往来の促進、交流事業等を通じた関係強化	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>(1) 11月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、9月に、日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。</p> <p>(2) 初等教育分野での協力(アラブ首長国連邦(UAE)及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入)、GCC各国の教育関係者の本邦招へい・研修、留学生受入(サウジアラビア及びカタール)、青年交流(サウジアラビア)等を実施し、中東各国との関係強化に役立てた。</p> <p>(3) 9月、日ヨルダン原子力協定に署名した。また、トルコでの大型経済案件について、様々な協議を行った。</p>	毎年秋頃に予定されているカタール側閣僚の訪日機会を捉えて、合同経済委員会を開催し、大型インフラ輸出の推進に資する協議の実施に努める。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	閣僚級による二国間合同委員会を開催するとともに、大型インフラ輸出を推進し、各国との関係強化を行う。	

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 中東和平問題やアフガニスタン復興等に関与をするためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。</p> <p>加えてエネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはなく、同地域との関係は中長期的視点で考える必要がある。</p> <p>2 測定指標2（1）～（6）及び以下が示すとおり、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>日本側からは、伴野外務副大臣（当時）のイスラエル、パレスチナ自治区訪問、浜田外務大臣政務官のチュニジア訪問、山根外務副大臣のイスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン訪問、玄葉外務大臣のトルコ訪問、緒方JICA理事長のチュニジア訪問を通じて、中東諸国との意見交換及び関係強化を図った。また、中東諸国側からはケフィ・チュニジア外務大臣、ハッサン・ヨルダン計画・国際協力大臣、バラク・イスラエル副首相兼国防相、エル・オトマニ・モロッコ外務・協力大臣、アムル・エジプト外相をはじめとする多数の要人の訪日を実現した。</p> <p>イスラム世界との未来への対話セミナー、日アラブ女性交流、中東和平青年招聘、中東民主化に関する有識者会議等の交流事業を活発に行い、対外広報とともに、相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大を図ることができた。</p> <p>3 限られた予算や人的資源を活用し、上記のとおり施策に進展があったことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【課題】</p> <p>1 中東各国は、近年着実に経済成長を遂げており、我が国にとり従来のエネルギー供給地としてだけでなく、魅力的な市場及び投資先として大きく変貌しつつある。また、このような中東各国と日本が共に発展することは、我が国が積極的に推進する経済外交の目指すところでもある。中東各国との伝統的な石油・天然ガスの安定的貿易関係の維持に加え、インフラ整備のための日本の先進技術の活用を促進し、科学技術の振興や人材育成に貢献していくことが重要である。このような背景の下、引き続き中東各国との経済・教育・科学技術・文化等に関する重層的な関係を構築し、相互の利益を増進していくことが課題となる。</p> <p>2 湾岸のエネルギー産出国は、既にODAを卒業しているか、近い将来ODAを卒業する予定であり、ODA以外の方法による協力のあり方を、引き続き模索することが課題である。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>1 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を随時見直しつつ継続していく必要がある。特に、平成23年以降の中東・北アフリカ諸国における政変を受けて、今後はより一層効果的な枠組みを模索していく必要がある。</p> <p>2 経済関係条約は引き続き早期の締結に努めるとともに、我が国の進める経済外交の観点から、合同委員会やフォーラム等の枠組み等を活用し、経済関係強化の支援や人作り協力を継続していく。また、中東地域の平和的な民主的体制への移行への後押しも今後の関係強化において重要な視点となる。</p>
-------------------	-------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）</p> <p>○おおむね妥当。民主化の側面が明示的に強調されてもよいだろう。</p> <p>○中東地域が世界政治の焦眉の課題となっていることに鑑み、日本は更に同地域への働きかけを強めるべきである。特に政治的対話を増進し、紛争の平和的解決、社会の安定に資する施策を包括的に検討し実施すべきである。</p> <p>○「測定指標」に関する記述、「施策の評価」に関する記述については、各記述の対応関係・ロジックともにバランスが取れている。</p> <p>○わが国の行為に関する指標や記述は見られるが、これらに対する相手国の評価についての記述が見られない。たとえば「野菜市場・農産業団地間の道路事業が完工し、土地造成事業を開始」とあるが、これらがどのような事業で、それらに伴いどのような効果が見込まれるのか、またどのように評価されているのか。</p>
------------------------	--

「本邦招へい、研修、留学生受入、青年交流」については、参加者数もモニターすれば更に望ましい。参加者のこれら催しに対する評価についてモニターが行われればなお良し。また「要人の往訪、往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容（e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数）のような中間成果については測定可能ではないか。
 評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>1 <u>中東地域安定化に向けた働きかけ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ ・外交青書 ・衆議院・参議院ホームページ <p>2 <u>中東諸国との関係の強化</u></p> <p>外務省ホームページ（トップページ＞各国・地域情勢＞中東）</p>
---------------------------	---

担当部局名	中東アフリカ局	作成責任者名	中東第一課長 長岡 寛介	政策評価実施時期	平成24年 4月
-------	---------	--------	-----------------	----------	----------

施策 I-6 アフリカ地域外交

施策名	アフリカ地域外交				
施策の概要	<p>1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>(1) TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化, MDGs達成, 平和の定着・グッドガバナンス, 環境・気候変動問題への対処等)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング</p> <p>(2) G8プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画</p> <p>(3) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p> <p>(1) 各種招へい, 交流事業等を通じた様々なレベル・分野での人物交流の促進</p> <p>(2) 我が国政府高官や民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(TICADプロセス等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問及び貿易投資促進官民合同ミッション等の実施)</p> <p>(3) アフリカン・フェスタ等のアフリカ関連イベント, シンポジウムや要人往来の機会を捉えたメディア等を通じた広報活動の展開</p>				
達成すべき目標	<p>アフリカ開発の促進, アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化, 及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化</p> <p>1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>(1) TICADプロセス及び多国間枠組みを通じ, アフリカ諸国の開発を推進すること, 及び平和と安定の実現のための支援を推進すること</p> <p>(2) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p> <p>アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること, 及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算の状況(千円)	当初予算(a)	95,633	87,620	69,170	63,659
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	95,633	87,620		
	執行額(千円, d)	52,133	65,846		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	<p>1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</p> <p>・第66回国連総会一般討論演説(平成23年9月23日) 「そのため、「ミレニアム開発目標」については、保健・教育分野への貢献を引き続き重点的に行います。また、2013年に「第5回アフリカ開発会議」を開催し、アフリカの発展に貢献致します。また、気候変動分野では、途上国支援につき、来年までのコミットメントを履行し、2013年以降も継続的に支援します。」</p> <p>・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「人間の安全保障の実現が課題となっているアフリカにおいて、開発支援と貿易投資の拡大、平和と安定への貢献、グローバルな課題への対応を三本柱とする外交を着実に展開します。また、来年、横浜で第五回アフリカ開発会議(TICAD V)を開催します。」</p> <p>2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</p> <p>特になし。</p>				

施策に関する評価結果	アフリカ地域外交								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
施策に関する評価結果	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定指標	(1) 対アフリカ民間直接投資残高 (5か年平均値, 億ドル)	基準値	実績値					目標値	
		平成14-18年	平成15-19年	平成16-20年	平成17-21年	平成18-22年	平成19-23年	平成20-24年	
		17	23	33	42	52	62	34	
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	-	
	(2) 「横浜行動計画」の実施状況, 「TICADフォローアップ・メカニズム」の運営状況					年度ごとの目標			
	基準	-	「横浜行動計画」(平成20年~24年)の履行(TICADIVで採択された「横浜行動計画」は、「横浜宣言」を踏まえ、TICADプロセスの下でアフリカの成長と発展を支援するためのロードマップを提供するもの。)						
	施策の進捗状況(実績)	23年度	「横浜行動計画」については、平成23(2011)年年度進捗報告書の通り、引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成24年までの対アフリカODAの倍増については、ODA実績が平成22年には、20.5億ドルに達し、倍増目標の約18億ドルを上回り、この公約を達成している。因みに平成20年からの年間総額(平成20年~平成23年)の平均値(約18.1億ドル)でも同目標を上回った。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成22年までの5か年の平均値が52億ドルとなり、現時点で目標である平成20年-24年の5か年の平均値34億ドルを上回っている。					平成24年までの対アフリカODA倍増, 民間投資倍増支援等を引き続き誠実に実施する。	
		24年度						同上	
		25年度						-	
		26年度						-	
27年度							-		
目標	24年度	TICADIVの公約である平成24年までの対アフリカODA倍増, 民間投資倍増支援等を達成する。							
(3) 対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況					年度ごとの目標				
基準	-	国際的フォーラムへの参加, 第三国との対アフリカ政策協議の実施							
施策の進捗状況(実績)	23年度	5月に開催されたドーヴィルサミットではG8アフリカ共同宣言を策定。同宣言で、我が国が震災にも関わらず同月に第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合をダカールで開催したことが歓迎された。 この他、APF(アフリカ・パートナーシップ・フォーラム)やアフリカ・クリアリング・ハウス会合等、他ドナーとの協議に積極的に参画したほか、アフリカに関する日中・日韓・日米政策協議(局長級), アフリカに関する日印政策協議(局長級), アフリカに関する日中韓政策協議(局長級), アフリカに関する日仏政策協議(局長級), アフリカに関する日英政策協議(局長級)を実施した。					他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。		
	24年度						第4回TICAD閣僚級フォローアップ会合, TICAD高級実務者会合, TICAD閣僚級準備会合, G8サミット(米), 他ドナーとの協議等を通じ, 政策協議を積極的に行う。		
	25年度						TICADV, G8サミット(英), 他ドナーとの協議を通じ, 政策協議を積極的に行う。		

	26年度		国際的なフォーラムへの参加や第三国との政策協議を引き続き積極的に行う。
	27年度		同上
目標	—	他ドナーとの協議を通じ政策協議を積極的に行う。G8サミットの他国際的なフォーラムに積極的に参加する。	
(4) その時々状況に応じた支援の実施			年度ごとの目標
基準	—	アフリカ諸国からの支援ニーズに対する迅速な対応	
施策の進捗状況(実績)	23年度	TICAD IV及びそのフォローアップにおいて打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO(国連平和維持活動)訓練センター支援に加え、平成23年に過去60年間で最悪の干ばつによる食糧危機が発生したアフリカの角への支援や23年度中に大統領選挙等を実施した国に対し、資金協力や監視団派遣等、時宜に応じた支援を行った。また、平成23年7月に独立した南スーダンに関しては、UNMISS(国連南スーダン共和国ミッション)に自衛隊を派遣し、インフラ分野で南スーダンの国造りに貢献した。	TICADフォローアップやアフリカの平和と安定のための支援等アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。
	24年度		アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	アフリカからの支援ニーズに引き続き迅速に対応する。	

施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。また、約10億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、近年好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域であり、我が国がアフリカの成長を後押しし、官民連携を推進しつつ貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。これに加えて、アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める54か国を擁しており、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会の平和と安定のためより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進に向け、施策を効果的に実施し、大きな成果が得られた。</p> <p>(1) 「横浜行動計画」については、いずれの分野においても、順調に実施されてきている。平成24年までの対アフリカODAの倍増については、ODA実績が平成22年には、20.5億ドルに達し、倍増目標の約18億ドルを上回り、この公約を達成している。因みに平成20年からの年間総額(平成20年～平成23年)の平均値(約18.1億ドル)でも同目標を上回った。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成21年までの5か年の平均値は52億ドルとなり、現時点では目標の34億ドルを上回っている。今般の大震災を乗り越えて、これまで同様、国際社会の平和と安定のため積極的役割を果たしていく旨アフリカ諸国にコミットした。</p> <p>(2) G8ドーヴィル・サミットを始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画し、国際社会と協調したアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた取組の重要性を強調した。さらに、G8各国や中・韓との三国間政策協議やインドとの政策協議を実施し、対アフリカ協力の方向性について議論した。</p> <p>(3) アフリカの角における干ばつ向けの緊急支援を迅速に実施したほか、民主化プロセスにおける、アフリカ諸国からの支援ニーズに対し迅速な対応を行った。</p> <p>また、限られた予算や人的資源を以下の取組等により効率的に活用した。</p> <p>アフリカ開発の関係者は、54のアフリカ諸国、開発パートナー(ドナー国、地域・国際機関等)、NGO等多岐にわたるが、こうした多数の関係者を包含するTICADプロセスを通じ、アフリカ開発にかかる議論を効率的に行い、支援策を維持・強化できた。</p> <p>さらにTICADのフォローアップ・プロセスにおいては、在京アフリカ外交団及び共催者との協議の定期的開催により、アフリカの声、開発パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。</p>
------------	------------	---

【課題】

1 多国間枠組みにおける議論と取組に引き続き積極的に参画し、MDGs達成へ向けた国際社会による対応を促すとともに、南北スーダンの関係改善やソマリアにおける平和構築支援等、具体的な取組を進めていく必要がある。

2 下記の分野等につき、一層の取組を進める必要がある。

(1) 社会的・政治的安定に基づくアフリカの活力ある包括的かつ持続可能な経済成長の支援、

(2) 飢餓や疾病への取組強化、MDGsの達成に向けた一層の努力、

(3) 気候変動に関連するアフリカ支援の強化、グリーン成長戦略に関するアフリカとの協力の促進等

【今後の方針】

TICADフォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、平成25年6月に予定されているTICAD Vに向け、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV及びG8サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

施策に関する評価結果	2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) アフリカン・フェスタ入場者数	基準値	実績値					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		21万人	21万人					—
	年度ごとの目標値		基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
(1) 日・アフリカ間の人物交流の実施					年度ごとの目標			
基準	22年度	岡田外務大臣（当時）がタンザニア、南アフリカを訪問したほか、副大臣・政務官レベルがのべ5か国を訪問した。アフリカからは、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領ほか、3か国の外相、3か国の国民議会議長が訪日した。						
施策の進捗状況（実績）	23年度	第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合等のため、松本外務大臣（当時）がセネガルを訪問したほか、外務副大臣が6か国、外務大臣政務官が6か国のアフリカ諸国を訪問した。 アフリカからは、トーゴの大統領ほか、南アフリカ、ルワンダ、コンゴ共和国、トーゴ、モーリタニア及びエチオピアの6か国から外務大臣が、南アフリカから国民議会議長が訪日した。					①アフリカにおける平和と安定への貢献 ②開発支援と貿易投資の拡大③グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。	
	24年度						同上	
	25年度						同上	
	26年度						同上	
	27年度						同上	
目標	—	①アフリカにおける平和と安定への貢献②開発支援と貿易投資の拡大③グローバルな課題への対応を軸とした対アフリカ外交の促進に資する活発な要人往来を実施する。						
(2) 日本国内でのアフリカへの関心度合い					年度ごとの目標			
基準	—	広報活動の実施						
施策の進捗状況（実績）	23年度	アフリカ及び国内からアフリカ貿易投資に係る政府関係者、有識者を講師として迎え「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」を開催し、アフリカでのビジネスにつき国内の関心を喚起した。また、アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹介し、対アフリカ理解を促進することを目的に毎年開催している「アフリカン・フェスタ」を平成23年11月に横浜にて開催、約21万人の観客が訪れた。					「アフリカ貿易・投資促進フォーラム」や「アフリカン・フェスタ」を通じ、引き続き活発な広報活動を実施する。	
	24年度						アフリカ関連会合を通じ引き続き広報活動を実施する。	
	25年度						同上	
	26年度						同上	
	27年度						同上	
目標	—	引き続き活発な広報活動を実施する。						
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>アフリカには国連加盟国の4分の1以上を占める54の国が存在しており、国際場裡においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要であるが、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。</p> <p>また、我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。</p> <p>上記測定指標のとおり、TICADIVフォローアップ・プロセスに加え、AU（アフリカ連合）閣僚執行理事会等アフリカにおける主要行事の機会を捉え、活発な要人往来を進めるとともに、アフリカン・フェスタやシンポジウムの開催等を通じ、活発な広報活動を展開することができた。このように、23年度には本件「アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること」との施策の目標の達成に向けて相当な進展があり、また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせ重点的に日アフリカ間の人物交流を実現でき、日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸</p>						

	<p>国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。</p> <p>【課題】 アフリカ諸国との対日友好・協力関係を増進し、日本国内でのアフリカへの関心を一層喚起していく必要がある。</p> <p>【今後の方針】 我が国の対アフリカ外交政策への国民の理解と支持を得るために、広報のタイミングやツール等に更に意を用いていく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に実施していく。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○おおむね妥当。達成すべき目標として掲げた「アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化」について評価があるとよい。</p> <p>○TICADの枠組みは日本にとって貴重な資産であるので、過去の実績を踏まえつつ改善し、アフリカ地域での日本のプレゼンスを高めるべきである。また、人的・文化交流をより一層強める努力がなされるべきである。</p> <p>○測定指標のうち、基準の記述が不ぞろいであり、また、年度ごとの目標との関係で適切でないと思料されるものがある。たとえば、I-6-2(2)の基準「広報活動の実施」は基準にはなっていない。</p> <p>○わが国の行為に関する指標や記述は見られるが、これらに対する相手国の評価についての記述が見られない。これらに伴いどのような効果が見込まれるのか、またどのように評価されているのか。「各種招へい、交流事業等」については、参加者数もモニターすれば更に望ましい。参加者のこれら催しに対する評価についてモニターが行われれば一層望ましい。また「要人の往訪、往来」がどのような成果をもたらしているのか、最終成果の把握は困難だとしても、相手国での報道状況や交流の内容(e.g. 訪問企業数、市民との交流機会数)のような中間成果については測定可能ではないか。評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるといふ点での指標の活用が望まれる。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>1 <u>TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TICADIVの概要 ・ TICADフォローアップ・メカニズム(年次進捗報告書2010年版, TICAD閣僚級フォローアップ会合等) ・ 第66回国連総会一般討論演説 ・ 第180回国会外交演説 ・ 平成23年版及び平成24年版外交青書 ・ G8ドーヴィル・サミット首脳宣言, 共同声明の関連部分 ・ 第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合(概要)(外務省プレスリリース) ・ 「アフリカの角」への人道支援に関する閣僚レベル・ミニ・サミット(概要) ・ 第4回アフリカに関する日中韓政策協議(概要)(外務省プレスリリース) ・ 英国主催ソマリア首脳級会合について(概要) ・ スーダン～多様性に満ちた国(外務省ホームページ「わかる!国際情勢」) <p>2 <u>日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合(概要)(外務省プレスリリース) ・ 菊田外務大臣政務官のモーリタニア、セネガル及びマリ訪問について(概要) ・ 松本剛明外務副大臣のジブチ出張(概要) ・ 松本外務副大臣のエチオピア訪問・AU閣僚執行理事会出席(概要) ・ 日・アンゴラ外相会談(外務省プレスリリース) ・ 松本外務大臣のウッド・セネガル大統領表敬 ・ 日・セネガル外相会談 ・ ヌコアナ＝マシャバナ・南アフリカ共和国国際関係・協力大臣の来日(外務省プレスリリース) ・ ニヤシンベ・トーゴ共和国大統領の来日(結果概要) ・ 高橋外務副大臣の赤道ギニア訪問・AU閣僚執行理事会出席(概要) ・ 菊田外務大臣政務官の南スーダン及びスーダン(北スーダン)訪問(概要) ・ アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション(概要) ・ ハマディ・モーリタニア外務大臣の来日(概要) ・ 日・エチオピア外相会談(外務省プレスリリース) ・ アフリカ貿易・投資促進フォーラム(概要) ・ アフリカ貿易・投資促進フォーラム加藤政務官挨拶 ・ アフリカン・フェスタ2011(概要)(外務省プレスリリース) ・ 加藤敏幸外務大臣政務官の南部アフリカ諸国訪問(概要) ・ 山根外務副大臣のエチオピア訪問・AU閣僚執行理事会出席(概要) ・ 平成23年版及び平成24年版外交青書

担当部 局名	アフリカ審議官組織	作成責任者名	アフリカ第一課長 赤松 武	政策評価実施時期	平成24年4月
-----------	-----------	--------	------------------	----------	---------

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

施策名	国際の平和と安定に対する取組
施策の概要	<p>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 (1) 委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。</p> <p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ASEAN地域フォーラム（ARF）を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行う。</p> <p>3 国際平和協力の拡充、環境の整備 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連PKO等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図るとともに、国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、平和構築人材育成事業の実施を始め、国内基盤の整備・強化を実施する。</p> <p>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げている。具体的には、二国間に加え、国連、G8等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。</p> <p>5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において、邦人職員の数増加と質的向上を目指し、必要な措置をとる。</p> <p>6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (1) 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。 (2) 社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした国際協力に積極的に参加する。 (3) 主要人権条約を履行する。 (4) 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO等との連携を進める。</p> <p>7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 北朝鮮やイラン等の核問題に直面する中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、(1) 核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（2015年NPT運用検討会議に係る取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行う。(2) 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。(3) 通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。(4) 大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。</p> <p>8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関する各国への正確な情報提供や各国からの支援を調整する。右事故を受けて開催された原子力安全を中心課題とする一連の国際会議に対応する。同事故の収束に向けたIAEAをはじめとする国際機関からのミッション受入れの調整を行う。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。</p>

	<p>9 科学技術に係る国際協力の推進 我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」、 「宇宙外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、 宇宙、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協 力を実施する。</p>																																	
達成すべき目標	<p>国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること</p> <p>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること</p> <p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること</p> <p>3 国際平和協力の拡充、環境の整備 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に 積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること</p> <p>4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること</p> <p>5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセ スへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢 献すること</p> <p>6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること</p> <p>7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保するこ と</p> <p>8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子 力の平和的利用を確保し推進すること</p> <p>9 科学技術に係る国際協力の推進 我が国及び国際社会の科学技術を発展させること</p>																																	
施策の 予算 額・執 行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の 状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>1,690,547</td> <td>1,901,686</td> <td>1,785,313</td> <td>1,712,540</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>△9,037</td> <td>△89,836</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>△2,203</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>1,690,547</td> <td>1,890,446</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額 (千円、d)</td> <td>1,616,627</td> <td>1,763,963</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	1,690,547	1,901,686	1,785,313	1,712,540	補正予算 (b)	0	△9,037	△89,836	-	繰越し等 (c)	0	△2,203			合計 (a+b+c)	1,690,547	1,890,446			執行額 (千円、d)		1,616,627	1,763,963		
区分		21年度	22年度	23年度	24年度																													
予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	1,690,547	1,901,686	1,785,313	1,712,540																													
	補正予算 (b)	0	△9,037	△89,836	-																													
	繰越し等 (c)	0	△2,203																															
	合計 (a+b+c)	1,690,547	1,890,446																															
執行額 (千円、d)		1,616,627	1,763,963																															
施策に 関係す る内閣 の重要 政策 (施政 方針演 説等 のうち 主な もの)	<p>1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 特になし。</p> <p>2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 ・第177回国会外交演説(平成23年1月24日) 「我が国はアジア太平洋地域において、米国やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外交を展開し、地域の平和と繁栄 に貢献します。」 「3月には、地域の災害対応能力の向上のため、ASEAN地域フォーラム(ARF)災害救援実動演習を共催します。」 「海洋国家である我が国にとって、海上航行の安全確保は重要な課題です。自衛隊等による海賊対処行動やソマリア周辺 国の海上保安能力向上に向けた支援を継続します。」 ・第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日) 「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」</p> <p>3 国際平和協力の拡充、環境の整備 ・第65回国連総会における菅総理一般討論演説(平成22年9月24日) 「本年初め、未曾有の被害に見舞われたハイチにおいて、日本は現地の国連PKOに自衛隊施設部隊を派遣していま す。」「東ティモールについては、先般、国連PKOへの軍事連絡要員の派遣を決定したところです。日本は、今後も、国連 PKOや災害救援活動に積極的に参加します。」</p>																																	

- ・平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（平成22年12月17日閣議決定）
「我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動により積極的に取り組む。」
- ・菅総理による外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」（平成23年1月20日）
「民主党政権になって、国連PKOに対しても、そのルールの中で許されたものについては積極的に対応していきたいと考え、従来50人程度であった派遣人員も現在は380人を超える派遣の状況になっております。今後も開発援助等に加え、国連平和活動、さらにはソマリア沖を含めた海賊対処活動、災害救難活動などの分野で、我が国にふさわしい貢献を促進してまいりたいと思います。」
- ・第177回国会所信表明演説（平成23年1月24日）
「PKOを含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」
- ・第66回国連総会における野田総理一般討論演説（平成23年9月23日）
「国連の「南スーダン共和国ミッション」に対しては、日本の得意分野で是非とも貢献したいと考えます。」
- ・第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「先日、南スーダンでの国連平和維持活動に、自衛隊の施設部隊を送り出しました。」

4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

- ・第180回国会における野田総理大臣施政方針演説（平成24年1月24日）
「テロやサイバー攻撃（中略）など、国民の生命・身体・財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。」
- ・第66回国連総会における野田総理大臣一般討論演説（平成23年9月23日）
「テロの根絶と、テロの源泉の撲滅にも、一層の貢献に努めます。」

5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

- ・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）
「新しい国際秩序の構築に際しては、国連の強化は不可欠であり、我が国は、国連の組織改革と機能強化に取り組んできました。特に、安保理改革の実現及び日本の常任理事国入りを目指し、積極的に取り組みます。また、国連を始めとする国際機関の邦人職員の増強、中でも幹部職員の増強に力を入れてまいります。」
- ・第66回国連総会一般討論演説（平成23年9月23日）
「国連の役割は、これまで以上に重要になっています。こうした諸課題に対し、国連がより有効な手立てをとれるよう、日本は、国連の実効性と効率性を更に高め、その機能を強化するための支援を続けます。
国連強化のためには、安保理の改革が不可欠です。停滞している改革作業を加速させなければなりません。全ての加盟国は、「この改革が国連の信頼性に関わる問題である」との危機感を持って、改革に積極的に取り組むべきであります。日本は今会期において、志を同じくする国々とともに、改革の実現に向けた真の交渉を開始させ、具体的成果を得ることを目指します。」

6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

- ・第177回国会外交演説（平成23年1月24日）
「人権人道分野においては、普遍的価値である人権及び基本的自由が、我が国は勿論、世界各国・地域で保障されることが重要であり、引き続き国連や二国間人権対話等の場を通じて働きかけていきます。また、難民問題の解決に向け、今年度より開始した第三国定住による難民受け入れを積極的に進めていきます。」
- ・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）
「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）については、昨年五月の閣議了解を受け、政府として今国会に条約及び国内担保法案を提出することを目指します。」

7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

- ・第180回国会所信表明演説（平成24年1月24日）
「軍縮・不拡散、気候変動などの「人類の安全な未来」への貢献・・・（中略）・・・にも努めてまいります。」
「・・・（中略）・・・テロ対策や大量破壊兵器の拡散防止、・・・（中略）・・・地域で対話を深めていくべきテーマには事欠きません。」
「今後の北朝鮮の動向については、・・・（中略）・・・核やミサイルを含めた課題の包括的な解決を図るため、昨年末以来の情勢変化を冷静に見極め、関係各国と緊密に連携して対処します。」
- ・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）
「核軍縮・不拡散分野では、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で採択された行動計画の着実な実施を促進するとともに、日豪両国が主導してきた「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」を推し進め、核リスクの低減を通じた「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会の議論を主導します。不拡散の分野では、日本は特に北朝鮮とイランの核問題の現状に、深刻な懸念を有しています。・・・（中略）・・・この問題の解決に当たっては、効果的な制裁及び原油価格の安定の必要性に留意し、国際社会と連携しつつ我が国としても能動的に役割を果たしていきます。」
- ・民主党マニフェスト2010
「核兵器のない世界」を実現するため、核兵器数の削減、核関連条約の早期実現、大量破壊兵器の不拡散に取り組むとともに、北東アジア地域の非核化をめざします。」

8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

・第180回国会外交演説(平成24年1月24日)

「原子力安全については、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故の徹底検証から得られる知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは我が国が果たすべき責務と考えます。その一環として、今年後半に国際原子力機関(IAEA)との共催で、原子力安全に関するハイレベルの国際会議を日本で開催します。」

9 科学技術に係る国際協力の推進

・「科学技術に関する基本政策について(答申)」(平成22年12月24日)

Ⅲ. 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開

(1) アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進

(2) 科学技術外交の新たな展開

・「宇宙基本計画」(平成21年6月2日)

第2章2(3)宇宙外交の推進

第3章2(3)外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力

・第178回国会所信表明演説(平成23年9月13日)

「宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築など、新しい日本のフロンティアを開拓するための方策を検討していきます。」

・第180回国会所信表明演説(平成24年1月24日)

「無限の可能性を持つ「宇宙」は、政府を挙げて取り組んでいく人類全体のフロンティアです。産官学の英知を結集して、挑戦を担う「人づくり」への投資を強化するとともに、こうした内外のフロンティアを「夢」から「現実」に変え、日本再生の原動力とするための方策を国家ビジョンとして示します。」

施策に関する評価結果	国際の平和と安定に対する取組						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」					

施策に関する評価結果	1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定指標	(1) 重要な国際的課題に関する調査・研究 国際問題調査研究事業費等補助金による報告書の数 年度ごとの目標値	基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		420	640					—
			基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
	(2) 調査研究委託、研究会 研究の成果として作成・配布された報告書の数 年度ごとの目標値	基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		210	200					—
			基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
	(3) 外交青書の発行部数 (上段は日本語版、下段は英語版) 年度ごとの目標値	基準値	実績値				目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		7,000	7,000					—
		5,000	5,000					—
			基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
	(4) 委託調査、会合の実施による外部有識者及びシンクタンクとの連携強化	年度ごとの目標						
基準	—	外部有識者及びシンクタンクとの連携						
施策の進捗状況(実績)	23年度	その時々的重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。 各国の大統領・首相経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合(元老会議、通称「OBサミット」)が、23年度にはケベックシティで総会を開催し、水資源を巡る危機や、大量破壊兵器に関する声明を提出した。				研究会、会合の実施、調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し、外交政策の企画立案に役立てる。		
	24年度					同上		
	25年度					同上		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	—	中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する						
	(5) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	年度ごとの目標						
基準	—	中長期的・戦略的外交政策の対外発信の実施						
施策の進捗状況(実績)	23年度	23年度当初には、平成22年の国際情勢と日本外交に関する外交青書を発刊し、幅広く国民一般に広報することにより、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。 大臣等による発信効果の高いスピーチの作成を補佐することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては、中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた(「日本の豊かさはアジア太平洋とともに」(12月14日)、「第180回国会における玄葉外務大臣の外交演説」(1月24日)、「我が国のグローバルな課題への取組～『フルキャスト・ディプロマシー』の展開と協力フロンティアの拡大～」(2月28日)等)。				外務大臣等の政策スピーチ、外交青書の発刊等により対外発信を強化する。		
	24年度					同上		

	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	－	中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】 我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われている中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画機能の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、さらに外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり「有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案する」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。</p> <p>外部有識者・研究機関との連携については、その時々的重要な課題に関する調査研究・政策提言、委託研究や研究会の実施などを通じて、外部有識者や研究機関等との連携強化とその知見の活用が図られた。対外発信の面では、分かりやすい外交青書の作成・公表を適切なタイミングで行うことができたほか、大臣等による政策スピーチを積極的に活用した外交政策の戦略的発信を質、量とも充実させながら実施することができた。また、補助金による国内のシンクタンクの機能・活動強化により、外交政策立案に対する外務省以外の機関からの参画が達成されるなど、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、投入資源に見合った成果が得られた。</p> <p>【課題】 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、有識者・研究機関と継続的に連携を強化し知見を活用することや、そのためにシンクタンクを育成することが重要である。また、外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、対外発信事業についても引き続き積極的に実施していく必要がある。</p> <p>【今後の方針】 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き、強化に努めていく。また、シンクタンクの育成のあり方に関して引き続き、検討を行う。</p>	

施策に関する評価結果	2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	(1) ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進		年度ごとの目標	
	基準	—	ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	ARFでは、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題(南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等)を含め率直な意見交換を行う慣行が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置(年次安保概観の提出、各種会合の開催等)が実施されている。我が国は、ほぼすべての関連会合等に参加している。また、我が国は7月まで海上安全保障会期間会合(ISM)の共同議長国をつとめ、現在は信頼醸成に関する優先分野のリード国をマレーシアととめつつある。3月には、リード国としての取り組みの参考とするために国際ワークショップ「海上安全保障における信頼醸成措置」を東京にて開催した。 さらに、日仏、日豪等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障(海上安保を含む)について率直な意見交換を行った。	第18回ARF閣僚会合を成功裏に実施し、また、ARF対テロ会期間会合を主催する。 各国との安保対話を実施する。
		24年度		アジア太平洋地域の平和と安全を確保するため、ARF各種会合を通じた協力を推進する。 各国との安保対話を実施する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	アジア地域の平和と安定を確保する。	
	(2) ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保		年度ごとの目標	
	基準	—	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策への的確な対処	
施策の進捗状況(実績)	23年度	平成21年6月に海賊対処法が成立して以来、我が国はアデン湾に護衛艦2隻とP-3C哨戒機2機を展開し、6月にはジブチに自衛隊の活動拠点を設置。海上自衛隊の護衛艦2隻は、3月末までに、累計343回の護衛活動で2467隻の商船を護衛した。加えてP-3C哨戒機(2機)は、653回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。 また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他、第4回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。	海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。	
	24年度		同上	
	25年度		同上	
	26年度		同上	
	27年度		同上	
目標	—	ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航を確保する。		
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】 依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル(トラック2)の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等の開催を通じ、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させる必要がある。		

また、我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、日本政府としての対応が必要となる課題と言える。

上記測定指標及び以下のとおり、「アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。

我が国は、第18回ARF閣僚会合を始めほぼすべてのARF関連会合等に参加した。特に、我が国は平成23年7月まで海上安全保障会期間会合（ISM）の共同議長国をつとめ、現在は信頼醸成に関する優先分野のリード国をマレーシアとともにつとめている。平成24年3月には、リード国としての取り組みの参考とするために国際ワークショップ「海上安全保障における信頼醸成措置」を東京にて開催した。また我が国は各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。さらに政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場として、ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（通称：「シャングリラ・ダイアローグ」）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）といった、民間主催の会合を始めとする、各国の安全保障や防衛分野の会議に積極的に参加することにより、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の安全保障環境を周知させるとともに同地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、海上自衛隊の護衛艦2隻は、平成24年3月末までに、累計343回の護衛活動で、2467隻の商船を護衛した。加えてP-3C哨戒機（2機）は、653回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。

我が国は、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、平成24年3月末までに、周辺国の海上取締り能力向上のために、国際海事機関（IMO）の基金に対し累計1,460万ドルを拠出、また海賊の訴追支援のための国際信託基金に対し累計350万ドルを拠出した。これらの多層的な取組の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処する（法的枠組みの整備を含む）という目標の達成に向けて進展があったと言える。

これらの施策の実施にあたり、国際社会、関係省庁、民間企業、有識者等と連携することにより、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。

【課題】

ARFを行動指向型の組織へと変化させるべく引き続き、海上安保や災害救援といった具体的な協力を積極的に進めていく必要がある。また、ARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進していることから、今後は予防外交（具体的な行動）に本格的に取り組むための機能強化が必要である。また、各国との安全保障分野での協力関係について、更なる進展を図る必要がある。

ソマリア沖海賊対策については、国際社会がこれに取り組む、これまで一定の成果を挙げているが、海賊による攻撃の発生件数は年間約240件に達しており、またその発生海域も拡大し、依然として船舶の航行の安全に大きな脅威となっている。今後も、取組を強化していくとともに、国際社会と協力の上、同問題の根本的な解決に向けて、更なる進展を図る必要がある。

【今後の方針】

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARFにおいて、優先的に取り組むべき5つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動）等における協力推進に向けた貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル（トラック2）の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し（国際機関への拠出も含む）、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

施策に関する評価結果	3 国際平和協力の拡充、環境の整備			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	(1) 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献		年度ごとの目標	
	基準	22年度	4つの国連PKOへの派遣に加え、新たに1つの国連PKOに要員を派遣し、スーダンに住民投票監視団を派遣。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)、国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)への派遣に加え、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への要員派遣を実施した。また7月、国連PKO等に対する協力の在り方について「PKOの在り方に関する懇談会」の中間取りまとめを發出し、国際平和協力法改正の要否を含めて検討を開始した。9月には、日米共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催した。また、国連PKO特別委員会等の国際的な議論に積極的に貢献した。	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するための国内基盤を整備・強化する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。またそれを実現するための国内基盤を整備・強化する。	
	(2) 平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績		年度ごとの目標	
	基準	21年度	19年度の本事業の日本人修了生(15名)は、21年度に研修終了後、国際機関(4名)、PKO・国連政治ミッション(1名)、政府機関(4名)等に就職した。	
施策の進捗状況(実績)	23年度	これまで、本事業の日本人修了生の約9割は国連PKOミッション(UNMIS、国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)等)や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した。 21年度の日本人修了生(15名)は、23年度に研修終了後、国際機関(7名)、政府機関(4名)等に就職した。	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。	
	24年度		同上	
	25年度		同上	
	26年度		同上	
	27年度		同上	
目標	—	国際平和協力分野の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。		
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKO等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連PKO等のより効果的、効率的な活動の実現等に向けて国際社会の取組、議論において、積極的に貢献する事が重要である。さらに、国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、「国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行うこと、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。</p>		

国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）、国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）への派遣に加え、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への要員派遣を実施。7月には、国連PKO等に対する協力の在り方について「PKOの在り方に関する懇談会」の中間取りまとめを発出し、国際平和協力法改正の要否を含めて検討を開始した。このように、我が国は、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を推進し、その基盤を整備・強化することができた。また、9月には日米共催で国連平和維持活動幹部要員訓練コースを開催し、国連PKO特別委員会等の国際的な議論に参加し、国際社会の取組・議論に積極的に貢献することができた。

外務省は、平成19年9月に立ち上げ、平成22年8月にコースを改編した「平和構築人材育成事業」において、これまでに日本及びアジアの文民185名（23年度には29名）を育成した。

国際平和協力に関する活動の全般においては、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者との政府内外のネットワーク構築など、ソフト面の取組も重視し、低コストで高い成果をあげるなど効率的に施策を実施した。

【課題】

引き続き国連PKOをはじめとする国際平和協力活動に対する人的・物的貢献を積極的に実施し、また、そのための環境整備を進めていく必要がある。さらに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献し、国際社会の平和と安定に貢献していくことが求められる。また、24年度で6期目となる平和構築人材育成事業については、中長期的視点から国際平和協力のための人材育成に資するよう事業内容の充実を図ることが必要である。

【今後の方針】

（1）国連PKOへの協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであるとの認識の下、更なる人的・物的貢献について検討し、また、そのための環境整備を進めていくとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献していく。

（2）我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

施策に関する評価結果	4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定指標	(1) テロ防止関連条約締結促進セミナー参加国数（国際機関は除く。）		基準値	実績値				目標値
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			5	4				—
	年度ごとの目標値			—	7	基準値と同程度	同左	同左
		(2) 国際的なテロ対策協力の強化		年度ごとの目標				
基準	—	二国間・多国間のテロ対策協議の実施						
施策の進捗状況（実績）	23年度	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）設立会合及び各種作業部会の会合に参加した他、国連やG8専門家会合、各国とのテロ対策協議、ASEANやARF等のテロ対策関連会合でも積極的に議論に参加した。				国連やG8等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、各国とのテロ対策協議を実施する。		
	24年度					同上		
	25年度					同上		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。						
		(3) 途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化		年度ごとの目標				
基準	22年度	特に東南アジア地域を対象としたテロ対処能力の向上支援に取り組んだ。						
施策の進捗状況（実績）	23年度	中央アジア諸国を対象に本邦においてテロ防止関連条約締結促進セミナーを実施するなど、途上国のテロ対策法制度整備のための支援に貢献した。				各種テロ対策セミナーを通じ途上国のテロ対策能力向上を支援する。		
	24年度					同上		
	25年度					同上		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。						
		(4) 国際組織犯罪対策における国際協力の進展		年度ごとの目標				
基準	—	二国間・多国間での国際組織犯罪協力の推進						
施策の進捗状況（実績）	23年度	国連の関連委員会、G8専門家会合、FATF、不正薬物対策のための閣僚級会合等に積極的に参加し、各国とのマネーロンダリング防止のための情報交換枠組み設定も進めた。人身取引に関する政府協議調査団の派遣（フィリピン）も行った。				二国間及び多国間での国際組織犯罪対策協力のための協議に積極的に参加し、国際的な連携を強化する。		
	24年度					同上		
	25年度					同上		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	—	国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。						

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】 国際テロ対策協力および国際組織犯罪への取り組みは国際社会にとり重要な課題であり、各国の行政機関が緊密に連携して行うことが肝要である。</p> <p>上記測定指標のとおり、国連やG8、地域フォーラム、二国間等において、国際テロ対策及び国際組織犯罪対策のための議論に積極的に参加、本邦でのセミナーの開催等によって途上国のテロ対策能力向上支援にも貢献した。各国及び国際機関との協力、情報共有・交換の機会は確実に増加しており、国際社会によるテロおよび犯罪への対処能力は向上しているなど、「国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効であった。</p> <p>また、国境を越えるテロや組織犯罪に対し国際社会と協力することにより、効果的かつ効率的な対処ができた。</p> <p>【課題】 テロ対策は複雑で息の長い取組が必要とされるため、継続性を維持しつつも、柔軟で多面的なアプローチによる取組を発展させることが課題である。 国際組織犯罪対策については、我が国が未締結である関連条約締結に向けて引き続き努力することが必要であり、国内における人身取引対策の強化や途上国における犯罪防止対策事業などで、より積極的なイニシアティブをとっていくことが課題である。</p> <p>【今後の方針】 自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。</p>
-------------------	-------------------	---

施策に関する評価結果	5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定指標	(1) 「国際社会協力人材バンクシステム」による国際機関における邦人職員数の増加及び情報提供の推進 ①国際機関における邦人職員数（1月現在） ②空席情報メール配信件数（上段）及びロスター登録人数（下段）	基準値	実績値				目標値	
		20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	①25年度 ②-
		①708人 ②198,118件 1,101人	①765人 ②191,960件 1,296人			-	-	①814人 ②-
	年度ごとの目標値		①- ②着実な配信件数及び登録件数の確保	①- ②同左	②同左	②同左	②同左	
	(2) 安保理改革及びその他の国連改革の進展				年度ごとの目標			
基準	22年度	平成21年2月に開始された、国連での「安保理改革に関する政府間交渉」に参加・発言。同年1月からは安保理非常任理事国の2年の任期を務めた。9月及び2月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることをねらいとして、安保理改革に関するG4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合を開催した。 行財政分野においては国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。						
施策の進捗状況（実績）	23年度	安保理の常任・非常任議席の双方拡大及び作業方法の改善を内容とする安保理改革に関する提案を、我が国はG4各国と作成し、各国に精力的に働きかけを行った。また、9月、G4外相会合を開催し、同提案に多くの国から支持が得られたこと、その結果として安保理改革の気運が大きく高まったことを確認した。さらに、率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うため、11月に、「安保理改革に関する東京対話」を主催した。また、「安保理改革に関する政府間交渉」等の国連での交渉に、我が国は積極的に参加し発言するなど、中心的な役割を果たしている。このような取組を通じ、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献した。 また、行財政分野においては、国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、事務総長の予算削減イニシアティブに基づき、当初予算では14年ぶりの前年度比減となる2012-2013二ヵ年国連通常予算の成立に貢献した。						
	24年度					安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。 行財政を含む国連のマネジメント改革のための各国との連携を強化する。		
	25年度					同上		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	-	安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。						

		(3) 国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展	年度ごとの目標
基準	22年度	国連の活動及び我が国の国連政策についての理解促進のため、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワーク会合の開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラムの開催等を通じて有識者やNGOとの連携を深めた。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会（5回）、安保理学界ネットワーク会合の定期的な開催（3回）、国連改革に関するパブリック・フォーラムの開催（1回）等を通じて有識者やNGOとの連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。	関係団体との連携を強化し、各種研究会等の定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。
	24年度		関係団体との連携を強化し、各種研究会等や、より効果的かつ頻繁な情報発信に努めつつ定期的な実施等による国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を実施する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国連の活動及び我が国の国連政策についての啓発・広報活動等を推進する。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>国連は、世界の平和と繁栄を推進する上で、普遍性を有する唯一の国際機関である。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症などグローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠である。今日の国際社会を反映した、正統性を持つ国連の実現に向けて、我が国として、改革の議論を主導していくことが必要である。</p> <p>また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、「国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。また、事業実施にあたっては競争入札を実施すること等により、限られた予算・人的投入資源を効率的に活用し、投入資源量に見合った成果が得られた。</p> <p>我が国は、国際連合を21世紀にふさわしいものに変えていくため、安全保障理事会（安保理）改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力してきた。23年度においても、以下の取組により、安保理改革を含む国連改革の進展に貢献した。</p> <p>まず、我が国は、安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をG4各国と作成し、各国に精力的に働きかけを行い、平成23年9月のG4外相会合では、同提案に多くの国から支持が得られ、安保理改革の気運が大きく高まったことが確認された。さらに、同年11月に我が国が主催した「安保理改革に関する東京対話」では、参加者の間で、我が国の取組が相互理解を促し、改革に関する現実的な取組を進めていく上で有益であったとの認識が共有された。</p> <p>また、「安保理改革に関する政府間交渉」（23年度中に4回開催）等の国連での交渉に、我が国は積極的に参加し発言してきており、平成24年1月には、政府間交渉でG4の取組が議題に取り上げられるなど、中心的な役割を果たしている。このような取組を通じ、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、国内では、我が国の安保理常任理事国入りについて高い支持を得ている（平成23年10月実施の内閣府世論調査では、「賛成」とする者の割合が78.1%）。</p>	

さらに、平和構築委員会では、我が国は設立時からの組織委員会メンバーであり、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。また、我が国は、平成23年に同委員会の教訓作業部会議長に就任し、過去の取組や教訓を見直すほか、安保理をはじめとする関係機関との協力強化といった点についても議論を主導した。

行財政分野については、国連総会第5委員会における2012-2013ニカ年国連通常予算の審議において、事務総長が「より多くの仕事をより少ないリソースで行う」べく主張した3%削減イニシアティブを積極的に支持し、前年度比約5%の削減に貢献した。また、事務総長が第二期目の重要課題として位置付けているマネジメント改革についても、改革の実現により国連が国際社会の様々な問題に応えられるように実効性と効率性を高めることを期待する観点から、他の主要財政貢献国と連携しつつ評価・支持した。

邦人職員の増強に関し、平成21年1月から平成24年1月までの3年間で、邦人職員数は57名(8.1%)増加しており、5年間で15%増加させるという成果重視事業目標を達成するためには、残り2年間でさらに49名増加する必要がある。また、「国際社会協力人材バンクシステム」(外務省国際機関人事センターHPを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム)における各種サービス利用者も増加若しくは横ばい傾向にある。

【課題】

安保理改革および行財政改革をはじめとする国連の諸改革はすべて実現したわけではなく、改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向け議論を継続して主導していかなければならない。また、国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す必要がある。

【今後の方針】

- ・ 安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、引き続きあらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、また、改革の議論を主導していくべく、取組を推進する。
- ・ 有識者やNGOとの連携促進、研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し、我が国の施策に対する内外の理解促進に取り組む。
- ・ 国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

施策に関する評価結果	6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進									
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」								
測定指標	(1) 国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数	基準値	実績値					目標値		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
		106	123					125		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	(2) 国際社会の人権の保護促進					年度ごとの目標				
基準	-	国際社会の人権の保護促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話への参加及び主要人権条約の実施								
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>(1) 国際場裏 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議は過去最多の賛成票(123票)を得て、また人権理事会決議は無投票で採択された。 また、人権理事会においてカンボジアの人権状況に関する協力を促進する決議案を提出し、コンセンサスで採択された。</p> <p>上記に加え、児童、女性、障害者等の社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組を行ったほか、民主主義共同体への活動に参加した。とりわけ女性の権利に関し、第56回国連婦人の地位委員会(CSW)において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(自然災害とジェンダー)」決議を我が国が提出し、コンセンサスで採択された。</p> <p>(2) 二国間関係 エジプト、イラン、カンボジア、中国との二国間人権対話において、各国内の人権保護・促進に向けた働きかけを実施した。その他、日EU人権対話を実施した他、米国等の西側諸国と人権分野に関する意見交換を実施した。</p> <p>(3) 主要人権条約の履行 女子差別撤廃条約の政府報告に関するフォローアップ情報、拷問禁止条約の第2回政府報告を提出した。 未締結の人権諸条約(障害者権利条約(仮称))の締結及び個人通報制度の受入れの是非について検討を行った。 また、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結については、22年度から副大臣会議において検討した結果、5月20日に、条約締結に向け準備を進めることを閣議了解し、その後の準備作業を経て、3月9日に条約・国内担保法を国会に提出した。</p>					人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加する。主要人権条約を履行する。			
		24年度						国連人権理事会を通じた人権の保護・促進のための取組を重視しつつ、人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。		
			25年度						同上	
			26年度						同上	
			27年度						同上	
			27年度						同上	
目標	-	人権・民主主義の保護・促進に向けた、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また、主要人権条約を着実に履行する。								

(3) 人道分野での取組 (難民等への支援)			年度ごとの目標
基準	—	国内の難民支援, 第三国定住による難民の受入れ	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	(1) 国際貢献等の観点から, 第三国定住によるミャンマー難民の受入れ(23年度は4家族計18名を受入れ)を行い, さらに受入れ難民に対する定住支援等を行った。 (2) 条約難民に対する定住促進支援に加え, 急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。	国内の難民を支援する。また, 第三国定住による難民を受入れる。
	24年度		第三国定住難民の受入れを中心に, 国内の難民を支援する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国内の難民支援, 第三国定住による難民の受入れ	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>人権の保護・促進は, 国際社会の正当な関心事項であり, 国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては, 平成17(2005)年9月に, 開発や安全保障と並び, 人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け, 平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど, 「人権の主流化」の動きが加速化している。</p> <p>国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は, 我が国の国際社会での役割, 信頼性等を強化するとともに, 我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。また, 我が国としても, 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め, さらに, 国民の人権の保護・促進の観点から, 障害者権利条約(仮称)等の人権条約の締結を目指した取組, 個人通報制度の受入れの是非についての検討, 子の最善の利益の観点からハーグ条約の締結に向けての作業を進める必要がある。</p> <p>我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは, 難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり, そのための各種支援・保護事業が必要である。また, 世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ, 我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり, 我が国は, 人権理事会の創設以来の理事国として, 国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い, 各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ結果, 「国際社会における人権・民主主義を保護し, 促進すること」との目標達成に向けて進展があり, 施策は有効に実施された。また, 難民認定申請者への支援について, 保護費支給にあたっての新たな基準を設ける等, 限られた予算や人的投入資源を効率的に使用した。</p> <p>(1) 国際場裏</p> <p>国際社会における人権・民主主義の保護・促進のみならず, 国際社会における我が国の役割・信頼性等の強化の観点から, 国際社会における各種人権問題や民主主義の促進に対する我が国の考え方を表明することは重要であり, 国連総会や人権理事会において, 我が国が提出した決議案が多数の支持を得て採択されたり, 様々な機会をとらえて, 各種人権問題に関する我が国の考え方についてステートメントを行うなど, 我が国として国際社会における人権の保護・促進に向けて積極的に取組を行った。特に, 国連総会における北朝鮮人権状況決議については, アラブの春の進展といった採択時の国際情勢や様々な機会をとらえての各国に対する働きかけ等の結果, 過去最多の賛成票の獲得につながった。また, 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動への協力やジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関(UNWomen)における議論への参加等, 国際機関との協力を推進した。特に, 昨年(2011)年の東日本大震災を受け, 本年のCSWIに「自然災害とジェンダー」決議を提出し, 我が国の経験を国際社会に共有するなど, 時宜にかなった我が国ならではの取組を行った。さらに, 民主主義共同体の運営理事会に参加し, 民主化に関する議論への貢献を行った。</p> <p>(2) 二国間関係</p> <p>国際社会における人権状況の改善のために, 我が国は各国・各地域の特殊性等を踏まえた対話と協力を重視しており, 国際場裏における協力を推進するためにも, 二国間での対話において働きかけを行うことが重要であるという考えのもと, 二国間人権対話等の対話の機会をもち, 各国内の人権保護・促進に向けた働きかけや人権分野に関する意見交換を実施し, 各国内の人権状況の改善に努めた。</p>	

(3) 主要人権条約の履行

人権の保護・促進を図る上で、政府報告等を通じ主要人権条約の履行のために取り組む必要があることから、政府報告の作成や委員会からの勧告に対するフォローアップ情報の提供等を行い、条約の履行に努めた。また、人権の保護・促進の観点から、未締結の人権諸条約についての検討は重要であり、関係省庁と協力のもと検討を行った。

また、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）については、子の福祉の重視という観点から、早期の条約締結が重要であるとの認識の下、右条約の締結に向けて必要な準備を行い、条約及び国内担保法の国会提出を行った。

(4) 国際貢献等の観点から、第三国定住によりミャンマー難民の受入れ、受入れ難民に対する定住支援等を行った。また、条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。

【課題】

国際社会における人権・民主主義の更なる保護・促進に向けた取組を推進する必要がある。

【今後の方針】

(1) 国際社会における人権の保護・促進のために、国連人権理事会における議論に積極的に参加するとともに、平成24(2012)年の人権理事会理事国選挙に向けて各国に支持要請を行っていく。また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していく。

(2) 人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

(3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する他、障害者権利条約（仮称）の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。

(4) 難民認定申請者や条約難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成22(2010)年度からの第三国定住による難民の受入れ事業（パイロットケース）を、引き続ききめ細やかに実施する。

(5) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結及び国内担保法の試行を前提に（条約及び国内担保法は、平成23年3月9日に既に国会に提出済）、中央当局の立ち上げにかかる準備（政省令・ガイドライン・中央当局マニュアル等の作成、事前広報の実施）を行い、条約を的確に実施する。

施策に関する評価結果	7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定指標	(1) 国連総会に我が国が提出する核軍縮決議への支持取り付け ①共同提案国数 ②賛成国数	基準値	実績値					目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
		①35 ②173	①99 ②169					-	
	年度ごとの目標値		基準値と同程度の維持並びに米国及びNPDIメンバー国の共同提案国としての確保	同左	同左	同左	同左		
	(2) 軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献					年度ごとの目標			
基準	22年度	<p>(1) 核兵器不拡散条約 (NPT) 体制の強化 (平成27 (2015) 年NPT運用検討会議に係る取組), 国連総会での核軍縮決議の提出・採択, 包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効に向けた働きかけを実施した。NPT運用検討会議での作業計画の採択を受け, 同年9月に我が国は, 豪州と主導し, 志を同じくする非核兵器国9か国とともに地域横断的なグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)」を立ち上げた。</p> <p>(2) 国際原子力機関 (IAEA) の保障措置の強化のための取組を行った。大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散に関連する国連安保理決議を着実に履行した。国際輸出管理レジームの強化に向けた取組, 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献, セミナー等の開催によりアジア地域を中心として不拡散体制の強化に向けた働きかけ等を実施した。</p> <p>(3) 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化, 国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組を促進した。</p> <p>(4) 武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施した。対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援等を国際的な枠組みの下で協力した。</p>					軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。		
		<p>(1) 核軍縮・不拡散の観点からは, 我が国はNPDIの取組を主導し, 4月にベルリン, 9月にNYにてNPDI外相会合を開催し, FMCT (カットオフ条約) の即時交渉開始や, 核兵器国による核軍縮の報告フォーマット, 軍縮・不拡散教育, IAEA追加議定書の普遍化に向けた取組等につき議論を行った。我が国は同イニシアティブでの取組の中でも, 特に核軍備の透明性の分野をリードし, 核軍縮措置の報告フォームをグループとして取り纏めた。また, 我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案 (23年度は, 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」) が過去最多の共同提案国 (99カ国) と共に圧倒的多数 (賛成169カ国, 反対1カ国, 棄権11カ国) の支持で採択された。</p> <p>(2) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から, 我が国は, 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく, 在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ (NSG) の連絡事務局を務める他, 各種輸出管理レジーム等の場で, 国際不拡散体制を強化するための諸施策が着実に履行・発展されるよう様々な取組を行った。また, 二国間レベルの働きかけに加え, 第8回アジア不拡散協議 (ASTOP) や第19回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により, アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。さらに, 拡散に対する安全保障構想</p>							

施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>(PSI)の独主催オペレーション専門家会合(OEG)やワークショップの参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。</p> <p>(3)生物・化学兵器については、機会を捉え、非締約国に対してBWC及びCWCへの加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、我が国は、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC及びCWCの普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの強化のための取組に貢献した。また、化学兵器禁止機関(OPCW)による査察の滞りない受入れにより、我が国のCWC履行に対する信頼醸成に努めた。</p> <p>(4)通常兵器については、我が国は、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進に積極的に取り組んでおり、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、早期に条約に加入するよう働きかけを行った。特に、クラスター弾に関する条約の第1回締約国会議においては、副議長を務めるとともに、普遍化セッションにおいて、議長を補佐する役割を担った。武器貿易条約(ATT)構想に関しては、平成24年の国連会議に向けて4回の準備委員会が開催されており、準備作業に貢献している。我が国が国連に決議案を提出し、採択された小型武器決議においては、政府専門家会合の開催が決定された。また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。</p>	
	24年度		<p>軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組、軍縮不拡散教育グローバルフォーラムの開催や、拡散に対する安全保障構想(PSI)航空阻止訓練の我が国主催など、軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持・強化及び実施体制強化への貢献を行う。</p>
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。特に、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際的な機運が高まる中、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ねていくことは、我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和と安定に大きく貢献できるものである。また、現実にも多くの人を殺傷するばかりでなく紛争後の復興開発の阻害要因ともなっている、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非法な小型兵器等の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍縮・不拡散の取組が必要である。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、「大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。</p> <p>核軍縮・不拡散の分野においては、平成22(2010)年5月のNPT運用検討会議で合意された行動計画を着実に実施すべく立ち上げた、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の外相会合を重ね、同グループでの議論を主導し、NPT運用検討会議第1回準備委員会に向けグループとして提出する4本の作業文書を取り纏めるなど、作業文書2015年NPT運用検討プロセスに資する具体的貢献に繋げた。国連総会では我が国の核軍縮決議が過去最多の共同提案国を得て圧倒的多数の支持によって採択された。また、被爆者等を非核特使として業務委嘱し核兵器使用の惨禍の実相を伝達するなど、「核兵器のない世界」の実現に向けて我が国として大きな貢献を果たした。</p> <p>また、NPT、CTBT、BWC、IAEA追加議定書等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた働きかけを行うなど、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むよう</p>	

努力を行った。

さらに、在ウィーン国際機関日本代表部が原子力供給国グループ（NSG）の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジームにおいて様々な取組を行い、また、拡散に対する安全保障構想（PSI）の独主催オペレーション専門家会合や各種アウトリーチセミナーへの参加など、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組に大きく貢献した。

加えて、武器貿易条約（ATT）の準備委員会等における議論の進展、小型武器の非合法取引に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトが着実に進展した。

【課題】

軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国は、軍縮・不拡散体制の維持強化に向けた外交を引き続き積極的に展開していく必要がある。

【今後の方針】

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続していく。

施策に関する評価結果	8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	(1) 国際原子力安全協力を通じた核セキュリティの強化		年度ごとの目標	
	基準	—	原子力安全及び核セキュリティに関する国際的及び地域的取組への貢献及び実施	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	欧州復興開発銀行(EBRD)が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加した。 国際的な核セキュリティ対策強化に関し、3月にソウルにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて我が国がワシントン核セキュリティ・サミット後に行った措置について、日米核セキュリティ作業グループの成果も含め発表する等、活動は強化されている。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GI)の関連活動にも積極的に参加した。	国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。
		24年度		国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を推進する。原子力安全に関する福島閣僚会議を開催する。
		25年度		国際的及び地域的な原子力安全及び核セキュリティの強化に関する取組、原子力安全関連条約や安全基準等の強化等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進する。
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	原子力安全及び核セキュリティに係る国際的な枠組みを維持・強化する。	
	(2) 福島第一原発事故後の対応		年度ごとの目標	
	基準	—	(1) 福島原発事故後の状況につき、各国への迅速かつ正確な情報提供 (2) 原発の状況の安定化及び廃炉に向けた各国との協力調整	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。	各国への迅速・正確な情報提供を行う。
		24年度		各国への迅速・正確な情報提供を行う。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
目標	—	原発の状況及び事故から得られた知見や教訓の情報提供を通じ、我が国の原発事故対応について透明性を確保し、もって我が国の国際的信用を維持する。		

(3) 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施			年度ごとの目標
基準	—	開発途上国や原発新規導入国の原子力平和利用の促進及び原子力安全の向上	
施策の進捗状況(実績)	23年度	原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動(トレーニング・コースのホスト等)を実施した。我が国は、RCAにおいてリードカントリーを務める医療・健康分野(子宮頸がんの放射線治療分野)での事業の形成・実施計画の策定を行った。	原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。
	24年度		原子力科学技術に関する研究・開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動を実施する。 IAEA技術協力への支援やIAEAの原子力平和利用イニシアティブ(PUI)を用いた支援を推進する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	開発途上国や原発新規導入国の原子力の平和的利用を促進し、原子力安全を向上させる。	
(4) 核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施			年度ごとの目標
基準	—	核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の実施等の成果があった。 具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、23年度は、約150件(21年度は200件以上、22年度は240件以上)にのぼった。	国際的な原子力協力の在り方については、福島第一原発における東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できる限り早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、核物質・原子力関連品目の移転についても右にそった形で進める。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施を確保する。	
(5) 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施			年度ごとの目標
基準	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、23年度におけるMOX燃料の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。	

(6) 二国間協定の交渉・協議の進展			年度ごとの目標
基準	—	二国間原子力協定の交渉・協議の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	ヨルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では1回、韓国との間では5回、ベトナムとの間では3回の交渉を経て、原子力協定を署名した。	国際的な原子力協力の在り方については、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が行っている事故原因の調査や、IAEAにおける原子力安全への取組強化の検討の状況を踏まえつつ、できるだけ早い時期に我が国としての考えを取りまとめることとされており、二国間協定の交渉・協議についても右にそった形で進める。また、これまで進められてきた各国との原子力協力については、外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	二国間原子力協定の交渉・協議を適切に取り進める。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が出ている中で、原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題であり、我が国は、原子力先進国としてこの課題に積極的に貢献する必要がある。</p> <p>福島第一原発の事故により、世界各国で原発の安全性に対する信頼が揺らいでおり、一部の国では原発停止の動きも見られるところ、我が国は、追加的なIAEA安全基準の策定や原子力安全関連条約の強化を通じて国際社会で原子力安全向上に貢献する必要がある。</p> <p>また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核不拡散上の業務を遵守しつつ、核物質の円滑な移転を確保する必要がある。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、「IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進すること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効かつ効率的に実施された。</p> <p>23年度には、前年度末に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に係る様々な国際的な対応（IAEAとの協力を含む）や、二国間協定の締結交渉等の実施、核セキュリティ強化に向けた取組の推進等を中心に取り組んだ。具体的には、原発事故対応については、原子力安全に関するIAEA閣僚会議での詳細な事故報告書の公表（6月）、IAEA総会での事故の追加報告書の公表（9月）、駐日外交団に対する説明会（3月13日～12月21日（計94回））、及び在外公館を通じた正確な情報発信等に努め、また、二国間協定については、ヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの原子力協定が国会において承認された。</p> <p>【課題】</p> <p>22年度末の福島第一原発事故を受け、国際的な原子力安全強化に向けた、①IAEA安全基準の強化及び活用の促進、②IAEA安全評価ミッションの拡充、③原子力事故時の支援に関するIAEA登録制度の拡充、④原子力安全当局間の連携強化の促進、⑤原子力安全関連条約の強化等に係る新たな業務が急増しているところ、これらの業務に適切に対応していく必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>福島第一原発事故の収束を受けて、国際的な原子力安全の強化及び原子力の平和的利用を推進するための施策を企画立案し、実施する。</p>	

施策に関する評価結果	9 科学技術に係る国際協力の推進			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	(1) 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大		年度ごとの目標	
	基準	—	科学技術先進国との二国間科学技術協力の、政府間会合等の開催及び新規科技協定の締結を通じた推進	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	EU, イタリア, 英国との間で政府間会合を実施して各種分野の協力について議論した。これにより, 各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され, また, 個別の政府間の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。	政府間会合等の開催を通じ, 二国間科学技術協力を推進する。
		24年度		5カ国・機関以上との政府間会合等の開催を通じ, 二国間科学技術協力を推進する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
		目標	—	科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安全確保に貢献
	(2) イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進及びISTCへの支援を通じた協力の推進		年度ごとの目標	
	基準	22年度	イーター(国際熱核融合実験炉)計画を通じ核融合エネルギーの研究開発を促進した。国際科学技術センター(ISTC)を通じ, 大量破壊兵器の不拡散への取組を促進した。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	(イーター) 11月、イーターの運転開始時期について、日本の震災及び右震災以前から生じていたスケジュールの遅れを踏まえ、作業スケジュールの見直しが行われた。更に日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向け、日欧間での議論を継続した。 (ISTC) 我が国及び民間企業が拠出するプロジェクトの実施・継続を通じて、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。我が国はISTC理事会等に理事を我が国理事を派遣し、事務局運営の効率化・合理化に取り組んだ。	イーター計画の円滑な進展及びISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
		24年度		イーター計画建設期の円滑な進展及びISTCのプロジェクトの実施等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
		目標	—	多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献する。
	(3) 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進		年度ごとの目標	
基準	—	宇宙活動における透明性・信頼醸成を促進し、宇宙活動の長期的持続性を確保するための国連等における貢献		
施策の進捗状況(実績)	23年度	宇宙活動に関する国際行動規範の策定に向けた動きが本格化しようとする中で、我が国として、国際的な議論に積極的に参加する旨を表明し、関連会合の議論に主導的に貢献した。また、宇宙環境の保全を確保するため、堀川国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)本委員会次期議長とともに国連等における協議に積極的に参画し、宇宙活動の長期的持続性の議論においては、小原隆博氏が宇宙天気専門家会合の議長を務めるなど、主導的な役割を果たした。さらに9月には衛星測位分野において、衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)第6回会合を東京で開催する等、衛星測位に関する技術・ルールづくりを積極的に推進した。	堀川COPUOS本委員会次期議長と共に、マルチ・バイの場における協議に積極的に参画し、議論を主導する。	

績)	24年度		堀川COPUOS本委員会議長（平成24年6月就任）と共に、マルチ・バイの場における協議に積極的に参画し、議論を主導する。	
	25年度		同上	
	26年度		同上	
	27年度		同上	
	目標	—	宇宙ガバナンスの構築に貢献する。	
	(4) ソフトパワーとしての科学技術の活用			年度ごとの目標
	基準	22年度	我が国の優れた科学者・専門家を科学技術先進国にとどまらず、新興国、アジア諸国等各国に派遣し、講演会等を行う科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業を実施した。	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	カナダ、トルコ、シンガポール、インドネシア、ブラジル、スペイン、ポルトガル、ブルガリアに我が国の優れた科学者・専門家を派遣し、講演会等を通じて、我が国の最先端の科学技術力をアピールするとともに、派遣先の政府関係者、科学者、専門家、企業関係者等とのネットワーキングを行った。	科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等に印象づけ、経済外交にも貢献する。
		24年度		科学者・専門家の派遣を通じ、我が国の優れた科学技術力をアジア諸国、新興国等4カ国に印象づけ、経済外交にも貢献する。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	我が国の科学技術力をアピールする科学技術広報によって、我が国の繁栄と安定に貢献する。	
	施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】 平成20年5月に総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」を総理及び関係大臣に意見具申して以来、平成22年2月の総合科学技術会議「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言及び平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、科学技術外交を強化・推進することが求められている。また、宇宙分野に関しては、平成22年5月に宇宙分野の重点施策が決定され、「宇宙外交の推進」及び「国際的な対応が必要な課題（宇宙ゴミなど）への対応」が求められる中、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、「我が国及び国際社会の科学技術を発展させること」との目標達成に向けて進展があり、施策は有効に実施された。また、「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、協議の枠組みの提供や協定交渉などで作業が重複しないように役割を分担するなど、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用した。</p> <p>(1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行った。また、科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じ、国内関係府省・機関による連絡会を定期的に開催し、二国間合同委員会の活性化に向けた方策等について協議した他、我が国科学技術関係機関との現地連絡会を定期的に開催する在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなど、本施策を推進する上での基盤・体制の一層の強化を図った。</p> <p>(2) 我が国は、核融合炉の科学的・技術的可能性の実証を目的とするイーター（国際熱核融合実験炉）計画及びイーター計画と並行して取り組むべき重要課題を日EU間で実施する日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）において、計画の確実な実施に向けて理事会等で主導的な役割を果たしたほか、国際科学技術センター（ISTC）に参加し、米国、EU、カナダ等とともに、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させて民生転換を促進し、これら兵器等の知識や技能の不拡散の取組を強化した。</p> <p>(3) 科学技術外交・宇宙外交専門家交流事業で毛利衛日本科学未来館館長、樋口（独）宇宙航空研究開発機構（JAXA）副理事長、江藤京都大学iPS細胞研究所教授等をカナダ、トルコ、スペイン等に派遣し、講演会を各地で開催、我が国の先端科学技術分野における先進性を各国の講演会参加者に強く印象づけた。</p> <p>(4) 宇宙活動における透明化・信頼醸成を促進し、宇宙活動の長期的持続性を確保するた</p>	

め、COPUOS等において宇宙開発に関する専門的・技術的知見を活かして議論の推進に貢献した。
(5) 衛星航法システムに関する国際委員会（ICG）第6回会合を東京で開催する等、衛星測位に関する技術・ルールづくりを積極的に推進した。

【課題】

「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）は科学技術外交の推進を、また、「科学技術に関する基本政策について（答申）」（同年12月総合科学技術会議決定）は世界と一体化した国際活動の戦略的展開を掲げるなど、政府の各種文書において科学技術外交、宇宙外交を一層強化することが求められており、より充実した二国間の政策対話、多国間での科学技術協力などに引き続き積極的に取り組む必要がある。

【今後の方針】

省内外関係部局とも連携しつつ、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また、我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に引き続き取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用

（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）

○国際平和協力や平和構築への自衛隊も含めた人的貢献、および国際テロ対策等において、我が国の対応は国際的に出遅れている観がある。その点の実直な認識と積極的取り組みのための方策を引き続き考えていく必要があるだろう。

○日本の外交シンクタンクが質量共に不足していることは外交上の大きな制約要因となっており、この点はより強く対応されるべきである。また、国連安保理改革について進展があるとの評価はいささか疑問である。

○施策内容が多岐にわたるため、もう少し分割した方がよいと考える。

○産出指標が大半であるため、成果が見えにくい。たとえば報告書や青書について、それらの数や発行部数だけではなく、それらがどのように活用されているのか引用状況や、それらに対する評価を調べることで成果指標として活用できる。「外部有識者及びシンクタンクとの連携」についても同様に、連携の結果何がもたらされたのかを示す方が望ましい。すなわちこれらの取組みが如何にして「国際の平和と安定」に寄与することになるのか、その経路がより明確になる方が望ましい。

評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

・外交青書 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>)

2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

（ARF関連）

・外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ASEAN/ARF/index.html>)

・関係国等ホームページ (<http://www.ASEANregionalforum.org/>)

（海賊対策関連）

・外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html>)

・国土交通省ウェブサイト (<http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html>)

・防衛省ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/somaria/index.html>)

・海保庁ウェブサイト (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/anti-piracy/index.htm>)

・ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合（米國務省が作成・管理）

(<http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm>)

・国際海事局 (http://www.icc-ccs.org/index.php?option=com_content&view=article&id=27&Itemid=16)

・アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター (http://www.recaap.org/index_home.html)

3 国際平和協力の拡充、環境の整備

・外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei.html（平和構築人材育成事業））

・内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ (<http://www.PK0.go.jp/index.html>)

・防衛省ホームページ「国際平和協力活動への取り組み」

(http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/index.html)

4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

- ・平成24年版外交青書

5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

- ・外務省ホームページ（「日本と国連」ページ）
- ・外務省国際機関人事センターのホームページ（<http://www.mofa-irc.go.jp>）
- ・内閣府平成23年度世論調査「外交に関する世論調査」（<http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-gaiko/2-3.html>）

6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

- ・平成23年版外交青書

7 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

- ・外務省ホームページ（トップページ>外交政策>軍縮・不拡散）
- ・平成23年版外交青書

8 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

- ・IAEAホームページ（<http://www.iaea.or.at/>）

9 科学技術に係る国際協力の推進

- ・科学技術・宇宙に関する外交政策（外務省）（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/index.html>）
- ・科学技術外交の強化に向けて（総合科学技術会議，平成20年5月19日）（<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu75/siryu5-2.pdf>）
- ・科学技術外交戦略タスクフォース報告書（総合科学技術会議，平成22年2月4日）（<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryu1-1.pdf>）
- ・新成長戦略（閣議決定，平成22年6月18日）（<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>）
- ・科学技術政策（内閣府）（<http://www8.cao.go.jp/cstp/stmain.html>）
- ・総合科学技術会議（<http://www8.cao.go.jp/cstp/>）
- ・文部科学省（<http://www.mext.go.jp/>）
- ・宇宙開発戦略本部（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/>）
- ・ITER（<http://www.iter.org/> <http://www.naka.jaea.go.jp/ITER/index.html>）
- ・ブローダー・アプローチ（<http://www.naka.jaea.go.jp/BA/>）
- ・ISTC（<http://www.istc.ru/>）
- ・国連宇宙部（<http://www.oosa.unvienna.org/>）
- ・（独）宇宙航空研究開発機構（JAXA）（<http://www.jaxa.jp/>）

担当部局名	総合外交政策局	作成責任者名	総務課長 武藤 顕	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

施策名	国際経済に関する取組
施策の概要	<p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 (1) 多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて、WTOにおけるドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉に取り組む。また、紛争解決手続等の各種枠組の活用により、保護主義的な貿易政策を抑止する。 (2) 経済連携強化に向けた取組として、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、各国・地域との間のEPAの交渉・研究・検討を更に推進する。</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画 (1) G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、リードする。 (2) G8・G20サミット、OECD等の国際的な取組を通して、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p> <p>3 重層的な経済関係の強化 (1) APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。 (2) 日・EU間では、定期首脳協議等様々な協議を実施する。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うとともに、欧州各国との二国間経済関係強化を推進する。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についての、日・EU協力を推進する。</p> <p>4 経済安全保障の強化 経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。</p> <p>5 海外の日本企業支援 日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。 (1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」の署名及び締結に向けて必要な作業を進めるとともに、アジア地域を始めとする諸外国に対する協定への参加促進、また、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。 (2) 日本企業支援 ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援を行うと共に、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図る。 (3) 対外投資の戦略的な支援 投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」及びその連絡会議における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域を戦略的に検討する。</p>
達成すべき目標	<p>我が国の経済外交における国益を保護・増進すること</p> <p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 (1) WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること (2) (1)を補完するために車の両輪のひとつとして、二国間及び地域的な経済連携を強化すること</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画 グローバルな課題に対する国際的取組に参画すること</p> <p>3 重層的な経済関係の強化 (1) アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を保護すること (2) 日・EU経済関係及び国際的課題に対する日・EU協力を推進すること</p>

- 4 経済安全保障の強化
エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保すること
- 5 海外の日本企業支援
日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること

施策の 予算 額・執 行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)		600,640	9,712,555	303,305
補正予算 (b)			△165	0	0	-
繰越し等 (c)			0	0		
合計 (a+b+c)			600,475	9,712,555		
執行額 (千円, d)			485,935	4,584,684		

備考：22年度の予算額・執行額については、我が国がAPEC議長国であったことから、APEC関連会合の本邦開催経費を含む。

施策に
関係す
る内閣
の重要
政策
(施政
方針演
説等の
うち主
なもの)

1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
 (1) 多角的自由貿易体制の維持・強化
 ・第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日）
 「開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的な経済連携を推進します。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、そう強く認識し、戦後一貫して実践してきました。この方針に沿って、WTOドーハ・ラウンド交渉の妥結による国際貿易ルールの強化に努めています。」
 ・「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月7日）
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy20101106.html>)
 (2) 経済連携強化に向けた取組
 ・第180回国会施政方針演説（平成23年1月24日）（抜粋）
 「まずは、アジア太平洋自由貿易圏、いわゆるFTAAP構想の実現を主導し、高いレベルでの経済連携を通じて自由な貿易投資のルールづくりを主導することが、こうした戦略的な対応の先駆けです。日韓・日豪交渉を推進し、日中韓やASEANを中心とした広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めていきます。併せて、日EUの早期交渉開始を目指します。」

2 国際経済秩序形成への積極的参画
 ・第176回国会所信表明演説（平成22年10月1日）
 「国際社会が直面するグローバルな課題の解決に向け、先頭に立って貢献することが不可欠です。」
 ・第177回国会外交演説（平成23年1月24日）
 「グローバルな課題を解決するため、G8・G20等における議論に積極的に参加し、主導していきます。」
 ・第179回国会所信表明演説（平成23年10月28日）
 「来るべきG20では、欧州発の世界経済危機の封じ込めに、日本としての貢献を示します。」

3 重層的な経済関係の強化
 ・包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月6日閣議決定）
 「特にアジア太平洋地域は我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重要地域であり、この地域の安定と繁栄は死活的な問題である。アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）は、我が国と切れ目のないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想であり、取り分け本年はAPEC議長として、同構想の実現に向けた道筋をつけるため強いリーダーシップを発揮することが必要である。」
 「このため具体的には、アジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携及びAPEC内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組む。」
 ・第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「日韓・日豪交渉を推進し、日中韓やASEANを中心とした広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めていきます。併せて、日EUの早期交渉開始を目指します。」

4 経済安全保障の強化

・第177回国会外交演説（平成23年1月24日）

「（中略）資源・エネルギー・食料の安定供給の確保のため、在外公館を通じた情報等の集約に努めるとともに、（中略）オールジャパンとして戦略的に各国との連携を強化していきます。」

5 海外の日本企業支援

（1）知的財産権

ア 「新成長戦略」（第3章Ⅲ. 9）（平成22年6月18日閣議決定）

イ 「知的財産推進計画2011」（戦略4③）（平成23年6月3日 知的財産戦略本部決定）

ウ 「日本再生の基本戦略」（4.（1）①）（平成23年12月24日閣議決定）

（2）日本企業支援

ア 「新成長戦略」－第3章Ⅲ. 6. 日本企業の海外展開支援（平成22年6月18日閣議決定）

イ 「日本再生の基本戦略」－4.（1）①〈当面、重点的に取り組む主な施策〉○パッケージ型インフラ海外展開の拡充（平成23年12月24日閣議決定）

ウ 第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

「（中略）アジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大です。高速鉄道、水、環境技術など、日本の優れたインフラ技術を提供し、各国の発展を支え、共に成長するという「ウィンウィン」の関係を構築していきたいと考えます。（中略）日本企業の海外での活動を支えるためにも、海外で活躍する日本国民の生命・身体・財産を保護し、利益の増進に努めます。」

（3）対外投資の戦略的な支援

「新成長戦略」（第3章（3））－貿易・投資の自由化・円滑化を促進する。

施策に関する評価結果	国際経済に関する取組							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
施策に関する評価結果	1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定指標	(1) 輸出入額 (参考指標) * 財務省貿易統計HPより引用	基準値	実績値 (単位: 千億円)					目標値
		13年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	①輸出額	①48.9	①65.5					—
	②輸入額	②42.4	②68.1					—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	(2) 経済連携協定 (EPA) が締結に至るまでの重要段階	基準値	実績値					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
	①共同研究が終了した数	①: 1	①: 3					—
	②交渉会合開催数	②: 15	②: 8					
	③交渉が妥結した数	③: 1	③: 1					
④署名した数	④: 1	④: 1						
⑤発効した数	⑤: 0	⑤: 2						
⑥委員会等開催回数	⑥: 35	⑥: 38						
年度ごとの目標値		—	①: 1 ②: 10 ③: 1 ④: 1 ⑤: 1 ⑥: 35					
(3) WTO ア 国際貿易ルールの強化, イ 既存ルールの実効的運用								年度ごとの目標
基準	—	ア ドーハ・ラウンドの妥結に向けた交渉への貢献 イ 紛争解決手続等の各種枠組の活用による, 保護主義的な貿易政策の抑止						
施策の進捗状況 (実績)	23年度	ア WTOドーハ・ラウンドの平成23年中の妥結を目指し議論が行われ, 我が国は, 二国間での会合等を積極的に行うなど, ドーハ・ラウンド交渉 (DDA) の妥結に向けた交渉に積極的に貢献した。しかし, 我が国のかかる努力にもかかわらず, 先進国と新興国の間の溝を埋めることはできず, 年内の一括合意のみならず, 後発開発途上国 (LDC) 向けの優遇措置を中心とした部分合意についても断念された。このような膠着状態が続く中で, 年末のWTO第8回定例閣僚会議 (MC8) に我が国から, 枝野経済産業大臣, 中野外務大臣政務官及び森本農林水産大臣政務官が出席し, 枝野経済産業大臣から, 日本は交渉を前進させるための努力を惜しまない旨表明したほか, 中野外務大臣政務官から, DDAが膠着状況に陥った根本原因を克服していく方途について, 率直に議論する必要がある旨表明するなど, 閣僚レベルでも積極的に交渉に貢献した。その結果, 当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも, 目標として一括妥結は断念しないこと及び部分合意, 先行合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。 イ 各国がとる保護主義的措置について, 我が国は, WTOの各種通常委員会の議題として, 積極的					ア ドーハ・ラウンド交渉の妥結を目指し, 我が国として貢献する。 イ 紛争解決手続を積極的に活用するとともに, WTO各種委員会等を通じて保護主義的な貿易政策を抑止する。	

		に取り上げ、各国による説明を求める他、かかる措置の是正・撤回を求めてきた。その結果、12月に開催されたMC8において、G20カンヌサミット及びAPECホノルル首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出された。なお、我が国は、年に2回、WTOにおける保護主義モニタリング報告書の作成にも各種情報提供を行うなど全面的に、協力している。	
	24年度		ア 引き続き国際貿易ルールの強化のために、我が国として貢献する。 イ 同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国際貿易ルールを維持・強化する。	
(4) 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域大のEPAの研究に関する取組			年度ごとの目標
基準	—	経済連携強化に向けた、EPA交渉・研究・検討・実施・運用を推進	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	8月に日インドEPAが発効し、3月には日ペルーEPAが発効した。また3月には日モンゴルEPAの交渉開始で一致し、第1回交渉準備会合を開催した。日加EPAについても、共同研究を完了し、3月に交渉開始で一致した。豪州との間では12月、2月と2回の会合を開催し、韓国との間では5月に交渉再開に向けた局長級事前協議を1回実施した。日中韓FTAについては12月に共同研究が完了したほか、コロンビアとは11月に共同研究を開始した。ASEANを中心とした広域の包括的な経済連携については、11月のASEAN関連首脳会談において、日中の共同提案を踏まえ、ASEAN諸国と域外関係国との間で順次、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する新たな作業部会が立ち上げられることとなった。環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、11月のAPEC首脳会議において、交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨表明し、関係国との協議が一巡した。	既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。 それ以外の国・地域においても、経済連携強化のための取組を行う。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 我が国は、これまでGATT/WTOの多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裡に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。さらに、WTO紛争解決制度は、WTO体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下でWTO加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。</p> <p>主要貿易国間において高いレベルのEPA/FTA網が拡大している一方、我が国の取組は遅れている。市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等と我が国の経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であり、これまでの姿勢から大きく踏み込み、高いレベルの経済連携に必要な競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める必要がある。</p>	

2 測定指標 1 及び以下に示すとおり、一部目標を達成するとともに施策全般で着実な進展が見られた。

(1) DDA交渉が米国と新興国との対立から膠着状態にある中で、我が国は、右交渉の成功裡の妥結を目指し、交渉に積極的に貢献してきた。そのような中で、我が国から枝野経済産業大臣、中野外務大臣政務官及び森本農林水産政務官が出席したMC8において、「新たなアプローチ」を探求することで合意することができ、目標の達成に向けて進展があったと考える。また、同会合において、我が国の積極的な働き掛けもあり、G20カンヌサミット及びAPECホノルル首脳会議での合意を踏まえ、政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出され、保護主義抑止に関しても一定の成果があったと言える。

(2) 東日本大震災の影響があったが、「政策推進の全体像」（平成23年8月15日閣議決定）や「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）の考え方に沿って、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、関係諸国との経済連携強化に向け取り組み、主要各国・地域との間のEPAの交渉・研究・検討を更に推進すると成果をあげることができた。

各国とのEPA/FTA（経済連携協定／自由貿易協定）については、23年度には8月に日インドEPAが発効し、3月には日ペルーEPAが発効した。また3月には日モンゴルEPAの交渉開始で一致し、第1回交渉準備会合を開催した。日加EPAについても、共同研究を完了し、3月に交渉開始で一致した。豪州との間では12月、2月と2回の会合を開催し、韓国との間では5月に交渉再開に向けた局長級事前協議を1回実施した。日中韓FTAについては12月に共同研究が完了したほか、コロンビアとは11月に共同研究を開始した。ASEANを中心とした広域の包括的な経済連携については、11月のASEAN関連首脳会談において、日中の共同提案を踏まえ、ASEAN諸国と域外関係国との間で順次、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する新たな作業部会が立ち上げられることとなった。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、11月のAPECにおいて、交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨表明し、関係国との協議が一巡した。

3 限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記2のとおり施策全般で進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題】

1 WTOドーハ・ラウンド交渉については、引き続き成功裡の妥結に向けたコミットメントが必要である。また、紛争解決手続に当事国及び第三国として参加している案件については、多角的自由貿易体制の信頼性と安定性の確保の観点から、WTOルールの適切な運用を主張することが引き続き望まれるとともに、保護主義の抑止にも貢献していく必要がある。

2 EPA/FTAについては、引き続き、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のため、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数のEPAが発効に至っており、これら発効済みEPAの着実な実施に取り組む必要がある。

【今後の方針】

1 ドーハ・ラウンド交渉については、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、交渉の状況を踏まえつつ、引き続き、APEC貿易担当大臣会合（5月）等の閣僚レベルでの議論の機会を活用しながら、成功裡の妥結を目指して精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止について、G20やG8等における首脳間での機会も見据えつつ、引き続きWTOにおける監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。さらに、紛争解決手続への当事国及び第三国案件への参加を通じて、多角的貿易体制の信頼性及び安定性を確保するとともに、WTOルールに基づく我が国の利益を確保するよう努める。

2 EPA/FTAについては、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数のEPAが発効に至る中、これら発効済みEPAについては、協定の着実な実施に取り組む。具体的な取組としては、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想の実現を主導し、高いレベルでの経済連携を通じて自由な貿易投資のルールづくりを主導する。日韓・日豪交渉を推進し、日中韓やASEANを中心とした広域経済連携の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加に向けた関係国との協議を進めてゆく。

施策に関する評価結果	2 国際経済秩序形成への積極的参画							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催されるOECD理事会(最高意思決定機関)へ参加(年1回開催される閣僚理事会を含む)。	基準値	実績値					目標値
		例年	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		13回	14回					—
		年度ごとの目標値	13回	13回	同左	同左	同左	
施策の進捗状況(実績)	(2) G8・G20サミットにおける我が国の貢献						年度ごとの目標	
	基準	—	総理による発信、他の主要国の首脳との率直な意見交換の実施、及び成果文書等への我が国の考え方の反映、準備過程における貢献					
	23年度		<p>G8ドーヴィル・サミット(5月)においては、震災を踏まえ、我が国より積極的な発信が行われた。サミット冒頭では、菅総理(当時)は震災復興への決意を表明し、各国首脳からは我が国に対する深い同情と連帯が示された。また、「アラブの春」を受けた中東・北アフリカについては、菅総理より東南アジアの経験を踏まえ、支援を行っていく考えを表明した。さらに、原子力安全については、原発事故の経験を踏まえ、菅総理より、原子力の安全性を最高水準に高めるための5つの提案を行った。その他、世界経済・貿易、気候変動、インターネット、政治問題、アフリカとの対話につき、首脳間の率直な意見交換及び総理の積極的な発信が行われ、成果文書に我が国の考え方を反映させた。</p> <p>G20カンヌ・サミット(11月)においても、我が国は積極的に議論に参画し、政策協調に貢献した。欧州債務問題が焦点となる中で、野田総理より、欧州の合意を評価する一方、合意の履行が重要であり、欧州の結束を前提に必要な協力を行う旨述べた。また、開発・貿易については、野田総理より、ASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)への支援を通じた透明性向上への貢献、ASEAN+3での緊急事態のための米の備蓄制度を通じたタイへの5万ドルの緊急支援の実施、ASEANの連結性向上のための協力及び平成25年に第5回アフリカ開発会議(TICAD)を日本で開催する予定であることを述べた。その他、世界経済、国際通貨システム改革、グローバル・ガバナンス、金融規制、農業・エネルギー・気候変動、社会的側面・腐敗につき、首脳間の率直な意見交換及び総理の積極的な発信が行われ、成果文書に我が国の考え方を反映させた。</p>				G8ドーヴィル・サミット及びG20カンヌ・サミットの成功裏実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。	
	24年度		G8及びG20サミットの成功裏実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。特に、23年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実に行うとともに、24年度に開催されるG8キャンプデービッド・サミット及びG20ロシアボス・サミットの成功に向け、積極的に貢献していく。					

	25年度		G 8及びG20サミットの成功裏実施に貢献し、その中で積極的な発信を行い、成果文書に我が国の考え方を反映させる。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	G 8, G20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施に向け最大限貢献する。	
(3) OECDにおける我が国の貢献			年度ごとの目標
基準	—	様々な活動や政策提言の実施及び成果文書への我が国の考え方の反映	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>(1) 23年度のOECD閣僚理事会はOECD設立50周年を記念する会合となり、菅総理(当時)が我が国総理として初めて閣僚理事会に出席し、OECD設立50周年記念行事においてスピーチを行った。また、OECDの今後の活動方針について述べた「構想声明」(ヴィジョン・ステートメント)や、議長国である米国がとりまとめた「議長総括」に、我が国の考えを反映させた。</p> <p>(2) 上記閣僚理事会に先立ち、グリアOECD事務総長が訪日した際には、同事務総長から東日本大震災へのお見舞いととも、震災からの復興への期待や原子力安全への協力について述べた他、「対日経済審査報告書」の発表を行い、日本が抱える政策上の諸課題に対して提言を行うなど、OECD側からも我が国の政策運営に有益な示唆を与えた。</p> <p>(3) また、非加盟国との関係については、OECDは、加盟候補国ロシア及びキー・パートナー諸国(中国、インド、インドネシア、ブラジル及び南アフリカ)との関係強化に加え、G20への貢献(雇用労働政策への取組、贈賄防止へ向けた取組、保護主義の抑止、グローバル・ガバナンスの改革等)を行っており、我が国も、MENA(中東・北アフリカ)-OECDイニシアティブやNEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECDアフリカ投資プログラム等に積極的に参加し、投資環境整備に貢献した。</p> <p>(4) なお、OECDの諸委員会のうち、我が国からは、吉川元偉OECD代表部大使が執行委員会議長を、浅川雅嗣財務省副財務官が租税委員会議長を、根津利三郎富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェローが鉄鋼委員会議長を務めている。</p>	OECD設立50周年記念の閣僚理事会の成功裏の実施への貢献及びその他の活動に積極的に参加する。
	24年度		昨年のOECD設立50周年の成果のフォローアップとともに、非加盟国との関係強化を含めOECDにおける諸活動へ引き続き積極的に参加する。
	25年度		OECDにおける諸活動へ積極的に参加する。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	我が国としてOECDにおける諸活動へ最大限の貢献を行う。

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 G8サミットでは、23年度のG8ドーヴィル・サミットにおける議論に積極的に参加し、世界経済、原子力安全、政治情勢など多様な分野で我が国の考え方を反映させた。G20サミットでは、23年度のG20カンヌ・サミットにおいて積極的に議論に参加し、世界経済、開発、貿易等の分野で我が国の考え方を反映させた。両サミットにおける貢献を通して、経済分野を含む各領域における国際秩序形成に一層の前進が見られ、目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。このように、価値観を共有する主要先進国の集まりであるG8サミット及び新興国を含む政策調整の場であるG20サミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で、必要かつ有効な施策である。また、G8サミット及びG20サミットを始めとした多国間の枠組みの下で、積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、とられた手段は適切かつ効率的である。（測定指標2（2））</p> <p>2 23年度のOECD閣僚理事会はOECD設立50周年を記念する会合となり、菅総理（当時）が我が国総理として初めて閣僚理事会に出席し、OECD設立50周年記念行事においてスピーチを行った。また、OECDの今後の活動方針について述べた「構想声明」（ヴィジョン・ステートメント）や、議長国である米国がとりまとめた「議長総括」では、我が国の考えを着実に反映させることができた。</p> <p>我が国は、同閣僚理事会や各委員会の活動に加え、東南アジア等の非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した他、新規加盟候補国であるロシアについても、加盟審査プロセスに一層積極的に貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展したと考える。（測定指標2（1）、（3））</p> <p>【課題】</p> <p>1 G8・G20サミットについては、23年度のフォローアップを確実に行うとともに、24年度のG8キャンプデービッド・サミット及びG20ロスカボス・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論を主導していくことが必要である。</p> <p>2 OECDでは、新規加盟候補国ロシアの加盟審査への取組や、非加盟国との関係強化を目的とした様々な活動に引き続き取り組み、持続的成長を実現するための国際的な取組に更に貢献することが必要である。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、政策提言に積極的に参画する。具体的には、23年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実に行うとともに、24年度に開催されるG8キャンプデービッド・サミット及びG20ロスカボス・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECDについても同様に、国際社会の優先的諸課題や新たな課題に引き続き積極的に取り組むとともに、国際経済秩序の形成及び政策提言に貢献する。</p>
-------------------	-------------------	--

施策に関する評価結果	3 重層的な経済関係の強化								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」							
測定指標	(1) APECにおける域内貿易依存度 (参考指標)	基準値	実績値					目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—	
		67%	集計中				—		
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
施策の進捗状況 (実績)	(2) APECにおける諸活動への貢献			年度ごとの目標					
	基準	—	横浜ビジョンで掲げた内容の更なる具体化						
	23年度	平成23年にホノルルで開催されたAPEC首脳会議においては、本年の米国APECの優先課題であった①「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」、②「グリーン成長の促進」及び③「規制収斂及び協力の促進」に関して我が国として積極的に議論に貢献し、首脳宣言として「ホノルル宣言」に合意することができた。 同宣言においては、上記優先課題に関し、以下を含め、各エコノミーが実施することに合意した内容等について確認された。 ①イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための「効果的、無差別かつ市場主導型のイノベーション政策のための共通原則」 ②環境物品（環境への負荷の低減に資する製品等）に関する関税を平成27年末までに5%以下までに削減することを含め、環境物品・サービスの貿易投資の自由化のための措置			平成23年APEC議長である米国が「横浜ビジョン」（注：平成22年に我が国議長の下で取りまとめた将来にわたりAPECとしてとして取り組むべき施策）を踏まえて掲げた優先事項を達成するため、積極的に協力する。				
	24年度				平成22年APEC議長としての経験を踏まえたロシア（平成24年APEC議長）への積極的な協力を通じて、域内での経済協力の推進に貢献する。				
	25年度				「横浜ビジョン」で掲げた内容の更なる具体化に向け、域内での経済協力の推進に貢献する。				
	26年度				同上				
	27年度				同上				
	目標	—	域内での経済協力関係を維持・発展させる。						
	(3) EUとの対話を通じた関係強化			年度ごとの目標					
	基準	—	日EU・EPA交渉のためのスコーピングの実施						
施策の進捗状況 (実績)	23年度	第20回日EU定期首脳協議で、日EU双方の全ての共有された関心事項を取り扱う、深くかつ包括的なEPAの交渉のためのスコーピング作業を開始することで合意した。これを受け、7月以降、事務レベルの協議、電話会議を頻繁に実施してきた。この結果、交渉の範囲と野心のレベルを定めるスコーピング作業は、双方の関心事項に関する理解を深める等進捗した。この結果、年度中に、計6回の協議及び交渉を行った。			第20回日EU定期首脳協議において「EPA交渉のためのプロセス開始」に合意する。				
	24年度				日EU・EPAのためのスコーピングを完了させ、交渉を開始する。				
	25年度				日EU・EPA交渉を早期に妥結し、EUとの高いレベルでの経済連携を実現する。				
	26年度				同上				
	27年度				同上				
目標	—	日EU・EPA交渉を早期に妥結し、EUとの高いレベルでの経済連携を実現する。							

【総括】

1

(1) APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、世界人口の約4割、世界全体のGDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易依存度が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ、感染症対策などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

(2) 我が国とEUは、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

2 測定指標3及び以下が示すとおり、目標に向けて進展があった。

(1) 平成23年にホノルルで開催されたAPEC首脳会議においては、本年の米国APECの優先課題であった①「地域経済統合の強化及び貿易の拡大」、②「グリーン成長の促進」及び③「規制収斂及び協力の促進」に関して議論を行い、首脳宣言として「ホノルル宣言」に合意することができたのは、大きな成果であった。右に対し、我が国も「世界の成長センター」たるアジア太平洋地域の活力を我が国の再生に取り込んでいく観点から、議論に積極的に貢献した。

特に、同宣言において、上記優先課題に関し、以下を含め、各エコノミーが実施することに合意した内容等について確認することができたのは、有意義であった。

ア イノベーション政策が貿易・投資を制限することを防ぐための「効果的、無差別かつ市場主導型のイノベーション政策のための共通原則」

イ 環境物品（環境への負荷の低減に資する製品等）に関する関税を平成27年末までに5%以下までに削減することを含め、環境物品・サービスの貿易投資の自由化のための措置

(2) 第20回日EU定期首脳協議（平成23年5月）において、EPAの交渉の範囲及び野心のレベルを定める作業（スコーピング）の早期の実施について合意された。これを受けて、平成23年7月から平成24年3月まで、局長級協議（5回）を含む事務レベルの協議及び電話会議が随時開催された。スコーピング作業を通じて、日EUが、関税、非関税措置、サービス、投資、知的財産競争および政府調達を含む双方の全ての関心事項につき理解を深めるという点で極めて有効であった。なお、その後、平成24年5月の局長級協議を経て、スコーピング作業の成果文書は実質的に固まったなど着実な進捗を見ている。

3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、上記2のとおり進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題】

1

(1) 今後、APECにおいては、「世界の成長センター」たるアジア太平洋地域の活力を我が国の再生に取り込んでいく観点から、横浜ビジョン、ホノルル宣言を着実に実施し、地域経済統合・経済成長に向けた具体的成果を追求していくことが重要である。

(2) 平成24年APEC議長を務めるロシアへの協力をとおし、域内での経済協力の推進に貢献することが求められる。

(3) 平成22年日本APEC、平成23年米国APECの成果を踏まえ、平成24年APEC議長を務めるロシアが定めた優先分野（貿易・投資の自由化及び地域経済統合、食料安全保障の強化、信頼できるサプライチェーンの構築、革新的成長促進のための緊密な連携）での進展を目指す必要がある。

2 EUは、平成23年時点で世界のGDPの約25%を占め、世界貿易の約33%（うち域内貿易は約21%）を占めており、世界経済におけるEUの重要性は依然減じていない。今後は、日EU双方の経済成長に資するものとして、日EU・EPAの早期の交渉開始を実現し、安定した国際経済秩序の構築に努める必要がある。

【今後の方針】

1 平成24年APEC議長を務めるロシアが定めたAPECの優先分野（貿易・投資の自由化及び地域経済統合、食料安全保障の強化、信頼できるサプライチェーンの構築、革新的成長促進のための緊密な連携）について、我が国として協力する。

2 高いレベルのEPAを多角的・戦略的に実現していくとの我が国の包括的連携協定に関する基本方針に基づき、EUとの高いレベルのEPA実現に向けて、交渉の早期開始・妥結を目指す。

施策に関する評価結果	4 経済安全保障の強化							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定指標	(1) 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数	基準値	実績値				目標値	
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		43件	43件				—	
	年度ごとの目標値		約40件	約40件	同左	同左	同左	
	(2) 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	基準値	実績値				目標値	
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	—
		14件	14件				—	
	年度ごとの目標値		基準値と同程度	同左	同左	同左	同左	
(3) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保					年度ごとの目標			
基準	—	資源・エネルギーの安定供給の確保に向けた国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みや外交上の戦略的基盤の維持・強化、及び低炭素社会の実現に向けた我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及						
施策の進捗状況 (実績)	23年度	資源価格の乱高下の中、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備に積極的に貢献した。また、在外公館戦略会議を開催し、我が国の資源・エネルギーの権益確保に向けた、具体的な戦略のあり方について議論を深めた。 省エネや再生可能エネルギーの普及促進、化石燃料のクリーン利用の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進し、4月に正式に立ち上がった国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。また、被災地復興に向けた、再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに、福島県において国際エネルギー・セミナーを開催した。				IEA、IEF、G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、資源エネルギーの権益確保に向けた戦略の検討を進める。さらに4月に立ち上げるIRENAの活動に積極的に貢献する。		
	24年度					IEA、IEF、G8等の国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。		
	25年度					同上		
	26年度					同上		
	27年度					同上		
目標	—	関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国への資源・エネルギーの安定供給確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術を普及を図る。						
(4) 我が国及び世界の食料安全保障の強化					年度ごとの目標			
基準	—	多国間協調や国際機関による取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化						

施策の進捗状況 (実績)	23年度	世界的に穀物価格が高止まりの様相を示し食料不安が高まる中において、世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障にも資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や、それに向けた「責任ある農業投資」の促進をFAO等の国際機関やG8、G20等の各種国際会議の場で主導した。また、市場の透明性確保に向けた国際的な枠組み等への貢献も行った。	安定的食糧供給に向け、関連するマルチの枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。	
(5) 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保			年度ごとの目標
基準	—	地域漁業管理機関等における漁業資源の保存・管理のための取組の実施・促進	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）においては、新たにキハダの漁獲可能量が設定されたほか、ICCATのルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、クロマグロの漁獲証明書の電子化等について作業を推進していくことが決定された。我が国はこれらの議論に積極的に参加・貢献した。捕鯨については、第63回IWC年次会合において、シー・シェパードによる日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して、「海上の安全に関する決議」が採択され、IWCの機能改善に向けた「IWCの将来」に関する対話を継続することとされた。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。	ICCATを始めとする漁業交渉を主導し協議を継続する。
	24年度		漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、地域漁業管理機関等の年次会合等の協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導する。
	25年度		漁業交渉を主導し、協議を継続する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国際的資源管理に向けた協力の進展	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源の殆どを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的な外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、世界的な金融危機後、再び資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、資源開発企業の寡占化、気候変動等により、資源を巡る基本的な枠組みは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及を始め、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。</p>	

2 測定指標4及び以下のとおり我が国の経済安全保障の強化という目標に向け進展があったものとする。

(1) 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保

ア 世界的な金融危機後、エネルギー・鉱物資源価格が再び高騰する中、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G8、G20等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、供給途絶時の緊急時対応のための環境整備を図った。

特に、平成23年6月、我が国は、リビア情勢等に起因する世界的な石油需給の逼迫の可能性を踏まえ、IEA加盟国と協調して石油備蓄の取り崩しを実施し、石油市場の安定化に寄与した。また、同年10月開催のIEA閣僚理事会において、緊急時対応システムの拡大・改善等によるエネルギー安全保障の強化、エネルギー供給の多角化の促進、エネルギーアクセスの改善、非加盟国との協力強化等について合意した。さらに、平成24年3月開催のIEF第13回閣僚級会合において、エネルギー市場の透明性の更なる向上、石油のみならずガスも含んだJODI(共同機関データイニシアティブ)の一層の拡充の必要性や官民協力、地域的な枠組での対話の促進等の重要性を確認した。責任ある資源開発に向けて、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)に対して初となる財政支援を実施し、国際的枠組みを活用した外交的取組の推進にも努めた。

イ 11月に開催された第19回APEC首脳会議では、将来のグリーン成長目標の進展に向け、各分野におけるエネルギー効率性の促進や非効率な化石燃料補助金の見直し、APEC全体のエネルギー集約度を平成47年までに45%削減する目標設定等について合意した。また、4月開催の第1回総会で本格始動した国際再生可能エネルギー機関

(IRENA)においては、我が国は理事国として同機関の活動に積極的に貢献し、平成24年1月開催の第2回総会では浜田外務大臣政務官が副議長を務めるなど、再生可能エネルギーの普及及び持続可能な利用の促進を目的とする同機関の活動に積極的に取り組んだ。さらに、被災地復興に向けた、再生可能エネルギーの導入促進等によるまちづくりをテーマに、福島県において国際エネルギー・セミナーを経産省・環境省と共催し、国内外の専門家、関係国際機関、在京大使館、企業、地元住民等約430名の参加を得た。

ウ 「資源確保指針」、「新成長戦略」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進めたほか、エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を開催し、我が国のエネルギー・鉱物資源の権益確保における知見及び経験の共有を実施し、具体的な資源確保戦略等について議論を深めた。また、サハリン島沖合や東シベリア地域、イラク、モザンビーク等における石油・天然ガス等の開採生産やベトナム、インド等におけるレアアース開発に関する官民一体の取組等を通じ、資源・エネルギー供給源の多様化に努めた。

(2) 我が国及び世界の安全保障の強化

平成22年頃から上昇した食料価格が依然として高止まりしており、G20において、食料価格の乱高下に対応すべく、農業市場情報システムの設立をはじめとする取組を実施することが合意され、我が国からもASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS)を通じた貢献を行った。また、G8ラクイラサミット以降我が国が主導している責任ある農業投資の原則の実用化に向け、世銀等の国際機関が行っている同原則の実用化に向けたパイロットプロジェクトを世銀PHRD基金を通じ支援すると共に、同原則に関する議論を加速させるべく、各国への働きかけ等を行った。

(3) 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

我が国が漁業資源の保存管理措置の強化に向けた国際協力を主導することにより、上記測定指標4(5)のようにICCATにおけるキハダの漁獲可能量の設定やクロマグロの漁獲証明書の電子化についての決定等の成果をみることができた。更にIWCにおいても、シー・シェパードによる日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して、「海上の安全に関する決議」の採択等の成果を上げることができた。

3 限られた予算や人的投入資源を活用し、上記2のとおり進展が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【課題】

1 海外からの輸入に依存している我が国にとっては、資源・エネルギーの主要供給国との関係の維持・強化や供給源の多角化の重要性が高まっており、資源・エネルギーの安定供給確保に向けた外交的取組の強化を進めることが必要である。また、我が国の高い技術力を活かし、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」の最先端モデルを世界に発信することが求められる。

2 引き続き漁業交渉を主導的に進めていくとともに、漁業分野における国際協力を推進する。

【今後の方針】

1 供給国における資源ナショナリズムの台頭や不安定な治安・情勢に、東日本大震災の影響も加わり、エネルギーの安定供給確保がより重要な課題となる中、我が国の資源・エネルギーの安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場の安定化を図るため、外交上の戦略的基盤や国際機関や多国間の良好かつ安定的な協力枠組みの維持・強化を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。また、低炭素社会の実現に向け、我が国の優れた省エネや再生可能エネルギー技術の普及や、それに資する対外発信を強化する。

2 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO、IGC等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における「責任ある農業投資」の行動原則の策定及びその具体化に取り組む。

3 マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

施策に関する評価結果	5 海外の日本企業支援						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」					
測定指標	(1) 知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数	基準値	実績値				目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		158件	250				—
	年度ごとの目標値		—	200件			
	(2) 在外公館における日本企業支援実績件数	基準値	実績値				目標値
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		8,316件	19,658				—
	年度ごとの目標値		—	17,000件			
	(3) 対外直接投資 (参考指標) * JETROホームページより引用	基準値	実績値 (単位: 100万ドル)				目標値
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		115,732	115,732				—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—
(4) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組					年度ごとの目標		
基準	—	ア 偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) を含む、国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進 イ 知的財産に関する二国間対話等の実施 ウ 在外公館における知財担当官の対応力強化				/	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	「知的財産推進計画2011」に沿って、ACTAの署名式を我が国において開催し、我が国を含む8ヶ国及びEUが署名を終えるとともに、締結に向けて必要な作業を進めた。また、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日EU間での対話を継続した。その他、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関 (WIPO) 等における議論に参画した。これらの取組により、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。					
	24年度	同上					
	25年度	同上					
	26年度	同上					
	27年度	同上					
目標	—	ア 国際的な取組を通じた知的財産権保護を促進する。 イ 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 ウ 知的財産担当官会議等を通じた知財担当官の対応を力強化する。				/	

(5) 日本企業支援強化に向けた取組			年度ごとの目標
基準	—	海外における日本企業のビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	大震災発生後、各国における輸入規制や風評被害に関し、我が国からの働きかけ等の結果、規制が解除・緩和され、また我が国からの輸出が回復傾向にあるなど、一定の成果があった。また、在外公館の日本企業のための具体的な支援として、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供など官民共催での在外公館施設の活用促進などの面で成果をあげた。インフラ分野においても、現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組を説明するとともにニーズ把握に努め、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化等の面で貢献した。	大震災を受け、当面の課題として、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復旧・復興に向かっているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	24年度		日本企業支援に関し、オールジャパンの取組として、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。ベストプラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。また、各国の輸入制限や風評被害への対策及び、日本が着実に復興に向かっているとの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化する。	
(6) 対外投資の戦略的な支援			年度ごとの目標
基準	—	投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	二国間では、パプアニューギニア、コロンビア及びクウェートとの投資協定への署名を行った。また、インドとのEPAを締結した。更に、日中韓及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む6カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期締結を目指す。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させる。	

施策に関する
評価結果

評価結果に関する
総括

【総括】

1 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め個別企業の活動を支援していくことが求められている。

17年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

2 以下に示すとおり（測定指標5）、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 「知的財産推進計画2011」に沿って、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の署名式を我が国において開催し、我が国を含む8ヶ国及びEUが署名を終るとともに、締結に向けて必要な作業を進めた。また、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日EU間での対話を継続した。その他、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関（WIPO）等における議論に参画した。

(2) 大震災の発生を受けた各国の輸入規制や風評被害対策において、一部規制が解除・緩和され、また我が国からの輸出が回復傾向にあるなど、一定の成果があった。また、在外公館の日本企業のための具体的な支援として、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設の活用促進などの面で成果をあげた。インフラ分野においても、現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組を説明するとともにニーズ把握にも努め、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化等の面で貢献した。

(3) 二国間では、パプアニューギニア、コロンビア及びクウェートとの投資協定への署名を行った。また、インドとのEPAを締結した。更に、日中韓及び日イラク間の投資協定に関する交渉は実質合意に至った。その他、現在ミャンマーを含む6カ国との間で交渉又は事前協議を進めている。

【課題】

1 ACTAの早期締結・発効に向けて準備を進めるとともに、アジアを始めとする諸外国に対し、ACTAへの参加拡大を促す必要がある。

2 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、ベスト・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する必要がある。

3 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、戦略的に投資協定の相手国・地域を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉相手国に応じ柔軟に対応していく必要がある。

【今後の方針】

1 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

2 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づく官民をあげてのインフラ整備支援の観点も含め、日本企業支援体制を更に充実させていく。

3 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、戦略的に投資協定の相手国・地域を検討していく。相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉相手国に応じ柔軟に対応する。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○おおむね妥当。TPPに関して言及がないが、触れるべきではないか。</p> <p>○ドーハラウンドの進捗状況については厳しい評価をなすべきではないか。日本が問題という訳ではないが。</p> <p>○「測定指標」に関する記述、「施策の評価」に関する記述については、各記述の対応関係、ロジックともにバランスが取れている。</p> <p>○産出指標が大半であるため、成果が見えにくい。たとえばEPA発効により、わが国経済にもたらされる(アクセスが可能になった)経済機会の拡大額は成果指標として活用できる。また「海外の日本企業支援」についても、「成果をあげた」としているが、具体的な成果については挙げられていない。活動指標、産出指標だけでは成果は測れない。</p> <p>評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。たとえば市場アクセスの点からわが国が他国に比べ不利な状況に置かれている場合、その市場規模(金額)など。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 外務省ホームページ(世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA))</p> <p>2 国際経済秩序形成への積極的参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年G8ドーヴィル・サミット(概要) ・平成23年G20カンヌ・サミット(概要) ・官邸HP <p>3 重層的な経済関係の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年日本APEC首脳会議(概要と評価) ・第19回日・EU定期首脳協議(外務省ホームページ) ・EU事情と日・EU関係 <p>4 経済安全保障の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年版外交青書 ・外務省ホームページ <ul style="list-style-type: none"> -エネルギー安全保障(含、「わかる!国際情勢」(平成24年4月)) -食料安全保障(含、「食料安全保障に関する研究会」報告書、「わかる!国際情勢」(平成21年8月)) -鉱物資源、その他一次産品(含、「わかる!国際情勢」(平成23年2月)) -捕鯨問題 <p>5 海外の日本企業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省ホームページ(トップ>外交政策>経済>経済上の国益の確保・増進>対日投資・日本企業支援) ・国家戦略室ホームページ(http://www.npu.go.jp) ・内閣府・対日直接投資ホームページ(http://www.invest-japan.go.jp/)
---------------------------	--

担当部局名	経済局	作成責任者名	政策課 飯島 俊郎	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	-----	--------	--------------	----------	---------

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組																																					
施策の概要	<p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 (1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。 (2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用する。 (3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 (1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。） (2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力安全の向上等に向けた関連条約の強化など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施 (1) 多角的自由貿易体制の強化（WTOドーハ・ラウンド交渉の平成24年内の妥結を目指す。）に積極的に関与・貢献するとともに、経済連携の推進（FTA/EPAの検討・交渉・締結・実施、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加の検討等）を図る。 (2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、各種経済条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）の交渉・締結・実施を推進する。 (3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。</p>																																					
達成すべき目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 (1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等 (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p> <p>2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 (1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること (2) 刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること</p> <p>3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施 (1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること</p>																																					
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>74,153</td> <td>60,202</td> <td>55,108</td> <td>43,600</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>74,153</td> <td>60,202</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td>72,311</td> <td>50,797</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	74,153	60,202	55,108	43,600	補正予算 (b)	0	0	0	-	繰越し等 (c)	0	0			合計(a+b+c)	74,153	60,202			執行額(千円、d)		72,311	50,797						
区分		21年度	22年度	23年度	24年度																																	
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	74,153	60,202	55,108	43,600																																	
	補正予算 (b)	0	0	0	-																																	
	繰越し等 (c)	0	0																																			
	合計(a+b+c)	74,153	60,202																																			
執行額(千円、d)		72,311	50,797																																			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針)	<p>1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 ・第177回国会外交演説(平成23年1月24日) 「大きな変動期にある国際社会において、「法の支配」の確立を一層推進し、各国との協調行動の下で、国際社会の共生に向けて主体的な外交を展開していく決意です。」 ・海洋に関して、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」 (http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html)</p>																																					

演説等
のうち主
なもの)

2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

・第180回国会施政方針演説及び外交演説において、日米同盟の深化・発展、法の支配、北方領土問題の解決、原子力安全の向上等に言及されている他、第177国会外交演説では、具体的に在日米軍駐留経費負担特別協定や日豪物品役務相互提供協定(ACSA)に言及されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/>(総理演説)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/e_gaimu.html(外務大臣演説)

3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

(1) 第176回国会所信表明演説(平成22年10月1日): 自由貿易協定・経済連携協定(FTA/EPA)及び生物多様性条約に関連した言及あり(六 国を開き未来を拓く主体的な外交の展開(東アジア地域の安定と繁栄に向けて))。

(2) 第177回国会施政方針演説(平成23年1月24日): 世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉, FTA/EPA及び日韓図書協定に関連した言及あり(二 平成の開国―第一の国づくりの理念―(包括的な経済連携の推進)及び七 結び)。

施策に関する評価結果	国際法の形成・発展に向けた取組			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
施策に関する評価結果	1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
測定指標	(1) 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献		年度ごとの目標	
	基準	—	国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	ICCローマ規程締約国会議における貢献、UNCITRALにおける仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。また、国際海底機構財政委員会委員選挙（7月）において山中在オマーン大参事官、同法律・技術委員会委員選挙において、岡本（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員、大陸棚限界委員会委員補欠選挙（8月）において浦辺東京大学教授が選出され、国際司法裁判所裁判官選挙（11月）において小和田裁判官、国連国際法委員会委員選挙（11月）において村瀬委員（上智大学教授）、国際刑事裁判所予算財務委員会委員選挙（2月）で杉浦委員がそれぞれ再選された。10月には柳井国際海洋法裁判所裁判官が同裁判所所長に選出された。	ICJ裁判官選挙、ILC委員選挙、国際刑事裁判所予算財務委員会委員選挙での当選
		24年度		大陸棚限界委員会委員選挙での当選
		25年度		北極評議会オブザーバー資格の承認
		26年度		国際海洋法裁判所裁判官選挙、国際刑事裁判所予算財務委員会委員選挙での当選
		27年度		—
	目標	—	今後予定の選挙（国際司法裁判所（H23）、国際法委員会（H23）、国際海洋法裁判所（H26）等）での当選	
	(2) 国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況		年度ごとの目標	
	基準	—	国際法研究会等の開催	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	他国との国際法局長協議の他、国内の研究者との間で国際公法及び国際私法上の論点に関する研究会を8回、海洋政策に関する研究会を5回開催し、我が国にとって重要度の高い問題についての知見を蓄積した。これらの知見を基づく法的助言を行うことを通じて、改正鉱業法の成立、施行といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。	国際法研究会等の開催活用
		24年度		時宜を得たテーマについての国際法研究会等の活用
		25年度		国際法研究会等の活用
		26年度		同上
		27年度		同上
目標	—	国際法研究会等の活用		

(3) 国際法の普及活動の推進			年度ごとの目標
基準	—	大学講義等への参加	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	公開講座や大学における講義を年に80回程度実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、平成23年度は680件の更新を行い、国際法の研究促進を支援した。	大学講義等への職員の派遣
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	大学講義等への職員の派遣	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】 今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、及び、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠かつ効果的である。また、国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、これらは適切かつ効率的であった。</p> <p>23年度には上記測定指標及び次のとおり、国際法規の形成への寄与と外交実務への活用との目標の達成に向けて相当な進展があった。 ○平成23年7月、国際海底機構（ISA）年次総会・理事会において行われたISA財政委員会委員選挙において、山中真一在オマーン大参事官が選出され、また、ISA法律・技術委員会委員選挙において、岡本信行委員（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員が委員に選出された。 ○平成23年8月、国連海洋法条約締約国特別会合において行われた大陸棚限界委員会補欠選挙において、我が国候補者の浦辺徹郎東京大学教授が選出された。 ○平成23年10月、国際海洋法裁判所の裁判官会議において行われた裁判所長選挙の結果、柳井俊二ITLOS判事が選出された。 ○平成23年11月、国連総会及び安全保障理事会において行われた国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙の結果、小和田恒判事が再選された。 ○平成23年11月、国連総会において行われた国連国際法委員会（ILC）委員選挙の結果、村瀬信也委員（上智大学教授）が再選された。 ○平成23年12月、国際刑事裁判所締約国会合において行われた予算財務委員会委員選挙の結果、杉浦政俊委員が再選された。 ○平成24年1月、平成22年7月に国会の承認を得て成立した鉱業法の改正案が施行されたが、施行にあたり、国際法上の知見を活用し、国際法との整合性を確保した。</p> <p>【課題】 今後とも、我が国の外交基軸の一つであり、1月の外交演説でも述べられた「法の支配」の確立に向け、国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面及び国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支える国際機関及び国際的フォーラムに関する取組を一層強化する必要がある。</p> <p>【今後の方針】 国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応していく。</p>	

施策に関する評価結果	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
測定指標	(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化		年度ごとの目標	
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと、日朝間、日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では、我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。日露関係においては、平成23年11月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化
		24年度		日米安保体制の信頼性向上をはじめとする我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化
		25年度		我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化	
	(2) 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化		年度ごとの目標	
	基準	—	国際約束締結交渉等への積極的な関与及び既存の国際約束等の適切な実施のための法的助言	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	「日・カザフスタン原子力協定」、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」、「日・ベトナム原子力協定」、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の締結、「日豪物品役務相互提供協定」の国会承認などは、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化
		24年度		諸外国・国際機関との間での刑事分野や原子力安全等を始めとする政治分野に関する枠組み作りの推進・強化
		25年度		諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化
		26年度		同上
27年度			同上	
目標	—	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化		
施策に関する評価結果	目標期間終了時点の総括	【総括】 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進及び刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間での政治分野における枠組み作りの推進は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たって重要かつ有効である。		

以下①及び②に示すとおり（測定指標2（1））、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下③、④及び⑤（測定指標2（2））に示すとおり、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りに向け着実な成果があった。その結果、平成23年度において、政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施面で本施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。こうした成果は投入資源量に見合ったものであり、効率的に達成された。

① 我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得て締結した。

② 平成23年11月のアジア太平洋経済協力（APEC）の際の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。

③ 原子力の平和的利用の促進に関して、「日・カザフスタン原子力協定」、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」を締結した。

④ 我が国自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動、災害対処等のために必要な物品・役務を相互に提供するための枠組みについて定める「日豪物品役務相互提供協定」について国会承認を得た。

⑤ 東南アジア地域における平和、友好及び協力を促進するために、東南アジア友好協力条約の締結国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定める「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」を締結した。

【課題】

引き続き日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施に向けた主体的な関与が求められる。また、引き続き、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施を進めていくことが求められる。

【今後の方針】

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化するとともに、刑事分野における協力の促進、原子力安全の向上等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。

施策に関する評価結果	3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
測定指標	(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進		年度ごとの目標	
	基準	—	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施	
	施策の進捗状況(実績)	23年度	平成19年1月から再開されたWTOドーハ・ラウンド交渉においては、妥結を目指して引き続き交渉が行われており、我が国としても交渉において主導的役割を果たしてきた。 平成22年11月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、積極的に締結の推進を目指すFTA/EPAについては、平成23年8月にインドとの間で、平成24年3月にペルーとの間でEPAが発効した。また、豪州と間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断している交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP協定交渉への参加についても検討を進めてきた。	多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進
		24年度		投資、租税、環境分野を始めとする多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進
		25年度		多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進
		26年度		同上
		27年度		同上
		目標	—	多角的自由貿易体制の強化とFTA/EPAの推進
	(2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画		年度ごとの目標	
	基準	—	経済分野及び社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与並びに既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を実施	
			日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること等を目的とした経済・社会分野の二国間条約について、平成23年通常国会においてはEPA1件、租税条約6件(うち改正議定書1件)及び社会保障協定2件を締結することにつき国会の承認が得られた。平成23年臨時国会においては、EPA2件(うち1件は改正議定書)を提出し、2件とも国会の承認が得られた。また、平成24年通常国会においては、租税条約3件及び投資協定2件を締結するために必要な手続を進めてきた。 国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野においては、二国間の条約のみならず、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りも重要であり、我が国として締結の意義のある条約については、締結に向けた各種手続を順次進めてきている。 例えば、平成23年通常国会においては、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための国際通貨基金協定の改正につき国会の承認を得て、平成23年8月に受諾書を寄託した。	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成

施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>また、同年5月には遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書に署名し、同年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)においても、将来枠組みの構築に関して法的観点から適切な支援を行ったほか、平成24年3月には、名古屋・クアラ Lumpur 補足議定書に署名した。</p> <p>さらに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約について、国際的な協力を通じ、不法な連れ去り等によって生ずる有害な影響から子を保護するとともに、親子の接触の機会を確保することにより子の利益に資するとの見地から有意義であると認められたため、平成23年5月20日、締結に向けた準備を進めることについて閣議了解を行った。この条約をはじめ、平成24年度通常国会においては、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定める偽造品取引防止協定、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定める税務行政執行共助条約等多数国間条約6本を締結するために必要な手続を進めてきた。</p>	
	24年度		投資、租税、環境分野を始めとする我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成
	25年度		我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	我が国の利益を反映した経済及び社会分野での国際的ルールの作成
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>FTA/EPAをはじめとする経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。</p> <p>二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するために必要かつ有効である。</p> <p>国民生活に直結する国際ルール作りに積極的に関与することを通じて、地球規模の課題の解決への貢献に努めるとともに、我が国国民の利益や関心を国際ルールの内容に十分に反映させることが重要である。特に、多数国間条約の作成に係る交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有するパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義かつ有効である。</p> <p>上記測定指標及び以下のとおり、平成23年度においては、前年度から引き続いて懸案となっていた日韓図書協定及び3本のEPAを始め、14件の条約につき国会の承認が得られるなど、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で目標の達成に向けて相当程度の進展があった。こうした成果は投入資源量に見合ったものであり、効率的に達成された。</p> <p>(1) 自由貿易協定・経済連携協定(FTA/EPA)の締結交渉については、インド及びペルーとの間でEPAが発効した。また、平成22年11月9日付けで閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉の参加について検討を進める等、各国との経済連携の推進において一定の進展があった。</p>	

(2) 国会承認条約については、平成23年通常国会において、二国間条約であるEPA 1件、租税条約6件(うち1件は改正議定書)、社会保障協定2件及び日韓図書協定に加え、多数国間条約であるWTO譲許表の修正及び訂正に関する確認書及び国際通貨基金協定の改正を提出し、12件全てについて国会の承認が得られた。平成23年臨時国会においては、EPA2件(うち1件は改正議定書)を提出し、2件とも国会の承認が得られた。平成24年通常国会においては、租税条約3件及び投資協定2件の二国間条約に加え、多数国間条約6件(偽造品取引防止協定、税務行政執行共助条約、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約等)の計11件を締結するために必要な手続を進めてきた。

(3) 国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りに積極的に参画するとともに、その中で成立した国際約束のうち、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための国際通貨基金協定の改正について平成23年8月に受諾書を寄託した。また、同年5月には、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正で衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書に署名し、同年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)においても、将来枠組みの構築に関して法的観点から支援したほか、平成24年3月には、名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。

【課題】

(1) 我が国は包括的なFTA/EPAの締結を推進していることから、交渉分野は多岐にわたり、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。したがって、締結のための作業量は甚大なものとなることから、今後、既存の交渉の加速化や新たな交渉の開始が想定されることを踏まえれば、その取組方法について更なる工夫を進めるとともに、人的資源の拡充が必要不可欠である。また、海外投資及び対内投資促進の重要性が高まる中、投資協定締結のニーズが増加しており、これらのニーズに対応するための体制を強化することが不可欠である。

(2) 各種経済条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)については、これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見を活かしつつ、新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、体制の整備が不可欠である。

(3) その他の経済分野及び社会分野の条約についても、国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い様々な地球規模の課題が発生しており、これらの分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中、我が国として特に国際約束を締結していくべき課題につき、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを一層強化することが求められる。また、より戦略的かつ迅速に締結に至ることができるよう、体制の整備が不可欠である。

【今後の方針】

本施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していくべく努める。

学識経験
を有する者
の知見
の活用

(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)

○おおむね妥当。特に、我が国の安全保障や領土問題に関し、近代の国際政治や国際法の正統性を強調する視点はとりわけ重要であり、今後も引き続きそのアプローチの精緻化に努めてほしい。

○国際法分野での日本人委員の選出はそれ自体日本にとって慶賀すべきことであろうが、外交目標として適切かは疑問の余地がある。条約制定数も本来的には評価指標ではなく、条約締結の際の専門的知見の提供等の質を問うべきである。また、過去の対外約束の整理把握という意味では、この分野において外交史料の整理公開等を扱うことも考えられる。

○「測定指標」と「施策に関する評価結果」における記述を見る限り、数値も入れて具体的に記述されており、目標の達成状況が「進展があった」とする評価は妥当と考える。一方で、これほど具体的に記述できるのであれば、「基準」と「年度ごとの目標」欄の記述が簡素すぎるのではないか。

○定量指標にもかかわらず「80回程度」と表現されるのはなぜか。また「講座・講義回数」よりも「受講人数」の方が望ましい。さらには「受講者の評価」の方が望ましい。「インターネット上のデータベースの更新回数」よりも「アクセス回数」の方が望ましい。
 評価の神髄がcheck→actionにあることに鑑みれば、評価を通じ改善点を見つけるという点での指標の活用が望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
	3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

担当部局名	国際法局	作成責任者名	国際法課長 三上 正裕	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	------	--------	----------------	----------	---------

**施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析，並びに情報
及び分析の政策決定ラインへの提供**

施策名	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供					
施策の概要	<p>(1) 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>(2) 先端技術による情報収集 先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。</p> <p>(3) 情報分析機能の推進（有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大） 国際情勢を的確に見極めていくためには，様々な要因・観点から考慮することが必要であり，省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>(4) 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>(5) 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における関係担当官が，新たな情報源の開拓を含め，情報収集を強化するため，任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>(6) 政策決定ラインへの適時の情報および情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p>					
達成すべき目標	<p>情報収集及び情報分析能力の強化，並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより，外交政策の立案・実施に寄与すること</p>					
施策の 予算 額・執 行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	567,554	535,241	539,398	504,576
		補正予算 (b)	0	0	0	-
		繰越し等 (c)	0	0	0	0
		合計 (a+b+c)	567,554	535,241	539,398	504,576
執行額 (千円、d)	505,283	476,388	476,388	476,388		
施策に 関係す る内閣 の重要 政策 (施政 方針演 説等 のうち 主な もの)	<p>第180回国会における玄葉外務大臣による外交演説（平成24年1月24日） 「外交上不可欠な情報収集・分析能力を更に強化します。」</p>					

施策に関する評価結果	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」

測定指標	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供					
	(1) 情報収集能力の強化		年度ごとの目標			
	基準	22年度	<p>情報収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●購入した刊行物・データベース等の数：224 ●先端技術関連データ購入枚数：984 ●研修及び会議参加のための本省出張者のべ人数：57 ●在外職員による出張回数：50 	/		
		施策の進捗状況（実績）	23年度		<p>情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定，在外公館と情報関心を共有し，本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。</p> <p>また，特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し，在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。</p> <p>さらに，在外公館においては，在外公館職員の任国内外への出張を指示し，情報収集活動を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●購入した刊行物・データベース等の数：182 ●先端技術関連データ購入枚数：481 ●研修及び会議参加のための本省出張者のべ人数：60 ●在外職員による出張回数：64 	以下の達成手段等により，的確な情報収集を行う。
			24年度			同上
			25年度			同上
			26年度			同上
			27年度			同上
	目標	—	的確な情報収集の実施	/		
	(2) 情報分析の質の向上		年度ごとの目標			
	基準	22年度	<p>情報分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先端技術関連データ購入枚数：984 ●専門分析員数：18 ●委託調査報告書数：15 ●招聘のべ人数：13 ●研修/会議参加のための出張者数：28 	/		
		施策の進捗状況（実績）	23年度		<p>国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招へい）機会の増大，情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。</p> <p>また，専門分析員の採用による外部の知見の活用等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先端技術関連データ購入枚数：481 ●専門分析員数：19 ●委託調査報告書数：19 ●招聘のべ人数：20 ●研修/会議参加のための出張者数：25 	以下の達成手段等により，質の高い情報分析を行う。
			24年度			同上
			25年度			同上
			26年度			同上
			27年度			同上
	目標	—	質の高い情報分析の実施	/		

(3) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供			年度ごとの目標
基準	—	政策決定ラインへの情報・情報分析の提供	
施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。</p> <p>また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。</p> <p>さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。</p> <p>●分析資料の作成数(平成22年度を100として): 170</p> <p>●幹部ブリーフの回数(平成22年度を100として): 105</p>	<p>以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p> <p>－省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握</p> <p>－政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充</p>
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供	
施策に関する評価結果	評価結果の関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ問題等、国際情勢が流動性とリスクを高めつつあるとともに、国際社会は国際エネルギー問題等の新たな重要課題に直面するようになっていく中で「情報」がなお一層重要な役割を果たすようになっていく。そのような環境にあつて、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための主体的な外交戦略構築のためには、情報収集・分析機能の強化を通じて、外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握することが必要不可欠である。</p> <p>そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備・強化し、効率的に運用することにより、外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要である。</p> <p>2 具体的には測定指標及び下記のとおり、目標達成に向けて進展があつた。</p> <p>(1) 省内政策部門との意見交換等を通じ政策部門が必要としている情報の把握、重点的に実施する情報収集のテーマの在外公館への伝達及び指示、在外公館職員による任国内外への出張を通じた情報収集、新たな情報源の開拓等を実施することにより、的確な情報収集に向けて想定された成果があつた。</p> <p>(2) 外部有識者等の知見の一層の活用、職員のための各種研修、諸外国との協力、情報コミュニティ省庁との定期的な会合を通じた情報共有の強化等により、情勢分析等の質の向上を図ることができた。</p> <p>(3) 政策部門に対する、時宜を得た報告の機会を確保・拡充することにより、外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。</p> <p>3 なお、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、政策決定ラインに対し適時適切な情報提供を行っており、投入資源量に見合った成果が得られたことから、本件施策は有効かつ効率的であつた。</p> <p>【課題】</p> <p>衛星画像や公開情報の収集・分析の専門性の更なる向上、情報収集活動の強化、及び収集された情報を有効に活用し分析に役立てるための基盤を強化する必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○本分野は、予算や人員を含め、今後一層充実させていくことが重要だろう。</p> <p>○業務の性質上、具体性をもたせることは難しいかもしれないが、データベース購入数や省内ブリーフ数で情報活動の効果を判定することは適切か疑問がある。測定指標について更なる検討を要する。</p> <p>○「測定指標」の記述は、数値も盛り込み具体的になされている。「施策に関する評価結果」の【課題】の記述では、「衛星画像や公開情報の収集・分析の専門性の更なる向上」の部分について、「衛星画像や公開情報の収集分析」の「現状」に関する記述がないため、「更なる向上」の意味が不明確となっているのではないか。</p> <p>○「評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握」している点は高く評価できる。しかし、今般の評価において用いられている指標の多くは活動指標、産出指標であり、意見聴取を通じ成果を把握し、これを指標化 (e. g. 分析レポートに対する評価、満足度) することを期待したい。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>外務省ホームページ 首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp)</p>
---------------------------	---

担当部局名	国際情報統括官組織	作成責任者名	第一国際情報官 柴田 裕憲	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ-1 海外広報, 文化交流

施策名	海外広報、文化交流				
施策の概要	<p>1 海外広報 海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」並びに我が国の一般事情についての理解促進及び親日感の醸成を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、オピニオンリーダー等の訪日招待事業、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施してきている。</p> <p>2 国際文化交流の促進 各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、（1）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、（2）人物交流事業の実施、（3）日本語の普及、海外日本研究の促進、（4）大型文化事業（周年事業）を行う。</p> <p>3 文化の分野における国際協力 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、（1）ユネスコや国連大学を通じた協力、（2）文化無償資金協力を実施する。</p>				
達成すべき目標	<p>海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること</p> <p>1 海外広報 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること</p> <p>2 国際文化交流の促進 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること</p> <p>3 文化の分野における国際協力 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	14,778,935	14,586,081	14,730,547	14,375,808
	補正予算 (b)	-	189,918	△660,103	-
	繰越し等 (c)	-	△3,932		
	合計 (a+b+c)	14,778,935	14,772,067		
	執行額 (千円, d)	14,490,476	14,452,317		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主要なもの）	<p>1 海外広報 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「『日本的な価値』をいかした外交の推進が重要と考えます。日本は、古くから外国の様々な文化や技術を取り入れ、柔軟に日本流にアレンジし、日本ブランドとでもいうべきものを作り上げてきました。最近、サウジアラビアでは、テレビで日本人の礼儀正しさなどを紹介する番組が放映されて、我が国への関心が喚起されました。その後、訪日ビザの発給件数が三倍になりました。私は、いわゆる「クールジャパン」を超えて、精神性を含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、『日本的な価値』に対する理解の増進に取り組みます。」</p> <p>2 国際文化交流の促進 ・第177回国会所信表明演説(平成23年1月24日) (日米同盟の深化) 「日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア大洋州地域のみならず、世界にとっても安定と繁栄の共有財産です。既にオバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、</p>				

日米同盟を深化させることで一致しています。」

3 文化の分野における国際協力
特になし

施策に関する評価結果	海外広報、文化交流			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
施策に関する評価結果	1 海外広報			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	(1) 広報事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数, 事業参加人数, HP訪問者数, 対象者の反応)		年度ごとの目標	
	基準	— 良好な対日イメージの定着		
	施策の進捗状況(実績)	23年度	<p>(1) 在外公館においては、平成23年度に、講演会約1,500件や、教育広報約1,300件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の約8割について、派遣国のメディアで報道がなされている。</p> <p>(2) 本邦に招待したオピニオンリーダーは帰国後訪日経験に基づく発言等を行っており、我が国にとって好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また、招待したTVチームの取材による日本特集番組は、のべ133回、3,583分放送される(注:17チーム(含む補正事業)の番組放映回数, 時間)等、諸外国の一般国民の対日理解促進に大きく寄与している。</p> <p>(3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約100か国、300を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。</p> <p>(4) Web Japanは、諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信しており、年約3,700万ページビューのアクセス数を確保していることで、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着していることが裏付けられた。</p> <p>(5) 2011年3月の東日本大震災発生直後から、海外に正確な情報を伝え、震災後の日本に対する誤解を防ぐための説明・情報提供に積極的に取り組んだ。例えば、実際の日本の状況を目で見て理解してもらうため、復興発信使(19名13か国・20都市)の派遣、ソーシャルメディア発信者(10名)の招へい、外国映像制作チーム(11チーム)の招待を行った他、震災後1年の前後には海外主要紙の紙面買上げ(138在外公館, 211紙)を実施した。また、日本ブランドの信頼性回復・強化を図るため、関係省庁や地方自治体、企業とも連携しながら観光展(40件)への出展、復興写真展(98在外公館)を実施するとともに、復興・再生する日本の姿を海外に発信するための映像資料、テレビCM、報道番組を制作・放映した。</p>	<p>下記の事業等を通じる政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣事業, オピニオンリーダーの招へい(「閣僚級招へい」)事業, 海外TVチームの日本特集番組制作支援事業の実施 ・印刷物資料, 視聴覚資料の効果的な活用 ・Web Japanによる対日理解の促進 ・東日本大震災発生後の日本の状況についての正確な情報の発信, 日本ブランドの信頼性回復・強化のための事業の実施
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
目標	—	海外における対日理解の増進, 親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること		

		(2) 外国における対日論調, 対日意識の向上 (報道振り, 世論調査の結果等)	年度ごとの目標
基準	—	良好な対日イメージの定着	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>(1) 平成23(2011)年12月から平成24(2012)年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界22か国で行った世論調査では, 20か国において, 我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が, 悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また, 我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で58% (前年比+1%) であり, 評価対象となった17か国・地域中第1位であり, 我が国に対する良好な評価が見られる。</p> <p>(2) 平成23年度に外務省が委託して実施した対日世論調査では, 米国においては有識者の90%, 一般回答者の84%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し, 前回調査 (平成23(2011)年2月~3月) と比較すると, 有識者も一般回答者も変動はなかった。また, トルコにおいては, 83.2%がトルコと日本の関係を「友好関係にある」「どちらか」というと友好関係にある」と回答するなど, 我が国に対して好意的な見解が示され, 良好な対日イメージの定着が見られた。</p>	政策広報の強化及び効率的で効果的な一般広報事業の実施による良好な対日イメージの定着
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	海外における対日理解の増進, 親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>国際社会においては, インターネットやマス・メディアの発達, 各国における民主制度の進展等を背景に, 外交政策に及ぼす国民の影響が高まっている。このような中, 我が国の政策 (特に外交政策) 及び一般事情に関し, 正確で時宜を得た発信を行い, 諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは, 我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり, 我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。さらに近年, 新興国の経済的発展を背景に我が国の相対的なプレゼンスの低下が懸念される中, 海外における発信に一層力を入れていく必要がある。</p> <p>予算・人的投入資源に限られる中, 23年度は下記のとおり施策は効果的かつ効率的に実施され目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>(1) 事業実施件数, 事業参加人数, HPのページビュー数等, 対象者の反応等の実績を踏まえると, 外務省の実施する海外広報活動は相当程度諸外国の対象者に届いていると考えられる。(測定指標(1))</p> <p>(2) 英国BBCワールド・サービスが行った世論調査では, 我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は58% (前年比+1%) で, 評価対象の17か国・地域中1位となった。調査対象の22か国中20か国において, 「肯定的」が「否定的」を上回っており, 海外における世論調査では, 一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また, 外務省が平成23年度に委託して実施した米国等における対日世論調査においても, 海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。(測定指標(2))</p> <p>【課題】</p> <p>(1) 喫緊の課題として, 東日本大震災後のいわゆる風評被害を可能な限り払拭し, また, 震災によって傷付いた「日本ブランド」を復活・強化する必要がある。</p> <p>(2) 同時に, 上述の英国BBCワールド・サービスの調査では, 我が国に対する概ね好意的な評価が見受けられるものの, 例えば, 我が国に否定的な見方を示す人々の36%がその理由として「外交政策」を挙げていることなどからも, 一層効果的な政策広報が引き続き必要である。</p> <p>(3) 行政刷新会議による「提言型政策仕分け」(平成23年11月)において, 在外公館の業務の一部のアウトソーシング化, 「広報文化センター」の業務整理, 配置・内容の見直しが提言されたことも踏まえ, 事業展開における有機的・効果的な役割分担を図るとともに, 戦略的な企画・立案及び施策の一層の効率化に引き続き取り組み, またその検証を行っていく必要がある。</p>	

【今後の方針】

精神性を含めた多様な日本の魅力を発信し、国家戦略として日本文化を海外展開させ、日本の製品、技術、ポップカルチャー等の根底に流れる、日本人の真面目さや礼儀正しさ、忍耐強さといった「日本的な価値」に対する理解の増進に取り組む。この観点から、国際広報連絡会議等の場を通じて、他府省庁、関係機関、民間の主体を含めたオールジャパンとしての連携を強化し、対外的な日本の政策発信力の強化に努める。また、広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会における議論を踏まえ（「最終提言」は今夏公表予定）、広報文化事業の有機的な役割分担と更なる効率化に向けた一定の方向性を示す。

施策に関する評価結果	2 国際文化交流の促進								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」							
測定指標	(1) 在外公館文化事業について、件数、事業評価	基準値	実績値					目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
	在外公館文化事業数	2,151件	2,492件					前年度の実施数及び評価を維持	
	在外公館文化事業評価におけるA評価（特に優秀）、B評価（優秀）の事業の割合 （在外公館文化事業評価：在外公館が行った文化事業に関し、A（特に優秀）／B（優秀）／C（普通）／D（低い）の評価付けを実施。）	90%以上	93%						
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	(2) 文化交流事業の実施が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価） （なお、（独）国際交流基金の行う事業については、独立行政法人評価委員会において評価する。）					年度ごとの目標			
基準	-	文化事業、人物交流事業、知的交流事業における、各国国民の対日理解を促進する事業の実施							
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>(1) 日本の発信力を一層強化するため、海外における日本語普及の拡充、ポップカルチャーを始めとする現代日本文化の活用、有識者層を対象とした取組の拡充に努めた。</p> <p>(2) 「地方の魅力発信プロジェクト」（二次補正事業）として、東日本大震災で傷ついた日本ブランドの回復を目的として、日本の郷土芸能の魅力、食文化の魅力及び日本の各地の自治体・地域文化団体との連携事業を柱として、世界各国で100事業を実施した。参加者はのべ14万人であり、要人の出席他、多くの報道がなされるなど、大きな反響があった。</p> <p>(3) ドイツ、クウェート、バルト三国における周年事業に合わせ重点的な交流及び大型文化事業をはじめとする日本文化紹介事業を実施した。ドイツ（4件）、クウェート（3件）、バルト三国（1件）。プレスカバレッジが高く、非常に反響の大きい公演となり、二国間の交流と相互理解を一層強めた。</p> <p>(4) 7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベント（約19万人が参加）である「JAPAN EXPO」の機会に外務省、経産省、農林水産省、観光庁の四省庁及び国際交流基金他関係機関と連携し、オールジャパンでの日本文化の総合的・集中的発信に努めた。その他11月のイタリアにおけるアニメイベント（ROMICS）、本年2月のインドネシアポップカルチャーイベント等の機会にも大規模ブースを設け、日本事情、日本文化の紹介を行った。</p> <p>(5) さらに、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第五回国際漫画賞を実施した。訪日した受賞者による東北訪問を実施した。また、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。</p>					<p>1 在外公館文化事業の効果的・効率的な実施</p> <p>2 周年事業に合わせた重点的な交流事業の実施</p> <p>3 国外の大規模行事に合わせた日本文化の総合的・集中的発信</p> <p>4 ポップカルチャーを活用した文化事業の実施</p> <p>5 人物交流事業の実施及びフォローアップ強化</p>		

		(6) (ア) 平成23年9月に関係団体との共催でJETプログラム25周年記念シンポジウムを開催し(約300名が参加)、JETプログラムの重要性が再確認された。 (イ) 平成24年2月、震災後の我が国の復興と日本留学についての正しい理解の促進を目的とした文科省事業「ジャパン・スタディ・プログラム」を共催(42か国・地域からの大学・大学院生等216名を対象)。	
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。	
(3) 事業の効果を示すエピソード及び統計			年度ごとの目標
基準	—	文化事業、人物交流事業、知的交流事業における、各国国民の対日理解を促進する事業の実施	
施策の進捗状況(実績)	23年度	(1) 東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献している他、市民レベルでの募金、チャリティイベントの開催、支援メッセージの発出等、これまでの文化紹介・人的交流が対日理解の素地となるとともに、震災後の行事が市民レベルでの対日支援の広がりを促し、我が国のメッセージ発信の場となっている。 (2) 平成22年7月に発表された海外の日本語学習者数(平成21年度(独)国際交流基金調べ。調査は通常3年ごとに実施している)は、前回調査(平成18年度)よりも1.5倍増の約365万人にのぼり、着実に増加している。 (3) 人物交流事業の効果を向上させるためのフォローアップをし強化している。 (ア) 各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報)や帰国留学生会の活動支援(新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催)等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界114か国、341組織(前年比増)に上っている。 (イ) 平成23年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4300名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5万5000人に達した。 (ウ) 「戦略的実務者招へい」については、その前身たる「21世紀パートナーシップ促進招へい」の開始された平成17年度からの被招へい者に対して、定期的にフォローアップを実施することとしており、その結果、我が国重要外交政策実施に向けての各種協力において、招へい効果(各種選挙への支持等我が国の重要外交政策実現のための協力等)が見られている。	1 在外公館文化事業の効果的・効率的な実施 2 周年事業に合わせた重点的な交流事業の実施 3 国外の大規模行事に合わせた日本文化の総合的・集中的発信 4 ポップカルチャーを活用した文化事業の実施 5 人物交流事業の実施及びフォローアップ強化
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る。	

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】 国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、多方面にわたる日本の魅力を積極的に発信し、文化交流や人物交流を促進することで、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要である。 予算や人的投入資源に限られる中、測定指標2にも示されているように、文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心や理解を深め、更に親日感の醸成に資する事業を効果的かつ効率的に実施し、目標の達成に向けて進展があった。特に、東日本大震災後、地方文化や日本の食文化紹介事業は、多くの観客数(延べ14万人以上)、高いプレスカバリッジに見られるように反響が大きく、震災で傷ついた対日イメージを回復し、多面的な日本の魅力を紹介することができた。また、大型文化事業の実施のように、平成23年度に外交上の節目を迎えたドイツ、クウェート、バルト3国において、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。また、パリでのJAPAN EXPO等の大型イベントの機会をとらえ、オールジャパンでの日本の総合的発信を効果的に行うことが出来た。</p> <p>【課題】 (1) 米国の大学等教育機関における近年の日本語・日本研究講座の減少など、相対的に低下傾向にあった日本への関心は、東日本大震災の発生により一時的には高まったものの、そうした関心をさらなる日本理解につなげる工夫が必要である。 (2) 海外の若者層を中心に日本のポップカルチャーに対する人気は根強いが、それを日本社会や日本人に対する深い理解につなげる必要がある。 (3) 行政刷新会議における「提言型政策型仕分け」及びその後のフォローアップにおいて、広報文化事業については、実施の担い手として、国際交流基金の最大限の活用や民間リソースの利用の必要性が指摘された。中国、韓国が文化外交を強化する一方、日本の文化事業予算が例年削減傾向にある中で、日本のプレゼンスを引き続き確保するため、他省庁との連携や国際交流基金や民間のリソースの活用を通じ、効果的かつ効率的に事業を行っていく必要がある。</p> <p>【今後の方針】 (1) 地方文化紹介や日本の食文化紹介など、日本の多面的な魅力の紹介を通じ、震災後の対日関心を維持・拡大し、日本ブランドの再生・強化に資する事業の案件形成を引き続き積極的に行う。 (2) より深い対日理解に導くためには、その入り口としての日本語の普及をはかる必要がある。昨今の海外若年層の間のポップカルチャー人気に鑑み、日本語普及事業を展開する際に、ポップカルチャーを効果的に取り上げていく。 (3) 国際交流基金の海外拠点の所在地においては、基金の海外拠点と在外公館との間で緊密な連携関係、それぞれの強みをいかした役割分担を行うなどして、事業の効率的・効果的实施に努める。また、現地の大型文化イベントへの参画にあたり、大使館は司令塔としての役割を担い、国際交流基金の他、民間のリソースを有効に活用し、事業の効果的・効率的実施に努め、日本のプレゼンスを維持・拡大させる。</p>
-------------------	-------------------	---

施策に関する評価結果	3 文化の分野における国際協力			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	(1) 文化、教育、知的交流の分野における国際貢献の度合い（ユネスコ、国連大学における交渉・事業等への貢献の度合い、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価（自己評価を含む））		年度ごとの目標	
	基準	— ユネスコの各種会議への関与・貢献、信託基金を通じた途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業への貢献、国連大学との協力の実施	各種会議への積極的な関与、信託基金事業の円滑な進展、国連大学における我が国の政策発信につながるシンポジウム・セミナー等開催及び途上国の能力育成に向けた大学院プログラムの円滑な実施・拡大のための支援	
	施策の進捗状況（実績）	23年度 ユネスコについては、第36回総会、第186回、第187回、第188回及び第189回執行委員会、第35回世界遺産委員会、無形文化遺産条約第5回政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献。また、3つの日本信託基金を通じ約80件の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。 国連大学については、我が国政府との協議や、専門家ワークショップ等の開催を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、日本の産学界等との連携を促した。		
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度	同上	
	目標	— ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化財の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施、国連大学との連携強化による、地球規模課題についての我が国の政策発信の推進と、途上国の能力育成事業への協力を図る。		
	(2) 文化無償資金協力における、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価		年度ごとの目標	
	基準	22年度 ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を実施した。 一般文化無償資金協力 12件 草の根文化無償資金協力 22件	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件の実施	
	施策の進捗状況（実績）	23年度 平成23年度はODAの方針等を踏まえた案件の実施に絞り込んだ結果、一般文化無償資金協力は平成22年度より6件少ない6件、草の根文化無償資金協力については平成22年度より4件少ない18件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式、供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており、実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他、政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。また東日本大震災の発生を受け、これまで文化無償を実施した被供与国政府、機関、団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催するなど、親日感が醸成されていることが裏付けられた。		
		24年度		同上
		25年度		同上
	26年度	同上		
	27年度	同上		
目標	— 被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に寄与する。			

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】 世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている中、対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化等の分野におけるニーズに応じた発展を支援する必要がある。開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り所となる独自の文化・教育振興のための支援は、当該国の経済・社会開発に寄与する点で必要性が高い。 また、危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために、我が国の高い技術力や豊富なノウハウをもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。 上記測定指標及び以下の通り、予算及び人的投入資源に限られる中、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組を効率的に行い、本件施策の目標達成に向け進展が見られた。 (1) 文化遺産保護に関する日本信託基金事業(有形文化遺産40件、無形文化遺産100件)は、実施国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援は注目を集めやすく、実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は国際的にも評価されており、裨益国の関係閣僚等からも謝意が述べられるとともに、日本人専門家の活躍により我が国のプレゼンスを示すなど、費用対効果は極めて高い。ユネスコとのレビュー会合を実施し、有効性、効率性を一層高めている。 (2) 開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した10件を含め54件の事業を実施中であり、裨益国・地域の人作りに貢献している。事業の開始式等には、裨益国の担当大臣等に加え、我が方在外公館からも参加し、我が国のプレゼンスを確保する良い機会となっている。個別の支援額は小規模であるが、費用対効果が高い。ユネスコとのレビュー会合を実施し、有効性、効率性を一層高めるべく改善点を確認した。 (3) 国連大学については、同大学を通じた国際協力を効果的かつ効率的に進めることができるよう、日本政府とのハイレベル協議(2回)を含む会議等の機会を通じて、国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく新規事業等について緊密な意見交換を行った。また、東日本大震災の実体験も踏まえ、専門家ワークショップ等を開催するなど、国連大学として、震災復興のテーマにも迅速に対応した。さらに、大学院プログラムを通じ、国際機関等で通用する人材の育成にも取り組んだ。こうした取組は我が国の関心にも応えるものである。 (5) 文化無償資金協力については、平成23年度は一般文化無償資金協力6件、草の根文化無償資金協力18件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。また東日本大震災の発生を受け、これまで文化無償を実施した被供与国政府、機関、団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催するなど、親日感が醸成されていることが裏付けられた。</p> <p>【課題】 新たなニーズに応じて、文化等の協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく必要がある(具体的には下記の方針を参照)。</p> <p>【今後の方針】 ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かし、限られた予算を有効かつ効率的に活用する方向で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」(ユネスコ・カテゴリー2センター(ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関))の活性化へつなげていく。 文化無償資金協力については、ODAの方針等を踏まえ、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を、より精査して実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまで実施済みの案件に関するフォローアップも実施していく。</p>
-------------------	-------------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○課題にその認識が示されているが、日本に対して良好ではないイメージも外交的働き掛けの対象としてより重視すべきだろう。</p> <p>○海外広報、文化交流についてはその活動の効果および達成状況について測定指標を更に検討する余地があるのではないか。公館利用者に対する満足度調査や現地国での広報ニーズ等の調査も可能ではないか。</p> <p>○「測定指標」および「施策に関する評価結果」の記述は、数値も盛り込み具体的になされている。一方で、全体を通してみると、記述に若干の齟齬が見受けられる。たとえば、Ⅲ－１－（３）の「施策の進捗状況」では、「（２）海外の日本語学習者数が1.5倍増、着実に増加している」としながら、【課題】の欄では、「（１）米国の大学等・・・相対的に低下傾向にあった日本への関心は、・・・」となっている。日本語学習者と日本語講座という対象の相違、またデータ時点の相違を考えても、同様のテーマで記述が異なることはいかがか。</p> <p>○「海外広報」については、「事業実施件数、事業参加人数、HP訪問者数」のみならず、「対象者の反応」についても定量的に測定を行う方が望ましい。 「文化交流事業」については、参加者の評価や、報道振りの内容（pro or con）について定量化を行う方が望ましい。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p><u>1 海外広報</u></p> <p>○海外における対日世論調査 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html</p> <p>○BBCによる世論調査 http://www.worldpublicopinion.org/pipa/articles/views_on_countriesregions_bt/717.php?nid=&id=&pnt=717&lb=</p> <p><u>3 文化の分野における国際協力</u></p> <p>ユネスコホームページ (http://unesco.org/new/en/unesco) 国連大学ホームページ (http://www.unu.edu/hq/japanese/index.htm)</p>
---------------------------	--

担当部局名	広報文化交流部	作成責任者名	総合計画課長 小野 日子	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	---------	--------	-----------------	----------	---------

施策Ⅲ-2 報道対策，国内広報，IT 広報

施策名	報道対策, 国内広報, IT広報				
施策の概要	<p>1 適切な報道機関対策・国内広報の実施 外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、直接、間接の様々な方法により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。</p> <p>2 効果的なIT広報の実施 IT広報手段の強化・多様化、IT広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取り組みを通じ、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に寄与する。</p> <p>3 効果的な外国報道機関対策の実施 以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。 (1) 日本関連報道に関する情報収集・分析 (2) 外国報道機関に対する情報発信・取材協力 (3) 報道関係者招へい</p>				
達成すべき目標	<p>我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること</p> <p>1 適切な報道機関対策・国内広報の実施 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること。</p> <p>2 効果的なIT広報の実施 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること</p> <p>3 効果的な外国報道機関対策の実施 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算の状況(千円)	当初予算 (a)	1,703,766	1,500,472	1,316,160	1,356,996
	補正予算 (b)	△3319	△2880	28,035	0
	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b+c)	1,700,447	1,497,592		
	執行額 (千円, d)	1,618,568	1,407,132		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	<p>1 適切な報道機関対策・国内広報の実施 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「政策を効果的に実施するためには、オールジャパンで外交を推進することが必要です。その観点から、地方自治体や民間企業、NGO、市民の皆様との連携を強化します。」</p> <p>2 効果的なIT広報の実施 ・玄葉外務大臣演説「我が国のグローバルな課題への取り組み～『フルキャスト・ディプロマシー』の展開と協カフロンティアの拡大」(平成24年2月28日) 「・・・NGOや地方自治体、中小企業を含む企業の経営者の方々、メディアや学会、有識者の方々など、あらゆるの方々に対して、まさに皆様こそこれからのグローバル人材であり、皆様のお力をもっと頂きたいということを改めて申し上げたいと思います。様々な主体が協力、連携して相乗効果を生み出していくこと、これを『フルキャスト・ディプロマシー』というふうに呼んでおりますけれども、そういう『フルキャスト・ディプロマシー』とは、国民の皆様のご理解とご支持のもとに進める外交の1つの形でもあろうかと思っております。」</p> <p>3 効果的な外国報道機関対策の実施 ・第180回国会外交演説(平成24年1月24日) 「外交上不可欠な情報収集・分析能力を更に強化します。」「輸入規制など風評被害への対応についても、福島県の一部において家畜の平均卸売価格が震災前の水準に戻った例もあり、今後とも粘り強く働きかけていきます。」</p>				

施策に関する評価結果	報道対策, 国内広報, IT広報								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
施策に関する評価結果	1 適切な報道機関対策・国内広報の実施								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定指標	(1) 外務大臣, 副大臣, 外務報道官, 副報道官による記者会見実施回数	基準値	実績値					目標値	
		21年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
		233回	233回	248回	240回			-	
	年度ごとの目標値				240	同左	同左		
(2) 記者会見等を通じた情報発信				年度ごとの目標					
施策の進捗状況(実績)	基準	22年度	<p>21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき, インターネット・メディア, フリーランス記者等の計57名の記者が会見参加登録を行った。</p> <p>22年度の大臣記者会見は87回, 副大臣会見は75回, 外務報道官会見は40回実施された。さらに報道関係者に対し, 政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計71回, 外務報道官によるオープンルームを7回実施したほか, 文書による情報発信として, 「外務大臣談話」, 「外務報道官談話」を各々29回, 83回, 「外務省報道発表」を1,382回発出した。</p> <p>大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは17回, 新聞インタビューは17回実施した。発信力のある有識者や地方メディアに対しては, 郵送, メール(週1回発送のメルマガを含む), 面談等を通じ定期的に情報を提供し, 我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。</p>						
		23年度	<p>21年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき, これまでインターネット・メディア, フリーランス記者等の計179名の記者が会見参加登録を行った。</p> <p>23年度の大員記者会見は97回, 副大臣会見は74回, 外務報道官会見は36回, 副報道官会見は33回実施された。さらに外務大臣記者会見には英語同時通訳を導入した。</p> <p>報道関係者に対し, 政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計118回, 外務報道官によるオープンルームを4回実施したほか, 文書による情報発信として, 「外務大臣談話」, 「外務報道官談話」を各々35回, 81回, 「外務省報道発表」を1,371回発出した。</p> <p>大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビューは9回, 新聞インタビューは17回実施した。有識者や地方メディアに対して, 郵送, メール(週1回発送のメルマガを含む), 面談等を通じ定期的に情報を提供し, 我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。</p>						
		24年度	<p>記者会見, ブリーフ, 「外務大臣談話」等の文書による情報発信, 政務三役による新聞・TVインタビュー, メルマガの発信など, 外交政策に関する多様な情報提供を通じて, 国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</p> <p>引き続き, 記者会見等を通じた情報発信の強化に努める。</p>						

	25年度		外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。	
(3) 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、平成23年3月に「前原外務大臣と語る」を神戸市で実施した他、計226回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約6.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は91%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。</p> <p>パンフレットは、図書館や講演会などで配布している他、外務省ホームページにもPDFデータを掲載しており、毎月3～4万件のアクセスがあった。</p> <p>また、外交専門誌「外交」を創刊した。</p> <p>日本APEC（アジア太平洋経済協力）では、動画サイトにAPEC用の公式チャンネルを設置した他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介し、また、新しいツールとして、フリッカー（写真共有サイト）の使用を開始した。</p> <p>外務省ホームページには多くのアクセスがあり、例えば、「キッズ外務省」は、月平均約35万件のアクセスがあった。また、「わかる！国際情勢」も月平均約6万件のアクセスがあった。</p>	
	23年度	<p>我が国の外交政策について、国民に対して直接説明するため、平成24年3月に「玄葉外務大臣と語る」を名古屋市で実施した他、計204回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約8.8万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、85%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続すべきとの回答は86%に上った。外務省員が講師を務める高校講座については特に実施希望が多いが、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。</p> <p>外交課題に関する「大学生国際問題討論会」では、質の高い白熱した議論が展開された。</p> <p>パンフレットは、講演会などで配布している他、一般からの申込みに応じて送付している。外務省ホームページにもパンフレットのPDFデータを掲載しているところ、毎月3～4万件のアクセスがあり、インターネットでも十分活用された。</p> <p>外交専門誌「外交」を年6回発行し、外交に関する活発な議論を喚起するとともに、国民に対する直接発信を強化した。</p> <p>外務省ホームページにおいては、東日本大震災関連の特設ページを設置し、「日本から世界に向けたメッセージ」、「復興に向けた取り組み」、「世界中からの日本に対する支援・お見舞い」等を紹介した。その他のページについても、例えば「キッズ</p>	「外務大臣と語る」などの講演事業の実施、外交専門誌「外交」の発行、外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。

施策の進捗状況 (実績)		外務省」へのアクセス数が月平均約35万件等、多くのアクセスがあった。「キッズ外務省」では、データの更新や新たなコンテンツの掲載を定期的に行っているが、子どもだけでなく様々な方面からの反響がある。また、「わかる！国際情勢」も月平均約6万件のアクセスがあり、インターネット上でも高い評価があった。	
	24年度		「外務大臣と語る」などの講演事業の実施、外交専門誌「外交」の発行、外務省ホームページなどインターネットによる情報発信などによる、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 特に、小中高生向けの外務省広報の強化を目指す。具体的にはネットコンテンツ、小中高生の外務省訪問、子ども霞ヶ関見学デー等での対応拡充に努める。
	25年度		外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。	
(4) 広聴活動			年度ごとの目標
基準	22年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約20,300件に上った。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は平成23年度に約18,700件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速に配布すると共に、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。	メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。	

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>1 我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことは必要かつ重要である。そのために、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。</p> <p>2 以下のとおり、期待される効果が得られ、目標に向けて相当な進展があった。 測定指標1のとおり、外務大臣等による記者会見、TVインタビュー・新聞インタビュー、報道機関や有識者への情報提供、各種講演会、広報資料の作成・配布、外交専門誌「外交」やインターネットによる情報発信等を積極的に実施し、国民に対して我が国の外交政策を分かりやすく説明した。特に「玄葉大臣と語る」などの各種講演会事業等を通じ、22年度を上回る約8.8万人に対して、我が国の外交政策について直接広報を実施し、国民の我が国の外交政策に対する理解を深めることができた。また、外交課題に関する「大学生国際問題討論会」を初めて実施し、質の高い白熱した議論が展開された。</p> <p>さらに、外務省ホームページの充実に取り組んだ。特に、東日本大震災に際しては、ホームページ上に「東日本大震災関連情報」特設ページを設置し、「日本から世界に向けたメッセージ」等を紹介することにより、我が国の対応に対する正確な情報を発信するとともに風評被害対策等にも有効であった。</p> <p>さらに、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取した。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や国内広報施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策についての発信機会がより頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することができ、投入資源量に見合った成果が得られた。</p> <p>【課題】</p> <p>国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためには、我が国の外交政策に関し、分かりやすい説明をタイムリーに行うことが極めて重要である。その観点から、報道機関を通じた発信、国民への直接発信に引き続き積極的に取り組むことが必要である。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>1 外交政策に関する情報発信 我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、適切な手段による情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する。</p> <p>2 外交課題に関する議論の喚起 外交専門誌「外交」を活用し、外交に関する国民の関心と理解を高めていく。また、「大学生国際問題討論会」など自由闊達な討論の場を積極的に提供していく。</p> <p>3 インターネットによる発信 引き続き、わかりやすい情報をインターネットで発信するよう努める。また、ITメディアをはじめとする新しいメディアを活用する。</p> <p>4 国民への直接説明 大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明を引き続き実施する。</p>
-------------------	-------------------	---

施策に関する評価結果	2 効果的なIT広報の実施						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」					
測定指標	(1) ホームページへのアクセス数を高いレベルで維持	基準値	実績値				目標値
		20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
		3億件	3億件				3億件以上
	年度ごとの目標値		3億件以上	同左	同左	同左	同左
	(2) IT広報手段の強化、多様化				年度ごとの目標		
基準	22年度	<p>外務省ホームページ・トップページに新たに大臣コーナーを開設、ユーチューブ（動画共有サイト）を通じた大臣会見、大臣の外交行事の動画配信、フリッカー（写真共有サイト）を利用した大臣フォトギャラリーにより、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。併せて、ホームページのバリアフリー化を進め、幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。</p> <p>平成22年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、ホームページ開設公館は前年度末の177公館から216公館に増加した。</p>					
施策の進捗状況（実績）	23年度	<p>外務省ホームページの一層の充実、在外公館ホームページの更なる開設、新たなソーシャルメディアの活用等、IT広報手段の強化・多様化の実施を行った。具体的には、兼轄国のバッチャル・ホームページ（51件）を含め、全ての大使館・総領事館がホームページを開設し、また、218公館において自らホームページを運営・管理することが可能となった。ソーシャルメディアについては、フリッカー、ユーチューブ等に加え、ツイッター及びフェイスブックに公式アカウントを開設し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。</p>					
	24年度					<p>ソーシャルメディアの活用の強化やスマートフォン対応等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT広報手段を強化、多様化する。</p>	
	25年度					<p>我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT広報手段を強化、多様化する。</p>	
	26年度					同上	
	27年度					同上	
目標	-	我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT広報手段を強化、多様化する。					

(3) IT広報システム及びコンテンツの充実・強化			年度ごとの目標
基準	22年度	CMS（コンテンツ管理システム）の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。22年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約1万4000件であり、前年比約59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約70%減を実現した。 また、外務省「統合Web環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本APECの際には、APEC公式サーバを「統合Web環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。	
施策の進捗状況（実績）	23年度	IT広報システム及びコンテンツの充実・強化に取り組み、その進展があった。具体的には、CMSの活用により、外部委託に頼らず職員自らが効率的にホームページ掲載業務を行う一方、トップページの改善等により、アクセス数と同時にホームページのユーザビリティ（利用者にとっての閲覧目的の達成しやすさ）を向上させた。また、ホームページのアクセシビリティ（高齢者、障がい者を含む全ての利用者の使いやすさ）向上に努め、総務省や経済産業省等が定める各種指針に準拠し、バリアフリー化に向け取り組んだ。ホームページに対するサイバ攻撃に対応するため、セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めた。	ホームページのユーザビリティ、アクセシビリティの向上、セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築・維持に努めるなど、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	24年度		アクセシビリティ及びユーザビリティを考慮したホームページのコンテンツの一層の改善や、研修・教育を通じた効率的なコンテンツ掲載等により、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	25年度		我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。
(4) 時宜を捉えた迅速な情報発信への取り組み			年度ごとの目標
基準	22年度	日本APECにおいては、ユーチューブ、フリッカー、ユーストリームといったソーシャルメディアを通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会と捉え、各訪問毎に訪問先、概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、22年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。	

施策の進捗状況 (実績)	23年度	時宜を捉えた迅速な情報発信に努めた。特に東日本大震災に際しては、迅速に体制を整え、情報発信を行った。また、ツイッターやフェイスブック等ソーシャルメディアの利用を通じ、GOP17やMDGsフォローアップ会合、WTO等国際会議の機会に、情報を迅速かつ幅広く発信した。さらに、33の在外公館でソーシャルメディアのアカウントが開設され、周年事業等に際し時宜を得た積極的な情報発信力が一層強化された。	新たなソーシャルメディアの利用を通じた迅速かつ積極的な情報の発信など、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。
	24年度		我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、ソーシャルメディア、スマートフォン、クラウド等の普及を考慮した、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。
	25年度		我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開に向け、時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。
施策に関する評価結果	目標期間終了時点の総括	<p>【総括】</p> <p>1 近年、アラブの春にみられるように、ソーシャルメディアを通じた情報発信等、インターネットを利用した情報発信の重要性はより一層増大しており、我が国の外交政策についての正確な情報を国の内外に対してインターネットを利用し、ホームページのみならずソーシャルメディアで発信することは不可欠となっている。ホームページ等の運用上必要不可欠なコンテンツ・業務・システムそれぞれに特有のノウハウを用いて引き続き迅速・正確かつ分かりやすい情報発信を実施することが必要である。</p> <p>2 23年度には、測定指標2及び以下に示すとおり効果を得ることができ、目標達成に向け相当な進展があった。</p> <p>(1) 外務省ホームページの一層の充実、在外公館ホームページの更なる開設、新たなソーシャルメディアの活用等、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、IT広報手段が強化・多様化された。</p> <p>(2) 我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の展開のため、特に近年重要性が増しているソーシャルメディアの利用を通じたIT広報システム及びコンテンツが充実・強化された。</p> <p>(3) ホームページのユーザビリティやアクセシビリティを向上させるなどバリアフリー化に向け取り組み、また、セキュリティに配慮したシステムの稼働環境の構築、継続に努めるなど、我が国外交政策に対する国民各層等の理解に基づいたフルキャスト外交の推進に向け、時宜を捉えた迅速な情報発信が行われるなど積極的な情報発信力が一層強化された。</p> <p>3 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。</p> <p>【課題】</p> <p>(1) IT広報手段の強化、多様化に関しては、在外公館ホームページのユーザビリティ・アクセシビリティ向上や、外務省ホームページのスマートフォン・タブレット型端末向け対応を進めることが重要である。</p> <p>(2) IT広報システム及びコンテンツの充実・強化に関しては、CMSを利用する省員に対する研修の充実や、コンテンツ掲載を依頼する立場にある省員に対する教育を実施することにより、引き続き効率的なコンテンツ掲載を行うことが重要である。</p> <p>(3) 時宜を捉えた迅速な情報発信への取り組みに関しては、今後、大規模緊急事態や我が国が開催する可能性がある大型国際会議に際して更に効率的に情報発信が行えるように、過去の知見を省内で広く共有し、ノウハウ等を蓄積することが必要である。</p>	

(4) 在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には、在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

【今後の方針】

今後も使いやすくわかりやすいホームページを作成し、正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画やソーシャルメディアを利用した情報の訴求効果にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国内外の理解促進に努める。

25年度に運用開始予定である「新統合Web環境」の構築にあたっては、最新技術の利用ならびにサイバー攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

施策に関する評価結果	3 効果的な外国報道機関対策の実施						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」					
測定指標	(1) 日本関連報道件数	基準値	実績値				目標値
		—	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		—	1424445				
	年度ごとの目標値		1300000	同左	同左	同左	
	(2) 対日報道に関する情報収集・論調分析					年度ごとの目標	
施策の進捗状況(実績)	基準	22年度	9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。			/	
		23年度	東日本大震災以降の日本関連報道の大幅な増加に対応し、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。 ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布(月～金、毎日) ・対日論調とりまとめ配布(72件)				
		24年度					
		25年度					
		26年度					
		27年度					
目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。					
	(3) 外国メディアに対する情報発信・取材協力					年度ごとの目標	
基準	22年度	外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解を促進した。			/		

施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、総理、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリース等の発出等を通じ、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等について情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見に日英同時通訳を導入し、より迅速に対外発信を行った。</p> <p>震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行った他、頻繁に在京外国プレス向けのブリーフィングや寄稿等を実施し、諸外国における正しい対日理解を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総理・官房長官・官房副長官・外務大臣・同副大臣・同政務官に対するインタビュー：49回 ・外務副報道官等による外国メディア向け定例記者会見：78回 ・外国プレス向け英文資料の発出：610件 ・外国メディアに対する抗議、反論投稿掲載等の申し入れ：73回 ・大臣会見に参加した外国プレスの延べ人数：60人（注：参加登録制ではないため推計値。） 	東日本大震災関連で多く見られた事実誤認・偏見等に基づく報道に対する抗議の申し入れ、反論投稿掲載の働きかけなど、外国報道機関に対する情報発信・取材協力を通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
	24年度		日本関連報道に関する情報収集・分析結果に基づき、平成24年度は、東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化及び我が国政策の正当性を発信すべく、外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。
	25年度		外国報道機関に対する情報発信・取材協力を通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	
(4) 外国記者招へいの戦略的実施			年度ごとの目標
基準	22年度	<p>外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招へい人数：57人 ・掲載記事：167件 	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>主に東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることをテーマとし、外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な情報に基づく記事の執筆・掲載を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招へい人数：87人 ・掲載記事：286件（平成24年5月28日現在） 	東日本大震災後の日本の復興状況を伝えることを中心として、報道関係者招へいを通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
	24年度		東日本大震災によりもたらされた風評被害を解消し、日本ブランドの復活・強化やその他我が国政策の正当性の発信のため、報道関係者招へいを通じて効果的な発信に努める。

	25年度		報道関係者招へいを通じて、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 23年度は、東日本大震災後の風評被害の解消のためにも、事実誤認に基づく報道に速やかに反論投稿・申し入れを行い、また復興政策や被災地の復興状況につき政府による積極的な情報発信が必要とされた。また、こうした情報発信を効果的に行うために、日本関連報道振りについて情報収集・分析をする必要があった。</p> <p>2 測定指標3および下記のとおり、目標の達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>震災直後から、日本に支局を置く外国プレスに対し、頻繁に復興関連情報に関しブリーフィングを行った。また、震災関連の特集記事が各国において掲載される震災後1年を前に、本省より震災後1年に際する日本のメッセージに関する発信要領を在外公館に送付し、在外公館から現地プレスへ積極的に情報発信を行った。その結果、日本の復興状況について世界中で計137メディアに報じられ、風評被害対策として効果的な発信が行われた。また、野田総理の論説文の寄稿掲載を各国の主要メディアに働きかけ、58カ国・地域の65メディアに掲載された。震災後1年に際して行った外国プレスによる野田総理への合同インタビューにおいては、その実施に外務省（国際報道官室）が主導的な役割を果たし、日本のメッセージを国際社会へ発信した。さらに、官邸・外務省（国際報道官室）・東京電力の共催で、外国メディア向けの東京電力福島第一原発の取材ツアーを実施し、原発事故の状況に関する海外における理解の増進、及び原発事故関連情報の透明性確保のための日本政府の取組への理解の増進につなげた。</p> <p>23年度は震災からの復興を主なテーマとして当初予算では87人の外国プレス招へいを実施した。その結果、5月28日時点で286件の記事が掲載され、震災後の日本の状況を世界に広く発信することができた。</p> <p>3 以上のとおり、限られた予算と人的資源を活用し、外国プレス対策に関して大きな効果を得た。</p> <p>【課題】</p> <p>外国メディアの駐日支局員が減少傾向にある中で、影響力を有するメディア及び記者の関心や理解を促進できるよう、メディアのニーズに即して迅速かつ正確に情報を提供することが重要である。また引き続き、震災後の風評被害を解消し、ダメージを受けた日本産品や観光等に関する「日本ブランド」を復活・強化させていくためにも、各種案件について外国メディアに対してより戦略的な発信が求められている。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディアによる日本関連報道の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念されるところ、今後も、外国報道機関に対し必要な情報を一層迅速かつ正確に伝達していく。</p> <p>平成24年3月1日に創設された、国家戦略担当大臣及び外務大臣が主催の「国際広報連絡会議」の当面の政府の国際広報活動の基本方針において、プレス対応の知見強化・人材育成といったプレス対応強化に取り組む姿勢が記されている。風評被害対策及び「日本ブランド」の復活・強化に向けた戦略的な発信のため、24年度は、省員の情報発信戦略立案能力及びメディア対応能力の向上を図る。</p>	

学識経験者を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○おおむね妥当。</p> <p>○インターネットを通じた広報は一層強化されるべきであろう。大臣会見動画などに加え、さらにTV局等の行ったインタビューなどについても投稿を検討してはどうか。また、外交史料の公開等についても評価をすべきではないか。</p>
------------------	--

	<p>○「測定指標」、「施策の進捗状況」、「施策に関する評価結果」の記述が具体的であり、【総括】、【課題】、【今後の方針】の記述に至るまで、論理的に書かれていると考える。</p> <p>○「国民に対する直接発信」において、参加者に対しアンケートを行うことで成果を測定している点は高く評価できる。</p>
--	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>1 適切な報道機関対策・国内広報の実施 外務省ホームページ（「外務大臣コーナー」等） 平成24年版外交青書 外交専門誌「外交」</p> <p>2 効果的なIT広報の実施 外務省ホームページ（日）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/） 外務省ホームページ（英）（http://www.mofa.go.jp/） 外務省ホームページ（携帯版・日）（http://www.mofa.go.jp/mofaj/m） 在外公館ホームページ一覧（http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html） 外務省フェイスブックアカウント（日・英） 外務省ツイッターアカウント（日・英）</p> <p>3 効果的な外国報道機関対策の実施 外務省ホームページ（日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj/、英語版：www.mofa.go.jp/index.html） （財）フォーリン・プレスセンターのホームページ（日本語版：www.fpcj.jp/?ml_lang=ja、英語版：www.fpcj.jp/?ml_lang=en）</p>
----------------------------------	--

担当部局名	外務報道官組織	作成責任者名	報道課長 齊藤 純	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	---------	--------	--------------	----------	---------

基本目標IV 領事政策

施策Ⅳ-1 領事業務の充実

施策名	領事政策				
施策の概要	<p>1 領事サービスの充実</p> <p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICA0)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <p>(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p> <p>3 外国人問題への対応強化</p> <p>(1) 人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請への対応 人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対してビザ面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、ビザ審査を適切に行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ広域ネットワークシステム(査証(ビザ)事務支援システム)を拡充する。</p> <p>(2) 在日外国人に係る問題への取組 外国人の受入れと社会統合、大規模災害時を含む在日外国人への支援、外国人住民が多数居住する自治体との連携など、外国人問題に係る議論を行う国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。</p>				
達成すべき目標	<p>海外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のための措置を実施すること</p> <p>1 領事サービスの充実</p> <p>(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること</p> <p>(2) 領事業務実施体制を整備すること</p> <p>(3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p> <p>(1) 海外邦人の安全対策を強化すること(広報・啓発)</p> <p>(2) 海外邦人の援護体制を強化すること(基盤・体制)</p> <p>3 外国人問題への対応強化</p> <p>(1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること</p> <p>(2) 災害時を含む、在日外国人支援に係る取り組みを積極的に進めること</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算の状況(千円)	当初予算(a)	16,564,339	15,622,576	15,258,027	14,609,817
	補正予算(b)	628,386	△47,818	205,258	-
	繰越し等(c)	0	△5,755		
	合計(a+b+c)	17,192,725	15,569,003		
	執行額(千円, d)	16,571,734	15,082,586		

<p>施策に 関係す る内閣 の重要 政策 (施政 方針演 説等の うち主 なも の)</p>	<p>1 領事サービスの充実 第177回国会外交演説（平成23年1月24日） （総合的な外交の能力強化のための環境作り） 「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力を発揮できるよう環境作りに努めるとともに、適切に支援し、・・・」</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組 第177回国会外交演説（平成23年1月24日） （総合的な外交の能力強化のための環境作り） 「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力を発揮できるよう環境作りに努めるとともに、適切に支援し、・・・」</p> <p>3 外国人問題への対応強化 （1）「新成長戦略2011」について（平成23年1月25日閣議決定） ○ 国際医療交流（外国人患者の受入れ） ○ 中国人個人ビザの取得容易化 （2）「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について（平成22年9月10日閣議決定） ○ 医療・介護分野での需要・雇用創出（「医療滞在ビザ」の設置） （3）「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（新成長戦略実現に向けたステップ2）（平成22年10月8日閣議決定） ○ 新成長戦略の推進・加速 ○ 医療サービスの情報化促進・国際化推進（「医療滞在ビザ」の創設） （4）第176回国会所信表明演説（平成22年10月1日） ○ 経済成長の実現－経済対策と新成長戦略の推進 （5）「高度人材受入推進会議」の報告書（平成21年5月29日） ○ イノベーションによる経済成長 （6）東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日） ○ 我が国の活力となる外国人の受入れ促進</p>
---	--

施策に関する評価結果	領事政策	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

施策に関する評価結果	1 領事サービスの充実	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」

測定指標	(1) 領事窓口対応についてのアンケート調査結果：「丁寧な対応」の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-
		84%	80%					
	年度ごとの目標値	/		基準値と同程度(80%以上)を維持する。	同左	同左	同左	/
	(2) 在留届の電子届出率(利用率)	基準値	実績値					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-
		35.4%	35.9%					-
	年度ごとの目標値	/	-	39.4%	42.9%	46%	50%	/
(備考) 在留届電子届出システムの利用率は23年度35.9%であるところ、本システム利用は海外の邦人を対象としており、国内のオンライン利用率と同様に評価することは難しいが、「IT新改革戦略」(IT戦略本部決定)におけるオンライン利用率を「50%以上」との目標が定められているところ、平成27年度までに右目標に近づける。								
	(3) メールマガジン配信システム及び緊急一斉通報利用可能公館数 ①メールマガジン利用可能公館数 ②緊急一斉通報利用可能公館数	基準値	実績値					目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-
		①約100公館 ②約200公館	同左					-
	年度ごとの目標値	/	-	年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持*	同左	同左	同左	/
* (備考) メールマガジン配信システムは大・中規模公館を中心に98公館に対するサービスを行うとともに、一部の通信インフラ未整備公館を除き、右システムの機能を利用して緊急一斉通報を行うシステムを開発し21年度から約215公館で運用開始したことから当初の目標を達成しており、今後は22年度と同程度の年間約5百万通程度のメールマガジン発信サービスを維持する。								
	(4) 在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び ①在外選挙人名簿登録者数(年度末) ②年間新規登録者数(年度末)	基準値	実績値					目標値
		20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-
		①11.29万人 ②1.82万人	①11.73万人 ②1.08万人					-
	年度ごとの目標値	/	-	①14.5万人 ②2.2万人	-	-	-	/
(備考) 本指標の詳細については、成果重視事業「在外選挙人名簿登録推進」を参照。								

(5) 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展		基準値	実績値				目標値
		17年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①年間運用経費削減(17年度比) ②年間業務処理時間削減(17年度比)		—	— (旅券システム刷新に係る詳細設計終了)				① ▲6.97億円 ② ▲10,740時間
			— (旅券システム刷新に係る詳細設計終了)	①— ② ▲5,790時間	①— ② ▲5,790時間	① ▲5.28億円 ② ▲10,740時間	① ▲6.97億円 ② ▲10,740時間
年度ごとの目標値							
(6) 利用者の評価等サービスの向上					年度ごとの目標		
基準	—	在外公館の領事窓口利用者の評価					
施策の進捗状況 (実績)	23年度	領事業務のIT化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まった。 (10, 11月に管轄区域に300名以上の邦人が居住する在外145公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果、在外公館の領事窓口の対応では80%、入館時の受付対応では66%、電話の対応では76%が「丁寧な対応」と回答した。)				在外公館の領事サービスの維持・向上 (領事窓口対応についてのアンケート調査で、「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。)	
	24年度					同上	
	25年度					同上	
	26年度					同上	
	27年度					同上	
目標	—	在外公館の領事サービスの向上に対する利用者の高い評価の維持・向上 (領事窓口対応については、アンケート調査で「丁寧な対応」の割合を80%以上に維持する。)					
(7) 領事研修の実施					年度ごとの目標		
基準	—	研修内容の充実及び着実な実施					
施策の進捗状況 (実績)	23年度	(1) 領事初任者研修を2回実施し、また領事中堅研修を1回実施した。合計3回の研修に在外公館の領事担当官29名及び領事担当として赴任する予定の46名が受講した。 (2) 在外公館警備対策官研修に約50時間の領事研修の時間を設けた。79名が受講した。 (3) 官房要員事務研修に約9時間の領事研修の時間を設けた。32名が受講した。 (4) 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。7名が受講した。 (5) 領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。4回で25名が受講した。 (6) 在外公館においてもニューヨーク総領事館において在外領事中間研修を行い、本省から2名及び北米地域から24名の領事が受講した。				研修内容を充実させつつ、着実に実施する。	

	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	領事研修の内容を充実させつつ、着実に実施する。	
(8) 日本人学校・補習授業校への援助			年度ごとの目標
基準	—	日本人学校・補習授業校への援助の実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	援助対象となる日本人学校は88校、補習授業校は203校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約55%が政府援助の対象となった。	—
	24年度		海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	海外子女に対し、義務教育を可能な限り負担の少ない形で受けることができるようにする。
(9) IC旅券の発給状況			年度ごとの目標
基準	22年度	4,090,090冊のIC旅券（一般旅券）を発給した。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	3,985,224冊のIC旅券（一般旅券）を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。	IC旅券の円滑な発給を行う。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	IC旅券の円滑な発給を行う。	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>(1) 外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、領事事務のIT化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、在外選挙人登録の推進、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。これらは、海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保、また、邦人の海外渡航の円滑化につながる有効な手段である。</p> <p>(2) 領事窓口サービスの向上は、評価指標1. (1)の「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果においても表れており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。さらに、22年度の参議院議員選挙の対応について調査した結果、「丁寧な対応」との回答は53%であり、「普通であった」を加えると96%に上っており、在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。また、平成15年から始まった、領事シニアボランティアへの取組によって、経験が着実に蓄積され、領事シニアボランティアの意見も現場に適切に活用されてきている。</p> <p>(3) 18年度から行っている領事事務のIT化の推進について、平成22年度には、領事利便支援システムに邦人援護を支援する機能が追加された。これまでかかっていた業務処理時間が今後削減されることが期待できる（年間約470時間、約150万円の削減に相当）。これは、業務量に比較して人員の限られた中で領事サービスを提供することに大きく貢献するものであり、効率化に資するものである。</p> <p>(4) IC旅券の適切な発給・管理等により、旅券の国際的信用を高め、もって邦人の権利を確保するという点については、昨年同様、真摯に取り組んできた結果、旅券の不正使用の把握件数が減る等、前進が見られた。</p> <p>(5) 日本人学校現地採用教員、補習授業校現地採用講師の政府援助率を引き上げることにより、学校運営の安定化と、通学児童生徒の授業料低廉化に資することができた。</p>	

(6) 以上を勘案し、領事サービスの充実という目標に向けて進展があったと考える。また、限られた予算や投入資源効率的な活用に配慮し、それに見合った成果が得られた。

【課題】

申請・届出手続の一層の簡素化を行い、邦人の利便性を向上させていく。また、今後の邦人の領事サービスに対するニーズの増加・多様化へ適切に対応すべく業務を合理化しながら取り組んでいく必要がある。

なお、領事業務に対するニーズの高まりに迅速かつ的確に対応しつつ、人員体制も限られた中で現在の領事サービスの質の維持・向上を図っていくためには、領事業務初任者や他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の継続、領事業務経験者等による領事業務初任者等に対する業務指導・支援体制の強化、専門性の高い領事担当者の育成強化が必要であり、右への取組を強化していく必要がある。

【今後の方針】

領事サービスへのニーズは年々高まっていると認識しており、上記【課題】の解決に向け、引き続き、改善・強化を続けていく。

領事業務のIT化については、来年度以降、司法共助、管海事務等の分野も取り込んでいく予定である。

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAOの標準に準拠したIC旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的なIC旅券の高度化・標準化作業に引き続き参加し、対応する。

施策に関する評価結果	2 海外邦人の安全確保に向けた取組			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」		
測定指標	(1) 情報発信基盤の強化に向けた取組			年度ごとの目標
	基準	—	現地安全情報の提供及び安全対策の広報・啓発	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。さらに、海外における多様な危険をより身近に感じることができる資料（海外邦人事件簿、安全の手引き等）を改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて情報提供する等、海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。	海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確に提供・普及する。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	海外安全情報の収集・発信の強化、安全対策情報を適切且つ的確な提供・普及する。	
	(2) 海外邦人の危機管理意識の強化			年度ごとの目標
	基準	—	講演・セミナー等を通じた危機管理意識向上	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	危機管理意識向上のため、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに国内外で安全対策・危機管理に関するセミナー（海外3カ国、計4回）、講演会（国内2都市、各1回）を実施した。	危機管理意識を向上させる。
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	危機管理意識を向上させる。	
	(3) 緊急連絡への24時間対応体制の強化			年度ごとの目標
	基準	22年度	在外公館閉館時におけるアウトソーシング化の推進（閉館時緊急電話対応業務導入公館：103公	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	夜間・休日等在外公館閉館時でも邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化を引き続き推進した。北中南米、欧州、中東及びアフリカ公館の20公館に新規導入し、導入公館数を123公館に拡充した。	在外公館援護体制を強化する。 (閉館時緊急電話対応体制強化等)
		24年度		在外公館援護体制を強化する。 (閉館時緊急電話対応体制強化等) (閉館時緊急電話対応業務については、10公館の新規導入を目指す。)
		25年度		在外公館援護体制を強化する。 (閉館時緊急電話対応体制強化等)
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	在外公館援護体制を強化する。	

(4) 遠隔地等における即応体制の強化			年度ごとの目標
基準	—	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性の導入	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	在外公館から遠隔の地において発生する邦人援護事案においても迅速に処理するため、現地在留邦人等に有償で協力を依頼するなどの体制を整備した。また、邦人精神障害者の援護の際に専門的知見が必要なため、現地在住の邦人医師や病院等と顧問医契約を結ぶなどして邦人援護体制の強化に努めた。	遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性を導入する。
	24年度		遠隔地での邦人援護、精神医療等に関する専門性を導入する。ドメスティックバイオレンス(DV)および子の連れ去りに関する相談体制を強化する。
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	年々多様化する邦人援護に対応するための体制を構築する。	
(5) 官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施			年度ごとの目標
基準	22年度	官民一体となったセーフティネットの連携・強化(本省が行う官民での情報の共有・協議は2ヶ月に1回を目途に実施する。)	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として、本省、在外公館と旅行業界やNGO等との官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報の共有・協議を行った。	国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。
	24年度		国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。(本省が行う官民での情報の共有・協議は基準年と同程度の実施を維持する。)
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国内外の関係団体等との官民協力を構築するとともに連携を強化する。	
(6) 大規模緊急事態対応能力の強化			年度ごとの目標
基準	—	大規模緊急事態における体制構築対応体制等の整備・強化	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	「全米・カナダ邦人安否確認システム」を全世界対応の「安否確認・情報共有システム」に統合・拡充した。また、在外公館における緊急事態邦人保護対処訓練や体制調査などを通じて緊急事態対処のための不断の検証を行った。テロ・誘拐、自然災害・急激な政情不安等の大規模緊急事態に際し、迅速に対応できる体制構築に努めた。	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化する。	

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>(1) 国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関し努力することは外務省の最重要任務の一つであり、体制を整備する必要がある。海外における国民の安全をより確実なものとするために、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供することが不可欠かつ有効である。また、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うためにアウトソーシング化を含めた体制の整備・強化、また、精神障害等の専門的な知見及び資格を有する専門家や関係機関・団体との連携は極めて効果が高く、効率的である。</p> <p>(2) 23年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における取組を継続的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。</p> <p>ア 現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国を含む安全情報収集体制の強化を図った。(測定指標2(1))</p> <p>イ 海外対応携帯電話の普及に併せ、携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情報発信機能の強化を図った。</p> <p>ウ 国内外で開催したセミナー、講演等を通じ、企業関係者をはじめとする国民を対象として安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。(測定指標2(2))</p> <p>エ 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応体制を強化した。また、精神疾病発症及びドメスティックバイオレンス(DV)被害者問題並びに高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上を図ると同時に、医療関係者等の専門的知見の活用並びに各国政府関係省庁・機関、NGO等支援団体及び現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。</p> <p>オ 緊急事態への対応に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害・大規模事故や大規模騒乱及びテロ・誘拐等における邦人保護に努め、また政府一体となった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。</p> <p>(3) また、これらの施策は、限られた予算の中で効率的に実施された。</p> <p>【課題】</p> <p>(1) 海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、また、危険が多様化・複雑化する中で、海外における国民の安全と安心を確保するために、これまでの取組の強化に加え、可能な業務のアウトソーシング化を含めた業務・予算の効率化を図る必要がある。</p> <p>(2) 感染力が強く、いつ出現するか予測困難な新たな新型インフルエンザについては、今後も最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、関係省庁や医療専門家等による検討を踏まえ対策を進めていくとともに、万一の発生に備え、安全に現地に残留するために必要な予防・防護用品等の備蓄及び退避を含めた邦人援護のために万全の準備と計画を行う必要がある。</p> <p>(3) 在外公館での緊急対応体制強化のために閉館時の緊急電話対応業務のアウトソーシング導入公館を拡大する必要がある。</p> <p>(4) 高年齢層の海外長期滞在を始めとする在外邦人の安全対策及び安否確認体制を強化する必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>海外渡航邦人及び在留邦人の数が引き続き増加傾向にある中、世界各地における自然災害やテロ・誘拐の発生、また最近の「アラブの春」が示すように、前例のない規模の騒乱の多発など、邦人を取り巻く危険は多様化している。また、感染症対策、精神疾患及びDV被害者への対応等、援護業務は複雑化の一途を辿っている。このような状況下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する必要性は益々高まっている。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するため、アウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化に努めていく。</p>
-------------------	-------------------	---

施策に関する評価結果	3 外国人問題への対応強化								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」							
測定指標	(1) 訪日外国人数	基準値	実績値					目標値	
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	
		861万人	622万人					2,500万人	
	年度ごとの目標値		1,145万人	1,311万人	1,500万人	1,658万人	1,832万人		
	(2) 入国管理上問題のないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和						年度ごとの目標		
基準	—	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化							
施策の進捗状況(実績)	23年度	中国において平成21年7月から十分な経済力を有する者とその家族に対して実施している個人観光ビザの対象者を、平成22年には一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族に拡大し、平成23年9月からは、一定の経済力を有する者とその家族に対象を更に拡大した。また、平成23年7月からは、沖縄振興策の一環として、沖縄を訪問する中国人個人観光客で十分な経済力を有する者とその家族に対して数次ビザの発給を開始した。これにより、東日本大震災の影響はあったが、平成23年(暦年)は中国人に対し全ビザ発給件数(135.6万件)の55%を占める74.3万件のビザを発給し、日中間の人的交流に貢献した。 高度人材の受入れについて、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、関係省庁と協議を行った。				ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。			
	24年度					ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。高度人材の受け入れを促進する。			
	25年度					同上			
	26年度					同上			
	27年度					同上			
	目標	—	人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。						
	(3) 在日外国人問題への取組・在日ブラジル人支援への取組						年度ごとの目標		
基準	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決に向けた取組の継続							
施策の進捗状況(実績)	23年度	10月、ブラジル政府との間で領事当局間協議を開催し、在日ブラジル人への支援等について議論した。 3月、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催し、災害時における外国人支援のあり方や今後の外国人受入れの課題などについて活発な討議を行った。 日系人などが多く居住する都市に出張したほか、「外国人集住都市会議」に出席し、在日外国人問題について意見交換等を行った。				在日外国人に係る問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。			
	24年度					同上			
	25年度					同上			
	26年度					在日外国人が抱える問題の緩和・解決に積極的に取り組む。			
	27年度					同上			
目標	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。							

	(4) 外国人受入環境整備	施策の進捗状況 (実績)	目標
			23年度
		我が国の活力となる外国人の受入態勢の整備・強化のため、ビザ発給管理システムの改修を行い、在外公館におけるビザ審査業務の迅速化・厳格化を図ると共に、法務省とのシステムを通じた情報共有により入国管理業務の強化等にも貢献できる環境を整備した。	我が国の活力となる外国人の受入態勢を整備・強化する。
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>(1) 外国人問題への対応に当たっては、諸外国との幅広い分野での人的交流を促進しつつ、我が国社会の安全・安心を確保する必要がある。</p> <p>(2) 我が国へ入国する外国人に対する対応の強化について、23年度は、東日本大震災の影響もあり、測定指標3(1)のとおり訪日外国人数は目標値を下回ったが、人的交流を促進する観点から次のような措置を講じた。</p> <p>ア 中国に対しては、平成12年から団体観光客向けビザを発給している。平成21年7月からは、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対する個人観光ビザの発給を開始し、平成22年7月からは、その対象を一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族に拡大、平成23年9月からは、一定の経済力を有する者とその家族に対象を更に拡大した。また、平成23年7月からは、沖縄振興策の一環として沖縄を訪問する中国人個人観光客で十分な経済力を有する者とその家族に対して数次ビザの発給を開始することにより日中間の人的交流の発展に貢献している。</p> <p>イ 平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、平成23年1月からは、新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療等の目的で外国人が我が国に入国しやすくするための措置を講じた。</p> <p>(3) その一方で、日本との経済格差を背景に、不法就労を試みる外国人は後を絶たない。また、国内でも低賃金労働や性的搾取など、外国人に対する人権侵害事例が見られるため、悪用事例の多いビザ申請(研修・技能実習、興行等)については一層厳格な審査を行っている。また、それらの国がビザ免除国である場合は、ビザ免除措置そのものを見直し、ビザ制度の再導入を行っている。ビザ申請件数の増加によって、ビザ事務量が増加している。特に中国に所在する在外公館の事務が逼迫しているため、人員の増強やビザ事務の効率化にも努めている。</p> <p>(4) 東日本大震災と外国人政策をメインテーマとして「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催したことにより、大規模災害時の在留外国人への支援についての経験や教訓を共有し、多言語による迅速な情報提供の重要性など今後の課題について討議した。また、同ワークショップでは今後の外国人の受け入れについても活発に議論し、多様な意見を共有することができた。</p> <p>(5) 以上の様に外国人問題への対応強化という目標に向けて相当な進展があったと考える。また、これらの施策は限られた予算の中で効率的に実施された。</p> <p>【課題】</p> <p>政府の規制改革や観光立国への取組を背景に、訪日外国人の増加が見込まれるところ、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請の双方にこたえるために、在外公館のビザ審査体制を更に整備・強化していく必要がある。</p> <p>また、我が国の諸施策を踏まえビザ発給要件の緩和等についても検討を進める必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>ビザ取得面で便宜を図ることにより、諸外国との人的交流促進を図る一方、ビザ審査を適切に行うことにより、日本社会の安全に貢献する。</p> <p>訪日外国人の増加が見込まれるため、ビザ審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶビザ事務支援システムを拡充する。</p> <p>東日本大震災からの復興に貢献するため、我が国の活力となる外国人の受入れ環境の整備を実施したが、在外公館におけるビザ発給審査のさらなる迅速化、厳格化を速やかに実行に移し、必要なフォローアップを実施していく。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○おおむね妥当。</p> <p>○在外邦人に対する領事業務は外務省の一般公衆との関係でも重要なものである。在留邦人への満足度調査だけでなく、改善要望項目の調査や在外公館利用後帰国した邦人への調査など、細かくニーズを探りだすべきである。</p> <p>○「測定指標」、「施策の進捗状況」、「施策に関する評価結果」の記述が具体的であり、【総括】、【課題】、【今後の方針】の記述に至るまで、論理的に書かれていると考える。</p> <p>○「領事窓口対応についてのアンケート調査結果」について、「丁寧な対応」の回答割合80%を根拠に、「利用者の立場に立って対応していると評価できる」としているが、評価制度の神髄はcheck→actionにあることに鑑みれば、残り20%の捉え方が重要になってくることに留意ありたい。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>1 領事サービスの充実 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g_system/index.html) 領事業務 業務・システムの最適化実施評価報告書 (平成22年8月16日) (PDF) 最適化効果指標・サービス指標一覧 (平成22年8月16日) (PDF) 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html) 統計 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査 アンケート調査結果 (グラフ) (PDF)</p> <p>2 海外邦人の安全確保に向けた取組 ・ 外務省海外安全ホームページ (渡航情報) : http://www.anzen.mofa.go.jp/ ・ 同上携帯サイト : http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp ・ 海外安全パンフレット・資料 : http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html ・ 外務省海外安全ホームページ (感染症関連情報) : http://www.anzen.mofa.go.jp/kaijan_search/index.html ・ 海外安全官民協力会議 : http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyu.html ・ 海外安全・パスポート管理促進キャンペーン : http://www.kaigai-anzen.info/</p> <p>3 外国人問題への対応強化 訪日外国人旅行者数 (日本政府観光局「訪日外客数」) http://www.jnto.go.jp/jpn/tourism_data/visitor_data.html</p>
---------------------------	---

担当部局名	領事局	作成責任者名	政策課長 鈴木 光太郎	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	-----	--------	----------------	----------	---------

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策 V-1 外交実務体制の整備・強化

施策名	外交実施体制の整備・強化
施策の概要	<p>(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。</p> <p>(2) 在外公館は外交活動の拠点であるので、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全等を確保し、また、在外公館に対する攻撃を未然に防止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。</p> <p>(3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。</p>
達成すべき目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること
施策の予算額・執行額等	本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>外交実施体制の整備・強化 第177回国会外交演説（平成23年1月24日）</p> <p>「最後に、これまで述べてきた政策を効果的に実行するために必要となる総合的な外交力の強化について述べます。在外公館の新設や在外公館職員の再配置を含む体制整備を推進すると同時に、情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」</p>

施策に関する評価結果	外交実施体制の整備・強化			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	外交実施体制の整備・強化			
	(1) 外務省の人員、機構の更なる整備		年度ごとの目標	
	基準	22年度	(平成22年度末) 在外公館数203 定員数5,740人	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	定員23人を純増、在ジブチ大使館及び東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設すると共に大使館の兼館である5総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。(23年度末：在外公館数205, 定員数5763人)	定員・機構の増強
		24年度		定員・機構の増強
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	定員・機構の増強	
	(2) 在外公館の警備体制の強化		年度ごとの目標	
	基準	—	在外公館の警備に係わる企画・立案 人的及び物的な警備の強化 研修・訓練等の充実	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた企画・立案を行い、予算の効率的な執行に努めつつ、在外公館に対する人的及び物的警備対策の強化、警備関係講義の充実化、在外公館における警備訓練の実施など、在外公館の警備体制強化のため、各種対策を講じた。特に本年度は、中東及び北アフリカ情勢の悪化を教訓にし、物的警備対策強化を重点的に実施した。	テロを含む現地治安情勢の推移に応じた在外公館警備体制の企画・立案、及びそれに応じた人的・物的な警備の強化 新入省員、赴任前職員等への研修の充実 警備訓練の実施
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度		同上
	目標	—	在外公館及び館員等の安全確保	
	(3) 外交を支える情報防護体制の強化		年度ごとの目標	
	基準	—	情報防護対策の総合的な企画・立案 関連内規の整備 研修の拡充 電子情報漏えい対策	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	政府による情報保全に関する検討委員会に参加しつつ、情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案を行い、本省・在外公館における情報漏えいを防ぐための取組を実施するとともに、関連システムの整備、研修の積極的な実施等を行うことで、外交を支える情報防護体制を強化した。	政府における情報保全に関する検討委員会への参加 情報防護に関する新入省員、赴任前職員等への研修の実施 情報漏えい防止のため秘密保全検査の実施
		24年度		同上
		25年度		同上
		26年度		同上
27年度			同上	
目標	—	情報漏えいの防止		

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】 (1) 激動する国際社会の中で、我が国の平和と繁栄を追求するための外交を実施するためには、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要があり、そのためには、外交実施体制を整備・強化するという本施策を推進することは必要不可欠である。 (2) 上記測定指標のとおり、本施策の目標達成に向けた以下のような種々の取組を効率的に実施し、外交実施体制の整備・強化を効果的に促進した。 (イ) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の最適化を目的として取り組んだ結果、大使館の兼轄である総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、新たに在外公館を開設し、人員を拡充することができた。 (ロ) 在外公館の警備体制の強化については、各種人的及び物的警備の強化措置、各種研修や警備訓練等を行った。 (ハ) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成19年度に設置された情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。</p> <p>【課題】 (1) 激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を引き続き整備・強化する必要がある。 (2) 在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も多様化しており、適切な対策に基づく措置を施すことで警備体制を一層強化する必要がある。 (3) 政府機関からの情報流出の危険は、情報技術の進歩とともにますます高まっており、政府全体の取組のみならず、外務省としても情報防護体制の多面にわたる取組を一層整備・強化する必要がある。</p> <p>【今後の方針】 (1) 外務省（本省・在外公館）の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する。 (2) 我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制の更なる整備・強化するの各種方策を推進する。 (3) 政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○現行の指標は定性的であり、評価困難である。特に情報防護体制は重要であり、第三者機関による評価等強化を進めるべきである。</p> <p>○管理業務の施策であり、記述の難しさは理解できる。一方で、V-1-(1)では、22年度の基準に具体的な数値が計上されている以上、「年度ごとの目標」も定性的な記述ではなく、数値による記述をすることが望ましいのではないかと。</p> <p>○「人員、機構の整備」によって何が可能になったのか、「警備体制の整備」によって何がもたらされたのか(e.g. どれくらい安全になったのか、事件、事故等の減少、未然摘発など)、「情報防護体制の強化」によって何がもたらされたのか(e.g. どれくらい防護体制が強化されたのか、未然に防止した情報の漏えい、危機に暴露されることのなくなった情報の割合など)、成果を明示的に示した方が望ましい。</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>外交実施体制の整備・強化 平成23年版外交青書（第4章国民と共にある外交第1節外交実施体制の強化と日本人の活躍）</p>	

担当部 局名	大臣官房	作成責任者名	総務課長 梨田 和也	政策評価実施時 期	平成24年4月
-----------	------	--------	---------------	--------------	---------

**施策 V-2 外交通信基盤の整備・拡充及び
IT を活用した業務改革**

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革					
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。					
達成すべき目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること					
施策の 予算 額・執 行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	8,449,195	8,065,444	7,229,201	6,869,291
		補正予算 (b)	0	0	0	0
		繰越し等 (c)	0	0		
		合計 (a+b+c)	8,449,195	8,065,444		
執行額 (千円、d)	8,140,456	7,805,895				
施策に 関係する 内閣の 重要 政策 (施政 方針演 説等 のうち 主な もの)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子政府構築計画 第2—Ⅱ IT化に対応した業務改革（平成16年6月14日改訂 各府省情報課統括責任者（CIO）連絡会議決定） ・外務省電子政府構築計画 Ⅱ IT化に対応した業務改革（平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定） 					

施策に関する評価結果	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」

測定指標	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革			
	(1) 外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画の目標推進状況		年度ごとの目標	
	基準	—	1 基幹通信網、国際IP電話の整備 2 情報ネットワークの再整備 3 情報ネットワークの効率化	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	234の在外公館に基幹通信網、国際IP電話の整備、並びに、83公館の情報ネットワークの再整備を完了した。	85公館の情報ネットワーク再整備完了
		24年度		外務省情報ネットワーク再整備完了（全公館（238公館）で情報ネットワークの整備を完了させる）
		25年度		—
		26年度		—
		27年度		—
	目標	24年度	・年間1億7000万円の経費削減、 ・1万7000時間の業務時間短縮 (全公館（238公館）で情報ネットワーク再整備が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)	
	(2) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組（本指標の詳細については、成果重視事業「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」を参照願います。）		年度ごとの目標	
	基準	—	1 ホストコンピュータからの脱却 2 「府省共通の人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」の導入	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度	人給共通システム導入に係る外務省開発要件について事務局との協議を行い、「人給共通システム」導入スケジュールの検討を行った。	人給共通システム導入検討
		24年度		同上
		25年度		人給共通システム導入のための設計開発
		26年度		同上
27年度			人給共通システム導入のための並行稼働	
目標	人給共通システム導入年度（平成28年度以降）	・業務処理時間1500時間削減 (人給共通システム導入が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)		

(3) 在外経理システムに関する業務・システム最適化計画の目標推進状況(本指標の詳細については、成果重視事業「在外経理システム整備」を参照願います。)			年度ごとの目標
基準	17年度	次期システムの設計・開発作業の推進 月間勤務時間 250時間以上ある在外公館会計担当者業務量の削減	
施策の進捗状況(実績)	23年度	「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、23年度末に完了した。 業務量を年間時間のべ 64,988時間削減し、経費が年間 3,100万円低減した。	次期在外経理システムの開発完了 経費の年間 2,300万円の低減
	24年度		62カ所で次期在外経理システム導入完了
	25年度		全公館で次期在外経理システム導入完了
	26年度		—
	27年度		—
目標	24年度以降	・業務量年間91,000時間の削減、年間延べ約5300万円の経費低減 (全公館で次期在外経理システムの導入が完了した時点で、上記の効果が発現予定。)	
(4) 業務系共通プラットフォームの構築状況			年度ごとの目標
基準	22年度	本省内サーバの集約化	
施策の進捗状況(実績)	23年度	本省内の3つの業務システムを統合したことにより、合計9つの業務システムの統合を完了し、サーバの集約化推進を行った。	本省内サーバの集約化推進
	24年度		業務系共通プラットフォームの拡張
	25年度		本省内サーバの集約化推進
	26年度		業務系共通プラットフォームの安定稼働
	27年度		同上
目標	27年度	平成22年度から平成27年度までの間で約7700万円の経費削減	

施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	【総括】 上記測定指標及び下記のとおり、本件施策の実施は、外交を推進する上で基盤となる情報・通信、会計システムの更なる向上を図る上で有効であり、また、限られた予算や人的投入資源を活用し、投入資源量に見合った成果が着実に得られていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。 1 「外務省情報ネットワークの整備」においては、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、23年度までに整備対象238公館中の234公館に基幹通信網及び国際IP電話の整備、並びに、147公館の情報ネットワークの再整備を完了した。これらにより23年度までの目標を達成した。(測定指標(1)) 2 内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築においては、ホストコンピュータ上で運用する各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要があり、「人給共通システム」導入に係る外務省開発要件について事務局と協議を行い、「人給共通システム」導入スケジュールの検討を行った。これにより23年度の目標を達成した。(測定指標(2))
------------	------------	--

3 「在外経理システムの整備」にあたっては、在外公館における会計担当の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるようITを活用した業務を進める必要があるため、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づくサーバの本省集約化等を実現するべく、次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、23年度末に完了した。これにより23年度の目標を達成した。（測定指標（3））

4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、23年度までに9つの業務システムを統合し、サーバの集約化推進を行ったことにより平成23年度の目標を達成した。（測定指標（4））

【課題】

1 「外務省情報ネットワークの整備」においては、24年度末までに在外公館情報ネットワーク最適化を順次完了し、運用を開始する必要がある。

2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、「人給共通システム」導入に係る外務省開発要件及びスケジュールの検討を進め、外務省固有システム及びデータ移行の設計・開発を行う。

3 「在外経理システムの整備」においては、「外務省情報ネットワークの整備」にあわせ24年度末までに全公館の次期在外経理システム導入環境構築を完了させる必要がある。

4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、23年度に予定する2つの業務システムの統合を行ってサーバの集約化を行う。また、24年度以降に、業務系共通プラットフォームの拡張を行うことにより更に本省内のサーバの集約化を検討する必要がある。

【今後の方針】

1 「外務省情報ネットワークの整備」については、24年度末までに在外公館情報ネットワークの再整備を順次完了することにより、通信体制の強化を図る。

2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」については、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。

3 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に則り、次期在外経理システムを在外公館に順次導入することによって、サーバ本省集約等のITを活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。

4 「業務系共通プラットフォームの構築」については、本省内の業務システムの統合・サーバの集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの更なる向上を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）</p> <p>○「行政運営の簡素化・効率化・合理化の推進」が目標である本施策について、定量的な目標によって評価されている。</p> <p>○経済性（コスト削減、業務時間短縮）に限った表記になっているが、より実質的な成果（e.g. 業務の高度化への対応など）は考えられないか。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革</p> <p>電子政府構築計画（平成16年6月14日改訂 各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議決定）</p> <p>外務省電子政府構築計画（平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者（C10）連絡会議決定）</p> <p>外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画書（平成18年3月30日 外務省情報化推進委員会決定）</p> <p>ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書（平成18年3月30日 外務省情報化推進委員会決定）</p> <p>在外経理システムの業務・システム最適化計画書（平成21年3月31日改訂 外務省情報化推進委員会決定）</p>
---------------------------	---

担当部署名	大臣官房	作成責任者名	情報通信課長 三澤康 在外公館課長 植野篤志	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	------	--------	---------------------------------	----------	---------

基本目標Ⅵ 經濟協力

施策Ⅵ-1 経済協力

施策名	経済協力					
施策の概要	戦略的なODAの実施のための援助政策を企画・立案する。					
達成すべき目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	326,678,921	304,981,146	299,895,519	311,212,655
		補正予算 (b)	80,209,414	24,723,000	28,284,884	—
		繰越し等 (c)	△11,146,915	25,595,678		
		合計 (a+b+c)	395,741,420	355,299,824		
執行額 (千円、d)	388,632,254	350,462,324				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	(1) 野田総理の国連総会での一般討論演説(平成23年9月23日、ニューヨーク) (2) 第180回国会外交演説(平成24年1月24日) (3) 玄葉外務大臣の政策スピーチ(平成24年2月28日、政策研究大学院大学) (4) 玄葉外務大臣スピーチ(平成24年3月17日、玄葉外務大臣と語る「これからの日本外交」 於：名古屋)					

施策に関する評価結果	経済協力		
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」	
測定指標	(1) 戦略的ODAの実施のための「選択と集中」		年度ごとの目標
	基準	22年度	ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成へ向けた取組、アフガニスタン、パキスタン支援等に取り組むことにより、「選択と集中」を進め、ODAを効率的・効果的に実施した。
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>我が国の極めて厳しい財政状況を反映し、一般会計ODA予算の減額が続く中で、以下について取り組むことにより、「選択と集中」を進め、ODAの戦略的かつ効率的・効果的な実施のための援助政策を企画・立案した。</p> <p>(1) ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成へ向けた取組 MDGs達成へ向けた取組である「菅コミットメント」を誠実に実現していくとともに、6月に東京においてMDGsフォローアップ会合を開催し、110か国以上、20の地域・国際機関、国際・国内NGO、民間セクターなど計約300名以上が参加した。9月には国連総会の機会にMDGs閣僚級非公式会合を開催し、各国政府、国際機関、民間団体、NGO等から総勢約400名が参加した。これらの会合を通じ、MDGs達成に向けたモメンタムの維持・強化が図られ、国際社会におけるMDGsに関する取組や議論を積極的にリードしていくとの我が国の姿勢は高い評価を受けた。</p> <p>また、平成24年(2012年)までの対アフリカODA倍増等のTICADIVの公約達成のため、対アフリカ支援を着実に実施するなど、ODAの対GNI比0.7%という目標達成に向けた努力を継続した。</p> <p>(2) アフガニスタン、パキスタン支援 アフガニスタンについて、平成21年11月、今後のアフガニスタン情勢に応じて、平成21年から概ね5年間で最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うとの方針を発表した。平成24年3月現在で約2,489億円の援助を実施している。パキスタンについては、平成21年4月に2年間で最大10億ドルの支援を発表し、平成23年6月末までに達成した(アフガニスタン・パキスタンともに、技術協力の実績は集計中のため含んでいない)。</p> <p>(3) メコン支援 平成21(2009)年11月の第1回日メコン首脳会議にて、平成22(2010)年度から平成24(2012)年度にかけて地域全体に合計5000億円以上のODAによる支援を表明したことを踏まえ、目標の達成に向けた努力を継続しており、直近では平成23(2011)年11月に開催された第3回日メコン首脳会議にて、進捗が確認された。</p> <p>(4) 太平洋島嶼国支援 平成21(2009)年5月に開催された第5回太平洋・島サミットにおいて、3年間で総額500億円規模の支援を行うとの方針を発表したことを踏まえ、平成23年度にも対大洋州支援を着実に実施するなど、目標の達成に向けた努力を継続した。</p>	ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成へ向けた取組、アフガニスタン、パキスタン支援等に取り組むことにより、「選択と集中」を進め、ODAの戦略的かつ効率的・効果的な実施のための援助政策の企画・立案に努める。

	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	「選択と集中」を進めることによるODAの戦略的かつ効率的・効果的な実施のための援助政策を企画・立案する。	
(2) 世論調査における変化			年度ごとの目標
基準	19年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回った。	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を5年連続で上回った。	経済協力を「積極的に進めるべき」とする割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を上回る。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	ODAへの国民の理解・支持を促進する。	
(3) ODA事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか。			年度ごとの目標
基準	22年度	ODAホームページへのアクセス（ヒット数）：約8600万件 広報番組の22年度平均視聴率：4.7%	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	ODA広報（ホームページの充実、テレビ広報番組等の活用）を実施した。 ODAホームページに対するアクセスは、約8500万件とほぼ前年並みの水準となった。 また、テレビ東京の「地球VOCE」の平成23年度平均視聴率は4.9%、認知率は24.2%（番組評価アンケートによるもの）、番組HPへの同年度アクセス数は約64,000件となっており、一般国民に対するODA広報は、一定程度、着実に進んでいる。	①年間8000万～9000万件程度のODAホームページに対するアクセス（ヒット数） ②テレビ東京の「地球VOCE」の平成23年度平均視聴率：年間平均5～6%以上、同番組の認知率：25%以上
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	国民に対する説明責任を達成する。	
(4) NGOの活動環境整備及びNGOとの連携強化			年度ごとの目標
基準	22年度	NGO活動環境の整備を支援し、NGOの能力向上を側面支援するために、NGOと連携の上、①NGO相談員、②テーマ別能力向上プログラム、③NGO長期スタディ・プログラム、④NGOインターン・プログラム、⑤JICAによるNGO支援（アドバイザー派遣制度等の実施）の諸事業を実施した。 NGO/外務省定期協議会を7回開催した。	

施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>国際協力における政府の重要なパートナーであるNGOがその能力をさらに向上していけるよう活動環境の整備を支援し、NGOの能力向上を側面支援するために、NGOと連携の上、①NGO相談員、②NGO研究会、③NGO長期スタディ・プログラム、④NGOインターン・プログラム、⑤JICAによるNGO支援（アドバイザー派遣制度等の実施）の5事業を実施した。</p> <p>また、ODAに関する情報提供やNGOとの連携における改善策などについて定期的に意見交換する場として、当省政務レベルが出席するNGO・外務省定期協議会を7回開催した。</p>	<p>①年3本以上のNGO支援のための事業実施 ②年7回のNGO・外務省定期協議会（平成23年度にNGOと合意された回数）</p>
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	<p>①ODAの担い手としてのNGOを育成する。 ②NGOの意見・提言を国政に反映する。</p>	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1.</p> <p>（1）グローバル化が進む国際社会においては、人間としての尊厳を保てないような苦しい生活を営んでいる人々が数多く存在しているという、厳しい現実がある。我が国の平和と繁栄に直結している国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは我が国の責務である。途上国の安定と発展や、地球規模課題の解決に取り組むことは日本自身の国益に叶うものであり、ODAは重要な外交手段である。</p> <p>国際社会が直面する様々な課題に対し、日本が積極的に行動することが求められている。ODAはそのための重要な手段であり、我が国の比較優位を活かすものとして、有効である。</p> <p>「施策の予算額・執行額等」の推移のとおり、我が国の極めて厳しい財政状況を反映し、一般会計ODA予算の減額が続く中で、上記測定指標1に示すとおり、特に①ミレニアム開発目標（MDGs）達成へ向けた取組、②アフガニスタン、パキスタン支援、③メコン支援、④太平洋島嶼国支援等について取り組むことにより、「選択と集中」を進め、ODAの戦略的かつ効率的・効果的な実施のための援助政策の企画・立案に努めた。その結果、二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとの目標の達成に向けて進展があった。</p> <p>（2）岡田外務大臣（当時）の指示により、ODAについて国民の共感が十分には得られていないとの認識の下、国民の理解と支持を得るための見直しを行い、ODAをより戦略的かつ効果的に実施するために、平成22年6月に「ODAのあり方に関する検討最終とりまとめ」（以下「最終とりまとめ」という。）を発表し、以下のとおりの進展が見られた。</p> <p>①「見える化」の徹底</p> <p>「最終とりまとめ」を受け、「ODAの見える化」の着実な実施として、平成22年10月に立ち上げたJICAホームページ上に「ODA見える化サイト」において、現在実施中の案件については平成24年度末までに、また、過去10年程度に完了した無償・有償案件（事後評価実施済み案件）については平成25年度末までに同サイト上に掲載を完了することを目指し、作業を進めた。（平成24年3月31日現在の掲載件数：無償365件、有償195件、技協244件）。</p> <p>また、概ね過去10年間に完了した案件を中心に、無償資金協力1,040件、有償資金協力1,166件、草の根・人間の安全保障無償資金協力6,558件を対象として、効果発現状況につき改めて精査した結果、97%以上の案件で想定された効果が発現している旨平成23年10月に公表した。</p> <p>②PDCAサイクルの強化</p> <p>「最終とりまとめ」を受け、従来の国別援助計画を見直し、より簡潔で戦略性の高いものに改編するとともに、名称も「国別援助方針」に改称した上で、平成23年度から3年にわたり原則として全ての我が国ODA対象国について策定することとし、平成23年度は40カ国について作業を開始した。</p>	

また、案件形成段階及び評価段階において第三者の関与を得るため、NGOおよび有識者等からなる開発協力適正会議を設置した。平成23年9月の準備会合を経て、同年10月には第1回会合を開催。平成24年1月には第2回会合を開催した。さらに、草の根・人間の安全保障無償資金協力に関しても、PDCAサイクルの導入・強化等の制度改善に向けた取組を行った。

③ODA評価体制の強化（外部人材の登用及びODA評価の大臣官房への移管）

「最終とりまとめ」において、「ODA評価体制の強化」として評価部門の独立性強化とODA評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材の登用の必要性が指摘されたほか、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）の対日援助審査報告書の提言においてもODA評価の体制を見直すよう提言されたことを受け、①平成22年9月にODA評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材を登用するために公募を行い、平成23年1月付で採用するとともに②ODA評価部門を政策・実施部門である国際協力局から切り離して大臣官房へ移管し、平成23年4月付で大臣官房ODA評価室を設置してODA評価業務を担当させることとした。

2. 外交にとって欠くことのできないODAの実施には、国民からの十分な理解を得ることが必要である。上記測定指標の示すとおり、ODAホームページの活用、広報番組の放映は、我が国のODAに対する国民の理解・支持を促進する上で一定程度有効であった。

また、政府では手の届きにくい草の根レベルで活動するNGOとの協力は、我が国の「顔の見える援助」の実現にとって必要であり、また、我が国のODA大綱をはじめとする各種の政策においてNGOとの連携を進め得ることを掲げている。NGO活動環境整備支援プログラム及びNGO/外務省定期協議会の実施は、NGOの能力向上やNGOの意見・提言を国政に反映するものであり、戦略的なODAの実施のための援助政策の企画・立案にとって有効な手段である。

【課題】

人間の安全保障の基本的視点に立って、ODAを戦略的かつ効果的に活用し、ミレニアム目標（MDGs）達成や玄葉外務大臣が平成24年2月の政策スピーチで表明した、①人間の安全保障、②防災、③平和構築、④環境といった諸課題に率先して取り組む必要がある。加えて、中小企業を含む日本企業の優れた技術や知見を活用しつつ、インフラ整備等を通じてアジアをはじめとする途上国の持続的な成長を後押しし、その旺盛な活力を我が国自身の経済成長につなげていく必要がある。

経済協力の効果発現状況の評価方法について、より精緻化できないか、更に検討を進める。また、PDCAサイクルのP（計画）段階で、より客観的な評価が可能となるような成果目標の設定を一層強化するなど、評価の客観性を高める方策を検討していく必要がある。

【今後の方針】

「最終とりまとめ」にある各事項の着実なフォローアップを進め、国民の一層の理解と支持を得られるよう努めるとともに、玄葉外務大臣が本年2月の政策スピーチで表明した、①人間の安全保障、②防災、③平和構築、④環境といった重点分野での取り組みを進める。また、その財政的裏付けの中心となるODA予算の確保及び政府、地方自治体、NGO、中小企業、個人などとの連携に努める。

国民からの信頼の向上につながるよう、引き続きODA評価の透明性改善に取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用

（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）

○予算制約の中でのODA政策は一般的には評価できる。ただし、書類上、どのような基準によって「選択と集中」を実現しようとしているのか明瞭でない。また、「戦略的ODA」という表現も具体的に何を意味しているのか明らかでない。

○本施策の中で重点となるのは、ODAの効率的・効果的实施を評価するVI-1-1であるが、「施策」の進捗状況」の記述からは、「効率的」・「効果的」に実施されていることが読めないのではないか。ODA評価の実績から引用できる部分はないかを検討してみてもどうか。

○被援助国において具体的にどのような成果が出現し、またそれらを対象国（民）がどのように評価しているかといった点について、明示的に示した方が望ましい。

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省ODAホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/) (注) ・ 独立行政法人 国際協力機構 (JICA) ホームページ「ODA見える化サイト」 (http://www.jica.go.jp/ODA/allsearch/index.html) ・ 経済協力評価報告書 ・ 内閣府ホームページ (http://www.cao.go.jp/) 				
<p>担当部局名</p>	<p>国際協力局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>政策課 鈴木 量博</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年 4 月</p>

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

施策名	地球規模の諸問題への取組				
施策の概要	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献</p> <p>(1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。</p> <p>(2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組</p> <p>地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また、こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。</p> <p>気候変動問題においては、平成25(2013)年以降の気候変動対策に係る、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け、二国間の協議や多国間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。</p> <p>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより、持続可能な開発の実現に努める。</p>				
達成すべき目標	<p>グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮すること</p> <p>1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について</p> <p>人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生計、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること。</p> <p>2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について</p> <p>(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること。</p> <p>(2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること。</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算の状況(千円)	当初予算(a)	149,353	123,128	85,711	203,671
	補正予算(b)	△10888	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	138,465	123,128		
	執行額(千円, d)	81,894	77,088		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献</p> <p>・第66会期国連総会における野田総理一般討論演説(平成23年9月23日)</p> <p>「私たちは、大震災の経験から、世界の人々との絆の重要性を再確認するとともに、一人ひとりの個人の果たす役割が、いかに社会にとって重要であるかを自らの肌で感じ取りました。「人間の安全保障」を推進する意義を、我が国がこれほどまでに痛切に感じたことはありません。そして私は、現在の世界が直面する困難を克服し、人類のより良い未来に貢献する高い志をもって、ここにおられるリーダーの皆様と手を携えながら、日本外交を展開します。」</p> <p>・第66会期国連総会MDGs閣僚級非公式会合における玄葉外務大臣発言(平成23年9月21日)</p> <p>「会議全体を通じ、人間一人ひとりを中心に据えることの重要性、すなわち人間の安全保障の意義につき、認識が共有されました。この会合で持ち寄られた英知は、議長ステートメントの形で結実しています。」</p>				

2 環境問題を含む地球規模問題への取組

・第174回国会外交演説（平成22年1月29日）

「（注：気候変動枠組条約）COP16において、公平かつ実効的な国際的枠組を構築する新たな法的文書を採択するべく、米国、EU、国連などとも連携しながら、国際交渉を主導して参ります。」

・第177回国会外交演説（平成23年1月24日）

「気候変動分野では、昨年のカンクン合意を発展させた新しい一つの包括的な法的文書の採択に向け、引き続き交渉の進展に尽力していきます。」

・第180回国会外交演説（平成24年1月24日）

「世界の持続可能な開発に向け、今年六月開催の国連持続可能な開発会議（リオ+20）や年末の国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）での議論に貢献し、世界のグリーン経済への移行や低炭素成長実現の基盤づくりに主導的役割を担います。春には、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を東京で開催する予定です。日本の高い技術力をいかし、「省エネ」、

「創エネ」、

「蓄エネ」の最先端モデルを世界に発信したいと考えます。」

・第66回国連総会一般討論演説（平成23年9月23日）

「自然と共生してきた日本の英知と技術を世界と共有するための第一歩として、来年（注：平成24年）に国際会議（注：平成24年7月3日及び4日に予定されている防災ハイレベル国際会議2012）を被災地の東北で開催し、自然災害に関する国際協力を進めます。そして、その成果を踏まえ、平成27（2015）年の第3回国連防災世界会議を日本に招致し、災害に強い社会の構築を目指して、国際社会で主導的な役割を果たしてまいります。」

施策に関する評価結果	地球規模の諸問題への取組							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
施策に関する評価結果	1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」						
測定指標	(1) 人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度
		1449957	1650617	2217600				21年度からの累計で2000万人
	年度ごとの目標値				220万人	230万人	240万人	
	(2) 主要な国際的フォーラムの関連文書における人間の安全保障への言及の確保						年度ごとの目標	
	基準	—	各種外交文書における人間の安全保障への言及の確保					
	施策の進捗状況(実績)	23年度	23年度においては、多数国間文書で5件、二国間文書で3件の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保し、また24年2月には各方面のリーダーが集う世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)の枠組みにおいて人間の安全保障セッションが開催されるなど、国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。			文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解促進		
		24年度				同上		
		25年度				同上		
		26年度				同上		
		27年度				同上		
	目標	—	文書交渉を通じた人間の安全保障に対する理解促進					
	(3) 人間の安全保障基金によるプロジェクトの承認・実施						年度ごとの目標	
	基準	—	人間の安全保障実現に資する案件の実施					
	施策の進捗状況(実績)	23年度	23年度においては、6件のプロジェクトに対し、約24百万ドルを支援し、220万人が裨益した。承認したプロジェクトは平和構築分野、気候変動・環境分野、人身取引被害者の保護と幅広い分野を対象としている。また、4以上の機関による共同実施プロジェクトが3件含まれるなど、保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展を支援という人間の安全保障を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。			保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援を達成するため、拠出を継続するとともに、基金を利用した案件を通じて明らかになった人間の安全保障の有効性の周知も行う。		
		24年度				同上		
		25年度				同上		
		26年度				同上		
		27年度				同上		
	目標	—	保護と能力強化を通じたコミュニティの自立的発展の支援					

(4) 世界基金による三大感染症対策支援の強化			年度ごとの目標
基準	—	世界基金を通じた三大感染症対策の実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>23年度の期間中、世界基金の既存事業のうち新たなフェーズに移行する104案件に対して総額約18億ドルが承認され、途上国における感染症対策が引き続き行われた。</p> <p>一方、より効果的な事業管理を目的として、案件実施体制の改革、事務局の組織再編が行われ、案件形成の段階から受益国の監督機関や事業審査専門家パネルからのインプットを得る対話型の審査プロセスを導入するとともに、事務局で案件管理にあたる職員の比率を全職員数の75%に増加し、支援の必要性が大きい国をはじめとして実施体制を強化している。</p> <p>我が国は、このような世界基金事務局の効率化や事業実施体制の監督強化を含めた改革に、理事会における議論等を通じて、積極的に取り組んだ。</p>	世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施に重点を置く。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	世界基金を通じた支援の効果的・効率的な実施	
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>(1) 地球規模の課題への対処において我が国が指導力を発揮し、国際社会に貢献するためには、関係者の理解促進及び様々な支援スキームを通じた同概念の実践に努めることが必要かつ適当である。人間の安全保障の概念の普及と実践を進める上では、国連を始めとする多国間の国際会議や二国間会合、国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論を深めるとともに、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた実践を継続することが有効である。限られた予算、人的投入資源の中で、各種会合の機会を捉えて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けつつ人間の安全保障の実現に取り組んだ結果、下記(2)の成果が得られたところ、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>(2) より具体的には測定指標1.及び下記のとおり、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>①平成23年4月、第65回国連総会において、人間の安全保障に関する非公式討論が開催された。本非公式討論において、人間の安全保障の定義や実践、付加価値に関する加盟国間の活発な議論が交わされ、国連における人間の安全保障の普及は大きく進展した。また、平成23年度は多数国間文書で5件、二国間文書で3件の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保し、また平成24年2月には各方面のリーダーが集う世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)の枠組みにおいて人間の安全保障セッションが開催されるなど、国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。</p> <p>②人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施した。人間の安全保障基金については、予算減額の中人間の安全保障の実現を推し進めるべく、他の地域や支援スキームにおいても応用可能なパイロット案件の発掘に重点を置いた。草の根・人間の安全保障無償資金協力については、基礎生活(BHN)分野及び人間の安全保障の観点から特に重要な分野を優先的に支援することを基本方針とした。人道支援については、各国際機関との密接な連携のもと、人道危機に際し効果的・効率的な支援を実施したことにより、人間の安全保障に向け相当な進展があった。</p>	

③人間の安全保障実現に向けて感染症対策を推進するため、我が国は平成22年9月に表明した8億ドルの拠出を着実に実施しており、平成23年度末までに累積で約3.3億ドルを拠出した。世界基金を通じた支援事業により、平成23（2011）年末までに、抗レトロウイルス療法（HIV感染者・エイズ患者への治療）受療者数330万人、WHO推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数870万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数2.4億張り（いずれも基金設立（平成14年）からの累積）となり、開発途上国における三大感染症対策が効果的な事業管理への取り組みを行う形で進展している。我が国は、このような世界基金事務局の効率化や事業実施体制の監督強化を含めた改革に、理事会における議論等を通じて、積極的に取り組んだ。

【課題】

（1） 国連等の場における人間の安全保障の共通理解を醸成し、人間の安全保障に対する懸念を払拭すると同時に、人間の安全保障基金及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた人間の安全保障の実践によって開発における同概念の有益性を実証する必要がある。

（2） 厳しい財政事情により、国際機関によっては拠出金が大幅な減額となる中で、我が国が人道支援を重視していないとの印象を与えることのないよう、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し、多くの人々に支援が行き渡るよう配慮しつつ、国際機関を通じた人道支援による人間の安全保障の実践を拡充していく必要がある。

（3） 三大感染症対策は、引き続き開発途上国における人間の安全保障実現に直結する主要課題であり、世界基金を通じた支援を継続する必要がある。我が国の世界基金に対する当面最大8億ドルの拠出表明を引き続き着実に実施するとともに、効果的な資金供与メカニズムの開発、事業実施体制の効率化などに理事会を通じて取り組む。

【今後の方針】

引き続き多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努めるとともに、アフリカ連合、欧州連合を始めとする地域機構との協力に向けた具体的な施策を行っていく。

人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

施策に関する評価結果	2 環境問題を含む地球規模問題への取組						
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」					
測定指標	<p>(1) 生物多様性条約名古屋議定書の締約国数（同議定書は22年10月に採択された。今後、我が国は、同議定書を主導した国として、各国に対して締結を働きかける。）</p> <p>年度ごとの目標値</p>	基準値	実績値				目標値
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		0	3				
			10	20	30	50	
測定指標	<p>(2) 地球温暖化に対処するための国際的な取組の進展（COP合意の賛同国数／UNFCCC加盟国）</p> <p>年度ごとの目標値</p>	基準値	実績値				目標値
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		59.58% (115/193)	100% (193/193)				100%
			100%	100%	100%	100%	100%
測定指標	<p>(3) 兵庫行動枠組の推進（国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数）</p> <p>年度ごとの目標値</p>	基準値	実績値				目標値
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		41	64	73	81		193
		<p>(4) 既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度</p> <p>年度ごとの目標</p>					
基準	—	<p>(1) 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画</p> <p>(2) 気候変動の次期枠組み作りへの参画</p> <p>(3) 気候変動対策促進のための取組</p>					
施策の進捗状況（実績）		<p>平成4年度の国連環境開発会議（地球サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献するとともに、気候変動交渉を着実に実施した。</p> <p>(1) リオ+20 平成24年に開催される国連持続可能な開発会議（リオ+20）に向け、成果文書へのインプットを国連に提出。成果文書交渉を含め、主に我が国が知見・経験を有する分野において積極的に地球環境問題をめぐる議論に貢献した。</p> <p>(2) 生物多様性 平成22年10月に開催された生物多様性条約COP10において採択された「ABS名古屋議定書」及びカルタヘナ議定書COP-MOP5において採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」への署名を行った。</p>				<p>(1) 既存の国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組の進展</p> <p>(2) 気候変動の次期枠組み作りにおける我が国による実質的貢献</p> <p>(3) 気候変動交渉の着実な実施</p>	

23年度		<p>(3) UNEP/IETCによる具体的活動への支援 国連環境計画・国際環境技術センターが事務局を務める廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップの活動を支援し、廃棄物管理に関する知見の共有、効率的な取組の推進に貢献した。また、災害廃棄物の処理をめぐる我が国の経験の共有及びネットワークの構築に貢献した。</p> <p>(4) オゾン層保護 オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン（HCFC）の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。</p> <p>(5) 酸性雨対策への貢献 酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し、平成22年11月に開催された第12回政府間会合において「EANETの強化のための文書」が署名され、平成24年に発効。</p> <p>(6) 水銀の国際的規制に対する貢献 国境を超える水銀の規制・管理に関し、UNEPのもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、平成23年11月にケニアで開催された第3回会合の議論に積極的に参加した。</p> <p>(7) ダーバン（南アフリカ）で開催された国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）では、日本は積極的に議論に貢献した。特に、次期枠組み作りとの関係では、日本の提案が反映される形で将来の枠組み構築のための新しい特別作業部会（「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」）の設置が決まった。またこの他にも、緑の気候基金の設立及びカンクン合意実施のための一連の決定といった気候変動の次期枠組みの構築につながる成果も得られた。さらに、京都議定書については、日本を含むいくつかの国は第二約束期間には参加しないことを明らかにし、そのような立場を反映した成果文書が採択された。</p>	
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
		(5) 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い	年度ごとの目標
基準	—	<p>(1) 地球環境問題の解決に向けた国際的な取組への積極的な参画</p> <p>(2) 気候変動の次期枠組み作りへの参画</p> <p>(3) 気候変動対策促進のための取組</p>	

施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的な事例は下記のとおり。</p> <p>(1) 森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関 (ITTO) の取組を主導した。</p> <p>(2) COP17に際して発表した「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、その具体的な取り組みとして「アフリカ・グリーン成長戦略」、「東アジア低炭素成長パートナーシップ構想」等の地域協力や「二国間オフセット・クレジット制度」の構築に向けた二国間協力等を推進し、また、低炭素成長の分野において、リーダーシップを発揮し各国から高く評価された。また、2012年までの気候変動分野に関する途上国に対する短期資金支援として平成24年2月末時点で132億米ドル以上の支援を実施することにより、気候変動問題への取組に貢献した (107か国783のプロジェクト)。</p>	<p>(1) 持続可能な開発に向けた取組の進展</p> <p>(2) 我が国の考え方の反映</p>
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。
(6) 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進			年度ごとの目標
基準	—	防災に向けた国際協力の実施	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	<p>(1) 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) の活動を支援した。</p> <p>(2) 具体的には、UNISDRに対する拠出を通じて、都市防災キャンペーン、国連世界防災白書、Prevention Web運営、地滑りフォーラムのイヤーマークを行った。</p> <p>(3) 第3回国連防災世界会議を日本に招致する旨表明した (第66回国連総会における野田総理の一般討論演説)。</p> <p>(4) 近年世界で発生した大規模な自然災害の教訓を参加国で分かち合い、災害に強い強じんな社会の構築を目指して、国際協力を進めることを目的とした国際会議を24年度に被災地の東北で開催するため、国連関係機関を含む国内外の関係機関と連携の上準備を実施。</p>	<p>(1) 各種会合への参加を通じて、我が国の知見・経験をISDRの政策に反映。</p> <p>(2) 兵庫行動枠組の推進 (ISDRの活動支援を通じて、各国における防災関連施策の充実に貢献)</p> <p>(3) 第3回国連防災世界会議 (27年度) の招致を実現</p>
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
	目標	—	災害被害の軽減

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】</p> <p>(1) 気候変動問題は、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。特に新しい将来枠組み構築に向けたダーバン・プラットフォーム特別作業部会が立ち上がり、平成24(2012)年は京都議定書第一約束期間の終了、気候変動に関する短期支援の期限等気候変動交渉の今後の方向性を決める重要な時期であり、行政が責任を持って本施策を実施すべきである。日本は、公平かつ実効的なすべての主要国が参加する新しい枠組みの構築に向け、交渉に積極的に貢献している。その結果、我が国の提案が生かされる形で、新たな作業部会の設置が決まるなど、新しい枠組みの構築に向けた道筋がCOP17においてつけられるなど、大きな成果が得られた。さらに効率的な形で、国際会議に出席し、日本の立場を発信した。測定指標2及び下記(2)の成果を踏まえれば、極めて効率的な形で大きな成果が得られた。</p> <p>(2) 測定指標2及び下記のとおり、目標の達成に向けて相当な進展があった。</p> <p>①平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された名古屋議定書及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)で採択された「名古屋・クアラルンプール補足議定書」への署名を平成24年3月に行った。</p> <p>また、その他の多数国間環境条約の地球規模での適切な実施の推進、国際熱帯木材機関(ITTO)、国連環境計画(UNEP)をはじめとする環境関連国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの策定・実施に向けた取組を一層促進した。</p> <p>②「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。この結果、国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国の数は平成22年の73か国から平成23年の81か国へと増加し、主に途上国における災害被害の軽減に寄与した。</p> <p>【課題】</p> <p>地球環境問題への実効的な対処の喫緊性・必要性につき、国内外の世論の理解を取り付け、多数の国が参加した形での地球環境問題の取組を促進すべく、積極的に貢献する必要がある。</p> <p>今後とも「兵庫行動枠組」の世界的な実施促進のため、防災にかかわる知識・情報の共有、各国政府・国際機関等を通じてISDRの活動を支援していく必要がある。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。</p> <p>防災については、我が国の東日本大震災の経験を国際社会と共有するとともに、国際的な防災協力や「兵庫行動枠組」の実施を引き続き推進する。また、「兵庫行動枠組」と同時期に終期を迎えるMDGsの見直しに向けた検討と歩調を合わせ、防災をポストMDGsの中に明確に位置づけるとともに、開発政策における防災の主流化を実現するための具体的なツールや方法論を盛り込んだポスト「兵庫行動枠組」の作成を提案する。</p>
-------------------	-------------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○おおむね妥当。私見では我が国の強みを活かした外交の「顔」になり得る領域のひとつと考えるが、その点の強調があってもよいのではないか。</p> <p>○「人間の安全保障」への国際的言及が政策目標として値するか疑問である。また、「人間の安全保障基金」の効果についてはより詳細な基礎資料に基づいて判定すべきであろう。</p> <p>○「測定指標」、「施策の進捗状況」、「施策に関する評価結果」の記述が具体的であり、【総括】、【課題】、【今後の方針】の記述に至るまで、おおむね論理的に書かれていると考える。ただし、VI-2-1の【課題】の(3)はむしろ【今後の方針】の記述ではないか。</p> <p>○「人間の安全保障実現に資する」プロジェクトにより、220万人が具体的にどのように裨益したのか、成果を出来る限り明示的に示した方が望ましい。その他「支援の強化」、「協力の推進」についても同様。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 2011年版ODA白書（外務省，平成24年3月） 2010年版ODA白書（外務省，平成23年3月）</p> <p>2 環境問題を含む地球規模問題への取組 平成23年版外交青書</p>
---------------------------	--

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	作成責任者名	地球規模課題総括課 松浦 博司	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	------------------	--------	--------------------	----------	---------

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

**施策Ⅶ-1 国際機関を通じた
政務及び安全保障分野に係る国際貢献**

施策名	<p>国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 (本施策は、政務及び安全保障分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり軍縮関係条約等分担金をとりあげて評価することとした。)</p>																																			
施策の概要	<p>1 包括的核実験禁止条約（CTBT）は条約の履行を確保するために、（１）国際監視制度（IMS）及び（２）現地査察（OSI）を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で8割方完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要である。またOSIについては、査察技術を確立するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。これらの経費は署名国が分担率に従って負担することとなっている。</p> <p>2 核兵器不拡散条約（NPT）の規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費を締約国が分担率に従って負担することとなっている。この会議では、NPTの3本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）それぞれについて、条約の運用のレビューを行う。次回運用検討会議は平成27年であり、そのための準備委員会は平成24年から1年に1度計3回開催されることとなっており、平成23年度は開催されていない。</p> <p>3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献することを目的として分担金・義務的拠出金を拠出する。</p> <p>4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）第4回運用検討会議及び3回にわたり開催された政府専門家会合の会議費及び事務局経費として、義務的分担金を拠出する。対人地雷禁止条約（オタワ条約）及びクラスター弾に関する条約（CCM）に関し、それぞれの年次締約国会議及び会期間会議の開催経費として、義務的分担金を拠出する。</p> <p>5 ワッセナー・アレンジメントの円滑な運営と強化を目指して分担金を拠出する。</p>																																			
達成すべき目標	<p>1 CTBT検証制度を整備・強化すること 2 NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制を強化すること 3 大量破壊兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること 4 CCWの履行強化や新たな通常兵器の規制（例：対車輛地雷）の形成に貢献すること 5 CCMの普遍化・体制強化を行うこと 6 対人地雷禁止条約会議への参加を通じ、我が国の地雷対策分野における支援をアピールしつつ、条約体制を強化すること 7 通常兵器及び汎用品等の過度の蓄積防止に関する議論に積極的に貢献すること</p>																																			
施策の予算額・執行額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>3,407,269</td> <td>3,401,580</td> <td>3,032,514</td> <td>2,344,004</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>△ 1,405,342</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>3,407,269</td> <td>3,401,580</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円、d)</td> <td>3,407,269</td> <td>3,032,514</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	3,407,269	3,401,580	3,032,514	2,344,004	補正予算 (b)	0	0	△ 1,405,342	—	繰越し等 (c)	0	0			合計 (a+b+c)	3,407,269	3,401,580			執行額 (千円、d)	3,407,269	3,032,514						
区分	21年度	22年度	23年度	24年度																																
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	3,407,269	3,401,580	3,032,514	2,344,004																															
	補正予算 (b)	0	0	△ 1,405,342	—																															
	繰越し等 (c)	0	0																																	
	合計 (a+b+c)	3,407,269	3,401,580																																	
執行額 (千円、d)	3,407,269	3,032,514																																		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>・第180回国会における玄葉外務大臣の外交演説（平成24年1月24日） 「核軍縮・不拡散分野では、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で採択された行動計画の着実な実施を促進するとともに、日豪両国が主導してきた「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTI）」を推し進め、核リスクの低減を通じた「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会の議論を主導します。不拡散の分野では、日本は特に北朝鮮とイランの核問題の現状に、深刻な懸念を有しています。国際社会の懸念を解消するために、イランが問題の平和的・外交的解決のために決断し、速やかに実質的行動を取ることを求めます。この問題の解決に当たっては、効果的な制裁及び原油価格の安定の必要性に留意し、国際社会と連携しつつ我が国としても能動的に役割を果たしてまいります。」</p>																																			

施策に関する評価結果	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献			
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」		
測定指標	1 軍縮関係条約機関等に対する貢献		年度ごとの目標	
	基準	—	/	
	施策の進捗状況 (実績)	23年度		(1) 化学兵器禁止機関 (OPCW) 化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化を通じた軍縮・不拡散外交の積極的推進に対する我が国の貢献。 (2) 包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO) CTBTOは条約の履行確保にむけた、①国際監視制度 (IMS), 及び②現地査察 (OSI) を柱とする検証制度の整備。
		24年度		(1) OPCW 条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、知見を有する専門家をセミナーに派遣する等、CWCの国内実施強化の促進に貢献。また、OPCWによる各種査察の滞りない受入れにより、我が国のCWC履行に対する信頼醸成に努めた。 (2) CTBTO CTBTOは条約の履行確保にむけた、①IMS, 及び②OSIを柱とする検証制度の整備に努めた。
		25年度		同上
		26年度		同上
		27年度	同上	
	目標	—	(1) OPCW, CWC実施を強化するために貢献する。 (2) CTBTOの検証制度を維持・強化するために	
	2 軍縮関係条約運用検討会議等に対する貢献		年度ごとの目標	
	基準	—	/	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	(1) NPT関係会議は開催されなかった。 (2) CCW運用検討会議においては、CCW及び各議定書の履行状況についてレビューが行われたほか、条約の履行及び遵守に向けて締約国のコミットメントを盛り込んだ最終宣言が採択され、これらを含んだ最終報告書が全会一致で採択された。また、平成20年以降政府専門家会合の枠組みで行われているクラスター弾に関する議定書交渉が行われた。 (3) 第7回運用検討会議への作業文書提出や専門家派遣等を通じBWC実施強化に貢献。 (4) 対人地雷禁止条約の締約国会議においては、我が国の地雷対策分野における支援及び条約の普遍化促進の取組をアピールするとともに、カンボジア、コロンビアへの南南協力支援を題材として、我が国の地雷対策支援の成功例を取り上げたサイドイベントを開催し、好評を得た。		
			(1) NPT運用検討会議 平成23年度は会議が開催されない。 (2) 運用検討会議及び政府専門家会合を通じて積極的に貢献する。 (3) BWC実施強化へ積極的に貢献する。 (4) 地雷対策分野において積極的に貢献する。	

	24年度		(1) NPT運用検討会議 NPT運用検討会議準備委員会に積極的に貢献する。 (2) 同上 (3) 同上 (4) 同上
	25年度		(1) ~ (4) 同上
	26年度		(1) ~ (4) 同上
	27年度		(1) NPT運用検討会議 NPT運用検討会議に積極的に貢献する。 (2) ~ (4) 同上
目標	—	(1) NPT運用検討会議 NPT体制を維持・強化するため、積極的に貢献する。 (2) CCW締約国会議等 条約履行をの確保・強化の他、新たな通常兵器の規制(例:対車輛地雷)の形成に積極的に貢献する。 (3) BWC会合 BWCの実施強化に向け積極的に貢献する。 (4) 対人地雷禁止条約締約国会議等 条約履行を確保し、強化するため、積極的に貢献する。	
3 CCM締約国会議等			年度ごとの目標
基準	—	CCM締約国会議開催への貢献	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	CCMの第2回締約国会議において、我が国は、議長を補佐する議長フレンド役として、同条約の普遍化に関するセッションをリードした。また、今次会議においては、「議長フレンド」に替わり新たに「普遍化調整役」として、第3回締約国会議までの間、引き続き条約の普遍化を担う役割を引き受けた。	締約国会議及び会期間会合において積極的に貢献する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	条約の円滑な運営に向けた枠組を構築する。	
4 ワッセナー・アレンジメントの強化			年度ごとの目標
基準	—	輸出管理対象品目リストの作成・改訂及び兵器等の蓄積状況の把握	
施策の進捗状況 (実績)	23年度	ワッセナー・アレンジメントにおける規制リストの見直し等を行う専門家会合の議長を務めるなど、輸出管理対象品目リストの作成・改訂及び兵器等の過度の蓄積の防止に関する議論に積極的に貢献した。	通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積の防止に関する議論に積極的に貢献する。
	24年度		同上
	25年度		同上
	26年度		同上
	27年度		同上
目標	—	通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積の防止に関する議論に貢献する。	

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>評価結果に関する総括</p>	<p>【総括】 大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安定を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。NPTやBWC、CWC等を基礎とする国際的な軍縮・不拡散体制の強化は、こうした国際社会の平和と安定及び我が国の安全保障を確保する上で実効的な取組となっている。 上記測定指標の施策進捗状況にあるとおり、専門家のセミナー派遣や条約運用検討会議への積極参加、各種サイドイベントの開催等を通じ、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、履行・遵守確保の強化、検証制度の整備、発効促進に向け、大きく貢献し、拠出された分担金は効率的・効果的に活用された。</p> <p>【課題】 軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国として引き続き国際的な軍縮・不拡散体制の維持強化に向け取り組んでいく必要がある。</p> <p>【今後の方針】 引き続き、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、履行・遵守確保の強化、検証制度の整備、発効促進に向け、関連の事業における重点等を見直しつつ、今後も継続していく。</p>
-------------------	-------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>○「フクシマ」を経験した日本のイニシアティブを発揮していくべき領域ではないだろうか。</p> <p>○私見だが、分担金・拠出金に関する評価では、まず、当該拠出金・拠出金で行われた事業そのものの有効性・効率性を評価する必要があるのではないか。その上で、わが国が当該分担金・拠出金を拠出する妥当性を評価するものとする。</p> <p>○「OPCW」につき、「専門家をセミナーに」どの程度（頻度、延べ人数）派遣し、具体的にどのような形で「促進に貢献」したのか。「地雷対策支援の成功例を取り上げたサイドイベントを開催」し、どの程度の参加者があり、また「好評を得た」とあるが、具体的にどのように評価されたのか。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・平成23年版外交青書</p> <p>(参考) 本施策の達成すべき目標は、「我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること」である。 本施策には、今回取り上げた軍縮関係条約等分担金の他、国際連合分担金、国際連合平和維持活動分担金、国際原子力機関分担金・拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。</p>																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>79,264,026</td> <td>82,199,405</td> <td>62,271,426</td> <td>60,573,691</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>142,270,381</td> <td>77,084,887</td> <td>97,883,267</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>221,534,407</td> <td>159,284,292</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額 (千円、d)</td> <td>221,520,422</td> <td>159,231,946</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	79,264,026	82,199,405	62,271,426	60,573,691	補正予算 (b)	142,270,381	77,084,887	97,883,267	—	繰越し等 (c)	0	0			合計 (a+b+c)	221,534,407	159,284,292			執行額 (千円、d)		221,520,422	159,231,946						
区分		21年度	22年度	23年度	24年度																																	
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	79,264,026	82,199,405	62,271,426	60,573,691																																	
	補正予算 (b)	142,270,381	77,084,887	97,883,267	—																																	
	繰越し等 (c)	0	0																																			
	合計 (a+b+c)	221,534,407	159,284,292																																			
執行額 (千円、d)		221,520,422	159,231,946																																			
<p>担当部局名</p>	<p>軍縮不拡散・科学部</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>軍備管理軍縮課長 吉田 謙介</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年4月</p>																																	

**施策Ⅶ-2 国際機関を通じた
経済及び社会分野に係る国際貢献**

施策名	<p>国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 (本施策は、経済及び社会分野における国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり「アジア太平洋経済協力への分担金・拠出金」をとりあげて評価することとした。)</p>				
施策の概要	<p>APECにおいては、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、人間の安全保障等の目標に向けて、種々のプロジェクトを実施しているところ、我が国として、これらのAPECとしての活動に必要な分担金・拠出金を拠出し、事業の推進を後押しする。</p> <p>分担金の拠出により、APEC事務局の円滑な活動及び貿易・投資の自由化・円滑化以外のAPECの目的に資するプロジェクトの実施が可能になる。</p> <p>また、我が国は、APECの貿易・投資の自由化・円滑化（TILF）に有益なプロジェクトの実施のために、TILF基金に対し任意拠出を行った。</p> <p>さらに、平成23年においては、経済技術協力分野における途上エコノミーの能力開発に資するプロジェクトの実施のために、APEC支援基金に対しても任意拠出を行った。</p>				
達成すべき目標	<p>アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を保護すること</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	115,294	115,113	105,296	75,216
	補正予算 (b)	0	0	0	-
	繰越し等 (c)	0	0		
	合計 (a+b+c)	115,294	115,113		
	執行額 (千円、d)	115,295	115,112		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月6日閣議決定） 「特にアジア太平洋地域は我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重要地域であり、この地域の安定と繁栄は死活的な問題である。アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）は、我が国と切れ目のないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想であり、取り分け本年はAPEC議長として、同構想の実現に向けた道筋をつけるため強いリーダーシップを発揮することが必要である。」 「このため具体的には、アジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携及びAPEC内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組む。」</p>				

施策に関する評価結果	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献								
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」							
測定指標	(1) 上記APEC分担金・拠出金を活用した各種プロジェクト（防災、女性と経済、エネルギー安全保障、食料安全保障などの分野における途上エコノミーに対する能力開発等）の承認件数	基準値	実績値					目標値	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
		91	87	63	99	143 (推計値)		-	
	年度ごとの目標			-	-	-	-	150	
	(2) APECにおける諸活動への我が国の貢献					年度ごとの目標			
	基準	22年度	上記分担金・拠出金を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、人間の安全保障等の横浜ビジョンで掲げられた分野における協力の推進に積極的に貢献した。						
	施策の進捗状況（実績）	23年度	横浜ビジョンで掲げた目標を達成するための各種プロジェクト（防災、女性と経済、エネルギー安全保障、食料安全保障などの分野における途上エコノミーに対する能力開発等）を、以下の具体例のとおり実施した。 （1）8月には、APECのサブフォーラム（緊急事態の備え作業部会）において、日米の共同提案により、仙台で「緊急事態の備えワークショップ」を開催した。 （2）11月には、輸出・入手続に関する能力構築のためのワークショップを、チャイニーズ・タイペイで開催した。					横浜ビジョンで掲げた目標を達成するための各種プロジェクト（防災、女性と経済、エネルギー安全保障、食料安全保障などの分野における途上エコノミーに対する能力開発等）を実施する。	
		24年度						同上	
		25年度						同上	
		26年度						同上	
27年度							同上		
目標	-	域内での経済協力関係の維持・発展に貢献する。							
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>1 APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、世界人口の約4割、GDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易依存度が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。 我が国は、分担金については全体の18%（平成22年）を占め、米国と並ぶ最大の拠出エコノミーとなっており、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ、感染症対策などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。</p> <p>2 上記測定指標及び以下が示すとおり、「アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を促進するとともに、APECにおける我が国のプレゼンスを高め、経済・社会分野での国益を保護すること」との目標に向けて進展があり、施策は有効に実施された。 （1）緊急事態の備えワークショップは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、初めて被災地で開催された国際ワークショップであり、16エコノミーの出席を得て、BCP（ビジネス継続計画）マニュアル作成の重要性等につき、内外の政府関係者、有識者、企業関係者（含む地元企業）の参加を得てベストプラクティスの共有が行われたのは、有意義であった。 （2）11月にチャイニーズ・タイペイで開催したワークショップは、途上エコノミーの能力構築を念頭に、輸出・輸入業者の手続コストを削減させるべく、複数の省庁に跨る輸出・入手続を1つの窓口を集約する（シングル・ウィンドウ）制度づくりを目指して開催された。こうしたシングル・ウィンドウの構築を域内全体に普及させていく取組を我が国主導で実施したことは、域内のサプライチェーンの効率性を高めていく上で有意義であった。</p>							

	<p>3 上記の進展に見られるとおり、我が国の分担金・拠出金は効率的に活用された。</p> <p>【課題】 「横浜ビジョン」、 「ホノルル宣言」を踏まえ、本年（平成24年）9月に採択されるウラジオストク宣言のフォローアップを行い、引き続き途上エコノミーに対する能力開発等への貢献を続けていくことが求められている。</p> <p>【今後の方針】 引き続き、本件拠出を通じて、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、人間の安全保障等の目標に向けて、各種プロジェクトを実施していく。</p>
--	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）</p> <p>○私見だが、分担金・拠出金に関する評価では、まず、当該分担金・拠出金で行われた事業そのものの有効性・効率性を評価する必要があるのではないかと考える。その上で、わが国が当該分担金・拠出金を拠出する妥当性を評価するものとする。</p> <p>【課題】の記述は、24年度の内容を述べており、23年度の政策評価としてはどうか。</p> <p>○「ワークショップの開催」により、どの程度の参加者がおり、「有意義」との評価がされているが、具体的にどのように評価されたのか。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>（参考） 本施策の達成すべき目標は、「我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること」である。 本施策には、今回取り上げたアジア太平洋経済協力拠出金の他、アジア欧州財団拠出金の他、国際連合食糧農業機関分担金、経済協力開発機構分担金、アジア欧州財団拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。</p>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 予算の状況 (千円) </td> <td>当初予算 (a)</td> <td style="text-align: right;">14,189,195</td> <td style="text-align: right;">13,759,335</td> <td style="text-align: right;">12,626,839</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">7,298,849</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td style="text-align: right;">14,189,195</td> <td style="text-align: right;">13,759,335</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>執行額 (千円、d)</td> <td style="text-align: right;">14,188,734</td> <td style="text-align: right;">13,725,593</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	14,189,195	13,759,335	12,626,839	補正予算 (b)	0	0	7,298,849	繰越し等 (c)	0	0	/	合計 (a+b+c)	14,189,195	13,759,335	/	執行額 (千円、d)	14,188,734	13,725,593	/	/
区分	21年度	22年度	23年度	24年度																								
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	14,189,195	13,759,335	12,626,839																								
	補正予算 (b)	0	0	7,298,849																								
	繰越し等 (c)	0	0	/																								
	合計 (a+b+c)	14,189,195	13,759,335	/																								
執行額 (千円、d)	14,188,734	13,725,593	/	/																								

担当部局名	経済局	作成責任者名	アジア太平洋経済協力室長 毛利 忠敦	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	-----	--------	-----------------------	----------	---------

**施策Ⅶ-3 国際機関を通じた
地球規模の諸問題に係る国際貢献**

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 (本施策は、地球規模の諸問題に係る国際機関への拠出金・分担金による我が国の国際貢献であり、主な拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。本年度については、以下のとおり人口関係国際機関等拠出金をとりあげて評価することとした。)					
施策の概要	我が国の国際保健政策2011-2015年では、ミレニアム開発目標(MDGs)の中で最も進捗が遅れている母子保健を重視。MDG5(妊産婦の健康改善)に関し、人口・リプロダクティブ・ヘルス分野で中心的・指導的な役割を果たしている国連人口基金(UNFPA)及び国際家族計画連盟(IPPF)への拠出を通じ、MDGsの達成に貢献する。					
達成すべき目標	UNFPA及びIPPFによる人口・リプロダクティブ・ヘルス問題への取組強化					
施策の 予算 額・執 行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	4,488,094	3,446,486	3,263,163	2,910,448
		補正予算 (b)	51,500	423,000	44,596	
		繰越し等 (c)				
		合計(a +b+c)	4,539,594	3,869,486		
執行額(千円、d)	4,539,594	3,869,486				
施策に 関係す る内閣 の重要 政策 (施政 方針演 説等 のうち 主な もの)	MDGsに関する国連首脳会合(平成22(2010)年9月)における総理演説「日本は、保健関連MDGsの達成に貢献するため、保健分野において、2011年から5年間で50億ドルの支援をします。」					

施策に関する評価結果	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献							
	目標の達成状況	「目標の達成に向けて進展があった。」						
測定指標	(1) UNFPAが助産師に関する政策管理のための能力構築支援を行った国数	基準値	実績値					目標値
		平成22年(2010年)	平成23年(2011年)	平成24年(2012年)	平成25年(2013年)			平成25年(2013年)
		22	調査中					40
	年度ごとの目標値			30	40			
	(2) 行政区分の保健計画において緊急産科・新生児ケアの改善のために能力構築支援を実施した国数	基準値	実績値					目標値
		平成22年(2010年)	平成23年(2011年)	平成24年(2012年)	平成25年(2013年)			平成25年(2013年)
		14	調査中					30
	年度ごとの目標値			24	30			
	(3) IPPFの活動を通じて予防された望まない妊娠数(単位:千人)	基準値	実績値					目標値
		平成21年(2009年)	平成22年(2010年)	平成23年(2011年)	平成24年(2012年)	平成25年(2013年)	平成26年(2014年)	平成26年(2015年)
		586	649	860				1,172
	年度ごとの目標値							
	(4) IPPFによる新規避妊サービス利用者数(単位:千人)	基準値	実績値					目標値
		平成21年(2009年)	平成22年(2010年)	平成23年(2011年)	平成24年(2012年)	平成25年(2013年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)
		2,970	3,627	4,130				4,455
	年度ごとの目標値							
備考: 国際的な目標が暦年で定められているため、評価書の基準値、実績値、目標値についても暦年で記入する。								
(5) 国連人口基金 (UNFPA), 国際家族計画連盟 (IPPF) を通じた人口問題への取組に対する貢献						年度ごとの目標		
基準	—	UNFPA, IPPFを通じた人口問題への取組支						
施策の進捗状況 (実績)	23年度	平成23年に就任したオショティメイン UNFPA事務局長, メレッセ IPPF事務局長が就任後早期に訪日した他, UNFPAの新戦略では MDG5 に係る進展の加速化が目標に掲げられたとともに, IPPF内に我が国が設置する信託基金の対象をリプロダクティブ・ヘルスに広げるよう同運用手続の改定を実施した。					UNFPA, IPPFを通じた人口・リプロダクティブ・ヘルスに係る取組への効果的・効率的な支援の実施	
	24年度						同上	
	25年度						同上	
	26年度						同上	
	27年度						同上	
目標	—	UNFPA, IPPFによる人口・リプロダクティブ問題への取組強化						
施策に関する評価結果	評価結果に関する総括	<p>【総括】</p> <p>MDGsの中で特に目標達成に向けた進捗が遅れているMDG4(乳幼児の死亡率の削減)及びMDG5(妊産婦の健康改善)の達成のためには, 人口・リプロダクティブ・ヘルスの問題への対処が不可欠。本件は性・文化・宗教等に密接に関わる分野であることから, 日本の二国間援助のみではこれを効果的かつ効率的に実施することは困難であり, 人口分野において中心的・指導的役割を担う国際機関であるUNFPAとIPPFを通じて貢献していくことが必要。測定指標のとおり昨年就任したオショティメインUNFPA事務局長, メレッセ IPPF事務局長が就任後早期に訪日し, 関係者と意見交換を行い, 我が国のMDGs達成に向けた取り組みについて理解を得た他, UNFPAの新戦略ではMDG5に係る進展の加速化が目標に掲げられたとともに, IPPF内に我が国が設置する信託基金の対象をリプロダクティブ・ヘルスに広げるよう同運用手続の改定を実施する等, 限られた拠出金を効率的に使用し, 目標達成に向けて具体的な成果があった。</p>						

	<p>【課題】 UNFPA及びIPPFの両機関に対する我が国の拠出は年々減少し、順位を落としており（UNFPAは、昭和61年から平成11年まで第1位、平成12年から平成16年までは第2位、平成17年には9位まで下がっている。IPPFは、昭和60年から平成15年まで第1位、平成16年度第2位、平成17年は再び第1位、平成18年は第3位に転落し、平成19－平成22年も第3位。）、本拠出金がこれ以上減少すれば、拠出の実質的な意義が失われかねず、この分野における日本の貢献を効果的に訴えていくことが困難となる。</p> <p>【今後の方針】 事業内容について引き続き適切に把握し、事業が効果的かつ効率的に実施されるよう注視していく。</p>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>（外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見）</p> <p>○独立項目として評価すべきか疑問。たとえば、施策VI-2「地球規模の諸問題への取組」と一体的に評価すべきではないか。</p> <p>○私見だが、分担金・拠出金に関する評価では、まず、当該分担金・拠出金で行われた事業そのものの有効性・効率性を評価する必要があるのではないか。その上で、わが国が当該分担金・拠出金を拠出する妥当性を評価するものとする。</p> <p>○活動指標、産出指標に加え、成果指標も活用されていることで、ロジックが明らかになり分かりやすい。高く評価したい。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・平成23年版外交青書</p> <p>（参考） 本施策の達成すべき目標は、「我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること」である。 本施策には、今回取り上げた人口関係国際機関等拠出金の他、国連開発計画（UNDP）拠出金、世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金なども含まれている。本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。</p>																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td style="text-align: right;">39,674,188</td> <td style="text-align: right;">40,762,098</td> <td style="text-align: right;">50,536,789</td> <td style="text-align: right;">42,526,350</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td style="text-align: right;">67,938,395</td> <td style="text-align: right;">93,373,635</td> <td style="text-align: right;">66,993,834</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td style="text-align: right;">107,612,583</td> <td style="text-align: right;">134,135,733</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td></td> <td>執行額 (千円、d)</td> <td style="text-align: right;">107,612,502</td> <td style="text-align: right;">134,135,704</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>		区分	21年度	22年度	23年度	24年度	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	39,674,188	40,762,098	50,536,789	42,526,350	補正予算 (b)	67,938,395	93,373,635	66,993,834	-	繰越し等 (c)	0	0	/	/	合計 (a+b+c)	107,612,583	134,135,733	/	/		執行額 (千円、d)	107,612,502	134,135,704	/	/
	区分	21年度	22年度	23年度	24年度																													
予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	39,674,188	40,762,098	50,536,789	42,526,350																													
	補正予算 (b)	67,938,395	93,373,635	66,993,834	-																													
	繰越し等 (c)	0	0	/	/																													
	合計 (a+b+c)	107,612,583	134,135,733	/	/																													
	執行額 (千円、d)	107,612,502	134,135,704	/	/																													

担当部局名	国際協力局	作成責任者名	国際保健政策室長 小沼士郎	政策評価実施時期	平成24年4月
-------	-------	--------	------------------	----------	---------

政府開発援助に係る未着手・未了案件

ビシャカパトナム港拡張計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	ビシャカパトナム港拡張計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>インド南部アンドラプラデシュ州のビシャカパトナム港（外港）において、既存設備等の増強を行うことにより、輸送能力の向上及び輸送効率の改善を図り、鉄鉱石の輸出拡大等を通じた同国の経済発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 19 年 3 月 30 日</p> <p>イ 供与限度額：41.29 億円</p> <p>ウ 金利：0.75%</p> <p>エ 償還（据置）期間：15（5）年</p> <p>オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>同港における 17 年度（2005 年度）の鉄鉱石取扱量は 14.2 百万トンであった。</p> <p>一方、設備の老朽化により、近年の鉄鉱石取扱量は低下傾向にあるため、輸送能力の向上および輸送効率の改善が引き続き必要であり、本事業に関する社会的ニーズに大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>民間資金の活用が可能な港湾開発については、原則として民間</p>

	<p>資金を活用するとの先方政府の方針が示されたため、本事業についても浚渫工事を除くコンポーネントは民間資金にて実施したいとの意向が実施機関より示された。これを踏まえ、先方政府の閣議決定後に、民間資金で実施するコンポーネントをモニタリングしながら、事業を実施する方向で準備を進めている。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本事業に関する社会的ニーズに変化は見られないため、事業を継続する。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

地方部インターネット利用拡充計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	地方部インターネット利用拡充計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ホアビン省において, ブロードバンド・インターネット通信に必要な資機材の供与, 電子政府に係るコンテンツ及びアプリケーションの開発, 人材育成等を行うことにより, 地方部における情報アクセスの向上及び公共サービスの効率化を図り, 経済・社会発展や貧困削減等に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材調達 ・ 人材育成等 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日 : 平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額 : 36.02 億円 ウ 金利 : 1.30% エ 償還 (据置) 期間 : 30 (10) 年 オ 調達条件 : 一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時 (18 年度 (2006 年度)) , 平成 24 年 (2012 年) のホアビン省におけるインターネット利用率 (インターネット利用者 / 人口) を 10% に引き上げることを計画していた。</p> <p>依然として, 都市部と農村部との間の情報通信インフラの整備状況には格差が生じており, 地方部では行政職員でさえ必要な情報の取得が容易ではない状況であることから, 本件の社会的ニーズに関する大きな変化はないものと考えられる。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>先方政府の省庁間の調整に時間を要したこと等により遅延が発生した。現在、コンサルタント雇用手続におけるプロポーザル評価の適切な実施を促進させることにより事業が進められている。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見らないため、事業を継続する。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

地中海道路建設計画【モロッコ】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 平成 23 年 6 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	モロッコ
(2) 案件名	地中海道路建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>地域住民約 300 万人の交通の便を向上させるとともに, 交通インフラから隔絶された一部村落の社会サービスへのアクセスを向上させ, また比較的産業の進んだ地域と直結することで地方経済の活性化を促進することを目的とするもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 <p>ア 閣議決定日 : 平成 13 年 6 月 12 日 イ 供与限度額 : 127.64 億円 ウ 金利 : 2.20% / 0.75% エ 償還 (据置) 期間 : 30 (10) 年 / 40 (10) 年 オ 調達条件 : 一般アンタイト / 二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>平成 9 年 (1997 年) から平成 11 年 (1999 年) の間, 自動車交通量は年平均約 7% 増加していたことから, 事業計画時 (13 年度 (2001 年度)) には交通量の大幅な増加が見込まれていた。</p> <p>平成 16 年 (2004 年) から平成 21 年 (2009 年) の間についても, 自動車交通量は年平均約 6% 増加しており, 今後も増加することが見込まれていることから, 本事業に関する社会的ニーズに大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>入札手続や調査により遅延が発生したが, 現在, 事業は順調に進められている。</p>

<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

コロンボ市配電網整備計画【スリランカ】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 23 年 10 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	スリランカ
(2) 案件名	コロンボ市配電網整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>同市において, 平成 17 年 (2005 年) に予測されている負荷 350MVA に対応した配電網の強化, 電力供給の安定化, システム・ロスの低減等を行い, 安定的な電力供給を確保することにより, 同国の持続成長に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 <p>ア 閣議決定日 : 平成 13 年 10 月 12 日 イ 供与限度額 : 59.59 億円 ウ 金利 : 2.20% / 0.75% エ 償還 (据置) 期間 : 30 (10) 年 / 40 (10) 年 オ 調達条件 : 一般アンタイド / 二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時 (13 年度 (2001 年度)), 電力需要は年平均約 7% 増加していたことから大きな需要増加が見込まれていた。</p> <p>現在も, 電力需要は引き続き年平均約 7% 増加しており, 安定的な電力供給を確保するための本事業に関する社会的ニーズに大きな変化はないものと考えられる。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続に伴う遅延が発生したが, 平成 20 年 (2008 年) に主要な調達の契約を締結し着工後, 現在, 事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく, 事業遅延の要因

	<p>は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

次世代航空保安システム整備計画【フィリピン】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	次世代航空保安システム整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>新 CNS/ATM を整備することにより, 同国の航空運輸システムの安全性・信頼性・経済性の向上を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日 : 平成 14 年 3 月 26 日</p> <p>イ 供与限度額 : 220.49 億円</p> <p>ウ 金利 : 2.20% / 1.80%</p> <p>エ 償還 (据置) 期間 : 30 (10) 年</p> <p>オ 調達条件 : 一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時 (13 年度 (2001 年度)), 航空輸送は同国における国内輸送に占める割合は小さいが, 堅調に増加しており, 7000 以上の島々からなる同国においては経済成長に伴い, 人流および物流において益々重要な役割を担うと見込まれていた。</p> <p>現在, 同国における航空輸送の運行回数は, 平成 14 年 (2002 年) の 37 万回から平成 22 年 (2010 年) には 62 万回に拡大しており, 同国の航空運輸システムの安全性・信頼性・経済性の向上を図る本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>先方政府の財政悪化の影響を受けて事業実施機関への予算措置が滞ったため, 調達手続に遅延が発生したが, 実施スケジュール</p>

	ルが延長され、今後の事業進捗が見込まれる。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きいことから、引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

アッパーコトマレ水力発電計画【スリランカ】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	スリランカ
(2) 案件名	アッパーコトマレ水力発電計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>マハヴェリ河支流コトマレ川に流れ込み式発電所（150MW）を建設し、増大する電力需要に対応することを目的とするもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 14 年 3 月 26 日 イ 供与限度額：332.65 億円 ウ 金利：0.95%／0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：日本タイド／二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時（13 年度（2001 年度）），同国は工業化の進展から電力需要が年率約 7%のペースで増加しており，電力需要は平成 12 年（2000 年）の 1404MW から平成 20 年（2008 年）には 2346MW に達すると見込まれていた。</p> <p>平成 24 年（2012 年）には，電力需要は 2503MW まで拡大しており，安定的な電力供給を確保する本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>特段の遅延等は生じていない。（当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。）</p>
(2) 今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず，引き続き支援を継続し

	ていく。
3 政策評価を行う過程 において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

リハビリ・維持管理体制改善計画（水資源分野）【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	リハビリ・維持管理体制改善計画（水資源分野）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>水資源分野の円借款完成案件を対象に緊急性・必要性の高いリハビリを実施するとともに, 維持管理担当機関の能力向上のための支援を行うことにより, 既存施設の機能回復, 持続性の確保及び維持管理体制の強化を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 14 年 3 月 26 日 イ 供与限度額：146.96 億円 ウ 金利：1.80%/0.75% エ 償還（据置）期間：30（10）年/40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド/二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>同国では継続して土砂災害, 洪水災害が発生しており, また食料安全保障の観点から, 砂防施設, 治水施設, 灌漑施設の持続的な機能確保及び維持管理体制の改善と強化の必要性は依然として高く, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>灌漑関連のサブプロジェクトにおいて, 実施機関による詳細設計承認の遅れ等があったことに加えて, 建設途中で追加的なりハビリ工事が必要になったこと, また, 本事業の砂防関連のサブプ</p>

	<p>プロジェクトの一つにおいて、2010年に河川流量が通年で減らなかった結果、工事が遅延したこと等から、事業全体の実施が遅延した。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	サイゴン東西ハイウェイ建設計画（第二期）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>同国における商工業の中心であるホーチミン市において, サイゴン渡河トンネルを含む東西方向の幹線道路を建設することにより, 同市の交通事情を改善するとともに, 周辺地区の生活環境の改善, サイゴン川東岸地域の都市開発に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 14 年 3 月 26 日 イ 供与限度額：109.26 億円 ウ 金利：1.80%/0.75% エ 償還（据置）期間：30（10）年/40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド/二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時（13 年度（2001 年度）），平成 8 年（1996 年）から平成 32 年（2020 年）の間に市内 1 日あたりの交通量は 2.7 倍, ピーク時間帯の交通量は 3 倍に増加すると予測されていた。</p> <p>平成 8 年（1996 年）から平成 23 年（2011 年）の間には, 同市における四輪車登録台数は 5 倍に増加している。</p> <p>同市内においては, 特に東西方向に流れる交通量が最も多く, サイゴン川を渡り都心部と市の北東方向の出口部とを結ぶ既存のサイゴン橋 1 本に交通が集中していることから, 市内中心部を東西方向に結ぶ幹線道路を建設する本事業に関する社会的ニ一</p>

	<p>ズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 調達手続及び施工に伴う遅延が発生したが、現在、平成 23 年（2011 年）11 月に本件道路は既に全線開通しており、事業は順調に進められている。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

遼寧省鞍山市総合環境整備計画【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	遼寧省鞍山市総合環境整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>鞍山市において熱供給, 公共交通, 上下水道などの環境基盤の整備を通じて, 大気環境保全対策, 水質環境保全対策, 居住環境改善対策を強化することにより, 同市の持続可能な発展を促進することを目的とする。</p> <p>案件の内容 ・ 土木工事</p> <p>ア 閣議決定日 : 平成 14 年 3 月 28 日 イ 供与限度額 : 145.25 億円 ウ 金利 : 1.70% / 0.75% エ 償還 (据置) 期間 : 30 (10) 年 / 40 (10) 年 オ 調達条件 : 一般アンタイド / 二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状 同市は中国有数の鉄鋼都市であり, 事業計画時 (平成 13 年度 (2001 年度)), 工業化の進展や工場設備の老朽化, 硫黄分を多く含む石炭を燃料とする多数の小型ボイラによる熱供給, 自動車交通量の増大などに伴い大気汚染は深刻化していた。また, 同市街区では未処理の排水が直接放流され, 水質改善対策, 下水処理場の増設による下水処理能力の向上が求められていた。同市の大気汚染や水質の状況は事業計画時と大きな変化はなく, 社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 同市における汚水処理に関する計画の変更により遅延が発生</p>

	したが、現在、事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込みどおりの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

山西省西龍池揚水発電所建設計画【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	山西省西龍池揚水発電所建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>山西省に揚水発電所及びその関連施設を建設することにより、ピーク需要対応力の向上、電力網運用上の安定性向上に加えて、大気汚染防止及び地球温暖化ガスの排出量抑制を目的とし、また、同省の電力のピーク需要に対応して経済発展を促進するとともに、省民の所得向上を促すことを目的とするもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 14 年 3 月 29 日 イ 供与限度額：232.41 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド／二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>山西省における平成 12 年（2000 年）の電力最大負荷と最小負荷の差は 2,485MW であり、火力発電所においては、DDS（Daily Start and Stop）運用による出力調整が強いられ、環境負荷の増大、発電設備寿命の低下などの問題が生じていた。</p> <p>最大負荷と最小負荷の差によって生じる火力発電所の出力調整を解消するため、本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>特段の遅延等は生じていない。（当初から事業完了まで閣議決</p>

	定後 10 年を超えることが計画されていたもの。)
(2) 今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず、引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

アスタナ上下水道整備計画【カザフスタン】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	カザフスタン
(2) 案件名	アスタナ上下水道整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>老朽化が著しいアスタナ市の上下水道システムの改修・近代化を行うことにより, 処理能力の向上, 水質改善, 漏水・浪費率の減少による経済性の向上を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日 : 平成 14 年 3 月 29 日 イ 供与限度額 : 213.61 億円 ウ 金利 : 2.20% / 0.75% エ 償還 (据置) 期間 : 30 (10) 年 / 40 (10) 年 オ 調達条件 : 一般アンタイド / 二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時 (13 年度 (2001 年度)), 同市においては上水道が 1960 年代, 下水道が 1950 年代に建設されており, 施設の老朽化が激しく安定的で質の高いサービスを行うことが困難な状態となりつつあった。同市の人口は平成 9 年 (1997 年) 12 月にアルマティ市から同市に遷都して以降増加しており, 上下水道サービスに対する需要の増大, 設備の高度化への要求が高まっており, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>先方の自己資金充当の遅延により調達手続に遅延が発生した</p>

	が、現在、事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通どおりの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

[成果重視事業^(*)に関する政策評価]

(*) 成果重視事業

成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つ。平成18年度予算から創設された(当初は「モデル事業」として実施)。

【成果重視事業】国際機関邦人職員の増強

国連企画調整課長 久野和博

平成 24 年 4 月

事務事業名 国際機関邦人職員の増強

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

国連等国际機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること（平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国际機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とする）。

【目標設定の考え方】

国連等国际機関における邦人職員数の増加は、これら機関における人的な国際貢献の大きさを表すものであり、さらにこれら機関における意思決定に影響を及ぼす幹部職員レベルの邦人職員数の増加は、国際貢献における我が国のプレゼンスの大きさを示すものである。旧事業目標（平成 16 年～平成 21 年 1 月までの 5 年間で、国連等国际機関における専門職以上の邦人職員数を 10%増加し 671 名とする）と比べ、今後更なる邦人職員増強に向けた取組を強化すべく、平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国际機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とすることを事業目標として設定している。

【事業計画期間及び 23 年度予算額】

（期間）平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月

（予算額）12, 682 千円

【手段と目標の因果関係】

国連等国际機関への就職に向けての広報及び情報提供により、国際機関勤務を希望する人材の裾野が拡大する。また、国際機関勤務希望者に対して必要な機会・経験を付与し、また、その採用に向けて国際機関へ働きかけを行うことは、国際機関に勤務する邦人職員数の増加に繋がるものである。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

● C

（判定方法）

平成21年1月から平成24年1月までの3年間で、邦人職員数は57名（8.1%）増加しており、5年間で15%増加させるという成果重視事業目標を達成するためには、残り2年間でさらに49名増加する必要がある。外務省において毎年1月現在で調査している国連等国际機関における邦人職員の在職状況は次のとおり。

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
計	671	676	698	708	736	765	765
うち幹部職員	58	61	58	65	67	77	74

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人 → 平成24年：765人）、今後とも国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、研修コースやインターン等を通じた国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけを継続する。着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

状況の変化に応じた予算執行を行うことが可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成21年1月から平成24年1月までの3年間で、邦人職員数は57名（8.1%）増加しており、5年間で15%増加させるという成果重視事業としての目標を達成するためには、残り2年間でさらに49名増加する必要があるが、事業期間内の目標達成に向け、今後は、邦人職員数の増強を目指しこれまで以上に取組を拡充強化していく。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

評価をするにあたり使用した資料

外務省国際機関人事センターホームページ（<http://www.mofa-irc.go.jp>）

【成果重視事業】在外選挙人名簿登録推進

領事局政策課長 鈴木光太郎

平成 24 年 4 月

事務事業名 在外選挙人名簿登録推進

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

- (1) 20 年度末における在外選挙人名簿登録者数 (112,946 人) を基準とし、毎年 7% 程度の伸び率を維持することにより、登録者数を 14.5 万人とすることを 24 年度末における最終目標とする。
- (2) 各年度においては、年間の新規登録申請者数 (受付の件数) 2.2 万件を目標とする。

【目標設定の考え方】

(1) 在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、同登録は出頭義務を課した任意申請となっていることもあり、積極的な登録傾向にないのが現状である。また、在外選挙制度は海外に転出して初めて知ることが多く、本件制度の認知度が低い。本事業は在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するものであることから、今後とも制度普及や登録推進の広報を積極的に行うとともに、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請について便宜を図ることにより、在外選挙人登録を推進し登録者数の増加を図ることは、領事サービスの改善・強化にも資するものである。

(2) 16 年度から 18 年度において実施した第 1 期成果重視事業においては、18 年度末における在外選挙人登録者数を推定有権者数の 20% 前後 (16 年度においては 15% 前後、17 年度においては 17% 前後) と設定したが、①在留邦人数が数量目標設定時における想定を大きく上回ったこと、②帰国等による登録抹消 (年間約 1 万件強) による相殺があるため、登録者の純増数は新規登録者の約半分程度となり、定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績を正確に反映するものではなかった。

(3) 19 年度から 21 年度において実施した第 2 期成果重視事業においては、平成 17 年 10 月 1 日現在の在留邦人数 (101.3 万人) に基づく推定有権者数 (75.9 万人) の 20% (注) に相当する 15 万人を 21 年度末における登録者数の最終目標とし、前記の目標を達成するため毎年度約 1.6 万件の登録抹消及び非登録による登録者数の減少があること等を踏まえて、各年度 3 万件の新規登録申請を受け付けることを目標とした。登録者数は確実に増加しているものの、20 年度は国政選挙が実施されなかったこと、また、世界的な経済不況の影響を受け、日系企業の海外支店の縮小等に伴う駐在員の減少により、申請者数が伸び悩んだ。

(4) このため、22 年度から 24 年度における第 3 期成果重視事業においては、上記問題点及び第 2 期における登録者数の対前年度平均伸び率 (6.77%) を踏まえ、①20 年度末における登録者数 (112,946 人) を基準に、毎年伸び率を 7% 程度に設定し、24 年度末における登録者数を 145,000 人とすることを最終目標とする。②前記①の目標を達成するためには年間の登録抹消数約 14,000 件を踏まえ、年間 22,000 人程度の新規登録申請を受け付けることを各年度の目標とした。

(注：公職選挙法の一部改正による登録申請手続きの改善、対象選挙の拡大等が図られたことにより、19 年度以降在外選挙への関心が更に高まることを想定。そのため登録率が大きく上昇した登録申請開始初期の平成 11 年から平成 14 年までの年平均上昇率が 2.8% であったことから制度改正による利便性の向上等により、年平均 3% 前後上昇するものと期待し 20% を想定した (17 年度登録率：12.0%)。)

[事業計画期間及び23年度予算額]

(期間) 22年度～24年度

(予算額) 177.1百万円

[手段と目標の因果関係]

(1) 登録受付出張サービス

在外選挙人登録は任意申請制であり、かつ、居住地を選挙管轄している在外公館に出頭して登録申請を行う必要があるが、遠隔地に居住する在留邦人が在外公館に出向くことは、時間的、経済的理由から、大きな負担となっている。このため、在外公館が遠隔地に居住する在留邦人の選挙権行使の機会を確保するためにも、邦人の居住地に赴き登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを実施し、申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の在外選挙人登録を推進する。

(2) 日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間（平日の日中）に在外公館に出向く時間を確保できない在外公館所在地近郊の日系企業等の社員等を対象に登録受付のための企業訪問を行い、効率的な登録推進を図る。

(3) 各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

国内においては、転入届出により自動的に選挙権行使の機会が与えられ、投票通知書が届く制度になっているのに対し、海外においては、在外選挙制度により国政選挙に参加できること、選挙権を行使するためには、在外選挙人名簿への登録を自ら申請しなければならないことを広報する必要がある。また、平成18年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続きの改善（3か月の住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受付）、対象選挙の拡大（比例代表選挙に加えて、（小）選挙区選挙及び補欠選挙等への投票が可能となった）等が行われたことを踏まえ、新規渡航者及び未登録者に対し在外選挙制度につき積極的に周知を図ると同時に登録を働きかける。

(4) 在外公館における登録業務等の適正執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員雇用経費を手当てし、領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付、広報、事務補助、各種照会に対応するとともに、在外選挙人登録事務の迅速かつ正確な執行を行う。また、選挙関係執務参考資料を在外公館に配備し、登録・投票業務が適正かつ円滑に執行されるよう支援する。

(5) 在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修、将来の担当候補者への講習等の内容等を拡充し、領事担当官の在外選挙事務に対する理解を深めることにより在外選挙事務の適正執行を図ると同時に、人材を育成し、専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

(6) 予算配分等

管内に推定有権者を5千人以上擁する在外公館（全世界の推定有権者の8割が該当）を中心とした事業展開及び予算配分（全体の約8割）を行い、数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

対最終登録者数の達成率 B

対年間新規登録者件数の達成率 D

(判定方法)

23年度においては、年間（平成23年4月～平成24年3月）の新規登録申請者件数に基づく判定と対最終登録者数の達成率の両方について個別に判定を実施。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

23年度の新規登録申請件数は、年間目標の22,000万件に達せず、10,812件であった。他方、登録抹消が14,424件に上ったため、在外選挙人登録者数は対前年比で-2.37%（120,155人→117,308人）減少した。また、在外選挙人登録者数の目標は24年度145,000人であるが、23年度の登録者数は117,308人となっている。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
推定有権者数	814,253	837,745	848,855	857,518	857,518(注1)
登録者数(外務省調べ)	108,887	112,946	116,521	120,155	117,308
対前年比伸び率(%)	+9.8	+3.73	+3.17	+3.11	-2.37
登録率(%)	13.37	13.48	13.73	14.01	13.68
新規登録申請数(年間)	23,621	18,228	20,599	17,323	10,812
(対平成15年度申請者数増加率(%))	+71.04	+31.99	+46.16	+25.44	-21.71
登録抹消者数(年間)	13,855	13,036	15,852	13,805	14,424
対最終登録者達成率(注2)	72.59	75.30	77.68	82.87	80.90
対年間新規登録者件数達成率(注3)	78.74	60.76	68.66	78.74	49.15

注1：推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。23年度の在留邦人数は確定していないため、22年度の推定有権者数を使用

注2：19年度～21年度の目標値は15万人、22年度～24年度は14.5万人

注3：19年度～21年度の目標値は3万人、22年度～24年度は2.2万人

(1) 登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスは、①他の領事サービス（旅券、証明、各種届出、領事相談等）と連携させる、②日本人会各種行事等の機会を利用することにより在留邦人の利便性に配慮するなどし、2,907件の申請を受付けた。また、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する

個別訪問サービスにより、755件の申請を受け、成果を上げた。上記2つのサービスは在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ている。なお、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスで受け付けた登録申請件数等は合計で3,662件と新規登録申請者数の34%を占めており、在外選挙人登録を推進する上で引き続き有効な手段となっている。

(登録受付出張サービス)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施公館数	102	97	92	78	87
実施回数	651	465	450	409	410
登録申請等件数(A)	5,846	4,268	4,084	3,213	2,907
実施回数1回あたりの平均登録申請等件数(件)	8.94	9.19	9.08	7.86	7.09

(日系企業等個別訪問サービス)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施公館数	31	30	29	28	17
訪問企業数	365	539	348	217	299
登録申請件数(B)	2,346	1,891	2,554	1,413	755
訪問企業1社あたりの平均登録申請件数(件)	6.42	3.51	7.34	6.51	2.53

登録受付サービス及び日系企業等個別訪問サービスによる登録申請件数合計((A)+(B))	8,192	6,159	6,638	4,626	3,662
---	-------	-------	-------	-------	-------

(2) 在外選挙制度広報

23年度は、以下の媒体を利用して在外選挙制度の仕組み及び登録推進について広報を行い、登録申請につながった。

1. 1万人の新規登録申請があった。

- (イ) 邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙
- (ロ) 日本人会や商工会等邦人団体の会報誌
- (ハ) 現地邦系生活情報誌
- (ニ) 現地日本語テレビ・ラジオ番組
- (ホ) 在外公館のホームページ

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

特定予算科目の不足による事業の停滞を回避するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

事業の総合的評価

(理由と今後の方針)

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

本件事業による登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスについては、在留邦人から高

い評価を得るとともに両サービスによる申請は全体の34%に上っており効果的である。在外選挙の制度普及広報や登録推進広報を積極的に展開したが、新規登録申請件数は事業目標である年間2.2万件に及ばず、1.1万件にとどまった。新規登録申請件数は、前年度を下回り、加えて、登録抹消者数が前年を上回ったことから、結果として登録者数が初めて減少した。

その原因としては 23年度においては国政選挙が実施されなかったこと、及び長引く不況により海外進出企業の駐在員がその滞在形態を駐在から長期出張に換え、住民票を日本に残している者が増えた等の変化があったことが考えられる。

23年度において新規登録者数が伸び悩み、制度発足後初めて前年度比で総登録者数が減少した結果を受け止め、より効果的な実施方法について検討する必要がある。

【成果重視事業】領事業務の業務・システムの最適化事業

領事局政策課長 鈴木光太郎

平成 24 年 4 月

事務事業名 領事業務の業務・システムの最適化事業

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

改訂版の「領事業務の業務・システム最適化計画」に基づく、旅券システムの刷新を実施し、（同じく 17 年度予算比較）運用経費約 5.3 億円の削減を見込む。

[目標設定の考え方]

22 年度に改定した「領事業務の業務・システム最適化計画」において、領事業務全体で、年間運用経費約 7 億円削減（改訂前約 5.5 億円）、年間業務処理時間 10.7 千時間短縮（改訂前約 5.8 千時間）の業務効率化を目標とした。年間経費削減効果の内、約 5.3 億円は旅券システムの刷新に係る機器等借り上げ・保守経費等であるところ、右達成のための、事業者調達を 22 年度に実施し、24 年度までのシステム開発を実施している。

[事業計画期間及び 23 年度予算額]

（期間）

事業計画（システム開発）期間：平成 22 年 10 月から平成 25 年 3 月

* 25 年度中の新旅券システム展開作業を見込む。

（予算額）

23 年度予算： 723,352 千円

[手段と目標の因果関係]

旅券システムの刷新

改訂後の最適化計画に基づき、以下の手段・方法により旅券システムの刷新を行う。23 年度においては、22 年度の要件定義、基本設計を受けて、詳細設計を行い、24 年度以降のテスト・展開に繋げる。

- ・ 旅券システムのオープン化への移行に併せ、ソフトウェアの部品化（SOA の導入）等を図る。
- ・ 定型処理は、将来他の領事業務の基盤となる統合プラットフォーム上の市販データ分析ソフト等（BI ツール、ETL 機能等）を利用する。
- ・ WEBブラウザを用いたダウンロードによる旅券申請書の作成を実現する

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

（判定方法）

23 年度中に旅券システム刷新に係る詳細設計を終了したか。

（基準）

目標の達成度合い： A

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

23年度においては、予定どおり旅券システム刷新に係る詳細設計を終了した。

〔予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果〕

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

旅券システム刷新に係る複数年度のシステム開発契約（22～24年度）が締結可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

本件事業はこれまで予定どおり進捗しているところ、引き続き事業の着実な実施に努める。

〔目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策〕

評価をするにあたり使用した資料

領事業務の業務・システム最適化計画（23年度実施状況報告書）

領事業務の業務・システム最適化計画（効果・サービス指標）

【成果重視事業】 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

情報通信課長 三澤 康

平成 24 年 4 月

成果重視事業名 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

成果重視事業の概要

【成果重視事業の目標】

- ・「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用している各種業務システムをオープンなシステムに移行させることを前提として再構築を行うことにより、システム維持経費を年間 3 億円削減する。
- ・また、「府省共通の人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間を年間 1500 時間削減する。

【目標設定の考え方】

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却する 22 年度において、システム維持経費の削減を実現する。

また、外務省の人事・給与等業務・システムについて、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。

なお、最適化計画の実施が完了する時期を当初 19 年度末としていたが、「人給共通システム」の最適化計画改定により 27 年度に延期する。

【事業計画期間及び 23 年度予算額】

（期間）17 年度から 27 年度まで

（予算額）209 百万円

【手段と目標の因果関係】

IT 技術の進展に応じて、プラットフォームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務システムの再構築を行い、目標を達成する。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

A

（判定方法）

- ・ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減目標は 22 年度において実現している。
- ・業務処理時間の削減目標の達成度合いは、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後、改めて判定する。

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成

C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を22年度までに完了し、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を実現している。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了することができた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「人給共通システム」の導入・移行を完了することにより、業務処理時間の削減目標を達成することが見込まれる。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

評価をするにあたり使用した資料

電子政府構築計画（平成 16 年 6 月 14 日改訂 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

外務省電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書（平成 18 年 3 月 30 日 外務省情報化推進委員会決定）

【成果重視事業】 在外経理システムの整備

在外公館課長 植野 篤志

平成 24 年 4 月

事務事業名 在外経理システムの整備

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

平成 21 年 3 月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」を実施することにより、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

【目標設定の考え方】

月間勤務時間が 250 時間以上（サンプリング調査による推定値）となっている各在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムを 24 年度以降順次運用を開始することにより削減され、最終的に月間で約 38 時間の時間削減（15.2%の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また経費については 24 年度以降に最終的に年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

【事業計画期間及び 23 年度予算額】

（期間）18 年度～25 年度

（予算額）162 百万円

【手段と目標の因果関係】

次期在外経理システムの設計・開発

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、サーバ本省集約化を実現し、23 年度までに次期在外経理システムの開発を完了させる。24 年度以降、「外務省情報ネットワーク最適化」に合わせ、在外公館において次期在外経理システムを順次運用開始することにより業務の省力化を図る。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

（判定方法）

B

（基準）

「次期在外経理システムの設計・開発」については、23年度に予定していたシステム開発が完了した。導入予行演習等で在外公館から機能追加等の要望もあることから達成度合はBとする。

ランク	達成度合	評価
A	100	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分

E	25%未満	進展していない	
<p>有効性（具体的成果）</p> <p>「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、次期在外経理システムの設計・開発を23年度末に完了した。</p> <p>【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】</p> <p><input type="checkbox"/>国庫債務負担行為 <input type="checkbox"/>繰越明許費 <input type="checkbox"/>目の大括り化 <input checked="" type="checkbox"/>目間流用の弾力化</p> <p>（上記措置による効果）</p> <p>21年度において、次期在外経理システム開発予算を国庫債務負担行為としたことにより、21年度から23年度末までの間のシステム開発を可能とし、サーバ本省集約化による業務の省力化等が実現することになった。</p> <p>22年度において、次期在外経理システムのサーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為としたことにより、22年度から26年度末までのシステム維持・運用経費の計画的な予算執行が可能となった。</p> <p>次期在外経理システムは外務省情報ネットワーク最適化で整備されるネットワーク並びに在外公館のサーバ及びPCに依存して構築されるシステムであるが、設計・開発途中で23年度導入からは新バージョンのOS（Windows Server2008）が導入されることが判明したため、目間流用の弾力化措置を活用することで新しいバージョンのOSへの対応検証を実施することが可能となった。</p>			
<p>事業の総合的評価</p> <p><input type="checkbox"/>拡充強化 <input type="checkbox"/>内容の見直し・改善 <input checked="" type="checkbox"/>今のまま継続 <input type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>終了・中止・廃止</p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>在外公館の会計担当者の業務は、経理手続き等の一層厳格な運用や予算執行改善のための追加的な調査が求められる等新たな業務が増えており、在外経理システムの一層の最適化を図る必要がある。そのため、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づいた次期在外経理システムを外務省情報ネットワーク最適化に合わせて在外公館に導入し、引き続き推進する。</p> <p>【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】</p>			

評価をするにあたり使用した資料

在外経理システムの業務・システム最適化計画（平成18年3月31日改訂外務省情報化推進委員会決定）

[事前評価]

事前評価は、次のホームページに掲載されている。

- ・ 無償資金協力及び有償資金協力：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

- ・ 規制の事前評価：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/ria/h23.html>

平成 23 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1. 無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償等について、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日
スーダン共和国	カッサラ市給水緊急改善計画	平成 23 年 4 月 6 日
エチオピア連邦民主共和国	国道一号線アワシュ橋架け替え計画	平成 23 年 6 月 9 日
エチオピア連邦民主共和国	第四次幹線道路改修計画	平成 23 年 6 月 9 日
エチオピア連邦民主共和国	アムハラ州中学校建設計画	平成 23 年 6 月 9 日
ヨルダン・ハシェミット王国	南部地域給水改善計画	平成 23 年 6 月 14 日
ホンジュラス共和国	首都圏地滑り防止計画	平成 23 年 6 月 17 日
ニカラグア共和国	マナグアーエルラマ間橋梁架け替え計画	平成 23 年 6 月 21 日
モンゴル国	ウランバートル市水供給改善計画	平成 23 年 6 月 21 日
キリバス共和国	ベシオ港拡張計画	平成 23 年 6 月 29 日
ザンビア共和国	ルサカ南部地域居住環境改善計画	平成 23 年 6 月 29 日
ザンビア共和国	ンドラ市上水道改善計画	平成 23 年 6 月 29 日
ラオス人民民主共和国	国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画	平成 23 年 8 月 2 日
ラオス人民民主共和国	ビエンチャン国際空港拡張計画	平成 23 年 8 月 2 日
ブータン王国	サイクロン災害復興支援計画	平成 23 年 8 月 8 日
コンゴ民主共和国	キンシャサ保健人材センター整備計画	平成 23 年 8 月 11 日
インドネシア共和国	プルート排水機場緊急改修計画	平成 23 年 8 月 18 日
マリ共和国	第四次小学校建設計画	平成 23 年 8 月 25 日
タンザニア連合共和国	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	平成 23 年 8 月 29 日
パラグアイ共和国	コンセプション市及びピラール市給水システム改善計画	平成 23 年 8 月 31 日
ルワンダ共和国	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	平成 23 年 9 月 6 日
スリランカ民主社会主義共和国	マンムナイ橋梁建設計画	平成 23 年 9 月 13 日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール県及びバーミヤン県における灌漑施設整備計画（FAO連携）	平成 23 年 11 月 26 日
タジキスタン共和国	第二次クルガンチュベードウスティ間道路改修計画	平成 23 年 12 月 12 日
アフガニスタン・イスラム共和国	中央高地三県における学校建設計画（ユニセフ連携）	平成 24 年 1 月 12 日

ウガンダ共和国	ウガンダ北部アチョリ地域国内避難民帰還・再定住促進のためのコミュニティ再建計画	平成 24 年 2 月 23 日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール国際空港駐機場改修計画	平成 24 年 3 月 10 日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール市東西幹線道路等整備計画	平成 24 年 3 月 10 日
アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン空港改修計画	平成 24 年 3 月 10 日
フィリピン共和国	第二次農地改革地域橋梁整備計画	平成 24 年 3 月 29 日
マラウイ共和国	第二次中等学校改善計画	平成 24 年 3 月 30 日

2. 有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日
バングラデシュ人民共和国	パドマ多目的橋建設計画	平成 23 年 5 月 18 日
バングラデシュ人民共和国	クルナ水供給計画	平成 23 年 5 月 18 日
インド	アンドラ・プラデシュ州農村部高圧配電網整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	バンガロール・メトロ建設計画（第二期）	平成 23 年 6 月 6 日
インド	ビハール州国道整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	マディヤ・プラデシュ州送電網整備計画	平成 23 年 6 月 6 日
インド	ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画（フェーズ 2）	平成 23 年 6 月 6 日
インド	中小零細企業・省エネ支援計画（フェーズ 2）	平成 23 年 6 月 6 日
インド	新・再生可能エネルギー支援計画	平成 23 年 6 月 6 日
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画（ダナン・クアンガイ間）（第一期）	平成 23 年 6 月 14 日
ベトナム社会主義共和国	南北高速道路建設計画（ホーチミン・ゾーザイ間）（第二期）	平成 23 年 6 月 14 日
ブラジル連邦共和国	サンパウロ州無収水対策計画	平成 23 年 7 月 1 日
ブラジル連邦共和国	ベレン都市圏幹線バスシステム計画	平成 23 年 7 月 1 日
モロッコ王国	フェズ・メクネス地域上水道整備計画	平成 23 年 7 月 29 日
インドネシア共和国	地熱開発促進プログラム	平成 23 年 8 月 18 日
ベトナム社会主義共和国	ギソン火力発電所建設計画（第三期）	平成 23 年 10 月 31 日
セルビア共和国	ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画	平成 23 年 11 月 24 日

チュニジア共和国	ガベスーメドニン間マグレブ横断道路整備計画	平成 24 年 1 月 25 日
ウズベキスタン共和国	カルシーテルメズ鉄道電化計画	平成 24 年 2 月 27 日
エジプト・アラブ共和国	カイロ地下鉄四号線第一期整備計画	平成 24 年 3 月 19 日
スリランカ民主社会主義共和国	バンドラナイケ国際空港改善計画(フェーズ 2)	平成 24 年 3 月 28 日
フィリピン	中部ルソン接続高速道路計画	平成 24 年 3 月 29 日
インド	デリー高速輸送システム建設計画フェーズ 3	平成 24 年 3 月 29 日
ベトナム社会主義共和国	ホアラック科学技術都市振興計画(第一期)	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第二期)	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベンティン～スオイティエン間(1号線))(第二期)	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	国道 3 号線道路ネットワーク整備計画(第二期)	平成 24 年 3 月 30 日
ベトナム社会主義共和国	第二期南部ビンズオン省水環境改善計画	平成 24 年 3 月 30 日

3. 規制

政策評価法及び関連政令に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策について評価を行っています。

「子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局（外務大臣）への提供義務の導入」（評価実施年月日：平成 24 年 2 月 24 日）

外 務 省

Ministry of Foreign Affairs